

市 政 概 要

令 和 7 年 度 版

水 戸 市 議 会 事 務 局



【水戸市役所】



【議 場】

も く じ

水戸市の現況

1

概要

3

都市形成

人口・世帯数の推移

人口動態

産業別（男女別15歳以上）就業者数

年齢別人口

1人当たり市民所得

市勢一覧

市域の推移

議会

7

議員定数

会派等及び党派別議員数

定例会及び臨時会

本会議開催日数（令和6年実績）

定例会の会議日程（令和7年第1回定例会）

本会議質問者数及び質問時間（令和6年実績）

議案配付と説明

質疑及び質問

議案付託

委員会等の運営

委員会等の活動状況（令和6年実績）

請願，陳情

議員提案条例

議会改革

議会費（令和7年度当初予算）

議員報酬及び費用弁償等

議会発行の刊行物

視察来訪者数（令和6年度実績）

照会受理件数（令和6年度実績）

情報公開件数（令和6年度実績）

個人情報保護制度に関する請求の件数（令和6年度実績）

歴代正副議長

議会事務局組織及び事務分掌（令和7年度）

議員席次表

水戸市議会各種役員名簿

市長公室

23

歴代市長

姉妹・親善都市，友好交流都市

水戸市第7次総合計画の推進

水戸市第7次総合計画「重点プロジェクト」の推進

地方創生に向けた取組の推進

茨城県旧県庁舎（三の丸庁舎）の跡地利用

文化行政の推進

広域行政の推進

公共交通機関の維持・確保と利用促進

安全で快適な自転車利用環境の実現

バリアフリー化の推進

情報システム

D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

広報広聴

総務	37
水戸市行財政改革プランの推進	行政組織図
職員定数及び現員数	職員の初任給基準
一般行政職の給料及び年齢等	職員旅費 特別職等の給料
各種委員の報酬	職員研修 市役所新庁舎整備 市民課窓口業務
財務	53
令和7年度予算の主な事業	令和7年度一般会計歳入内訳
令和7年度一般会計歳出内訳（目的別）	
令和7年度一般会計歳出内訳（性質別）	令和6年度決算状況
工事契約の状況	建設工事等契約制度 工事検査の状況 市税
市民協働	69
市民活動	消費生活 市民センター 協働
交通安全対策	防災・危機管理 防犯灯
芸術文化の振興	国際交流の推進 平和事業の推進
市民スポーツの振興	大規模スポーツイベントの充実
地域プロスポーツチームとの交流	体育施設
男女平等参画行政の推進	
生活環境	93
環境	し尿・浄化槽汚泥処理 浄化槽等の状況
水戸市見川クリーンセンター	水戸市斎場 水戸市公園墓地
ごみ減量化・再資源化の推進	廃棄物の適正処理等
水戸市清掃工場「えこみっと」	水戸市一般廃棄物第三最終処分場
ごみの処理量（令和6年度実績）	
福祉	107
民生（児童）委員の活動	社会福祉事業
水戸市地域福祉計画（第4次）の推進	
令和7年度社会福祉法人水戸市社会福祉協議会事業計画	
生活保護事業	障害者自立支援給付事業 障害者地域生活支援事業
総合福祉作業施設運営事業	精神障害者社会復帰施設運営事業
重症心身障害者通園施設「あけぼの学園」運営事業	
その他の障害福祉関係事業	高齢者福祉
社会福祉法人，社会福祉施設等に対する指導監査	介護保険

こども・子育て	137
水戸市こども計画の推進	就学前の教育・保育の充実
保育所等の運営	総合的な放課後児童対策の推進
地域における子育て支援の充実	健やかな妊娠・出産・育児への支援
適正な児童養育等の推進	ひとり親家庭等への支援
配慮が必要なこどもへの支援の充実	結婚支援
保健医療	151
水戸市保健所施設	水戸市休日夜間緊急診療所の運営
献血の推進	医事 薬事 地域医療 保健衛生
健康づくり	感染症対策 国民健康保険 医療福祉
国民年金	
産業経済	169
商業の概況	工業の概況 商工業助成策 中小企業金融対策
計画の推進	観光 農林 令和7年度主な農林関係事業
令和7年度主な農地関係事業	農業経営の安定対策事業の推進
水戸市公設地方卸売市場	
建 設	197
私道整備事業助成制度	市道認定基準
都市計画	229
沿革	都市計画区域 市街化区域・市街化調整区域
地域地区	都市施設 市街地再開発事業 地区計画等
公園	植物公園 土地区画整理事業 市営住宅
水戸市営駐車場	
教 育	263
水戸市教育施策大綱	令和7年度水戸市教育行政方針 学校教育
市立学校施設状況	学校給食 生涯学習 青少年教育の推進
少年自然の家	歴史的資源の保全と活用 水戸市立博物館
水戸市内原郷土史義勇軍資料館	水戸市立図書館
水戸市総合教育研究所	

上下水道	311

【水道】

沿革	創設及び拡張事業等の推移	主要施設	給水状況
水道料金			

【下水道】

公共下水道整備事業	都市下水路整備事業	排水路整備事業
農業集落排水整備事業		

消 防	321

消防行政の現況等	消防職員配置状況
消防局及び消防署の消防機械器具一覧表	
消防機構人員及び現有機械器具	火災発生件数・焼損面積・損害額
火災発生状況	救急出動件数及び搬送人員

そ の 他	327

(公財)水戸市芸術振興財団
(一財)水戸市公園協会
(公財)水戸市スポーツ振興協会
(一財)水戸市農業公社
(公社)水戸市シルバー人材センター
(一社)水戸観光コンベンション協会
(公財)水戸市国際交流協会
(一財)水戸市商業・駐車場公社
(福)水戸市社会福祉協議会
(一財)水戸市勤労者福祉サービスセンター

水戸市の現況

本市は、茨城県中央のやや東部の太平洋岸に近接し、市役所は東経140度28分、北緯36度21分に位置している。市域面積は217.32㎢であり、その地形は、那珂川とその支流の桜川の流域によって構成される東部の低地地区、上市及び南西部の水戸台地と呼ばれる台地地区、八溝山系の外縁部に当たる北西部の丘陵地区の三地形区に分けられ、そのうち台地部分が最も広い面積を占めている。

古代から海や川の出入り口は「みと」又は「みなと」と呼ばれており、本市の場合、那珂川と桜川・千波湖との間に突出した台地の地形上の特色により「みと」と呼ばれた。

この地が「水戸」という特定の地名となったのは、いつ頃か明らかではないが、吉田薬王院文書（西暦1400年頃、応永年間のもものと推定）に現れたのが早い例とされている。

水戸の「まち」が形成されるに至った起源は、平安時代の末期、馬場氏が現在の水戸城跡に館を構えたことに始まると言われている。その後、明治4年の廃藩置県までの間に水戸の支配者は4家を数えたが、特に、江戸時代には、徳川御三家の一つである水戸徳川家の城下町として、関東では江戸に次ぐ城市として拡大整備され、今日の町割の原型が形成された。

そして、明治8年、ほぼ現在の県域を持つ茨城県が誕生し、水戸市に茨城県庁が設置され、明治22年4月1日に市制を施行、昭和20年の戦災により市域の大半を焼失したが、いち早く復興し、昭和24年から昭和33年の間に隣接10か村を合併し市域を拡大した。

平成元年4月1日には、市制施行100周年を迎えるに当たって、この記念すべき100周年の記念事業として、水戸芸術館を建設した。芸術館の運営については、公益財団法人水戸市芸術振興財団が行い、専属の楽団、劇団の公演及び特色ある美術展などによって、我が国を代表する芸術活動の場としている。

平成4年3月3日には、これまで広域行政の在り方等の調査研究を行ってきた隣接村である常澄村と実に34年ぶりに合併を行い、平成13年4月1日には特例市へ移行し、平成17年2月1日には内原町との合併を行った。

令和2年4月1日には県内初となる中核市へ移行し、保健衛生や民生、環境保全など幅広い分野において、県と同等の権限を数多く持つことになった。

人口は、令和7年4月1日現在で265,583人を数えるに至っている。

地区別人口の状況を見ると、市域の周辺地域等において、人口の減少傾向が見られる反面、南部を中心とした地域で増加傾向にある。

また、産業構造を就業者人口の推移から見ると、農業を中心とする第1次産業は、年々減少を続け、昭和50年に9.3%であったものが、令和2年には2.3%まで激減している。第2次産業は、昭和50年に21.4%あり、その後、平成7年から減少傾向にあったが、令和2年には18.2%に持ち直した。また、商業・サービス業を中心とする第3次産業は、昭和50年の69.0%から令和2年には77.2%と更に増加し、第3次産業に集中した産業特性が一層顕著になっている。

近年の主な事業等として、平成28年には、2月に「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。7月に茨城県央地域定住自立圏形成協定を締結した。10月に市内を巡る初のフルマラソン大会「第1回水戸黄門漫遊マラソン」を開催した。11月に第40回世界オセロ選手権大会が、本市で10年ぶりに開催された。

平成29年には、2月にエンジン01オープンカレッジが開催された。4月に18歳までの子どもの支援を行う場として上水戸に子ども発達支援センター「すくすく・みと」を開設した。

平成30年には、明治改元から150年を迎え、各種記念事業を展開した。11月に市役所新庁舎が完成し、一部業務を開始した（平成31年1月4日フルオープン）。また、第6次総合計画のうち、優先的かつ集中的に取り組む施策や事業を定めた「魁のまちづくりNEXTプロジェクト」を策定した。

平成31年・令和元年には、市制施行130周年を迎え、記念施設として東町運動公園体育館「アダストリアみとアリーナ」をオープンした。9月、10月に茨城県で45年ぶりとなる国民体育大会（いきいき茨城ゆめ国体）が開催された。10月に台風第19号の影響で河川の氾濫が発生し、建物の浸水など市民生活に甚大な被害が生じた。

令和2年には、2月に水戸城大手門が完成し、記念式典を開催した。4月に中核市移行に伴い、市保健所や動物愛護センターを開設するとともに、「元気な明日を目指す健康都市宣言」を行った。また、新清掃工場「えこみっと」を供用開始した。

令和3年には、新型コロナウイルス感染症の予防に向け、3月から本格的にワクチン接種事業を開始した。4月に植物公園がリニューアルオープンした。6月に水戸城二の丸角櫓及び土塀が完成し、前年完成の大手門とあわせ、水戸城歴史的建造物復元整備事業が完了した。11月に連携中枢都市圏形成に向けた「連携中枢都市宣言」を行った。

令和4年には、2月に本市と連携8市町村間で「いばらき県央地域連携中枢都市圏形成に係る連携協約」を締結した。ロシアのウクライナへの軍事侵攻を受け、3月に議員提案により本件について断固抗議する決議を全会一致で可決し、内閣総理大臣や国会等に決議文を送付した。また、議員提案により、6月に「水戸市納豆の消費拡大に関する条例」を、9月に「水戸市地産地消の推進に関する条例」を制定した。12月に都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線を供用開始した。

令和5年には、4月に中学校給食費の無償化を開始した。7月に新たな交流・にぎわい創出の拠点として市民会館が開館した。8月に水戸黄門まつりの本祭を4年ぶりに開催した。10月にいきいき交流センター「あかしあ」を供用開始した。12月に市民会館でG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合が開催された。

令和6年には、3月に議員提案の「水戸市議会ハラスメントの根絶に関する条例」を制定した。4月に都市づくりの基本方針となる「第7次総合計画ーみと魁・Nextプランー」がスタートした。6月定例会から本会議におけるリアルタイムの字幕表示システムを導入した。

令和7年には、6月定例会から本会議傍聴者向けの無料の託児サービスを開始した。

概

要

1 都市形成

総面積	東西	南北
217.32km ²	23.7km	18.2km

2 人口・世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年 別	面 積	世 帯 数	人 口			人口密度 (1km ² につき)
			総 数	男	女	
	km ²	世帯	人	人	人	人
明治22年	6.17	5,052	25,591	12,745	12,846	4,147.6
30	〃	5,357	32,368	16,153	16,215	5,246.0
40	〃	6,631	37,532	18,797	18,735	6,083.0
大正元年	〃	7,749	42,223	21,048	21,175	6,843.3
10	〃	8,738	43,930	21,762	22,168	7,119.9
15	〃	9,752	47,983	23,700	24,283	7,776.8
昭和5年	〃	10,269	50,422	25,003	25,419	8,172.1
8	13.26	12,950	64,771	32,663	32,108	4,884.7
10	〃	12,946	62,770	30,627	32,143	4,733.8
20	〃	11,304	49,495	23,161	26,334	3,732.7
24	13.37	15,824	67,885	32,946	34,939	5,077.4
27	39.23	18,696	82,351	39,372	42,979	2,099.2
30	86.93	23,850	110,436	53,063	57,373	1,270.4
32	111.54	26,065	120,775	58,130	62,645	1,082.8
33	146.02	28,558	132,944	64,061	68,883	910.5
35	145.99	32,717	139,389	67,103	72,286	954.8
40	145.96	40,122	154,983	74,812	80,171	1,061.8
50	〃	60,158	197,953	96,244	101,709	1,356.2
60	〃	76,429	228,985	111,855	117,130	1,568.8
平成元年	147.01	80,988	233,962	114,300	119,662	1,591.5
4	175.90	88,644	246,600	120,581	126,019	1,401.9
10	〃	94,988	247,186	120,909	126,277	1,405.3
17	217.45	104,521	262,603	127,435	135,168	1,207.6
19	217.43	107,282	263,661	127,829	135,832	1,212.6
20	〃	108,755	264,171	128,013	136,158	1,215.0
25	〃	116,042	270,859	132,147	138,712	1,245.7
26	217.32	117,163	270,876	132,193	138,683	1,246.4
30	〃	121,091	270,289	132,507	137,782	1,243.7
令和元年	〃	122,116	269,661	132,170	137,491	1,240.8
2	〃	122,598	270,685	132,537	138,148	1,245.6
3	〃	124,054	270,450	132,435	138,015	1,244.5
4	〃	125,038	269,502	131,978	137,524	1,240.1
5	〃	125,938	268,231	131,458	136,773	1,234.3
6	〃	127,077	266,965	130,830	136,135	1,228.4

※ 人口密度については、小数点以下第2位を四捨五入

3 人口動態

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自然動態	出生	人 2,223	人 2,129	人 2,013	人 1,869	人 1,977	人 1,828	人 1,669
	死亡	2,804	2,847	2,974	3,193	3,000	3,309	3,474
	自然増	△581	△718	△961	△1,324	△1,023	△1,481	△1,805
社会動態	転入	11,424	11,723	11,077	11,189	10,872	11,030	10,713
	転出	11,601	11,578	10,648	11,011	10,073	10,760	10,284
	社会増	△177	145	429	178	799	270	429
人口増(△)減		△758 (△0.28%)	△573 (△0.21%)	△532 (△0.20%)	△224 (△0.08%)	△1,146 (△0.42%)	△1,211 (△0.43%)	△1,376 (△0.51%)

4 産業別（男女別15歳以上）就業者数

産業（大分類）	平成22年	平成27年	令和2年			
			総数	男	女	構成比
	人	人	人	人	人	%
総数	125,207	127,846	126,968	70,095	56,873	100
第1次産業	3,475	3,283	2,892	1,822	1,070	2.3
農業，林業	3,408	3,225	2,836	1,778	1,058	2.2
うち農業	3,359	3,169	2,779	1,733	1,046	2.2
漁業	67	58	56	44	12	0.0
第2次産業	21,880	23,551	23,135	17,778	5,357	18.2
鉱業，採石業，砂利採取業	14	19	28	21	7	0.0
建設業	9,550	10,138	9,992	8,097	1,895	7.9
製造業	12,316	13,394	13,115	9,660	3,455	10.3
第3次産業	92,296	94,739	97,991	48,915	49,076	77.2
電気・ガス・熱供給・水道業	929	922	939	771	168	0.7
情報通信業	2,590	2,802	2,831	2,014	817	2.2
運輸業，郵便業	5,660	5,772	6,179	4,833	1,346	4.9
卸売業，小売業	22,977	21,875	21,691	10,486	11,205	17.1
金融業，保険業	4,881	4,662	4,365	2,275	2,090	3.4
不動産業，物品賃貸業	2,343	2,523	2,679	1,510	1,169	2.1
学術研究，専門・技術サービス業	5,574	5,554	5,854	4,028	1,826	4.6
宿泊業，飲食サービス業	7,687	7,299	6,978	2,525	4,453	5.5
生活関連サービス業，娯楽業	5,449	5,304	5,117	2,039	3,078	4.0
教育，学習支援業	7,121	7,281	7,450	3,255	4,195	5.9
医療，福祉	13,510	15,789	18,046	4,894	13,152	14.2
複合サービス業	471	782	744	438	306	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	7,666	7,970	8,359	5,317	3,042	6.6
公務	5,438	6,204	6,759	4,530	2,229	5.3
分類不能の産業	7,556	6,273	2,950	1,580	1,370	2.3

※総数は、「分類不能の産業」を含みます。

資料 総務省統計局「国勢調査」

※構成比％は、「分類不能の産業」を含めて算出しています。

5 年齢別人口

区分 年次	総人口		0～14才		15～64才		65才以上	
昭和55年	215,566人	100.0%	54,190人	25.1%	144,246人	66.9%	16,885人	7.8%
60	228,985	100.0	52,265	22.8	156,547	68.4	19,971	8.7
平成2年	234,968	100.0	45,471	19.4	163,764	69.7	24,301	10.3
7	246,347	100.0	41,878	17.0	171,231	69.5	32,372	13.1
12	246,739	100.0	38,317	15.5	168,589	68.3	39,359	16.0
17	262,603	100.0	38,118	14.5	174,321	66.4	49,935	19.0
22	268,750	100.0	37,340	14.1	169,886	64.1	57,793	21.8
27	270,783	100.0	34,839	13.2	163,039	61.7	66,236	25.1
令和2年	270,685	100.0	33,685	12.8	158,472	60.2	70,922	27.0

※総人口には年齢不詳分含む。

資料 総務省統計局「国勢調査」

6 1人当たり市民所得

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	1人当たり 市民所得	格差	対前年 度比	1人当たり 市民所得	格差	対前年 度比	1人当たり 市民所得	格差	対前年 度比	1人当たり 市民所得	格差	対前年 度比	1人当たり 市民所得	格差	対前年 度比
	千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%
国	3,181	100.0	0.8	3,181	100.0	0.0	2,980	100.0	△6.3	3,153	100.0	5.8	3,274	100.0	3.8
県	3,398	106.8	0.6	3,335	104.8	△1.9	3,141	105.4	△5.8	3,452	109.5	9.9	3,479	106.3	0.8
市	3,638	114.4	1.1	3,597	113.1	△1.1	3,362	112.8	△6.5	3,686	116.9	9.6	3,828	116.9	3.8

資料 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」、県統計課「市町村民経済計算」

7 市勢一覧

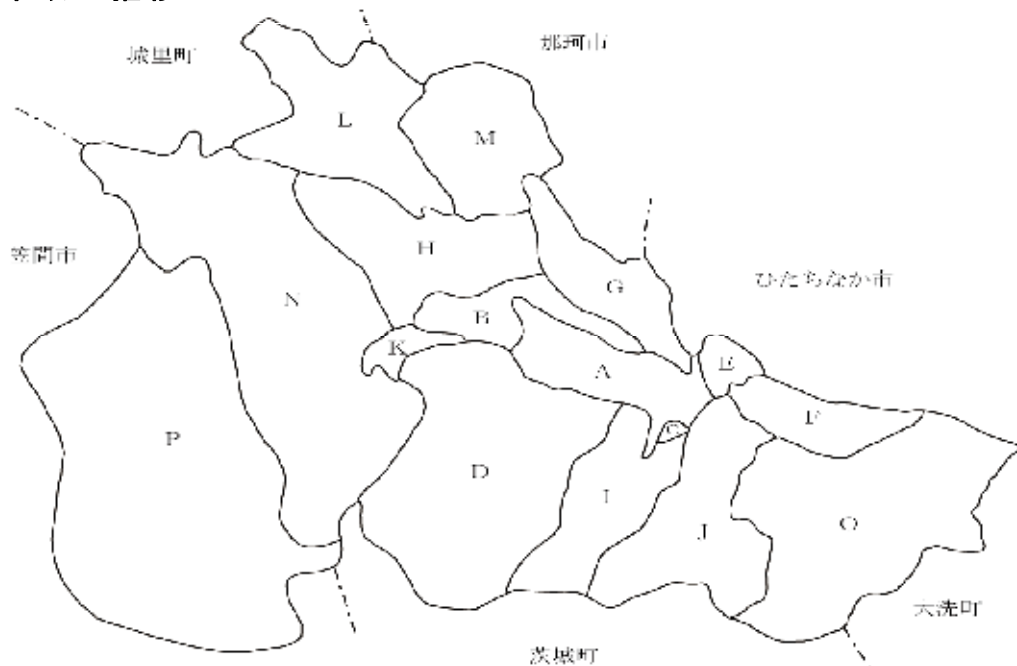
区 分	単位	数 値	調査年月日	区 分	単位	数 値	調査年月日
面 積	km ²	217.32	6.10.1	総 農 家 数	戸	3,646	2.2.1
世 帯 数	世帯	127,077	6.10.1	経営耕地面積※1	Ha	3,718	2.2.1
人 口	人	266,965	6.10.1	山 林 面 積	km ²	30.11	3.1.1
人 口 密 度	人/km ²	1,228.4	6.10.1	製造業事業所数※2	所	198	2.6.1
1世帯当たり人員	人	2.10	6.10.1	製造品出荷額等※2	万円	14,115,434	2.6.1
出 生 数	人	1,669	令和6年	自動車登録車両台数	台	157,174	5.3.31
出 生 率	‰	6.25	令和6年	軽自動車課税車両台数	台	94,479	5.4.1
死 亡 者 数	人	3,474	令和6年	加入電話・公衆電話数	台	31,787	5.3.31
死 亡 率	‰	13.01	令和6年	市 内 総 生 産	百万円	1,265,565	令和2年度
人口集中地区面積	km ²	37.51	2.10.1	医 療 施 設 数	所	719	5.3.31
人口集中地区人口	人	174,150	2.10.1	病 床 数	床	3,413	5.3.31
常 住 人 口	人	270,685	2.10.1	医 師・歯科医師数	人	1,011	5.12.31
昼 間 人 口	人	295,673	2.10.1	幼 稚 園 数	園	23	6.5.1
就 業 者 数	人	126,968	2.10.1	うち国公立	園	9	6.5.1
第1次産業就業者比	人(%)	2,892 (2.3)	2.10.1	幼保連携型認定こども園数	園	7	6.5.1
第2次産業就業者比	人(%)	23,135 (18.2)	2.10.1	小 学 校 数	校	35	6.5.1
第3次産業就業者比	人(%)	97,991 (77.2)	2.10.1	中 学 校 数	校	19	6.5.1
事 業 所 数	所	12,547	3.6.1	義務教育学校数	校	1	6.5.1
従 業 員 数	人	160,156	3.6.1	高 等 学 校 数	校	15	6.5.1
中等教育学校数	校	1	6.5.1	市 道 舗 装 率	%	79.7	5.4.1

区 分	単位	数 値	調査年月日	区 分	単位	数 値	調査年月日
大 学 数 (短大を含む)	校	3	6.5.1	都 市 公 園 面 積	Ha	321.58	5.4.1
特別支援学校数	校	6	6.5.1	市民1人当たり都市公園面積	m ²	12.0	5.4.1
高校進学率※3	%	99.3	令和6年度	上 水 道 普 及 率	%	99.4	令和5年度
保 育 所 数	所	59	5.4.1	公共下水道普及率	%	80.7	5.4.1
うち公立	所	11	5.4.1				

資料 国土交通省国土地理院「市町村別面積調」、総務省統計局「国勢調査」・「経済センサス-活動調査」、
農林水産省「農(林)業センサス」、県統計課「工業統計調査結果報告書」・「学校基本調査結果報告書」・
「市町村民経済計算」、県教育委員会「教育委員会・学校データ」

- ※ 1 販売農家(経営耕地が30a以上又は農産物販売額が50万円以上の農家)のみの数値
※ 2 製造業事業所数・製造品出荷額等は、従業者4人以上の事業所
※ 3 前年度3月卒業者の各年度5月1日現在の状況を集計した数値

8 市域の推移



市域のひろがり

符号	編入年月日	旧 町 村 名	面積 (km ²)	人口 (人)
A	明治22年4月1日	市 制 施 行	6.17	25,591
B	昭和8年3月15日	常 磐 村	13.26	64,771
C	〃 24年11月3日	吉 田 村 の 一 部	13.37	67,885
D	〃 27年4月1日	緑 岡 村	39.23	82,351
E	〃 27年4月1日	上 大 野 村 の 一 部		
F	〃 30年4月1日	上 大 野 村		
G	〃 30年4月1日	柳 河 里 村	86.93	110,436
H	〃 30年4月1日	渡 里 村		
I	〃 30年4月1日	吉 田 村		
J	〃 30年4月1日	酒 門 村 の 一 部		
K	〃 30年4月1日	河 和 田 村 の 一 部		
L	〃 32年6月1日	飯 富 村	111.54	120,775
M	〃 32年6月1日	国 田 村		
N	〃 33年4月1日	赤 塚 村	146.02	132,944
O	平成4年3月3日	常 澄 村	175.90	246,600
P	〃 17年2月1日	内 原 町	217.45	262,603

- 注 1 面積と人口は各年10月1日現在
2 平成19年10月1日から笠間市との境界修正を要因として、面積を217.43km²とした。
3 平成26年10月1日から国土地理院の地図改正を要因として、面積を217.32km²とした。

議

会

1 議員定数

条例定数 28人

2 会派等及び党派別議員数

(令和7年6月25日現在(単位:人))

党 派 会 派 等	公明党	自 由 民主党	日 本 共産党	立 憲 民主党	国 民 民主党	日 本 維新の会	参政党	無所属	合 計
魁, 水戸		1						5	6
公明党水戸市議会	5								5
政和維新		1				1	1	2	5
水戸みらい		1						3	4
日本共産党水戸市議団			3						3
立憲みと				3					3
国民民主党みと					1				1
水政会		1							1
合 計	5	4	3	3	1	1	1	10	28

※ 会派の構成要件…所属議員が3人以上

※ 党派については、令和5年改選時の政党公認者を示している。

3 定例会及び臨時会

定例会は、水戸市議会定例会の回数を定める条例及び水戸市議会定例会に関する規則により、毎年3月、6月、9月及び12月の年4回開催する。

臨時会は、必要に応じ、あらかじめ告示された特定の付議事件を処理するために開催し、その会期は通常1日である。

4 本会議開催日数(令和6年実績)

区 分	会 期	日数(日)	うち本会議日数(日)
第1回定例会	3月4日～3月21日	18	5
第2回定例会	6月3日～6月18日	16	5
第3回定例会	9月2日～9月24日	23	5
第4回定例会	12月2日～12月17日	16	5
小 計		73	20
第1回臨時会	2月20日	1	1
小 計		1	1
合 計		74	21

5 定例会の会議日程（令和7年第1回定例会）

日次	月日	曜	会 議 等	会 議 内 容	事 項
	2/24	月	-----	-----	議会招集告示 議会運営委員会
	25	火			
	26	水			
	27	木			
	28	金			
	3/1	土			
	2	日			
1	3	月	本 会 議	提 案 理 由 説 明	議会運営委員会 議案説明会
2	4	火	議 案 調 査		発言通告締切
3	5	水	議 案 調 査		
4	6	木	議 案 調 査		
5	7	金	議 案 調 査		
6	8	土	議 案 調 査		
7	9	日	議 案 調 査		
8	10	月	本 会 議	代 表 質 問	質問者 5 人
9	11	火	本 会 議	議 案 質 疑 一 般 質 問	質問者 1 人 質問者 11 人
10	12	水	本 会 議	一 般 質 問	質問者 8 人 議案等付託
11	13	木	常 任 委 員 会	付 託 議 案 等 審 査	各常任委員会
12	14	金	常 任 委 員 会	付 託 議 案 等 審 査	各常任委員会
13	15	土	議 案 調 査		
14	16	日	議 案 調 査		
15	17	月	常 任 委 員 会	付 託 議 案 等 審 査	各常任委員会
16	18	火	議 案 調 査		議会運営委員会
17	19	水	-----	-----	議会運営委員会 全員協議会
			本 会 議	委 員 長 報 告 (議 了)	

6 本会議質問者数及び質問時間（令和6年実績）

区 分	質 問 者 数 (人)	質 問 時 間	答 弁 時 間	合 計 時 間
第 1 回 定 例 会	25	7 時間08分	7 時間15分	14時間23分
第 2 回 定 例 会	24	5 時間24分	5 時間27分	10時間51分
第 3 回 定 例 会	25	6 時間59分	6 時間33分	13時間32分
第 4 回 定 例 会	24	5 時間57分	6 時間26分	12時間23分
合 計	98	25時間28分	25時間41分	51時間09分

7 議案配付と説明

- ・市長提出議案の写し（議案書）は、議会招集告示日に議長名をもって配付する。
- ・市長提出議案（人事案件を除く）は、市長から提案理由の説明があった後、散会（臨時会の場合は休憩）し、議案説明会を開催の上、所管部長等から各議案の内容について説明を受ける。

8 質疑及び質問

(1) 発言通告

- ・ 発言通告書は、議案説明会終了後から発言通告期限までに、本人が提出する。
- ・ 議事の効率化を図るため、発言通告書には発言要旨を具体的に記載する。
- ・ 発言通告期限は、議会運営委員会で定める。期限後の通告は、これを認めない。
- ・ 発言通告の要旨は、本会議において、タブレット端末により配付する。

(2) 代表質問、議案質疑及び一般質問

代表質問は、定例会ごとに行う。発言順序は、所属議員数の多い会派（会派の構成要件は、所属議員が3人以上）順とする。また、議案質疑及び一般質問の発言順序は、通告順とする。

発言回数は、同一議員につき、同一議題について、代表質問、議案質疑及び一般質問のいずれも2回までとする。

(3) 会派持ち時間

会派持ち時間は、本会議日数の正味質問時間を全議員（議長を除く）数で除し（10分未満切り捨て）、その時間に会派等所属議員数を乗じた時間とする。ただし、3月及び9月定例会における会派持ち時間は30分を加算し、3人に満たない会派等には、各定例会において15分を加算する。

発言時間は、質問者1人につき、答弁を含めて1時間（3月定例会の代表質問に限り1時間20分）程度とする。

9 議案付託

・ 予算、条例などの各議案は、所管の常任委員会に付託する。ただし、議員提出の決議案、意見書案及び市長提出の人事案件は、委員会の付託を省略する。

・ 一般会計予算のうち、歳出、継続費、債務負担行為及び繰越明許費は、所管の常任委員会に分割して付託する。

なお、歳入、地方債及び一時借入金等は、総務環境委員会に付託する。

・ 特別会計及び公営企業会計予算は、所管の常任委員会に付託する。

・ 予算以外の議案で、2以上の委員会に関連するものは、歳出予算を所管する常任委員会に付託するが、付託委員会を定めがたい場合には、議会運営委員会に諮り決定する。その他の案件（市長提出議案、請願・陳情）についても、付託委員会を定めがたい場合には、議会運営委員会に諮り決定する。

・ 一般会計及び特別会計決算認定の件並びに公営企業会計決算認定の件は、9月定例会の会期の初日にそれぞれ特別委員会を設置し、一般質問終了後に各決算認定議案等を付託し、会期中に審査した後、会期の最終日に委員長報告する。それぞれの決算特別委員会の委員は、議長、監査委員を除く全議員を二分して充てる。

10 委員会等の運営

(1) 総則

ア 委員席と執行機関席は対面して配列し、発言はマイクを用いて、起立して行う。

イ 委員会の付託事件の審査は、所管事務調査より先に行う。

ウ 請願，陳情の審査は，「12 請願，陳情」の「(2) 取り扱い」を参照

エ 委員会は，制限公開とする。ただし，その取り扱いは，水戸市議会委員会傍聴規程による。

オ 委員会における表決の方法は，挙手により行う。

(2) 常任委員会

ア 総務環境委員会（定数 7）

所管事項……市長公室，総務部，財務部，市民協働部，生活環境部，会計課，
選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，他の委員会の所管に属さない事項

イ 文教福祉委員会（定数 7）

所管事項……福祉部，こども部，保健医療部，教育委員会

ウ 産業消防委員会（定数 7）

所管事項……産業経済部，消防局，農業委員会

エ 建設企業委員会（定数 7）

所管事項……建設部，都市計画部，上下水道局

オ 任期は，選任の日から翌々年の 2 回目に開催される定例会の招集の日の前日までとする。
ただし，後任者が選任されるまで在任する。

カ 議長は，一旦，常任委員となるが，正副委員長互選の後，常任委員を辞任するのが例である。

(3) 議会運営委員会

ア 構成

各会派の所属議員数の比率により選出された正副議長を除く 8 人の委員

イ 所管事項

- ・議会の運営に関する事項
- ・議会の会議規則，委員会に関する条例等に関する事項
- ・議長の諮問に関する事項
- ・次期定例会等の会期及び議事日程等に関する事項

ウ 活動状況

おおむね議会招集告示日に開催するほか，会期中に必要な場合は，その都度開く。

(4) 特別委員会

ア 決算特別委員会

・構成

委員は，議長，監査委員を除く全議員を公営企業会計決算特別委員会と二分する。

・付議事件

一般会計及び特別会計決算に関する事項

・設置年月日

9 月定例会の会期の初日に設置

イ 公営企業会計決算特別委員会

・構成

委員は，議長，監査委員を除く全議員を決算特別委員会と二分する。

・付議事件

水道事業会計及び下水道事業会計決算に関する事項

・設置年月日

9 月定例会の会期の初日に設置

ウ 市民会館及び周辺地区にぎわいづくり調査特別委員会

- ・定 数
27名
 - ・付議事件
 - (ア) 市民会館及び周辺地区（Mitori0）のにぎわい創出に関する事
 - (イ) 市民会館の利用促進に関する事
 - ・設置年月日
令和5年6月27日
 - エ 議会改革調査特別委員会
 - ・定 数
27名
 - ・付議事件
議会の改革に関する事
 - ・設置年月日
令和5年6月27日
 - オ 行財政改革調査特別委員会
 - ・定 数
27名
 - ・付議事件
行財政改革に関する事項
 - ・設置年月日
令和5年9月25日
 - カ 偕楽園・千波湖周辺整備等調査特別委員会
 - ・定 数
27名
 - ・付議事件
偕楽園・千波湖周辺地域の有効活用に関する事項
 - ・設置年月日
令和5年9月25日
 - キ 水泳競技施設等調査特別委員会
 - ・定 数
27名
 - ・付議事件
水泳競技施設等の在り方に関する事項
 - ・設置年月日
令和5年9月25日
 - ク 公共交通体系調査特別委員会
 - ・定 数
27名
 - ・付議事件
公共交通体系の在り方に関する事項
 - ・設置年月日
令和5年9月25日
- (5) 地方自治法第100条第12項及び水戸市議会会議規則第151条第1項の規定に基づく協議等の場**
- ア 全員協議会
 - ・構 成
議長，副議長及び議員

- ・協議事項
 - (ア) 全議員への報告に関する事項
 - (イ) その他議長が必要と認める事項
- イ 代表者会議
 - ・構成
 - 議長，副議長，議会運営委員会の委員長及び副委員長並びに会派の代表者
 - ・協議事項
 - (ア) 会派及び会派等に関する事項
 - (イ) 人事に関する事項
 - (ウ) 各種役員に関する事項
 - (エ) 慶弔に関する事項
 - (オ) その他議長が必要と認める事項
- ウ 議会報編集委員会
 - ・構成
 - 議長，副議長及び会派の所属議員数の比率等により推薦された10名以内の委員
 - ・協議事項
 - (ア) 水戸市議会報発行に関する事項
 - (イ) その他委員会が必要と認める事項

11 委員会等の活動状況（令和6年実績）

区 分	開催回数（回）
総務環境委員会	22
文教福祉委員会	24
産業消防委員会	21
建設企業委員会	22
議会運営委員会	21
決算特別委員会	4
公営企業会計決算特別委員会	4
市民会館及び周辺地区にぎわいづくり調査特別委員会	1
議会改革調査特別委員会	9
行財政改革調査特別委員会	5
偕楽園・千波湖周辺整備等調査特別委員会	3
水泳競技施設等調査特別委員会	1
公共交通体系調査特別委員会	1
水戸市第7次総合計画基本構想審査特別委員会	7
全 員 協 議 会	9
代 表 者 会 議	7
議会報編集委員会	7

※特別委員会は改選後に設置されたものを掲載。

12 請願，陳情

(1) 受理（令和6年実績） 8件（請願3件，陳情5件）

(2) 取り扱い

・定例会の場合は，議会招集告示日までに提出されたものはその議会に付議し，会期中に審査する。招集告示日の翌日から返り初日（代表質問の始まる日）までに提出されたものはその議会に付議し，閉会中の継続審査とする。

- ・臨時会の場合は、議会招集日の10日前までに提出されたものはその議会に付議し、閉会中の継続審査とするが、閉会中に審査する委員会の開催が見込まれない場合には、次の議会に付議する。なお、その期日までに提出が間に合わなかったものは、次の議会に付議する。
- ・議員任期最後の3月定例会提出分（代表質問が始まる日までに提出されたもの）の請願又は陳情は、当該会期中に審査する。
- ・議員任期最後の3月定例会の代表質問が始まる日の翌日から議員の任期満了までの間に提出された請願又は陳情は、現職の議長名で受理する。
- ・議員の任期満了後、新たな議長が選出されるまでの間に提出された請願又は陳情は、「水戸市議会議長」として受理する。
- ・請願又は陳情に対する採否は、会期の最終日に行う。ただし、委員任期満了に伴う常任委員及び議会運営委員改選の議会においては、議会招集日（委員改選前）に行う。なお、委員会報告書が不採択とすべきものである場合は、あらかじめ議会運営委員会に報告し、全議員に周知する。
- ・請願又は陳情の処理の経過及び結果は、執行機関へ報告を求め、報告書の写しを招集日の当日、議席に配付する。
- ・採択又は不採択となった請願又は陳情は、議会報に掲載し、提出者への通知に代える。
- ・陳情は、請願と同じ取り扱いとする。ただし、郵送又はオンラインによる方法により提出された陳情、個人名が記載されている陳情、外交・防衛に関する陳情、市外在住者が代表者になっている陳情は、その写しを各議員宛て配付するにとどめ、議会に付議しない。

13 議員提案条例

- 平成26年4月1日施行 水戸市地元酒等による乾杯の推進に関する条例
- 令和4年6月24日施行 水戸市納豆の消費拡大に関する条例
- 令和4年9月30日施行 水戸市地産地消の推進に関する条例
- 令和6年3月26日施行 水戸市議会ハラスメントの根絶に関する条例

14 議会改革

- ・昭和63年第1回定例会から、庁舎1階ロビーにおいて、市民向けのテレビ放送（本会議）を開始。
- ・平成14年第3回定例会から、庁舎1階ロビーにおいて、市民向けのテレビ放送（常任委員会及び特別委員会）を開始。
- ・平成21年第3回定例会から、インターネットによる本会議のライブ配信と録画配信を開始。
- ・平成23年第2回定例会から、インターネットによる常任委員会の録画配信並びに常任委員会及び特別委員会会議記録の公開を開始。
- ・令和6年1月からタブレット端末によるペーパーレス会議システムの運用開始。
- ・令和6年第2回定例会から、インターネットによる本会議字幕付き映像配信を開始するとともに、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の会議記録検索システムを導入。
- ・令和7年1月から、中央図書館と連携した議会図書室のレファレンスサービスを開始。

・令和7年第2回定例会から、本会議（代表質問・議案質疑・一般質問を行う日）傍聴者向けの託児サービスを開始。

15 議会費（令和7年度当初予算）

（単位：千円）

区 分	令和7年度	構成比（％）	令和6年度	構成比（％）	差引増減額（△ 減額）
報酬	202,809	35.5	202,453	36.0	356
給料	65,969	11.6	60,016	10.7	5,953
職員手当等	143,573	25.0	137,979	24.6	5,594
共済費	78,607	13.8	80,955	14.4	△ 2,348
報償費	452	0.1	413	0.1	39
旅費	20,933	3.7	21,477	3.8	△ 544
交際費	900	0.2	900	0.2	0
需用費	7,708	1.4	7,894	1.4	△ 186
役務費	379	0.1	387	0.1	△ 8
委託料	10,815	1.9	11,483	2.0	△ 668
使用料及び賃借料	5,976	1.0	5,726	1.0	250
負担金補助及び交付金	32,427	5.7	32,037	5.7	390
合 計	570,548	100.0	561,720	100.0	8,828

16 議員報酬及び費用弁償等

(1) 報 酬

区 分	現 在 の 額	適 用 年 月 日	改定前の額（平8.12.1）
議 長	700,000円	平成10年4月1日	685,000円
副 議 長	630,000円	〃	620,000円
議 員	590,000円	〃	580,000円

(2) 期末手当支給率

令和7年6月から、172.5/100（各期末手当に45/100を乗じた額を加算する。）

(3) 費用弁償

平成22年4月1日より、当分の間、支給を停止する。

(4) 行政視察旅費（令和7年度予算計上額）

ア 常任委員会行政視察（27人）	2,430,000円
イ 議会運営委員会視察（10人）	500,000円
ウ 議会報編集委員会視察（12人）	600,000円
エ 国際親善姉妹都市視察（6人）	1,881,780円
オ 市民会館及び周辺地区にぎわいづくり調査特別委員会（27人）	1,350,000円

カ	議会改革調査特別委員会（27人）	1,350,000円
キ	行財政改革調査特別委員会（27人）	1,350,000円
ク	偕楽園・千波湖周辺整備等調査特別委員会（27人）	1,350,000円
ケ	水泳競技施設等調査特別委員会（27人）	1,350,000円
コ	公共交通体系調査特別委員会（27人）	1,350,000円

(5) 政務活動費

水戸市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（その所属する議員が3人未満の場合を含む）に対し、所属議員数に応じて1人当たり月額9万円を半期ごと（4月、10月）に交付する。

17 議会発行の刊行物

(1) 水戸市議会報

創刊年月日	昭和33年6月21日
規格	A4判 12～16ページ（全面カラー）
発行回数	年4回（議員改選の年は、臨時号を1回発行）
編集	議会報編集委員会

(2) 市政概要

規格	A4判 約340ページ
発行回数	年1回

(3) 議会要覧

規格	A4判 31ページ
発行回数	年1回

18 視察来訪者数（令和6年度実績）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	0	4	1	5	5	0	8	2	0	1	4	0	30
人数	0	56	4	66	26	0	62	10	0	2	39	0	265

19 照会受理件数（令和6年度実績）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	17	22	11	24	22	8	24	13	11	24	6	5	187

20 情報公開件数（令和6年度実績）

請求件数	決定の区分				審査請求
	全部開示	部分開示	不開示		
			うち条例第 7 条該当		
21	19	1	1	—	—

21 個人情報保護制度に関する請求の件数（令和6年度実績）

開示請求，訂正請求，利用停止請求・・・なし

22 歴代正副議長

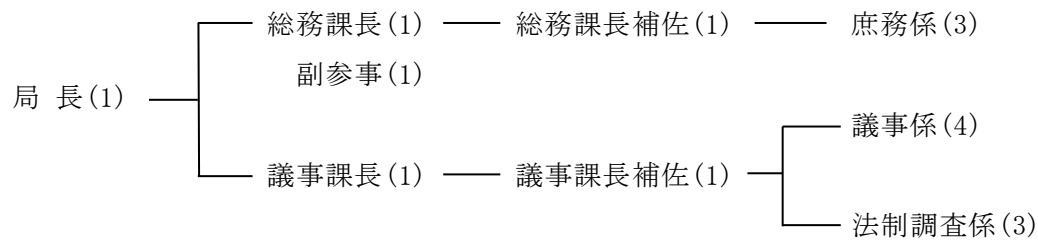
議長					副議長				
代	氏名	就任年月	退任年月		代	氏名	就任年月	退任年月	
初	村田正孝	明22. 5	明28. 4		初	大高織右衛門	明22. 5	明25. 4	
2	西野元聿	明28. 4	明28. 4		2	西野元聿	明25. 4	明28. 4	
3	河村正俊	明28. 4	明28. 12		3	飯村彝	明28. 4	明28. 12	
4	栗田彦六	明29. 1	明31. 4		4	水谷藤助	明29. 1	明31. 4	
5	飯村彝	明31. 4	明32. 4		5	小岩井兼光	明31. 4	明32. 12	
6	西垣正吉	明32. 4	明32. 12		6	臼井義賢	明33. 1	明34. 4	
7	鈴木菊太郎	明33. 1	明37. 4		7	岡部求一	明34. 4	明35. 12	
8	板垣信有	明37. 4	明38. 12		8	金子八郎右衛門	明36. 1	明36. 12	
9	小沢一郎	明39. 1	明39. 12		9	鈴木鍊平	明37. 1	明37. 4	
10	小林元茂	明40. 1	明40. 4		10	大貫寅吉	明37. 4	明38. 12	
11	鈴木鍊平	明40. 4	明42. 12		11	鈴木鍊平	明39. 1	明40. 4	
12	小林元茂	明43. 1	明44. 12		12	小松崎孝重	明40. 4	明42. 12	
13	鈴木文次郎	明45. 1	明45. 4		13	鈴木文次郎	明43. 1	明44. 12	
14	小沼操	明45. 4	大元. 12		14	小沼操	明45. 1	明45. 4	
15	秋山誠明	大2. 1	大10. 4		15	大津金兵衛	明45. 4	大元. 12	
16	小林元茂	大10. 4	大14. 3		16	村田博	大2. 1	大6. 4	
17	師岡廉治	大14. 4	昭4. 4		17	原寛	大6. 4	大10. 4	
18	島村次男	昭4. 4	昭8. 4		18	菊池源一郎	大10. 4	昭4. 4	
19	鈴木剛次郎	昭8. 4	昭14. 9		19	小泉辰寿	昭4. 4	昭5. 12	
20	秋元正	昭14. 10	昭16. 5		20	高橋一郎	昭6. 1	昭12. 4	
21	木村五郎	昭16. 8	昭18. 9		21	伊藤建之助	昭12. 4	昭14. 9	
22	風戸元愛	昭18. 12	昭21. 5		22	金子一	昭14. 10	昭15. 8	
23	伊藤建之助	昭21. 5	昭26. 4		23	桜井末男	昭15. 10	昭16. 5	
24	海野龍夫	昭26. 5	昭27. 7		24	遠山勇	昭16. 7	昭18. 10	
25	金沢正安	昭27. 7	昭28. 11		25	伊藤建之助	昭18. 12	昭21. 5	
26	菊池林	昭28. 11	昭30. 4		26	江幡保	昭21. 5	昭22. 4	
27	遠山勇	昭30. 5	昭34. 3		27	小田部利左衛門	昭22. 5	昭23. 6	
28	田澤重男	昭34. 5	昭36. 4		28	加納賢次郎	昭23. 6	昭24. 3	
29	渡辺源四郎	昭36. 5	昭37. 7		29	遠山勇	昭24. 3	昭26. 4	
30	皆川勝男	昭37. 7	昭38. 4		30	三木隆太郎	昭26. 5	昭27. 6	
31	和知忠雄	昭38. 5	昭40. 6		31	遠山勇	昭27. 7	昭28. 11	
32	安達勝次郎	昭40. 6	昭42. 4		32	久保田今朝武	昭28. 11	昭30. 4	
33	鯉渕尋	昭42. 5	昭44. 5		33	福田彦衛門	昭30. 5	昭32. 5	
34	吉岡長吉	昭44. 5	昭46. 4		34	渡辺源四郎	昭32. 6	昭34. 4	
35	神谷源水	昭46. 5	昭48. 6		35	伊藤栄一	昭34. 5	昭36. 5	
36	川嶋松之介	昭48. 6	昭50. 4		36	和知忠雄	昭36. 5	昭37. 6	
37	木村寛	昭50. 5	昭52. 6		37	安達勝次郎	昭37. 7	昭38. 4	
38	谷津陸夫	昭52. 6	昭54. 4		38	種田六郎	昭38. 5	昭40. 6	
39	常井成一郎	昭54. 5	昭56. 6		39	渡辺源四郎	昭40. 6	昭42. 4	
40	小林一彦	昭56. 6	昭58. 4		40	秋山友蔵	昭42. 5	昭44. 5	
41	大沢千代吉	昭58. 5	昭60. 6		41	大貫信雄	昭44. 5	昭46. 4	
42	大槻栄寿	昭60. 6	昭62. 4		42	佐々木傳三郎	昭46. 5	昭48. 6	
43	加藤一嘉	昭62. 5	平元. 6		43	住谷誓一	昭48. 6	昭50. 4	
44	福島辰三	平元. 6	平3. 4		44	中村善次郎	昭50. 5	昭52. 6	
45	中村善次郎	平3. 5	平5. 6		45	宮田武雄	昭52. 6	昭54. 4	

議 長				副 議 長			
代	氏 名	就任年月	退任年月	代	氏 名	就任年月	退任年月
46	綿 引 喜 男	平 5. 6	平 7. 4	46	大 沢 千代吉	昭54. 5	昭56. 6
47	松 本 勝 久	平 7. 5	平 9. 6	47	枝 川 浩 久	昭56. 6	昭58. 4
48	森 富 士 夫	平 9. 6	平11. 4	48	綿 引 敬	昭58. 5	昭60. 6
49	高 橋 丈 夫	平11. 5	平13. 6	49	加 藤 浩 一	昭60. 6	昭61. 12
50	須 能 昭 一	平13. 6	平15. 4	50	亀 山 克之丞	昭61. 12	昭62. 4
51	小 坪 和 男	平15. 5	平17. 3	51	小 沢 一 郎	昭62. 5	平元. 6
52	小松崎 常 則	平17. 3	平19. 4	52	綿 引 喜 男	平元. 6	平 3. 4
53	伊 藤 充 朗	平19. 5	平21. 6	53	小田木 保 男	平 3. 5	平 4. 11
54	袴 塚 孝 雄	平21. 6	平23. 5	54	榎 沢 誠 一	平 4. 12	平 5. 6
55	渡 辺 政 明	平23. 6	平25. 6	55	三田寺 弘	平 5. 6	平 6. 6
56	田 口 文 明	平25. 6	平27. 5	56	友 部 明	平 6. 6	平 7. 4
57	村 田 進 洋	平27. 6	平29. 6	57	大 縄 敬 二	平 7. 5	平 9. 6
58	村 田 進 洋	平29. 6	平30. 6	58	緑 川 賢 次	平 9. 6	平11. 4
59	田 口 米 蔵	平30. 6	令元. 5	59	伊 藤 充 朗	平11. 5	平13. 6
60	安 藏 栄	令元. 6	令 2. 10	60	田 口 文 明	平13. 6	平15. 4
61	内 藤 丈 男	令 2. 10	令 3. 3	61	渡 辺 政 明	平15. 5	平17. 6
62	須 田 浩 和	令 3. 3	令 5. 5	62	田 山 知賀子	平17. 6	平19. 4
63	大 津 亮 一	令 5. 6	令 7. 6	63	内 藤 丈 男	平19. 5	平21. 6
64	松 本 勝 久	令 7. 6	在 任 中	64	雨 谷 精 一	平21. 6	平23. 5
				65	須 田 浩 和	平23. 6	平25. 6
				66	藤 田 精 治	平25. 6	平25. 11
				67	五十嵐 博	平25. 11	平27. 5
				68	小 室 正 己	平27. 6	平29. 6
				69	木 本 信太郎	平29. 6	平30. 6
				70	木 本 信太郎	平30. 6	令元. 5
				71	黒 木 勇	令元. 6	令 3. 6
				72	大 津 亮 一	令 3. 6	令 5. 5
				73	高 倉 富士男	令 5. 6	令 7. 6
				74	綿 引 健	令 7. 6	在 任 中

23 議会事務局組織及び事務分掌（令和7年度）

(1) 職員定数 16人

(2) 組織図



(3) 事務分掌

【総務課】

○ 庶務係

- ア 事務局内の調整に関すること。
- イ 文書の收受発送及び完結文書の保存に関すること。
- ウ 公印の管守に関すること。
- エ 議員の身分及び報酬，費用弁償，その他給与並びに処遇に関すること。
- オ 職員の人事，厚生，服務及び給与に関すること。
- カ 会計経理及び物品の出納保管に関すること。
- キ 議事堂の管理に関すること。
- ク 自動車の使用に関すること。
- ケ 議長会に関すること。
- コ その他他の主管に属さないこと。

【議事課】

○ 議事係

- ア 本会議，常任委員会及び特別委員会に関すること。
- イ 全員協議会及びその他の会議に関すること。
- ウ 議案，請願，陳情等に関すること。
- エ 議決及び決定事項の通知及び報告に関すること。
- オ 会議録及びその他会議の記録に関すること。
- カ 傍聴に関すること。
- キ その他議会の議事に関すること。

○ 法制調査係

- ア 法制に関すること。
- イ 各種資料の収集，作成，調査及び行政視察に関すること。
- ウ 図書室に関すること。
- エ 議会報に関すること。

24 議員席次表

(令和7年8月21日現在) (◎委員長 ○副委員長)

席次	氏 名	所属常任 委 員 会	住 所	電話番号
1	池 田 悠 紀	文	〒310-0853 水戸市平須町1824番地の396	243-5962
2	松 本 勝 久	議長	〒310-0846 水戸市東野町135番地	247-1151
3	中 庭 由美子	文	〒310-0912 水戸市見川5丁目26番地の4	251-8132
4	土 田 記代美	総	〒310-0903 水戸市堀町1147番地の43	253-3591
5	田 中 真 己	建	〒310-0836 水戸市元吉田町2291番地の28	247-3714
6	渡 辺 欽 也	建	〒310-0062 水戸市大町3丁目2番48号	221-3346
7	細 谷 智 宏	○総	〒319-0325 水戸市小林町635番地	259-3038
8	打 越 美和子	○産	〒310-0034 水戸市緑町3丁目10番24号	224-3524
9	マーサー川又	産	〒311-1125 水戸市大場町4461番地の2	269-5672
10	森 智世子	総	〒310-0815 水戸市本町2丁目14番5号	224-3836
11	滑 川 友 理	文	〒311-4143 水戸市大塚町2004番地の2	297-7676
12	萩 谷 慎 一	産	〒310-0852 水戸市笠原町974番地の31	241-3105
13	田 尻 由紀子	○建	〒311-4204 水戸市田谷町30番地の1	239-7505
14	森 正 慶	◎総	〒310-0911 水戸市見和2丁目240番地の1 シャトーアトラス807号	303-7343
15	佐 藤 昭 雄	◎産	〒310-0011 水戸市三の丸2丁目2番30-1303号 シーズガーデン水戸三の丸	050-8886-5373
16	後 藤 通 子	◎建	〒310-0853 水戸市平須町1825番地の97	244-7701
17	鬼 澤 真 寿	○文	〒311-4206 水戸市飯富町4699番地	229-7376
18	藤 澤 康 彦	総	〒310-0912 水戸市見川5丁目384番地の11	297-9876
19	小 泉 康 二	◎文	〒310-0902 水戸市渡里町2939番地の1	306-8100
20	須 田 浩 和	総	〒310-0851 水戸市千波町424番地の7	243-8864
21	田 口 文 明	建	〒310-0836 水戸市元吉田町328番地の2	247-2220
22	鈴 木 宣 子	産	〒310-0913 水戸市見川町2563番地の726	241-9074
23	高 倉 富士男	建	〒311-4145 水戸市双葉台1丁目46番地の2	309-0789
24	黒 木 勇	文	〒310-0836 水戸市元吉田町2196番地の9	357-7688
25	安 藏 栄	産	〒319-0314 水戸市赤尾関町647番地	259-7752
26	綿 引 健	副議長・産	〒310-0836 水戸市元吉田町2673番地の4	291-5510
27	袴 塚 孝 雄	総	〒310-0031 水戸市大工町1丁目2番22号	221-3797
28	大 津 亮 一	文	〒311-4161 水戸市全隈町841番地	306-9788

※総……総務環境, 文……文教福祉, 産……産業消防, 建……建設企業

25 水戸市議会各種役員名簿

名 称	氏 名
大洗、鉾田、水戸環境組合議会議員	松 本 勝 久, 森 智世子, 藤 澤 康 彦, 袴 塚 孝 雄
笠間地方広域事務組合議会議員	細 谷 智 宏, 袴 塚 孝 雄
茨城地方広域環境事務組合議会議員	細 谷 智 宏, 藤 澤 康 彦, 須 田 浩 和
茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員	松 本 勝 久
監 査 委 員	高 倉 富士男, 袴 塚 孝 雄
水戸市まち・ひと・しごと創生 有 識 者 会 議 委 員	土 田 記代美, 鬼 澤 真 寿, 藤 澤 康 彦, 鈴 木 宣 子
水戸市安全なまちづくり推進委員会委員	森 智世子
水戸市男女平等参画推進委員会委員	森 智世子, 綿 引 健
水 戸 市 環 境 審 議 会 委 員	森 智世子, 藤 澤 康 彦
水戸市廃棄物減量等推進審議会委員	須 田 浩 和, 袴 塚 孝 雄
水 戸 市 社 会 福 祉 審 議 会 委 員	池 田 悠 紀, 中 庭 由美子, 滑 川 友 理, 鬼 澤 真 寿, 綿 引 健
水 戸 市 民 生 委 員 推 薦 会 委 員	中 庭 由美子, 黒 木 勇
水戸市健康づくり推進協議会委員	池 田 悠 紀, 中 庭 由美子
水戸市予防接種対策審議会委員	滑 川 友 理, 黒 木 勇
水戸市国民健康保険運営協議会委員	中 庭 由美子, 鬼 澤 真 寿
水戸市優良観光土産品審査会委員	マーサー川又
水戸市公設地方卸売市場運営協議会委員	打 越 美和子, 萩 谷 慎 一, 鈴 木 宣 子, 綿 引 健
水 戸 市 都 市 計 画 審 議 会 委 員	松 本 勝 久, 土 田 記代美, 渡 辺 欽 也, 萩 谷 慎 一, 黒 木 勇
水 戸 市 緑 化 推 進 会 議 委 員	田 中 真 己, 佐 藤 昭 雄
水 戸 ・ 勝 田 都 市 計 画 事 業 東前第二土地区画整理審議会委員	田 尻 由紀子
水 戸 市 社 会 教 育 委 員	池 田 悠 紀, 滑 川 友 理
みと好文カレッジ運営審議会委員	池 田 悠 紀
水戸市青少年問題協議会委員	鬼 澤 真 寿, 大 津 亮 一
水 戸 市 立 博 物 館 協 議 会 委 員	黒 木 勇
水 戸 市 立 図 書 館 協 議 会 委 員	滑 川 友 理, 黒 木 勇
公益財団法人 水戸市国際交流協会理事	松 本 勝 久, 須 田 浩 和
公益財団法人 水戸市スポーツ振興協会理事	松 本 勝 久, 袴 塚 孝 雄
一般財団法人 水戸市商業・駐車場公社理事	打 越 美和子, 綿 引 健
一般社団法人 水戸観光コンベンション協会理事	松 本 勝 久, 佐 藤 昭 雄, 後 藤 通 子
一般財団法人 水戸市農業公社理事	松 本 勝 久, 佐 藤 昭 雄, 鈴 木 宣 子
一般財団法人 水戸市公園協会理事	高 倉 富士男, 安 藏 栄, 綿 引 健
水 戸 市 文 化 栄 誉 賞 審 査 会 委 員	松 本 勝 久
茨城県常磐線整備促進期成同盟会委員	松 本 勝 久

名 称	氏 名
水戸線整備促進期成同盟会委員	松 本 勝 久
大洗鹿島線を育てる沿線市町会議委員	松 本 勝 久
茨城空港利用促進等協議会会員	松 本 勝 久
県道城里那珂線整備促進協議会監事	松 本 勝 久
国道123号改修促進同盟会会員	松 本 勝 久
国道118号（水戸・大子間）改修期成会会員	松 本 勝 久
那珂川改修期成同盟会委員	松 本 勝 久
東関東自動車道水戸線建設促進期成同盟会委員	松 本 勝 久
水戸市都市景観審議会委員	松 本 勝 久
那珂久慈流域下水道整備推進協議会委員	松 本 勝 久
公益財団法人 水戸市芸術振興財団評議員会評議員	松 本 勝 久, 森 正 慶
一般財団法人 水戸市勤労者福祉サービスセンター理事	松 本 勝 久, 佐 藤 昭 雄
水戸市観光審議会委員	松 本 勝 久, 佐 藤 昭 雄
磯節全国大会実行委員会委員	松 本 勝 久, 佐 藤 昭 雄
水戸のあじさいまつり実行委員会顧問	松 本 勝 久, 打 越 美和子, マーサー川又, 萩 谷 慎 一, 佐 藤 昭 雄, 鈴 木 宣 子, 安 藏 栄, 綿 引 健, 袴 塚 孝 雄
水戸市情報公開・個人情報保護審査会委員	綿 引 健
水戸市立共同調理場運営委員会委員	小 泉 康 二
社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会理事	小 泉 康 二
水戸市農政推進協議会委員	打 越 美和子, 佐 藤 昭 雄
水戸市農業振興地域整備促進協議会委員	打 越 美和子, 佐 藤 昭 雄
那珂川沿岸農業水利事業推進協議会水戸支部委員	打 越 美和子, 佐 藤 昭 雄
保和苑周辺史跡観光連絡協議会顧問	打 越 美和子, マーサー川又, 萩 谷 慎 一, 佐 藤 昭 雄, 鈴 木 宣 子, 安 藏 栄, 綿 引 健, 袴 塚 孝 雄
水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会委員	全議員
水戸黄門漫遊マラソン実行委員会顧問	全議員
水戸黄門まつり実行委員会委員	全議員
水戸の梅まつり実行委員会委員	全議員
水戸市農業委員会委員候補者選考委員会委員	細 谷 智 宏

市 長 公 室

1 歴代市長

歴順(代)	氏 名	就任年月	退任年月
初	服 部 正 義	明 22. 5	明 25.12
2	小 宅 時 正	明 26. 1	明 31.12
3	酒 泉 温 忠	明 32. 3	明 38. 3
4	床 井 弘	明 38. 3	明 39.11
5	原 百 之	明 39.11	大 3. 5
6	川 田 久 喜	大 3. 5	大 12. 2
7	山 崎 猛	大 12. 5	大 13. 6
8	鈴 木 文 次 郎	大 13. 8	昭 7. 8
9	中 崎 俊 秀	昭 7. 8	昭 16. 6
10	名 越 時 中	昭 16. 9	昭 17. 3
11	渡 邊 覺 造	昭 17.10	昭 21. 4
12	風 戸 元 愛	昭 21. 6	昭 22.11
13	山 本 敏 雄	昭 22.12	昭 42.11
14	木 村 傳 兵 衛	昭 42.11	昭 47. 6
15	和 田 祐 之 介	昭 47. 7	昭 59. 7
16	佐 川 一 信	昭 59. 7	平 5. 8
17	岡 田 広	平 5.10	平 15. 3
18	加 藤 浩 一	平 15. 4	平 23. 5
19	高 橋 靖	平 23. 5	在 任 中

2 姉妹・親善都市，友好交流都市

本市では，敦賀市，彦根市，高松市，アナハイム市，重慶市及び台南市と，それぞれ姉妹・親善都市，友好交流都市の盟約を結び，産業経済，教育文化，観光の交流などにより相互の理解と友情を深めるとともに，各方面での交流を図っている。

(1) 敦賀市（姉妹都市 昭和40年4月30日締結）

幕末の水戸藩士，武田耕雲斎をはじめとする一党が，大志を抱き京に上らんとしたが，武運つたなく松原の露と消えた。以後両市において，その遺徳を顕彰してきたが，昭和39年10月10日敦賀市民有志によって松原神社奉賛会が結成され，松原神社100年祭を執行した。この時水戸からも遺族をはじめ市長，議長等多数の代表者が参列，これが機縁となって姉妹都市の盟約を締結したものである。

毎年10月10日の松原神社例大祭に本市執行部と議会の代表が参列するほか，観光交流，親善友好少年交歓研修生の相互派遣などを実施し，両市の親善を深めている。

姉妹都市親善友好少年交歓研修は、両市における親善友好の絆をより一層深めるとともに、少年少女の豊かな知性を育むため、昭和42年から実施しているものである。

この使節団は、両市の歴史や史跡等について事前勉強会を行い、表敬訪問で市長から市長へのメッセージを伝達するほか、両市の関係団体等との行事や史跡訪問等を通してさまざまなことを学び、研修後には自分たちの市でその成果を広めることにより、両市の相互理解と友情を深めている。

(2) 彦根市（親善都市 昭和43年10月29日締結）

安政の大獄や桜田門外の変以来、水戸と彦根の間にある歴史的なわだかまりを、明治100年を機に解消すべく、敦賀市の仲介により両市は親善都市の盟約を結んだ。

毎年、両市の間では、観光交流をはじめ、各分野で交流が図られている。

また、千波湖の白鳥は、彦根市から友好のしるしとして贈られたものである。

平成30年には親善都市提携50周年記念式典が彦根市で開催され、両市の伝統工芸品を記念品としてそれぞれに贈った。

(3) 高松市（親善都市 昭和49年4月13日締結）

初代水戸藩主徳川頼房の長子頼重が、寛永19（1642）年、初代高松藩主となったことに始まり、水戸・高松両藩は、頼重の子綱條が3代水戸藩主となり、2代水戸藩主光圀の子頼常が2代高松藩主となるなど、歴史上深いつながりがある。

そこで、高松市と姉妹都市の関係にある彦根市の仲介により、本市と高松市との親善都市提携が実現したものである。

これまでに、茨城交響楽団が高松市を訪問し、また、黄門まつりと高松まつりの際に、相互に親善使節団を派遣するなど、文化交流も盛んである。

令和6年には親善都市提携50周年記念式典が高松市で開催され、両市の伝統工芸品を記念品としてそれぞれに贈った。

(4) アナハイム市（国際親善姉妹都市 昭和51年12月21日締結）

アナハイム市は、人口約35万人、面積約130.7㎢の、ロサンゼルス市の近郊に位置する商工業と観光の町で、有名なディズニーランドをはじめとするさまざまな文化・商業施設を有する。

本市とアナハイム市とは、政治、経済、教育、文化等各方面の交流を通じて、両市の市民間の友情と相互理解を深め、両市の将来にわたる発展を願って、国際親善姉妹都市の盟約を締結した。

昭和52年、アナハイム市に、友情のきずなとして水戸橋が完成、さらに、昭和61年7月にはアナハイム市庁舎前に「ミト・スクエア」が建設され、これらの竣工式典に水戸市の親善訪問団が出席した。また、アナハイム市からは、昭和54年の水戸市市制施行90周年記念式典に引き続き、平成元年4月の同100周年記念式典、平成5年5月のグリーンフェア'93いばらき「水戸市の日」、さらに平成10年4月の水戸市国際交流センター開館記念式典にも使節団が参列している。

昭和62年には、姉妹都市締結10周年を祝う行事が水戸市にて催され、平成3年4月には、両市の交流にちなんで命名された見川町地内の「アナハイム通り」脇に、15周年記念モニュメント「であい」の像が建立された。また、平成18年には30周年を祝う行事が水戸市にて催され、千波湖畔のアナハイム広場に記念碑及びアナハイム橋が建立された。

さらに、平成28年12月には40周年を迎え、これまでの水戸市の国際交流への貢献者に対する顕彰等を行い、更なる国際交流の発展を願うために記念事業実行委員会が設立され、水戸市国際交流センターにMITOインターナショナルライブラリーが建設された。一方、アナハイム市では、市役所近くの道路が「ミト・ウェイ」と名付けられた。

青少年の交流も活発で、ホームステイ等を通じて学生親善大使が交流を深めている。

(5) 重慶市（友好交流都市 平成12年6月6日提携）

重慶市は、人口約3,291万人、面積約82,400km²の、北京、上海、天津と並ぶ中央直轄市である。

中国西南地区最大の工業都市で、鉄鋼、自動車、化学肥料、機械等をはじめとする重化学工業が盛んである。また、石刻芸術や仏教文化の遺産などの名所旧跡を有する。

重慶市との交流は、昭和60年、当時中日友好協会副会長、孫平化氏が水戸市を訪問したことを契機とし、翌昭和61年5月に第1回水戸市中国行政視察友好訪中団を派遣して以来、幾多の人的相互訪問を経て現在に至っている。特に、平成5年には、重慶市の協力を得て、水戸市が出展した「恐竜館」が多くの入場者を集め、グリーンフェア'93いばらきの成功に大きく寄与するなど、両市間の友好信頼関係を築きながら、交流を深めてきた。

平成12年6月6日には、重慶市において、市執行部、市議会及び市民参加の下で友好交流都市提携合意書調印式を執り行い、これを契機として、経済、文化、教育及びスポーツをはじめ、各分野にわたって広範な交流を進め、あわせて両市の民間交流活動の積極的な推進を図っている。また、平成14年1月には、友好交流都市提携を記念して、千波湖畔に「重慶広場」が開設された。

令和2年6月には友好交流都市提携20周年を迎え、水戸市では両市の交流の歴史を振り返る記念誌を発行した。提携20周年記念式典や訪問団の相互派遣、青少年交流など予定していた一連の事業が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となったものの、令和3年12月及び令和4年1月に提携20周年記念パネル展を開催した。また、感染症が世界的に流行するという事態の中で、両市で医療物資が不足した際に、互いにマスクや医療用品などの支援物資を贈りあい、ともにこの難局に対処している。

(6) 台南市（友好交流都市 令和6年11月22日提携）

台南市は、人口約186万人、面積約2,192km²の、台北を含む「六直轄市」（行政院の直接管轄下にある六大都市）の一つである。

台湾島で最も早くから開けた地区の一つで、22もの国定古跡を有する「文化首都」と称されている。また、産業面では、台湾一の耕作地面積を誇る農業以外にも、台湾南部における産業と科学技術発展の中心地ともなっている。

台南市との交流は、「飛虎将軍」として台南市でまつられている杉浦茂峰氏が、水戸市出身であったことを契機とし、こどもたちのスポーツを通じた交流活動や、友好交流使節団の台南市への訪問、平成28年2月に発生した台湾南部大地震に際しての義援金の送付のほか、台南市の関係者が、飛虎将軍の里帰りのために来水するなど、さまざまな交流が行われてきた。

令和6年11月22日、台南市において、市長を団長とした、市民、市議会議員で構成する使節団参加の下で友好交流都市の締結式を執り行った。また、友好交流都市締結を記念して、飛虎将軍廟がある安南区に新設される道路を「水戸街」と命名することが発表された。

これを契機として、こどもたちの教育、スポーツ、観光など、さまざまな分野で更なる交流促進を図っている。

3 水戸市第7次総合計画の推進

令和6年3月、新たなまちづくりビジョンとして、令和6年度を初年度とする「水戸市第7次総合計画-みと魁・Nextプラン-」を策定した。計画の策定に当たっては、多くの人に共感していただけるよう、様々な市民参加手法を展開し、市民意見の反映に努めてきた。

みと魁・Nextプランにおいては、人口減少の進行、時代とともに移り変わる価値観、複雑・多様化する市民ニーズなど、社会が著しく変化する中、新しい時代に対応し、様々な選択肢から選ばれるまちとしていくため、将来にわたって発展し、暮らしたいと思える都市を目指し、「水戸の未来をリードするこどもたちを育むまちをつくる」、「市民の豊かな暮らしを実現できる経済発展するまちをつくる」、「誰もが生き生きと暮らせる安心できるまちをつくる」という三つの都市づくりの基本理念を掲げ、将来都市像を「こども育む 暮らし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」と定めた。その実現に向け、経済発展、地域経済の活性化を目指す上での指標となる「目標交流人口」、時代の変化に対応できる集積型のコンパクトなまちを目指す「水戸らしい地域拠点ネットワーク型コンパクトシティ」を設定するとともに、将来都市像を実現するための原動力となる「人づくり」に優先的かつ集中的に取り組む「重点プロジェクト」を定めている。

そして、重点プロジェクトをはじめ、計画に位置付けた施策の着実な推進により、水戸に暮らす全ての人が安心して暮らし、幸せを感じられるまち、将来にわたって持続的に発展するまちを目指す。

施策の大綱

- 1 まち全体で「こどもたちを育むみと」
 - (1) こどもを生み育てやすい社会の実現
 - (2) 未来をリードするこどもたちの育成
- 2 多くの人が集い、産業が集積する「活力あるみと」
 - (1) 地域経済をけん引する活力づくり
 - (2) 水戸らしさを生かしたにぎわいの創出
 - (3) 都市の活力とにぎわいを支える基盤の強化
- 3 命と健康，暮らしを守る「安全・安心なみと」
 - (1) 健やかに暮らせる環境づくり
 - (2) 支えあい，助けあう社会の実現
 - (3) 災害に強いまちの構築
 - (4) 暮らしを支える基盤の強化
- 4 市民と行政で「共に創るみと」
 - (1) 市民が活躍するみとづくり
 - (2) 未来につなげるみとづくり

4 水戸市第7次総合計画「重点プロジェクト」の推進

「重点プロジェクト」については，社会の変化が著しい，新しい時代においても，さまざまな選択肢から選ばれるまちとしていくため，水戸の個性と魅力を伸ばし，水戸ならではの特色を打ち出す施策への重点化を図るとともに，横断的な推進体制の下で優先的かつ集中的に取り組み，着実に成果を上げることを目指す。

Mission1 ～水戸の未来をリードするこどもたちを育む～

みとっこ未来プロジェクト

Mission2 ～住みたい，ずっと住みたいまちをつくる～

若い世代の移住・定住加速プロジェクト

5 地方創生に向けた取組の推進

将来的な人口減少が避けられない中，近年のテレワークの普及や地方移住への関心の高まりをはじめとする社会情勢の大きな変化等を踏まえながら，若い世代の人口流入の促進，人口流出の抑制を図ることで，バランスのとれた人口構造とし，将来にわたってまちの活力を高めていくため，2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までを計画期間とする「若い世代に選ばれるMITOづくり総合戦略ーデジタル×まち・ひと・しごと創生（第3次）ー」を策定した。

新たな総合戦略においては，目指す姿を「一人一人が望むライフスタイルを叶えられる若い世代が移住・定住したくなるMITOの実現」と定め，若い世代が魅力を感じ

る多様な働く場の創出に優先的に取り組み、まち・ひと・しごとの好循環を生み出し、水戸の魅力を高めていくこと、そして、その魅力を若い世代に伝える効果的なシティプロモーションを展開していくことを重点的な取組として位置付けた。

若い世代に選ばれる魅力あるまちの構築に向け、総合戦略に位置付けた実効性の高い施策を積極的かつ集中的に推進することにより、誰もが希望する働き方や暮らしを実現でき、安心してこどもを生み育てることもできる、若い世代が移住・定住したくなるまちを目指す。

施策の体系

施策の柱Ⅰ しごとの創生

基本目標 持続的な経済発展による豊かで楽しめるMITOの実現

- 具体的施策1 若い世代が魅力を感じる多様な働く場の創出
- 具体的施策2 地域経済をけん引する各種産業の振興
- 具体的施策3 水戸のまちを楽しむ人を増やすことによるにぎわいの創出
- 具体的施策4 誰もが訪れたくなる魅力ある交流拠点の形成

施策の柱Ⅱひとの創生

基本目標 未来を創る力あふれるMITOの実現

- 具体的施策1 安心してこどもを生み育てることのできる環境の充実
- 具体的施策2 未来を生きる力を育む魅力ある教育の推進
- 具体的施策3 こども・若者が活躍できる機会の創出

施策の柱Ⅲ まちの創生

基本目標 誰もが安心して暮らすことができるMITOの実現

- 具体的施策1 生き生きと健やかに暮らせる環境づくり
- 具体的施策2 安全に暮らせる環境づくり
- 具体的施策3 居心地がよく快適に暮らせる環境づくり

施策の柱Ⅳ シティプロモーション

基本目標 住みたい、ずっと住み続けたいと思われるMITOの実現

- 具体的施策1 若い世代に水戸の魅力を伝えるシティプロモーション

6 茨城県旧県庁舎（三の丸庁舎）の跡地利用

平成7年3月 市が県庁舎跡地利用懇話会及び県庁舎跡地利用検討委員会から県庁舎跡地利用に関する提言を受領

平成8年11月 県に対し具体的利用案の申入書を提出

平成10年2月 県に対し具体的施設案の早期決定及び周辺を含む一体的整備の推進について要望

平成11年4月 県庁舎が笠原町に移転

平成11年9月 県に対し県庁舎跡地早期整備及び暫定利用整備について要望

平成16年6月 県に対し三の丸庁舎利用について要望

平成18年4月 三の丸庁舎に水戸観光案内所開設

平成21年3月 県に対し茨城県庁舎跡地利用に関する申入書を提出

平成23年 2 月 県に対し三の丸庁舎への市役所機能一部移転の早期実現について要望
平成23年 3 月 東日本大震災の発生により市役所本庁舎が使用不能
平成23年 5 月 県に対し旧県庁舎跡地への市役所プレハブ庁舎整備について緊急要望
平成23年 6 月 県に対し三の丸庁舎敷地内への市役所プレハブ庁舎整備について要望
平成24年 1 月 三の丸庁舎の敷地内に市役所臨時庁舎を開設（平成30年12月まで）
平成25年 4 月 三の丸庁舎に一般社団法人水戸観光協会（平成29年 4 月から一般社団法人水戸観光コンベンション協会）事務所を開設
平成29、30年 7 月 県に対し三の丸庁舎への市役所関連機能の一部移転に関する要望
平成31年 1 月 各種証明発行窓口を三の丸庁舎水戸市パスポートセンター内に開設

7 文化行政の推進

都市づくりと行政全般について、文化的視点に立った施策を推進している。

8 広域行政の推進

真に自立した地方自治を進め、県央地域を発展させるため、平成19年度に水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村の9市町村で設置した県央地域首長懇話会を通じて、あらゆる分野での都市間協働、連携を推進している。

その一環として、県央地域内の社会資本整備事業等の促進を目的とした国及び県への要望活動を実施しており、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症対策に係る要望、令和4年度からは原油価格・物価高騰への対策に係る要望もあわせて実施している。

また、9市町村に所在する体育施設や図書館等の公の施設の広域利用などの広域連携事業についても実施している。

平成28年7月に県央地域の更なる発展を目指して定住自立圏を形成し、平成29年度から令和3年度まで、生活機能の確保や地域の活性化に向けたさまざまな事業に取り組んできた。そして、令和2年4月に水戸市が中核市に移行したことを契機として、いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に向け、令和3年11月に連携中枢都市宣言を行ったほか、令和4年2月には、連携協約を県央地域8市町村とそれぞれ締結し、あわせて令和4年度から令和8年度までを計画期間とする連携中枢都市圏ビジョンを策定した。そして、ビジョンに基づき、県央地域8市町村と連携し、地域経済の活性化や都市機能の向上等の施策に取り組んでいる。

また、平成26年度から、北関東3県の中核都市である水戸市、前橋市、宇都宮市及び高崎市の4市が、北関東圏域全体としての魅力や自立性・存在感を高めることを目的として、北関東中核都市連携会議を設置し、相互の連携を図っている。

9 公共交通機関の維持・確保と利用促進

全ての人が安心して移動できる交通体系の実現に向け、令和6年度に「水戸市地域公共交通計画」を策定し、バス路線再編をはじめとする各施策を推進している。

(1) バス路線再編の推進等

本市において、市内移動の中心を担っている路線バスは、市民生活を支える重要な社会基盤であることから、バス路線の再編や交通結節点の機能強化など、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築する施策に取り組む。

(2) 新たな移動手段の導入

主に郊外部に広がる公共交通空白地区において一括定額運賃制度を活用した「水都（すいっと）タクシー」を運行し、地区会、交通事業者と市との協働による移動手段の確保に取り組む。

(3) 公共交通の利用促進

市民の重要な交通手段であり、環境にもやさしい鉄道や路線バス等の公共交通を維持・確保していくため、市民や観光客等のニーズの把握に努めながら、関係機関と連携して、利便性の向上に資する取組を推進する。

また、交流人口の増加を視野に入れ、茨城空港についても、関係機関と連携しながら利用の促進を図る。

10 安全で快適な自転車利用環境の実現

歩行者、自転車、自動車が安全に移動できる環境の整備に向け、平成29年3月に「自転車利用環境整備計画」を策定した。その後、「自転車活用推進法」に定める計画として、サイクルツーリズムや災害時における自転車利活用の視点を加え、令和3年3月に「水戸市自転車活用推進計画」を策定した。

安全で快適な自転車の利用環境を実現し、自転車の利用を促進するため、路面表示による自転車通行空間の整備を実施する。また、関係者と連携を図り自転車の通行指導を定期的に行い、自転車の安全利用の啓発等に取り組む。

また、商店街や観光施設の回遊性の向上及び公共交通網の補完等を図るため、令和5年4月から自転車35台及びステーション7か所で開始したシェアサイクルについて、令和7年度も引き続き事業拡大に取り組む。

・シェアサイクル整備状況（令和6年度末時点）

自転車98台、ステーション42か所

11 バリアフリー化の推進

出かけたい気持ち、住んでみたい気持ちにこたえるまちづくりを目指し、平成30年3月に「水戸市バリアフリー基本構想」を策定した。また、公共交通、道路、建築物及び公園等の各事業者が作成した特定事業計画に基づき、より具体的なバリアフリー施策を

推進している。

あわせて、バリアフリーの理解を深めるための啓発を実施し、心のバリアフリーを推進する。

12 情報システム

(1) 情報システムの体系

本市における情報システムは、次のように体系化できる。



ア 基幹業務システム

住民記録の管理，税務，福祉，その他基幹業務を処理するために設置するサーバ及びその関連機器により構成されたシステム

イ 庁内ネットワークシステム

事務文書の管理，電子メール送受信，庁舎の設備予約，ホームページの更新等その他の事務を処理するために設置するサーバ及びその関連機器により構成されたシステム

ウ 個別業務システム

各課における所掌事務（基幹業務システムによるものを除く。）を処理するために設置するサーバ及びその関連機器により構成されたシステム

(2) 本市の情報化のあゆみ

昭和49年 3 月 ホストコンピュータ導入

昭和61年 1 月 住民情報漢字オンラインシステム稼動開始

平成 3 年 1 月 職員情報システム稼動開始

平成 7 年 4 月 財務管理システム稼動開始

平成14年 7 月 庁内ネットワークシステム導入

平成19年 6 月 水戸市公式ホームページにおけるコンテンツマネジメントシステム（CMS）導入

平成20年 5 月 ファイルサーバ・ファイル暗号化システム導入

平成20年 7 月 住民情報システム稼動開始（パッケージシステムの導入）

平成24年 7 月 新住民記録システム稼動開始（住民基本台帳法改正対応）

平成25年 4 月 新税情報・財務管理・職員情報システム稼動開始

平成28年 2 月 基幹業務システム使用時における二要素認証システム導入

平成29年 3 月 情報セキュリティ強靱化におけるインターネット環境の分離

平成29年10月 文書管理システム稼動開始

平成30年11月 新庁舎での庁内ネットワーク稼動開始

平成31年 1 月 クラウドサービスを利用した基幹業務システムの稼動開始
令和 4 年 4 月 ペーパーレス会議システムの導入
令和 4 年 9 月 庁内チャットツールの導入
令和 4 年10月 電子決裁の運用開始

(3) 情報システムの目的

ア 住民サービスの向上

- ・窓口における事務の円滑な執行
- ・証明書発行等の待時間短縮
- ・住民への正確なデータの即時提供
- ・手続のオンライン化による利便性向上

イ 確認事務の軽減

- ・即時処理による最新データの把握
- ・データの一元化による正確性の確保

ウ 管理コストの低減

- ・論理チェックによる精度向上
- ・重複データの排除（データの一元化）
- ・事務の自動化による省力化

エ 人事事務の効率化

- ・人事情報管理の正確化と事務の迅速化
- ・給与支給及び各種給付事務の省力化
- ・職員人事評価の統一

オ 財務会計事務の正確化，迅速化，効率化

- ・計画，予算執行及び決算の流れの合理化
- ・予算執行管理の適正化
- ・財務データの多目的利用と効率的な行政の実現

カ 行政事務の効率化と簡素化

- ・デジタル化による情報共有の促進
- ・インターネット・L G W A Nを活用した事務の効率化
- ・事務のペーパーレス化

キ ホームページ等の情報発信基盤の拡充

- ・外部データセンターを活用し，災害に強い情報発信基盤を整備

(4) 基幹業務システムの管理

住民記録の管理，税務，福祉，その他基幹業務を処理するために，クラウドサービスにより構築されたシステムを運用している。外部のデータセンターで管理することで，自然災害発生時にも耐え得る安全性や業務継続の確保，高度な情報セキュリティ対策の実現を図り，行政事務の効率化を図るとともに市民サービスの向上を図っている。

(基幹業務システム一覧)

システム名	業務主管課	開始年月日	システム名	業務主管課	開始年月日
住民基本台帳	市民課	S61.1 ※1	障害福祉	障害福祉課	S62.1 ※2
印鑑登録		S61.1 ※1	特別児童扶養手当		H25.4
個人住民税	市民税課	S49.4 ※2	児童手当	こども政策課	S60.6 ※2
確定申告		H25.4	児童扶養手当		H27.4
法人市民税		S50.4 ※2	学童保育		H25.4
軽自動車税		S49.4 ※2	介護保険料	介護保険課	H12.4 ※2
固定資産税	資産税課	S49.4 ※2	し尿処理手数料	衛生事業課	S49.4 ※2
国民健康保険	国保年金課	S49.4 ※2	墓地管理料		H1.4 ※2
国保資格管理		S49.4 ※2	下水道受益者負担金	下水道総務課	S62.3 ※2
国保給付		S49.6 ※2	学齢簿	学校管理課	S51.10 ※2
国保滞納対策		H25.4	就学援助		S51.10 ※2
前期高齢者医療管理		H14.10 ※2	給食費管理	学校保健給食課	H28.4
国民年金		S53.4 ※2	子ども子育て支援	幼児保育課	H26.10
医療助成		S63.1 ※2	選挙	選挙管理委員会事務局	S57.9 ※2
成人病予防検診		H14.1 ※2	農業政策	農業委員会事務局	H13.9 ※2
後期高齢者医療		H25.4	共通照会	デジタルイノベーション課	H25.4
収納管理	収税課	S52.4 ※2	宛名管理		S61.1 ※2
滞納整理		H25.4	団体内統合宛名		H27.10
口座管理		S49.4 ※2	マスター利用		S51.3 ※2

※1 H24.7 からオープン化

※2 H25.4 からオープン化

13 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

(1) 便利さを実感できる「行政のデジタル化」

ア 市民サービスの向上（行かない・書かない・待たない窓口を含めた「デジタル市役所」の実現）

- ・こども・子育て，教育等，生活に身近な行政サービスへのデジタル導入

イ 行政の業務効率化

- ・システムによるBPR（Business Process Reengineering）
- ・システム標準化への対応，クラウド活用

- ・デジタル人材育成

ウ 万全なセキュリティ対策

- ・セキュリティ研修の実施
- ・技術的対策による情報セキュリティ強化

(2) 地域特性や産業構造に適応した「まちのデジタル化」

ア 各産業の活性化

- ・商工業，農業等，各産業へのデジタル導入支援

イ 豊かな暮らしのためのインフラ整備

- ・交通，健康・医療，防災等，準公共分野へのデジタル導入

ウ まちを支えるデジタル基盤づくり

- ・オープンデータの推進
- ・データ連携基盤の研究

(3) 誰一人取り残されないための「デジタル格差対策」

ア 市民のデジタル活用サポート

- ・スマートフォン講座等を通じた市民のスキル向上

イ 各種要因に合わせたデジタル格差対策

- ・デジタル格差発生要因の研究と要因に合わせた対策

ウ 柔軟性のあるデジタル化の推進

- ・デジタル・アナログの強み・弱みの研究と場面に応じた手段の検討

14 広報広聴

(1) 広報活動

ア 「広報みと」（A4判，24ページ）を毎月1日の月1回発行している。また，視覚障害者のための「広報みと」の点字版や，声の広報を作成している。

イ ホームページにより，行政・観光情報などを市内外に発信している。また，「広報みと digital plus」を月3回配信している。

ウ 地元ラジオ放送，コミュニティ放送を活用し，市政情報を発信している。

エ 新聞，ラジオ，県域デジタルテレビ，各種情報誌などの広報媒体に情報を提供し，市政情報のPRに努めている。

(2) イメージアップ活動

ア X，Facebook，LINEなどのSNSツールや，YouTubeなどの動画サイトを活用した情報発信を行っている。

イ 「みとフィルムコミッション」として，映画やドラマなどの映像作品の撮影を誘致・支援している。

ウ 市外・県外に水戸の魅力を発信するシティセールス強化事業を行っている。

エ 庁内の情報発信力の強化に向けて，各課への広報支援等を行っている。

(3) 広聴活動

市民参加の行政の推進を図るため、積極的に市民の声を聴き、これを市政に反映させるため広聴活動を行っている。

ア 市民相談（令和6年度）

行政相談	民事事案	案内照会	計
2,265件	863件	1,845件	4,973件

イ 市民懇談会

水戸市住みよいまちづくり推進協議会の地区（全34地区）を単位として地区単独又は複数地区合同により開催し、地域住民と市長が地区の課題について意見交換を行っている。

なお、令和6年度は、若い世代からの意見・提案等を広く求めるため、子育て世帯をターゲットとした、みとっこ未来市民懇談会として開催した。

令和6年度	地区単独開催数	1回
	みとっこ未来市民懇談会	3回

ウ 市政モニター

一般公募により委嘱し、市政に対する積極的な提言を求めている。

令和6年度	委嘱人数	6名
	提言数	5件

総

務

1 水戸市行政経営改革プランの推進

将来にわたって持続可能な安定した行政経営の確立に向け、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とする水戸市行政経営改革プランを推進した。

「質の高い市民サービスの提供に向けた効果的・効率的な行政運営の推進」、「将来を見据えた健全な財政運営の推進」、「これからの行政運営を担う人材（財）育成の推進」の3つの柱に基づき、計画的に改革に取り組んだ。令和6年度は主に以下の実施項目を実施した。

(1) デジタル市役所の実現による市民サービスの向上（市長公室デジタルイノベーション課、みとの魅力発信課、総務部行政経営課、財務部市民税課、保健医療部保健総務課、各窓口及び手続所管課）

書かない窓口システムの導入・拡大（出生届オンライン作成システム）

市公式LINEサービスの拡張（マイナンバーカード受取予約、交付申請）

(2) デジタル技術の活用による業務の効率化（市長公室デジタルイノベーション課、子ども部幼児保育課、保健医療部保健総務課、各手続所管課）

SMS送信システムの導入決定

ローコードツールkintoneの実証実験

(3) データ利活用の推進（市長公室デジタルイノベーション課）

データを利活用した地域課題解決に向けた政策提言発表会（茨城県立産業技術短期大学校）

(4) デジタル技術の活用におけるガバナンス強化（市長公室デジタルイノベーション課）

最新のデジタル技術に係る説明会の開催 4回

各種セキュリティ研修の実施 5種1回

(5) デジタル社会におけるニーズを捉えた情報発信の強化（市長公室みとの魅力発信課）

紙面版「広報みと」をリニューアル

「広報みとdigital plus」の配信の開始

(6) 民間活力活用による公共施設等の管理運営の効率化（産業経済部農政課、建設部道路管理課、都市計画部都市計画課、公園緑地課、教育部生涯学習課）

道路、公園等の屋外灯の管理に係る民間活力活用導入に向けたLED工事の完了

(7) 民間活力活用による業務の効率化（総務部財産活用課、生活環境部清掃事務所、子ども部幼児保育課、建設部土木補修事務所、教育部学校保健給食課）

学校給食調理業務の委託 3校

保育所調理等業務を民間委託化する方針の決定

(8) 効率的かつ機動的な執行体制の構築（総務部行政経営課）

前年度比 2 課 1 室 1 係 2 施設減

職員定数を前年度比 43 人減

(9) 外郭団体の経営改革（総務部行政経営課，各外郭団体所管課）

新たな経営改善計画の策定 7 団体/10 団体

(10) 財政状況の分析と公表（財務部財政課）

令和 5 年度決算を基に「水戸市財政の現状」を作成し，市ホームページで公表

令和 6 年度予算を踏まえ「みと未来財政プラン」を改定し，市ホームページで公表

(11) 市税等の収納率の向上（市長公室デジタルイノベーション課，財務部収税課，福祉部介護保険課，こども部幼児保育課，保健医療部国保年金課，都市計画部住宅政策課，水道部経理課，下水道部下水道総務課，教育部学校保健給食課）

年度計画に基づく目標管理の実施

(12) 使用料等の一層の適正化（財務部財政課，生活環境部衛生事業課，ごみ減量課，清掃事務所，保健医療部国保年金課，水道部水道総務課，下水道部下水道総務課，各制度所管課）

一般廃棄物処理手数料の見直し

(13) 未利用財産の活用と処分（総務部財産活用課，生活環境部環境保全課）

未利用財産の売却 24 件，未利用財産の貸付 75 件

水戸市太陽光発電設備設置方針の策定

(14) 水戸黄門ふるさと寄附金の獲得（財務部市民税課）

寄附金額の前年度比 330,976 千円増，実質的収支額の前年度比 115,689 千円増

(15) 多様な財源の確保（財務部財政課，会計課，各歳入所管課）

ネーミングライツ収入 6 件，広告収入 18 件，企業版ふるさと納税 29 件

(16) 補助金，負担金の一層の適正化（財務部財政課）

補助金の見直し（新設 1 件，減額 10 件，休止 1 件，廃止 2 件）

負担金の見直し（廃止 1 件）

(17) 社会保障費の一層の適正化（福祉部生活福祉課，障害福祉課，高齢福祉課，福祉指導課，介護保険課，こども部こども政策課，幼児保育課）

就労支援の推進及び収入申告義務の徹底による生活保護費の適正化

給付費適正化システムを活用した請求情報の全件チェックによる障害者福祉給付費等の適正化

請求情報の全件チェックによる保育所等施設型給付の適正化

一般検査，運営指導等の実施による運営の質の確保

(18) 福祉施設の在り方の検討（福祉部福祉総務課，障害福祉課，高齢福祉課）

民間事業者とサービスが競合している施設の在り方の決定（廃止 1 施設，統合 2 施設，事業の見直し 1 施設）

(19)市立幼稚園・保育所の適正規模・適正配置の推進（こども部幼児保育課）

笠原幼稚園を廃止

市立保育所の再編方針の策定

(20)児童遊園の在り方の検討（都市計画部公園緑地課，建築指導課）

利用実態等を踏まえた児童遊園の再整備の検討

(21)市営住宅等の管理戸数の一層の適正化（都市計画部住宅政策課）

水戸市公営住宅長寿命化計画策定の委託

(22)職員の能力育成（総務部人事課）

人材育成基本方針（第3次）に基づいた基本研修，専門研修，一般研修，特別研修及び派遣研修の実施

第4次人材育成・確保基本方針の策定

(23)多様な人材の確保（総務部人事課）

民間企業等経験者を対象とした採用試験の実施

一部採用試験の3か月前倒し実施

(24)ワーク・ライフ・バランスの推進（市長公室デジタルイノベーション課，総務部人事課）

職員1人当たり年間時間外勤務時間数 前年度比 4%減

出退勤管理システムの一部試行

男性職員の1週間以上の育児休業取得率 65.6%

2 行政組織図

[市長部局]

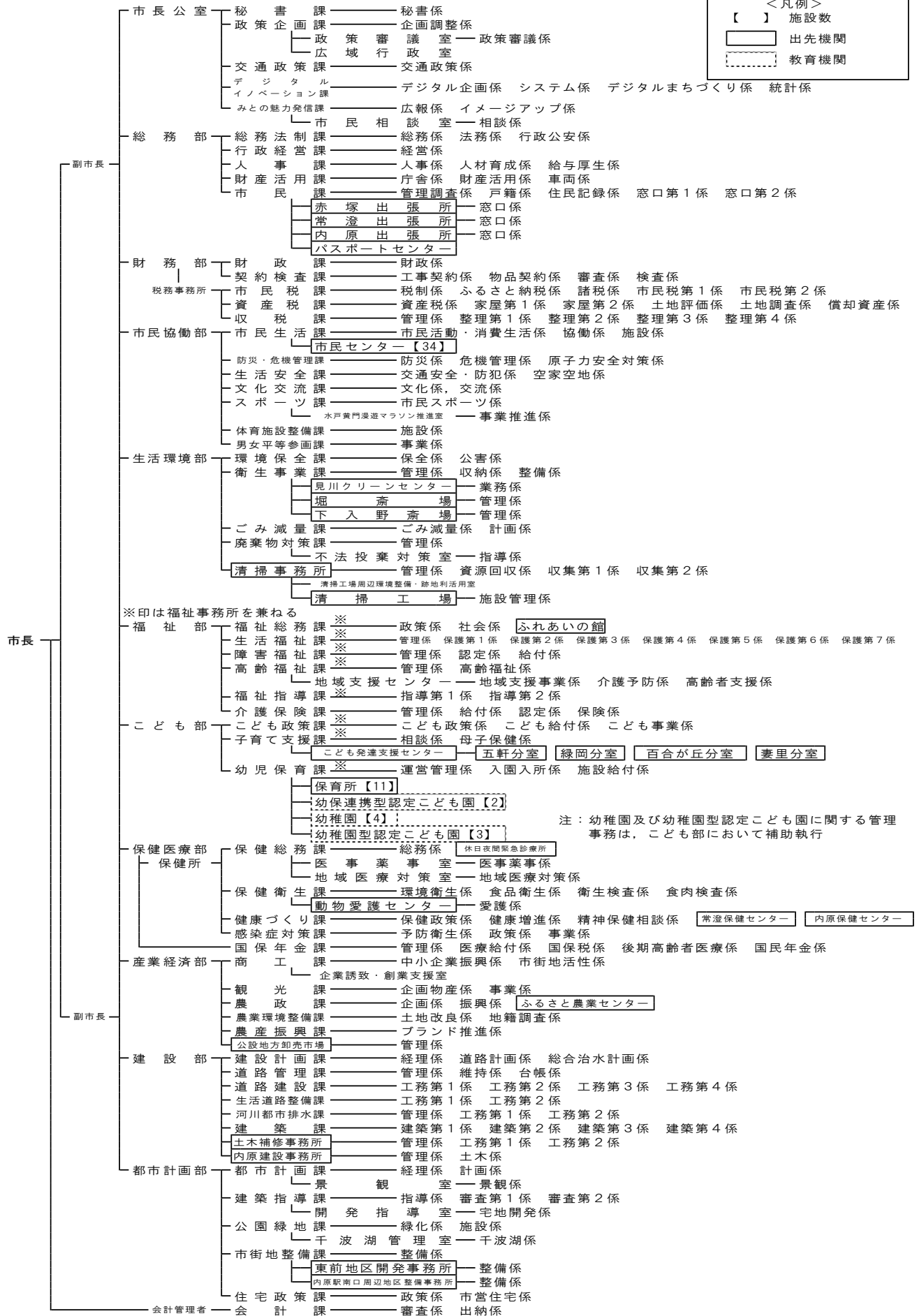
令和7年4月1日現在

<凡例>

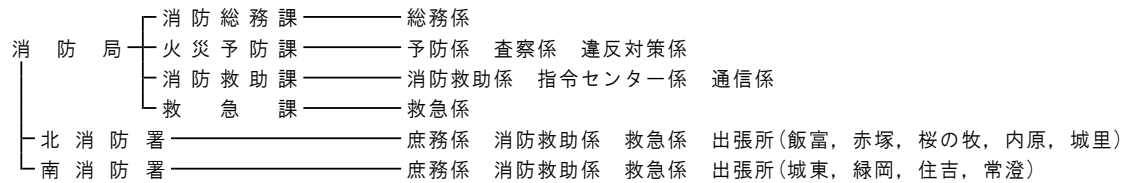
【 】 施設数

□ 出先機関

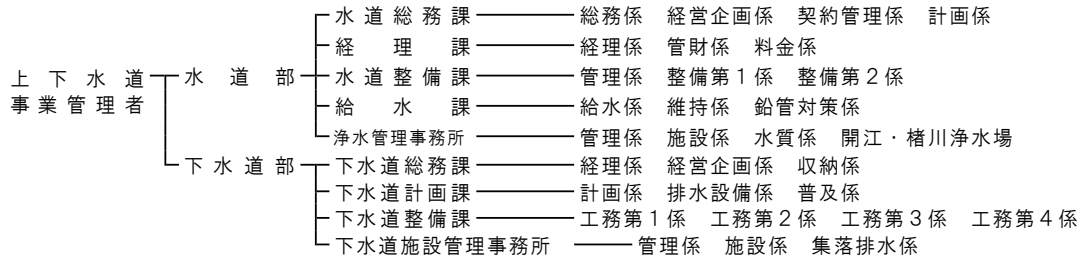
□ 教育機関



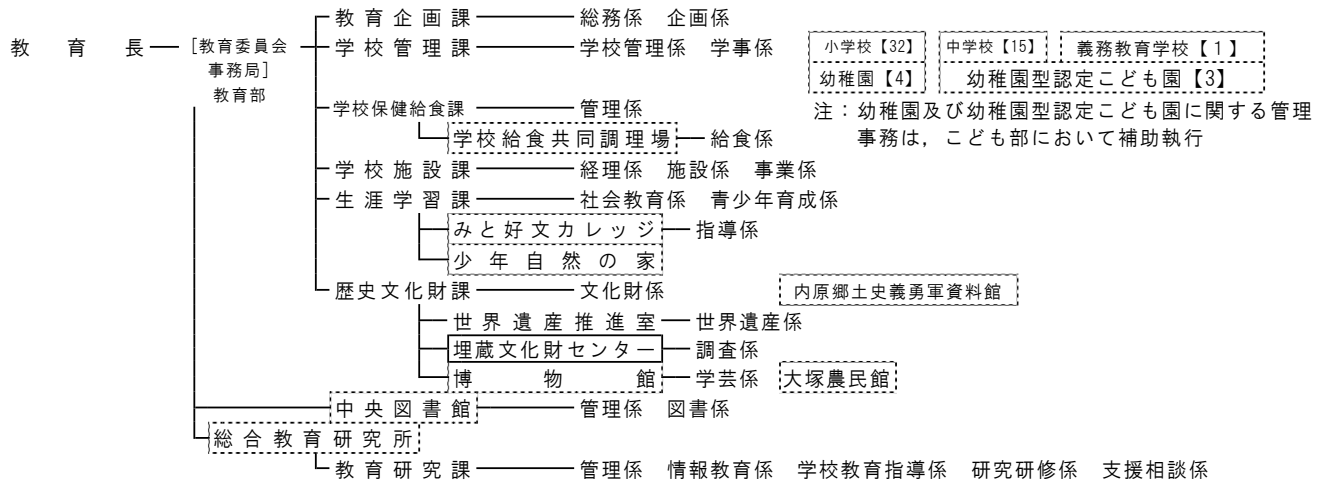
[消 防]



[上下水道局]



[教育委員会]



[選挙管理委員会]

選挙管理委員会事務局 — 選挙係

[公平委員会]

[監査委員]

監 査 委 員 事 務 局 ——— 監査係

[農業委員会]

農 業 委 員 会 事 務 局 ——— 調査広報係 農政係 農地係

[固定資産評価審査委員会]

[議会]

議 会 事 務 局

- 総 務 課 ——— 庶務係
- 議 事 課 ——— 議事係 法制調査係

【組織数】 1局18部3事務所87課14室257係140施設

3 職員定数及び現員数

(令和7年4月1日現在)

区 分	定 数	現 員	内 訳				
			事務職員	技術職員	業務職員	消防職員	教育職員
市長部局	1,304 ^人	1,327 ^人	916 ^人	287 ^人	104 ^人	人	20 ^人
消防局	342	342	1			341	
上下水道局	176	179	69	110			
議会事務局	15	16	15		1		
教育委員会事務局	157	156	114	8	18		16
選挙管理委員会事務局	4	4	4				
監査委員事務局	7	7	7				
農業委員会事務局	12	11	11				
計	2,017	2,042	1,137	405	123	341	36

4 職員の初任給基準

行政職

(令和7年4月1日現在)

採 用 区 分		基 準 学 歴	初 任 給		給料月額
正規の試験	大学卒業程度	大 学 卒	1 級	25号給	220,000円
	短大卒業程度	短 大 卒	1 級	15号給	204,400円
	高校卒業程度	高 校 卒	1 級	5号給	188,000円
そ の 他		大 学 卒	1 級	17号給	207,400円
		短 大 卒	1 級	11号給	197,800円
		高 校 卒	1 級	1号給	183,500円
		中学卒（卒業後の換算経験年数4年を有する者）	1 級	1号給	183,500円

5 一般行政職の給料及び年齢等

(令和7年4月1日現在)

級	代表的な職務	人 員	平均年齢	給 料 月 額 (円)		
				最 高	最 低	平 均
8 級	部 長	13	56.8	481,000	458,300	471,254
7 級	参 事 ・ 技 監	28	55.8	492,000	422,700	441,636
6 級	課 長	60	52.0	413,700	320,600	407,518
5 級	副 参 事 ・ 技 正	81	52.7	433,620	276,600	387,048
4 級	課長補佐・主査・技佐	251	48.5	422,070	279,700	375,076
3 級	係 長 ・ 主 幹	356	37.4	359,040	260,000	306,727
2 級	主 事 ・ 技 師	167	30.3	291,408	219,500	259,187
1 級	主 事 ・ 技 師	102	25.3	249,700	188,000	231,277
計		1,058	40.5			325,621

※ ラスパイレス指数 98.9 (令和6年)

※ 一般行政職とは、行政職給料表を適用している職員のうち、国家公務員においては、専門職の給料表を適用している税務職、看護・保健職、福祉職等を除いたものである。

※ 定年延長による60歳超職員、暫定再任用職員及び任期付職員を含む。

6 職員旅費

(令和7年4月1日現在)

日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食 卓 料 (1夜につき)
	甲 地 方	乙 地 方	
2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

(「甲地方」とは国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)による改正前の旅費法別表第1第1項備考に規定する甲地方の地域をいう。)

- 鉄 道 賃 路程に応じ、旅客運賃等支給
 特別急行料金 片道100km以上
 普通急行料金 片道 50km以上
- 航 空 賃 路程に応じ、旅客運賃等支給
- 車 賃 路程に応じ支給

7 特別職等の給料

(令和7年4月1日現在)

役 職 名	現在の額	適 用 年月日	市長等の給料の 特例に関する条 例による額	適用期間	改定前の額
市 長	1,075,000	平8.12.1	967,500	令5.7.1～ 令9.5.28	1,050,000 (平7.12.1)
副 市 長	885,000	平8.12.1	858,450	平17.4.1～ 令9.5.28	865,000 (平7.12.1)
教 育 長	775,000	平8.12.1	759,500		755,000 (平7.12.1)
上 下 水 道 事 業 管 理 者	765,000	平8.12.1	749,700		745,000 (平7.12.1)
監査委員(常勤)	580,000	平21.4.1	568,400		705,000 (平8.12.1)

8 各種委員の報酬

(令和7年4月1日現在)

職 名		報 酬 額
教育委員会の委員		月 額 85,000円
選挙管理委員会の委員	委員長	月 額 65,000円
	委員	月 額 55,000円
	補充員	日 額 7,000円
公平委員会の委員	委員長	日 額 10,000円
	委員	日 額 9,000円
監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	月 額 130,000円
	議会の議員のうちから選任された委員	月 額 62,000円
農業委員会の委員	会長	月 額 85,000円
	会長代理	月 額 70,000円
	委員	月 額 62,000円
固定資産評価審査委員会の委員	委員長	日 額 10,000円
	委員	日 額 9,000円
文化栄誉賞審査会の委員		日 額 7,000円
総合企画審議会の委員		日 額 7,000円
自転車利用環境整備審議会の委員		日 額 7,000円
市長政治倫理審査会の委員		日 額 7,000円
いじめ再調査委員会の委員		日 額 24,000円
情報公開・個人情報保護審査会の委員		日 額 7,000円

職 名	報 酬 額
個人情報保護審議会の委員	日 額 7,000円
行政改革推進委員会の委員	日 額 7,000円
行政評価委員会の委員	日 額 7,000円
行政不服審査会の委員	日 額 7,000円
特別職報酬等審議会の委員	日 額 7,000円
職員懲戒審査委員会の委員	日 額 7,000円
公務災害補償等認定委員会の委員	日 額 7,000円
公務災害補償等審査会の委員	日 額 7,000円
住居表示審議会の委員	日 額 7,000円
町名，町区画合理化審議会の委員	日 額 7,000円
使用料等審議会の委員	日 額 7,000円
建設工事入札等監視委員会の委員	日 額 7,000円
市民センター運営審議会の委員	日 額 7,000円
消費生活審議会の委員	日 額 7,000円
協働推進委員会の委員	日 額 7,000円
防災会議の委員	日 額 7,000円
国民保護協議会の委員	日 額 7,000円
安全なまちづくり推進委員会の委員	日 額 7,000円
空家等対策協議会の委員	日 額 7,000円
国際交流推進委員会の委員	日 額 7,000円
スポーツ推進審議会の委員	日 額 7,000円
男女平等参画推進委員会の委員	日 額 7,000円
男女平等参画苦情処理委員会の委員	日 額 7,000円
環境審議会の委員	日 額 7,000円
廃棄物減量等推進審議会の委員	日 額 7,000円
社会福祉審議会の委員及び臨時委員	日 額 7,000円 (審査部会に属する委員 及び臨時委員が審査部会 に出席した場合にあって は，14,000円)

職 名	報 酬 額
民生委員推薦会の委員	日 額 7,000円
障害支援区分審査会の委員	日 額 14,000円
心身障害児療育指導委員会の委員	日 額 7,000円
介護認定審査会の委員	日 額 16,000円
小児慢性特定疾病審査会の委員	日 額 14,000円
健康づくり推進協議会の委員	日 額 7,000円
予防接種対策審議会の委員	日 額 7,000円
感染症診査協議会の委員	日 額 14,000円
国民健康保険運営協議会の委員	日 額 7,000円
中心市街地活性化対策協議会の委員	日 額 7,000円
産業振興計画審議会の委員	日 額 7,000円
優良工場認定審査会の委員	日 額 7,000円
観光審議会の委員	日 額 7,000円
優良観光土産品審査会の委員	日 額 7,000円
農政推進協議会の委員	日 額 7,000円
農業振興地域整備促進協議会の委員	日 額 7,000円
農業委員会委員候補者選考委員会の委員	日 額 7,000円
公設地方卸売市場運営協議会の委員	日 額 7,000円
都市計画審議会の委員	日 額 7,000円
土地利用審議会の委員	日 額 7,000円
都市景観審議会の委員	日 額 7,000円
建築審査会の委員	日 額 7,000円
建築紛争調停委員会の委員	日 額 7,000円
開発審査会の委員	日 額 7,000円
緑化推進会議の委員	日 額 7,000円
土地区画整理審議会の委員	日 額 7,000円
水道事業及び下水道事業審議会の委員	日 額 7,000円
市立小中学校等学区審議会の委員	日 額 7,000円
共同調理場運営委員会の委員	日 額 7,000円

職 名		報 酬 額
青少年問題協議会の委員		日 額 7,000円
みと好文カレッジ運営審議会の委員		日 額 7,000円
少年自然の家運営委員会の委員		日 額 7,000円
文化財保護審議会の委員		日 額 7,000円
博物館協議会の委員		日 額 7,000円
図書館協議会の委員		日 額 7,000円
総合教育研究所運営委員会の委員		日 額 7,000円
市立小中学校等教科用図書審議会の委員		日 額 7,000円
いじめ問題対策連絡協議会の委員		日 額 7,000円
いじめ問題調査委員会の委員		日 額 7,000円 (水戸市いじめ問題対策 連絡協議会等の設置に関 する条例第12条第1号に 掲げる事項により調査審 議を行った場合にあって は、当該額に17,000円を 加算した額)
教育支援委員会の委員		日 額 7,000円
学校運営協議会の委員		年 額 12,000円
福祉事務所嘱託医	内科	月 額 100,000円
	精神科	月 額 25,000円
保育所嘱託医	内科	1 保育所当たり 年 額 120,000円
	歯科	1 保育所当たり 年 額 120,000円
学校医		担当する診療科目ごとに、 1 園又は1 校につき年額 150,000円に園児、 児童又は生徒1 人当たり 140円を加算した額
学校歯科医		1 園又は1 校につき年額 150,000円に園児、児童 又は生徒1 人当たり140円 を加算した額

職 名		報 酬 額
学校薬剤師		1 校につき年額150,000円 (幼稚園又は幼保連携型認定こども園の薬剤師を兼務する者にあつては、当該額に1園につき30,000円を加算した額)
スポーツ推進委員		年 額 40,000円
土地区画整理評価員		日 額 7,000円
社会教育委員		日 額 7,000円
選挙長		日 額 (選挙会事務にあつては、1 回につき) 10,800円
投票所の投票管理者		日 額 12,800円
期日前投票所の投票管理者		日 額 11,300円
投票所の投票立会人		日 額 10,900円
期日前投票所の投票立会人		日 額 9,600円
開票管理者		開票管理1回につき 10,800円
開票立会人		開票立会1回につき 8,900円
選挙立会人		選挙会立会1回につき 8,900円
農地利用最適化推進委員		月 額 45,000円
消防団	団長	年 額 135,000円
	副団長	年 額 95,000円
	本部員	年 額 75,000円
	分団長	年 額 68,000円
	副分団長	年 額 52,000円
	班長	年 額 37,000円
	団員 (運転技術員を兼ねる者)	年 額 51,500円
消防団	運転技術員を兼ねない者	年 額 36,500円
	災害出動	日 額 8,000円
	災害以外出動	日 額 3,500円 4 時間未満 2,000円

9 職員研修

(1) 水戸市職員研修基本方針

水戸市第7次総合計画に描かれる本市の将来都市像「こども育む 暮らし楽しむ
みらいに躍動する 魁のまち・水戸」の実現のため、複雑・多様化する市民ニーズや
変化する社会情勢，地方分権の更なる推進に対応し，市民サービスの向上を図ること
のできる職員を育成していく。

職員研修の実施に当たっては，次に掲げる「目標とする職員」の育成を目指し，「コ
ミュニケーション能力」，「業務執行能力」，「政策形成能力」，「マネジメント能
力」及び「危機管理能力」の5つの能力を向上させ，職員の意識改革を図っていく。

【目標とする職員像】

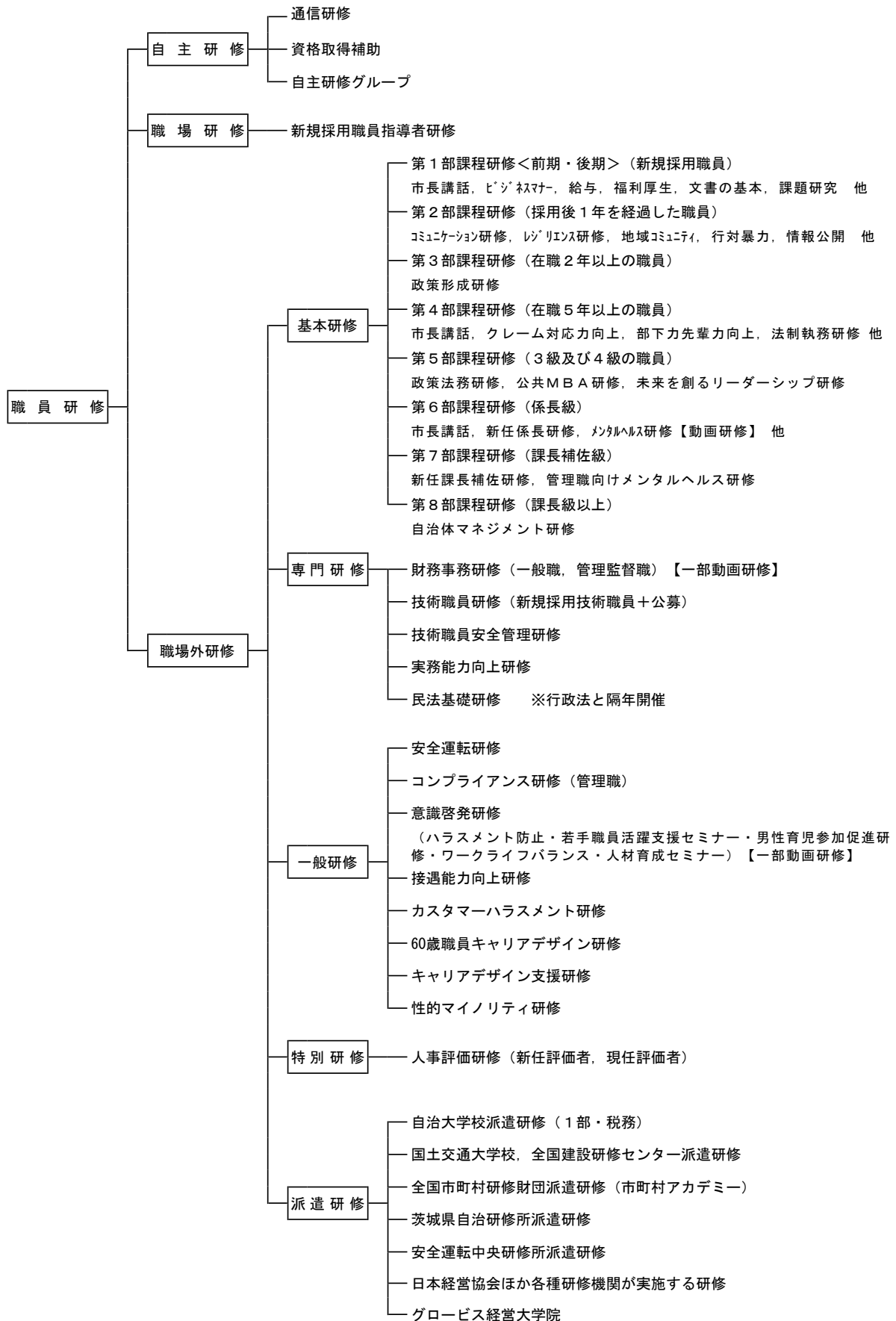
- 果敢にチャレンジし，柔軟な発想で乗り越えていく職員
- 先見性と広い視野を持って主体的に行動する職員
- 高い共感力を持ち，市民と協働する職員
- 経営感覚を備え，スピード感を持って行動する職員
- 職員としての誇りや高い倫理観，強い使命感を持って，前向きに成長し続ける職員

(2) 令和7年度職員研修計画の概要

職員の資質・能力の更なる向上が求められており，中・長期的な視点に立った計画
的な人材育成を推進していくために，上記の職員研修基本方針を踏まえ，各種研修を
以下のとおり実施する。

【令和 7 年度職員研修】

水戸市職員研修基本体系（7 年度）



10 市役所新庁舎整備

東日本大震災からの復興のシンボルとして整備を進めてきた市役所新庁舎については、平成30年11月に完成し、平成31年1月4日に全体オープンした。新庁舎は、消防本部、水道部庁舎と一体化し、総合防災拠点としての機能を備えた安全性の高い庁舎にするとともに、ユニバーサルデザインの導入、ワンフロア・コンプライート・サービスの実現を図るなど、誰もが利用しやすい庁舎を目指している。

(1) 建築概要

所在地	水戸市中央1-4-1（旧庁舎所在地）
開庁日	（一部オープン）平成30年11月26日 （全体オープン）平成31年1月4日
敷地面積	20,876.29㎡
構造	鉄筋コンクリート造，地下1階・地上8階建
延床面積	40,239.33㎡
建築面積	5,909.81㎡
高さ	33.8m

(2) 新庁舎整備の経緯

年月日	内 容
平成23年3月11日	東日本大震災により市役所本庁舎等が被災
平成24年5月29日～	第1回本庁舎等の整備に係る市民検討委員会開催（全7回）
平成24年6月26日	第1回東日本大震災に伴う市役所本庁舎等の整備に関する調査特別委員会開催（平成27年3月2日まで全20回開催）
平成25年2月8日	第10回特別委員会において、現在地建て替えが決定
平成25年11月19日	「水戸市庁舎整備基本計画」策定
平成26年5月24日～	水戸市新庁舎建設基本設計・実施設計（～平成28年3月25日）
平成27年6月30日	第1回市役所新庁舎建設及び周辺整備調査特別委員会開催（平成31年2月8日まで全17回開催）
平成27年11月24日	第4回特別委員会において、実施設計（案）について了承
平成28年6月22日	第5回特別委員会において、工事請負契約案件を報告
平成28年6月28日	市議会定例会において、工事請負契約の締結について議決
平成28年6月29日～	新庁舎本体工事（～平成30年11月9日）
平成30年11月18日	新庁舎竣工記念式典・見学会を実施
平成30年11月26日	新庁舎の一部で供用開始
平成31年1月4日	新庁舎全体供用開始

11 市民課窓口業務

(1) 窓口受付事務

本庁舎 1 階市民課及び各出張所（赤塚・常澄・内原）で、戸籍・住民異動関係の届出及び印鑑登録等に関する事務を行う。

① 戸籍に関する事務

令和 7 年 3 月 31 日 現在		令和 6 年度 戸籍届出事件総数
本籍人口	本籍数	
240,071 人	101,633 戸籍	11,594 件

② 住民基本台帳に関する事務

令和 7 年 3 月 31 日 現在		令和 6 年度 主な事務処理件数		
人口	世帯数	転入届	転居届	転出届
266,390 人	132,131 世帯	9,157 件	5,493 件	8,500 件

③ 印鑑登録に関する事務

登録	廃止	亡失	再交付	合計
9,020 件	541 件	1,414 件	8 件	10,983 件

(2) 証明書交付に関する事務

市民課，出張所のほか，パスポートセンター及び市民センターの市内 32 か所で証明申請受付及び交付を行う。

令和 6 年度	各種証明	税証明※	無料証明
証明交付総通数 〔うち、出張所及び市民 センター等取扱〕	237,919 件 (103,399 件 (43.5%))	35,026 件 (25,360 件 (72.4%)) ※税務事務所交付分除く。	9,096 件 (7,951 件 (87.4%))

(3) マイナンバーカード事務

市民課，出張所において，マイナンバー法に基づき発行される，電子証明書が標準搭載されたマイナンバーカード（個人番号カード）の申請受付及び交付を行う。

令和 6 年度	マイナンバーカード
交付件数（うち、出張所取扱）	21,877 件 （5,508 件）

(4) パスポート事務

パスポートセンターにおいて，パスポート（旅券）の申請受付及び交付を行う。

令和 6 年度 交付件数	新規旅券			変更・残存有効 期間同一旅券
	10 年 (18 歳以上)	5 年 (12 歳以上)	5 年 (12 歳未満)	
6,412 件	3,696 件	2,097 件	483 件	136 件

財

務

1 令和7年度予算の主な事業

新＝新規事業

事業名	予算額 (千円)	内 容	担 当 課
企画総務財務			
1 自転車通行空間整備事業	40,000	路面表示による自転車通行空間の整備を推進し、安全で快適な自転車の利用環境を創出する。	交 通 政 策 課
2 シェアサイクル事業「みとちゃり」	27,900	商店街や観光施設の回遊性の向上及び公共交通網の補完等を図るため、シェアサイクル事業を拡充して実施する。	交 通 政 策 課
新 3 自治体情報システム標準化推進事業	777,973	行政サービス・住民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化を進める。	デジタルイノベーション課
新 4 ローコードツールの導入による業務プロセス最適化事業	4,374	ローコードツール※の導入により、各種申請の更なるオンライン化を進めることで市民サービスの向上を図るとともに、業務効率化とシステムの導入及び運用に係る費用低減を図る。 ※ローコードツールとは、最小限の専門的な知識で、業務アプリやシステムが作成できるツールであり、地方公共団体や民間企業の業務D Xのため、広く利用されている。	デジタルイノベーション課
新 5 出退勤管理システムの導入	5,600	職員の在庁時間の適正管理及び業務の効率化を図るため、出退勤管理システムを導入する。	人 事 課
新 6 常澄庁舎長寿命化改修事業	13,200	地域の拠点となる施設機能の向上を図るため、常澄庁舎の長寿命化改修を実施する。	市 民 課
7 水戸黄門ふるさと寄附金	410,000	寄附金の更なる獲得に向けて、組織体制を強化し、積極的な営業活動により返礼品の新規開拓等を進めるとともに、新たに事業者の返礼品開発等に対する支援などに取り組む。	市 民 税 課
市民協働部門			
1 市民センター長寿命化改修事業	272,000	地域活動及び生涯学習環境の向上を図るため、市民センターの長寿命化改修を実施する。	市 民 生 活 課
新 2 五軒市民センター改築事業	127,800	地域活動及び生涯学習環境の向上を図るため、五軒市民センターの改築工事を実施する。	市 民 生 活 課
3 備蓄物資・資機材の充実	14,700	避難所の生活環境改善に向け備蓄方針を見直し、災害備蓄物資・資機材の充実を図る。	防災・危機管理課

新＝新規事業

	事業名	予算額 (千円)	内 容	担 当 課
新	4 新たなハザードマップの作成	16,000	複数のハザード情報を容易に確認できるWEB版ハザードマップを作成・公開するとともに、複数のハザードマップを1冊にまとめた冊子版ハザードマップを作成し、対象エリアの全世帯に配布する。	防災・危機管理課
	5 防犯灯管理補助金の拡充	32,980	電気料金が高騰する中、町内会・自治会等の負担軽減を図るため、防犯灯の管理補助金を拡充する。	生活安全課
新	6 AI防犯カメラ整備事業	9,400	繁華街（大工町エリア）における違法な客引き行為等の未然防止を図るため、AI防犯カメラを整備する。	生活安全課
新	7 戦後80年事業	11,364	戦後80年の節目を迎えることから、平和への願いと戦争の記憶を継承する事業を複数施設で連携して実施する。また、広島市の平和記念式典に参列する平和大使の増員を図る。	文化交流課 福祉総務課 歴史文化財課
新	8 男女平等参画の推進に向けた拠点機能の強化	1,000	男女平等参画課の本庁舎移転に伴い、庁内関係各課との連携により時代に即した事業を展開するとともに、男女平等参画推進に向けた取組を広く発信する。	男女平等参画課
	9 第10回記念水戸黄門漫遊マラソンの開催	27,500	スポーツの振興により、にぎわいや交流の創出、地域の活性化を図る水戸黄門漫遊マラソンについて、10回目の開催を記念し、様々な事業を実施する。	スポーツ課
	10 常澄健康管理トレーニングセンター長寿命化改修事業	207,000	「水戸市体育施設長寿命化計画」に基づき、常澄健康管理トレーニングセンター長寿命化改修工事を実施する。	体育施設整備課
新	11 アダストリアみとアリーナ観客席等改修事業	518,000	Bリーグプレミア参入基準に対応するとともに、利用者の更なる利便性向上のため、アダストリアみとアリーナの観客席等の改修を行う。	体育施設整備課
生活環境部門				
	1 みとゼロカーボン未来住宅パッケージ	23,000	一般住宅における太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進するため、補助金を交付する。また、令和7年度から新たに充放電器であるV2Hシステムの設置に補助金を交付する。	環境保全課
新	2 浜見台霊園合葬式墓地の充実	6,400	希望者を対象に、合葬式墓地に納骨された故人の氏名・生没年月日を表示する記名板の運用を開始する。	衛生事業課
新	3 堀斎場長寿命化改修事業	35,000	今後増加が見込まれる火葬需要に対応するため、堀斎場の長寿命化改修を実施する。	衛生事業課
新	4 ごみ処理手数料改定に係る周知事業	3,400	将来にわたり、ごみ処理事業の運営を安定的かつ健全に継続するため、令和8年4月にごみ処理手数料を改定することに伴い、市民や事業者に向けた周知を行う。	ごみ減量課

新＝新規事業

	事業名	予算額 (千円)	内 容	担 当 課
新	5 旧清掃工場の跡地利活 用の推進	355,500	旧清掃工場跡地の利活用を推進するため、旧清掃 事務所等施設の解体工事を実施する。	清 掃 事 務 所
	福祉部門			
	1 こどもの学習・生活支 援事業	22,100	生活困窮世帯等のこどもを対象に、学びの機会の 提供や居場所づくりに向けた無料の学習支援会を 実施する。	生 活 福 祉 課
	2 障害者日常生活用具給 付事業	74,000	給付品目のうち、ストーマ装具の補助基準額を増 額する。	障 害 福 祉 課
	3 いきいき交流センター 柳堤荘長寿命化改修事 業	207,100	利用者の安全性及び利便性を確保するため、老朽 化が進んでいるいきいき交流センター柳堤荘の長 寿命化改修工事を実施する。	高 齢 福 祉 課
	4 介護予防・自立支援の 充実	25,860	フレイル状態にある要支援認定者等が、もとの自 分らしい生活を取り戻せるよう、介護予防事業を 拡充し、自立支援の取組の充実を図る。	高 齢 福 祉 課
	こども部門			
新	1 こどもの養育費受取支 援	860	こどもが経済的・社会的に自立するまでに必要な 養育費の支払いに関する取り決めに促進するた め、公正証書の作成手数料等を補助する。	こ ども 政 策 課
	2 小・中学校新入生応援 金の支給	137,200	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小学校 及び中学校に入学する児童・生徒を持つ保護者に 対し、応援金を支給する。	こ ども 政 策 課
新	3 こどもの遊び場の充実	48,000	こどもたちが自由に楽しみ、交流できる遊び場の 充実を図る。	こ ども 政 策 課 公 園 緑 地 課 歴 史 文 化 財 課
	4 放課後学級運営の充実	606,603	待機児童ゼロの継続に向けて、利用希望児童の増 加に対応するため、学級の増設を行う。	こ ども 政 策 課
	5 妊婦のための支援給付 事業	227,276	全ての妊婦・子育て家庭が、安心して出産し、子育 てできるよう、妊婦支援給付金を支給するとともに、 伴走型の相談支援を実施する。	こ ども 政 策 課 子 育 て 支 援 課
新	6 初回産科受診料支援事 業	550	市民税非課税世帯等の妊婦の経済的負担を軽減す るため、初回産科受診料を補助し、母子健康手帳 の交付と必要に応じた継続的支援を実施すること で、安全・安心な妊娠と出産につなげる。	子 育 て 支 援 課
新	7 医療的ケア児保育支援 事業	15,870	医療的ケア児の受入れ体制を整備するため、看護 師等を配置し医療的ケアを行う民間保育所等を支 援する。また、市の保健師が医療的ケア児を受け 入れる市立・民間の保育所等への巡回支援を行 う。	幼 児 保 育 課

新＝新規事業

	事業名	予算額 (千円)	内 容	担 当 課
	保健医療部門			
新	1 医療機関開設等補助事業	30,000	市民が安心してこどもを生み育てることができる医療提供体制を維持・確保するため、小児科や産婦人科（分娩を取扱うものに限る）の医療を提供する医療機関の開設又は増改築等に対する補助を実施する。	保 健 総 務 課
	2 小児インフルエンザ予防接種事業	63,600	小児を対象としたインフルエンザ予防接種の促進を図るため、鼻腔内に噴霧するワクチンを助成対象に新たに追加する。	感 染 症 対 策 課
新	3 帯状疱疹予防接種事業	62,540	帯状疱疹及びその合併症による重症化予防のため、高齢者等を対象に定期接種化された帯状疱疹予防接種費用の助成を行う。	感 染 症 対 策 課
	4 妊産婦医療福祉の助成（所得制限撤廃）	101,000	妊娠・出産期における経済的負担を軽減するため、妊産婦を対象とする医療費助成に係る所得制限を撤廃し、支給対象の拡大を図る。	国 保 年 金 課
	産業経済部門			
	1 中小企業振興支援事業	15,000	本市の地域経済を支える中小企業を対象に、経営力強化や高い付加価値の創出に向けた取組を支援する。	商 工 課
新	2 M i t o r i O 周辺にぎわいづくり事業	3,000	M i t o r i O を中心に、周辺の商店街等と連携した新たなにぎわいづくりに向けた事業を実施する。	商 工 課
	3 企業立地促進事業	408,080	企業立地を促進するため、施設整備等に対する補助を行うとともに、固定資産税等の課税免除を実施する。また、本市に立地可能性のある企業ニーズを把握するための調査を行う。	商 工 課
新	4 ナイトツーリズムの推進	1,000	事業者等が実施する観光誘客と滞在時間の延長につながる夜型イベントの開催を支援し、地域経済の更なる活性化を図る。	観 光 課
	5 観光まつり開催事業	59,500	水戸黄門まつり、梅まつりなどの各種イベントを開催し、外国人観光客も含む観光誘客の促進を図る。	観 光 課
新	6 飼料用米生産継続支援金	20,000	肥料の価格高騰等により、厳しい経営状況にある飼料用米取組農家を支援するため、飼料用米の取組面積に応じた支援金を交付し、水田転作の継続意欲の喚起を図る。	農 政 課
	7 有害鳥獣対策事業	10,000	イノシシ等による農作物被害の軽減を図るため、有害鳥獣捕獲隊による一斉捕獲や年間を通じた個人捕獲の実施、田畑への侵入防止を図る電気防護柵設置に対し支援を行う。	農 産 振 興 課

新＝新規事業

事業名	予算額 (千円)	内 容	担 当 課
8 公設地方卸売市場の機能強化・再整備	540,600	市場の機能強化と活性化に向けた再整備の推進を図るとともに、拡張用地の整備を進める。	公設地方卸売市場
都市建設部門			
1 道路新設改良事業	704,200	地域間の移動を支える幹線市道をはじめとした道路の新設改良を推進する。	道 路 建 設 課 内原建設事務所
2 国補街路整備事業	1,520,000	広域的な交通ネットワークを形成するため、都市の骨格をなす都市計画道路の計画的な整備を推進する。	道 路 建 設 課
3 排水路整備事業	578,100	市街化調整区域における雨水排除を促進し、冠水被害の軽減を図る。	河川都市排水課
4 都市下水路整備事業	442,800	市街化区域における雨水排除を促進し、冠水被害の軽減を図る。	河川都市排水課
新 5 まちなか案内板Reデザイン事業	3,000	まちなかの回遊性の向上、にぎわいの創出を図るため、国道50号歩道上の既存案内板の改修を実施する。	都 市 計 画 課
6 優良建築物等整備事業	257,000	民間事業者による質の高い建築物整備を支援し、災害に強いまちづくり、中心市街地の活性化、まちなか居住の促進を図る。	市 街 地 整 備 課
7 水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業	1,538,000	市街地再開発組合による複合施設（商業・業務施設、住宅など）建設を支援し、中心市街地におけるにぎわいあふれるまちづくりの促進を図る。	市 街 地 整 備 課
8 内原駅周辺地区整備事業	249,400	内原地区におけるにぎわいと交流を創出するため、内原駅南口広場等の整備を推進する。	市 街 地 整 備 課
9 国補・単市公園建設事業	505,700	千波公園をはじめとした地域拠点となる公園を中心に、多くの人でにぎわう、楽しめる公園づくりを推進する。	公 園 緑 地 課
消防部門			
1 自家用給油所整備事業	27,000	大規模災害の初動における消防車両の燃料を独自に確保するため、自家用給油所を整備する。	消 防 総 務 課
新 2 消防団第12分団改築事業	29,000	地域に根ざした防災拠点施設として機能強化を図るため、消防団第12分団の改築を実施する。	消 防 総 務 課
新 3 水上オートバイ整備事業	5,300	水難事故や近年多発する台風等による水害に対し、消防活動の体制強化を図るため配備する。	消 防 救 助 課
4 消防機械力整備事業	142,000	消防力及び災害対応能力の強化を図るため、経年劣化した消防・救急車両について、最新の資機材を搭載した車両へ更新を行う。	消 防 救 助 課

新＝新規事業

	事業名	予算額 (千円)	内 容	担当課
	教育部門			
	1 奨学金による修学支援事業	5,400	人物・学力ともに優れているにもかかわらず、経済的理由により高等学校等に修学することが困難な生徒に対し、給付型の奨学金を支給する。 令和7年度から、支給単価を月額6,000円から10,000円に引き上げる。	学 校 管 理 課
新	2 小学校給食費の無償化	859,866	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市立小学校給食費を無償化するとともに、物価高騰の影響を受ける食材料費について、公費負担を行う。	学校保健給食課
	3 中学校給食費の無償化	434,720	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市立中学校給食費の無償化を継続するとともに、物価高騰の影響を受ける食材料費について、公費負担を行う。	学校保健給食課
新	4 指導者用デジタル教科書の導入	24,253	指導者用デジタル教科書を中学校の5教科に導入し、デジタル教科書の利点を活かしながら教員の授業力向上を図り、教育の質を高める。	学 校 施 設 課 教 育 研 究 課
	5 学校施設の緊急安全対策、バリアフリー化	445,500	児童・生徒の学習環境の向上を図るため、老朽化した学校施設の修繕工事を集中的に実施するとともに、学校施設バリアフリー化整備計画に基づき、多機能トイレの整備等を推進する。	学 校 施 設 課
	6 屋内運動場空調設備設置・トイレ洋式化事業	80,600	児童・生徒がより安心して快適に学習できる環境整備とともに、災害時における避難所としての機能向上を図るため、学校の屋内運動場における空調設備の整備及びトイレの洋式化を推進する。	学 校 施 設 課
	7 酒門・吉沢小学校、第四中学校の校舎増築事業	768,300	児童・生徒数の増加に対応するため、酒門小学校、吉沢小学校、第四中学校校舎の増築事業を実施する。	学 校 施 設 課
	8 小学校長寿命化改良事業	281,400	快適な学習環境を整備するため、寿小学校、妻里小学校の長寿命化改良事業を実施する。	学 校 施 設 課
新	9 水戸城土塁（法面）の整備	60,000	水戸城土塁（法面）について、周辺住民の安全確保と、水戸城の特質である「我が国最大級の土造りの平山城」にふさわしい歴史的景観の維持向上を図るため、整備を実施する。	歴 史 文 化 財 課
	10 教育ダッシュボードを用いた教育データの利活用	20,633	タブレット端末の活用により、日々生成される教育データを「教育ダッシュボード」に統合的に可視化し、データに基づくきめ細かな学習指導・支援等を実施する。令和7年度は小学校へ拡充し、一人一人に寄り添った支援を行う。	教 育 研 究 課
	11 地域スポーツクラブ活動及び文化活動体制整備事業	13,028	こどもたちがスポーツ活動等に継続して取り組むことができる機会を確保するため、休日の部活動を地域クラブ活動へ段階的に移行する。	教 育 研 究 課

新＝新規事業

事業名	予算額 (千円)	内 容	担 当 課
12 校内フリースクールの 拡充	49,266	教室に登校できないこどもたちが、安心して自分のペースで学ぶことができる「校内フリースクール」を小学校へ拡充し、不登校児童生徒への支援を行う。	教 育 研 究 課
新 13 教育用タブレット端末 の更新	1,422,600	G I G A スクール構想により、令和２年度に整備した児童生徒一人一台の教育用タブレット端末の更新を行う。	教 育 研 究 課
水道部門			
1 水道施設災害対策事業	1,589,159	地震等の災害時における飲料水や生活水の確保を図るため、配水管路及び施設の災害対策を推進する。	水 道 整 備 課 浄 水 事 務 所
2 有収率向上対策事業	38,055	地表面に流出しない漏水の早期発見・早期修理を進めるため、３種類の漏水調査を複合的に行い、有収率の向上を図る。	給 水 課
3 老朽施設更新事業	1,447,020	安定的な水道水の供給のため、老朽化した施設・設備の更新・改修を進める。	浄水管理事務所
下水道部門			
1 下水道建設改良事業	5,602,380	汚水管渠及び雨水管渠の新設並びに水戸市浄化センターの機械設備の改築等を実施する。	下 水 道 整 備 課 下水道施設管理事務所

2 令和7年度一般会計歳入内訳

(単位 千円)

区 分	令和7年度	令和6年度	増 減 額	増減率 (%)	構成比(%)	
					7年度	6年度
1 市税	44,980,000	41,860,000	3,120,000	7.5	35.3	34.9
2 地方譲与税	772,200	811,500	△39,300	△4.8	0.6	0.7
3 利子割交付金	39,100	17,700	21,400	120.9	0.0	0.0
4 配当割交付金	273,000	221,000	52,000	23.5	0.2	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	439,000	260,000	179,000	68.8	0.3	0.2
6 法人事業税交付金	978,000	941,000	37,000	3.9	0.8	0.8
7 地方消費税交付金	7,559,000	7,132,000	427,000	6.0	5.9	5.9
8 ゴルフ場利用税交付金	65,300	66,000	△700	△1.1	0.1	0.1
9 環境性能割交付金	86,300	93,400	△7,100	△7.6	0.1	0.1
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	300	300	-	-	0.0	0.0
11 地方特例交付金	309,800	1,503,000	△1,193,200	△79.4	0.2	1.3
12 地方交付税	12,476,000	12,834,000	△358,000	△2.8	9.8	10.7
13 交通安全対策特別交付金	34,000	34,000	-	-	0.0	0.0
14 分担金及び負担金	2,539,626	2,449,904	89,722	3.7	2.0	2.0
15 使用料及び手数料	2,807,914	2,389,277	418,637	17.5	2.2	2.0
16 国庫支出金	28,251,906	24,662,550	3,589,356	14.6	22.2	20.6
17 県支出金	10,564,978	9,212,893	1,352,085	14.7	8.3	7.7
18 財産収入	207,429	237,767	△30,338	△12.8	0.2	0.2
19 寄附金	974,250	736,000	238,250	32.4	0.8	0.6
20 繰入金	3,082,983	2,863,894	219,089	7.7	2.4	2.4
21 繰越金	300,000	300,000	-	-	0.2	0.2
22 諸収入	2,613,914	3,089,415	△475,501	△15.4	2.0	2.6
23 市債	8,206,000	8,109,400	96,600	1.2	6.4	6.8
合 計	127,561,000	119,825,000	7,736,000	6.5	100.0	100.0

3 令和7年度一般会計歳出内訳（目的別）

（単位 千円）

区 分	令和7年度	令和6年度	増 減 額	増減率 (%)	構成比(%)	
					7年度	6年度
1 議会費	570,548	561,720	8,828	1.6	0.4	0.5
2 総務費	11,117,535	9,849,881	1,267,654	12.9	8.7	8.2
3 民生費	54,704,471	51,073,482	3,630,989	7.1	42.9	42.6
4 衛生費	9,789,728	9,746,826	42,902	0.4	7.7	8.1
5 労働費	52,599	53,092	△493	△0.9	0.0	0.1
6 農林水産業費	1,490,676	1,485,979	4,697	0.3	1.2	1.2
7 商工費	1,283,288	1,153,245	130,043	11.3	1.0	1.0
8 土木費	17,168,515	17,530,145	△361,630	△2.1	13.5	14.6
9 消防費	3,975,987	4,316,059	△340,072	△7.9	3.1	3.6
10 教育費	16,119,127	13,068,429	3,050,698	23.3	12.6	10.9
11 災害復旧費	2	2	-	-	0.0	0.0
12 公債費	11,088,524	10,786,140	302,384	2.8	8.7	9.0
13 予備費	200,000	200,000	-	-	0.2	0.2
一 般 会 計	127,561,000	119,825,000	7,736,000	6.5	100.0	100.0

4 令和7年度一般会計歳出内訳（性質別）

（単位 千円）

区 分	令和7年度	令和6年度	増 減 額	増減率 (%)	構成比(%)	
					7年度	6年度
義務的経費	72,359,687	68,185,246	4,174,441	6.1	56.7	56.9
人件費	20,325,692	19,184,722	1,140,970	5.9	15.9	16.0
扶助費	40,945,486	38,214,406	2,731,080	7.1	32.1	31.9
公債費	11,088,509	10,786,118	302,391	2.8	8.7	9.0
普通建設事業費	13,366,134	12,683,843	682,291	5.4	10.5	10.6
補助事業	6,571,194	5,265,410	1,305,784	24.8	5.2	4.4
単独事業	6,794,940	7,418,433	△623,493	△8.4	5.3	6.2
災害復旧費	2	2	-	-	0.0	0.0
その他の経費	41,835,177	38,955,909	2,879,268	7.4	32.8	32.5
物件費	21,269,786	18,483,838	2,785,948	15.1	16.7	15.4
維持補修費	582,556	532,887	49,669	9.3	0.5	0.5
補助費等	5,641,193	5,195,680	445,513	8.6	4.4	4.3
積立金	154,461	44,472	109,989	247.3	0.1	0.0
出資金	3,400	-	3,400	皆増	0.0	0.0
貸付金	159,400	152,200	7,200	4.7	0.1	0.1
繰出金	13,824,381	14,346,832	△522,451	△3.6	10.8	12.0
予備費	200,000	200,000	-	-	0.2	0.2
合 計	127,561,000	119,825,000	7,736,000	6.5	100.0	100.0

6 工事契約の状況

(1) 有資格請負業者数

(令和7年4月1日現在)

区 分	市 内	県 内	県 外	合 計
建設工事	292	447	615	1,354
土木建築コンサルタント業等	138	160	496	794

(2) 令和6年度契約実績（水道部・下水道部発注分を除く）

件数 369件

金額 7,879百万円

(3) 令和7年度発注予定（水道部・下水道部発注分を除く）

件数 375件

金額 11,207百万円

7 建設工事等契約制度

(1) 入札参加業者名の公表

一般競争入札・指名競争入札 事後公表

(2) 予定価格の公表

事前公表

(3) 一般競争入札の対象工事

契約予定金額1,000万円以上の建設工事が対象

(4) 低入札価格調査制度

- ・契約予定金額1億円（建築一式は1億2,000万円）以上及び総合評価方式の建設工事が対象
- ・予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で設定

(5) 最低制限価格制度

- ・契約予定金額130万円以上1億円（建築一式は1億2,000万円）未満の建設工事及び契約予定金額50万円以上の土木建築コンサルタント業等が対象
- ・建設工事は予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で設定
- ・土木建築コンサルタント業等は測量が予定価格の10分の6から10分の8.2，測量・地質調査以外のコンサルタント業等が予定価格の10分の6から10分の8.1，地質調査が予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で設定
- ・ランダム係数は「0.9950」から「1.0050」までの数値範囲内で設定

(6) 電子入札

予定価格130万円超の建設工事及び50万円超の土木建築コンサルタント業等で実施

(7) 総合評価方式

平成20年1月に試行導入し，試行継続中

(8) 格付等級区分及び契約予定金額

○ 土木一式工事

格付	契約予定金額
A	3,000万円以上
B	3,000万円未満 1,000万円以上
C	1,000万円未満

○ 建築一式工事

格付	契約予定金額
A	4,300万円以上
B	4,300万円未満 1,100万円以上
C	1,100万円未満

○ 電気工事

格付	契約予定金額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満 500万円以上
C	500万円未満

○ 管工事

格付	契約予定金額
A	1,400万円以上
B	1,400万円未満 500万円以上
C	500万円未満

○ 舗装工事

格付	契約予定金額
A	1,100万円以上
B	1,100万円未満 600万円以上
C	600万円未満

○ 水道施設工事

格付	契約予定金額
A	1,100万円以上
B	1,100万円未満

8 工事検査の状況

工事の中間検査及び完成検査に関することを主な業務とし、これに関する水戸市建設業者等ほう賞審査会の事務取り扱いを行っている。

(1) 完成検査

建設工事が完成したときに行う検査

(2) 完了検査

建設工事に係る委託業務が完了したときに行う検査

(3) 出来形検査

工事等が完成する前に出来形に応じ、その部分について部分払いをするとき、又は指定部分の完成及び契約解除等による当該契約に係る完済部分及び既済部分の引渡しを受けるときに行う検査

(4) 部分使用検査

工事等の一部の施工が完了した場合において、当該完了部分を使用する必要があるときに行う検査

(5) 中間検査

工事等の施工過程において随時行う検査

令和 6 年度検査件数表（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

完 成	件 数	中 間	件 数	合 計
完 成 検 査	232	出 来 形 検 査	3	
完 了 検 査	25	部分使用検査	21	
		中 間 検 査	148	
計	257	計	172	429

(6) 水戸市建設業者等ほう賞審査会

市が発注した建設工事を前年度に優秀な成績で完成した建設業者及び技術者を表彰する。

令和 6 年度は、令和 5 年度完成工事のうち 18 件（21 者）の建設業者を表彰した。

9 市税（令和 7 年 4 月 1 日現在）

(1) 市民税

ア 個人

・均等割（年額）

市民税 3,000 円 （参考）県民税 2,000 円（うち森林湖沼環境税 1,000 円）
森林環境税（国税） 1,000 円

・所得割

市民税 6 % （参考）県民税 4 %

イ 法人

・均等割

法 人 等 の 区 分		税 率
資本金等の額	市内の従業員の合計数	年 額
50 億円を超える法人	50 人を超える法人	3,600,000 円
	50 人以下の法人	492,000 円
10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人を超える法人	2,100,000 円
	50 人以下の法人	492,000 円
1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人を超える法人	480,000 円
	50 人以下の法人	192,000 円
1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人を超える法人	180,000 円
	50 人以下の法人	156,000 円
1 千万円以下の法人	50 人を超える法人	144,000 円
上記以外の法人等		60,000 円

・法人税割 8.4%

(2) 固定資産税 1.4%

(3) 都市計画税 0.2%

(4) 軽自動車税

ア 環境性能割 0～2%

イ 種別割

区 分		税率（年額）
原動機 付自転車	総排気量50cc(定格出力0.6kw)以下のもの (特定小型原動機付自転車を含む)	2,000円
	二輪のもので総排気量50cc超90cc以下(定格出力0.6kw超0.8kw以下)のもの	2,000円
	二輪のもので総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下のもの	2,000円
	二輪のもので総排気量90cc超125cc以下(定格出力0.8kw超1.0kw以下)以下のもの	2,400円
	ミニカー(三輪以上で総排気量50cc(定格出力0.6kw)以下のもの)	3,700円
小型特殊 自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円
250cc以下の二輪の軽自動車(側車付を含む)		3,600円
250ccを超える二輪の小型自動車		6,000円

区 分				税率（年額）		
				H27.3.31までに新車新規登録した車両	H27.4.1以降に新車新規登録した車両	H24.3以前に新車新規登録した車両
軽 自 動 車	三輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪の もの	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円

(5) 市たばこ税 1,000本につき6,552円

(6) 鉱産税 1%

(ただし、月内に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合には0.7%)

(7) 特別土地保有税 保有分 1.4%

取得分 3 %

(平成15年度より、新規の課税は停止)

(8) 入湯税 1人1日につき150円

(9) 市税の納税状況(令和7年5月31日現在)

ア 納税方法

(単位 %)

区分	キャッシュレス決済		コンビニエンス ストア	金融機関等 窓口
	口座振替	スマートフォン 決済・クレジッ トカード等		
割合	23.2	6.1	37.6	33.1

イ 市税の収納率

(単位 %)

区分	現年度課税分	滞納繰越分	計
収納率	99.2	36.1	97.9

市 民 協 働

イ 出前講座等の実施

ビデオ，講話などを通し，手軽に知識を習得できるよう，消費者及び女性会，高齢者クラブ，PTA等を対象に実施している。

ウ 消費者セミナーの開催

消費者を取り巻く著しい環境の変化に伴い，消費者問題は多様化・複雑化しているので，その時期に応じた消費者問題を取り上げ消費者セミナーを開催し，意識の高揚を図っている。

エ 消費者月間市民のつどいの開催

消費者保護基本法が昭和43年5月30日に制定され，10年後の昭和53年から5月30日を「消費者の日」に，昭和63年からは5月が消費者問題への関心を高めるための「消費者月間」と定められた。その期間中に記念事業として講演会やシンポジウム等を開催し，消費者啓発に取り組んでいる。

オ 多重債務者のための心のケア事業の開催

多重債務に陥っている方などを対象に，精神保健福祉士などと連携し「こころとくらしの無料法律相談」を実施している。

カ 消費者団体の支援

消費者団体が自主的活動を推進するための支援を行っている。

令和7年4月1日現在 4団体

キ 日用品交換コーナーの設置

省資源運動の一環として，日用品交換コーナーを設置し消費者の啓発に努めている。

(2) 水戸市消費者教育推進計画（第3次）の推進

ア 変化の激しい現代社会において，時代に応じた消費者教育を更に推進し，「自ら学び，自ら考え，自ら行動する」自立した消費者の育成と持続可能な社会の形成に向けた一人一人の消費活動を通して，消費者市民社会の構築を目指し，策定した。

イ 計画期間

令和6年度から令和10年度まで

ウ 目指す姿

「消費者市民社会の形成に参画する

自ら学び・考え・行動する自立した消費者の育成」

エ 基本方針

- ・消費者教育の推進と自立支援
- ・消費者教育を推進する担い手の育成と活躍の場の創出
- ・消費生活センターの機能強化

3 市民センター（水戸市市民センター条例（平成21年9月29日、条例第33号））

(1) 市民センター施設の充実

地域における子育て支援，高齢者支援，多世代交流などの多様な地域コミュニティ活動及び生涯学習活動の拠点としての運営の充実を図る。

(2) 市民センター施設等一覧

（令和7年4月1日現在）

区 分	市民センター(旧公民館) 設置年月日	構 造	延床面積㎡	建 物 内 容
三 の 丸	昭63. 4. 1 (移 転 平 6. 12. 20)	鉄筋コンクリート造 3階建	1, 619. 40	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 会議室, 多目的ルーム, 事務室, コミュニティルーム, 市民サロ ン
五 軒	昭63. 4. 1 (移 転 平 22. 4. 1)	鉄骨鉄筋コンクリート造 6階建 (みと文化交流プラザ1～3階)	2, 166. 25	和室, 調理室, 会議室, ベビー ルーム, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン
新 荘	昭57. 4. 1 (移転改築 平 20. 6. 9)	鉄骨造平屋建	804. 45	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 会議室, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン
城 東	昭47. 1. 8 (改 築 平 5. 4. 1)	鉄筋コンクリート造 2階建	871. 67	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 学習室, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン
竹 隈	昭38. 9. 1 (移転改築 昭62. 10. 1)	鉄筋コンクリート造 2階建	1, 236. 21	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 学習室, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン
常 磐	昭54. 4. 1 (移転改築 平 23. 9. 1)	鉄骨造平屋建	816. 70	ホール, 和室, 会議室, 多目的 ルーム, ボランティアルーム, 事務室, コミュニティルーム, 市民サロン
緑 岡	昭50. 4. 1 (増 築 平 元. 4. 1)	鉄骨造平屋建	625. 28	ホール, 和室, 調理室, 会議室, 事務室, コミュニティルーム, 市民サロン
寿	昭54. 12. 1 (増 築 昭63. 12. 1) (増 築 平 5. 10. 1)	鉄骨造平屋建	441. 11	ホール, 和室, 調理室, 会議室 兼コミュニティルーム, 事務 室, 市民サロン
上 大 野	昭55. 4. 1 (移転改築 平 26. 10. 1)	鉄骨造平屋建	616. 20	ホール, 和室, 調理室, 会議室, 多目的ルーム, 事務室, コミュ ニティルーム, 市民サロン
柳 河	昭58. 5. 1 (増 築 平 4. 9. 1)	鉄骨造平屋建	481. 58	ホール, 和室, 調理室, 集会室, 事務室, コミュニティルーム, 市民サロン
渡 里	昭28. 9. 26 (改 築 昭56. 4. 1) (増 築 平 6. 1. 1)	鉄骨造2階建	633. 36	ホール, 和室, 調理室, 会議室, 事務室, コミュニティルーム, 市民サロン
吉 田	昭56. 11. 1 (増 築 平 4. 12. 1)	鉄筋コンクリート造 2階建	664. 09	ホール, 和室, 調理室, 会議室, 集会室, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン
酒 門	昭58. 10. 1 (増 築 平 7. 1. 1)	鉄筋コンクリート造 平屋建	594. 51	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 学習室, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン

区 分	市民センター(旧公民館) 設置年月日	構 造	延床面積㎡	建 物 内 容
石 川	昭45. 5. 5 (移転改築 平 7. 7. 29)	鉄骨造平屋建	817. 89	ホール, 和室, 調理室, 会議室, 事務室, コミュニティルーム, 市民サロン
飯 富	昭56. 4. 1 (増 築 平 9. 3. 1)	鉄骨造 2 階建	485. 38	ホール, 和室, 調理室, 会議室, 事務室, コミュニティルーム, 市民サロン
国 田	昭59. 4. 1 (増 築 平 4. 7. 1)	鉄骨造平屋建	479. 43	ホール, 和室, 調理室, 集会室, 図書室兼コミュニティルーム, 事務室, 市民サロン
桜 川	昭46. 6. 1 (改 築 平23. 4. 1)	鉄骨造平屋建	873. 20	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 多目的ルーム, 事務室, コミュ ニティルーム, 市民サロン
上 中 妻	昭45. 4. 1 (移転改築 昭61. 4. 1) (増 築 平 4. 10. 1)	鉄骨造平屋建	554. 73	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 集会室, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン
山 根	昭63. 10. 1	鉄骨造平屋建	403. 88	ホール, 和室, 調理室, 集会室, 事務室, コミュニティルーム, 市民サロン
見 川	昭59. 4. 1 (増 築 昭64. 1. 1) (増 築 平 6. 11. 1)	鉄骨造平屋建	540. 89	ホール, 和室, 調理室, 集会室, 事務室, コミュニティルーム, 市民サロン
千 波	昭57. 4. 1 (移転改築 令 4. 3. 7)	鉄骨造平屋建	851. 41	ホール, 和室, 調理室, 会議室, 多目的ルーム, 事務室, コミュ ニティルーム, 市民サロン, 多 世代交流サロン
見 和	昭51. 4. 1 (移転改築 平26. 7. 1)	鉄骨造平屋建	854. 81	ホール, 和室, 調理室, 会議室, 多目的ルーム, 事務室, コミュ ニティルーム, 市民サロン
双 葉 台	昭 53. 10. 1 (移転改築 平15. 4. 1)	鉄骨造平屋建	825. 69	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 会議室, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン
笠 原	昭 58. 5. 1 (増 築 平 5. 10. 1)	鉄骨造平屋建	498. 86	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 研修室, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン
赤 塚	昭 60. 4. 1 (増 築 平 7. 12. 1)	鉄骨造平屋建	490. 36	ホール, 和室, 調理室, 集会室, 事務室, コミュニティルーム, 市民サロン
吉 沢	昭 60. 4. 1 (増 築 平 4. 11. 1)	鉄筋コンクリート造 平屋建	604. 50	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 学習室, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン
堀 原	昭62. 4. 1 (増 築 平 9. 3. 1) (増 築 平 9. 12. 18)	鉄骨造平屋建	664. 00	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 集会室, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン
下 大 野	平12. 1. 1	鉄筋コンクリート造 平屋建	618. 87	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 集会室, 学習室, 事務室, コミ ュニティルーム, 市民サロン

区 分	市民センター(旧公民館) 設置年月日	構 造	延床面積㎡	建 物 内 容
稲 荷 第 一	昭46. 5 . 12 (移 転 平28. 11. 1)	鉄筋コンクリート造 3階建 (常澄庁舎2, 3階)	1, 544. 50	ホール, 和室, 調理室, 会議室, 学習室, 多目的ルーム, 事務室, コミュニティルーム, 市民サロ ン
稲 荷 第 二	平 9 . 9 . 1	鉄筋コンクリート造 平屋建	619. 20	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 学習室, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン
大 場	平 9 . 2 . 1	鉄筋コンクリート造 平屋建	616. 20	ホール, 和室, 調理室, 図書室, 学習室, 事務室, コミュニティ ルーム, 市民サロン
鯉 淵	平30. 10. 1	鉄骨造平屋建	696. 17	ホール, 和室, 調理室, 会議室, 多目的ルーム, 事務室, コミュ ニティルーム, 市民サロン
妻 里	平31. 3 . 1	鉄骨造平屋建	699. 83	ホール, 和室, 調理室, 会議室, 多目的ルーム, 事務室, コミュ ニティルーム, 市民サロン
内 原	昭49. 8 . 5	鉄筋コンクリート造 2階建	1, 628. 80	ホール, 和室, 調理室, 会議室, 創作室, 多目的ルーム, 事務室, コミュニティルーム, 市民サロ ン

4 協働

(1) 水戸市協働推進基本計画（第3次）の推進

ア 水戸市協働推進基本計画（第3次）に基づき、公共の担い手として期待されているNPO・ボランティア団体等と連携・協力しながら、協働によるまちづくりを推進する。

イ 計画期間

令和6年度から令和10年度まで

ウ 目指す姿

「結ぶ，つながる，広がる，市民のネットワークがつくる，市民が主役の協働のまち」

エ 基本方針

- ・市民意識の醸成とつながりの創出
- ・担い手の育成，支援
- ・協働推進の仕組みづくり

5 交通安全対策

交通事故を防止するため、関係機関及び関係団体と協力体制をとり、啓発活動等交通安全対策事業を実施している。

特に、こども及び高齢者の交通事故を防止するため、各幼・小中学校において交通安

全教室を実施するとともに、高齢者交通安全推進委員研修会を開催するなど、交通安全思想の普及高揚を図るとともに交通安全施設等の整備に努めている。

また、交通事故救済事業である県民交通災害共済については、未加入者の加入促進に努めている。

(1) 交通事故推移

令和4年から令和6年までの交通事故の発生状況は下表のとおりである。

区分 年別	発生件数（人身事故）	増 減	人身事故内訳	
			死者	負傷者
令和4年	844件	191	7人	1,046人
令和5年	843件	△1	4人	1,037人
令和6年	759件	△84	11人	936人

(2) 県民交通災害共済加入状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
加入者数	2,386人	2,179人	2,087人

共済掛金 年間大人900円 中学生以下500円

(3) 令和6年度県民交通災害共済見舞金支給状況

区分	障 害 の 程 度 （治療実日数）											
	死亡	181日 以上	151日 以上	121日 以上	91日 以上	61日 以上	41日 以上	21日 以上	8日 以上	3日 以上	身障 見舞 金	合 計
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	9 等級	10 等級		
	100 万円	30 万円	25 万円	20 万円	15 万円	10 万円	8 万円	6 万円	3 万円	2 万円	50 万円	
件	0	1	0	1	1	0	4	3	5	8	0	23

6 防災・危機管理

災害等の緊急事態から市民の生命、身体及び財産を保護するため、防災・危機管理体制の整備推進を図っている。

(1) 防災訓練（令和6年度）

内 容 避難所開設訓練，簡易トイレ組立訓練，防災講話等

実施回数 訓練・講座 69回

参加人数 訓練・講座 延べ10,856人

(2) 自主防災組織への支援

水戸市地区防災組織補助金

対 象 防災組織の活動費・防災資機材整備費

補 助 額 34地区 合計3,400,000円（令和6年度）（1地区当たり上限100,000円）

(3) 災害時の避難所体制

ア 避難所等（令和7年4月1日現在）

項 目	箇所数	場 所
指定避難所	82	全ての市民センター，市立小・中・義務教育学校
福祉避難所	47	特別養護老人ホーム，特別支援学校等
広域避難場所	13	公園，学校のグラウンド等
緊急避難場所	3	学校，駅
緊急避難所	11	学校，神社等

イ 初動体制

各市民センター近隣に居住する職員を，あらかじめ避難所指定動員として指定し，災害初動期における避難所の運営等を行う。加えて，100名・200名規模であらかじめ配備職員を定め，初動体制を確立している。

(4) 情報伝達体制（令和7年3月31日現在）

ア 防災行政無線（固定系）

設置場所 洪水浸水想定区域及び津波浸水想定区域

設 備 親局 1，遠隔操作設備 1，屋外子局 67

イ MCA無線（移動系）

設置場所 市関係部署，避難所，災害時応援協定団体

台 数 220台

ウ 防災用自動起動ラジオ

貸与台数 19,678台

エ その他

市ホームページ，市メールマガジン，市公式SNS，緊急速報メール，防災アプリ（Yahoo!防災速報），広報車等

(5) 災害備蓄物資・資機材

ア 備蓄場所 指定避難所82箇所，緊急避難所 1 箇所，帰宅困難者一時滞在施設 1 箇所，備蓄中継所 6 箇所

イ 備蓄品目 非常食，衛生用品，毛布，パーティション等

(6) 災害時における協力体制の確保

ア 官公庁，企業等と応援協定を締結し，災害時に円滑な支援を受けられるような協力体制の確保を図っている。

災害時応援協定締結数 129件（令和7年4月1日現在）

イ 市内の井戸の所有者等にあらかじめ登録いただき，災害による断水時に生活用水として井戸水を提供していただく体制を構築している。

登録数 345件（令和7年4月1日現在）

(7) 国民保護に関する情報伝達試験・啓発

ア 全国瞬時警報装置（Jアラート）全国一斉情報伝達試験

開 催 日 令和6年5月22日，11月20日，令和7年2月12日

情報伝達手段 防災行政無線及び防災ラジオ

イ 伝達試験に合わせ，市ホームページ及びFMぱるるんにおいて，避難方法等に関する周知啓発を実施

7 防犯灯

町内会等が管理する防犯灯の設置又は交換に係る経費及び維持管理経費（電気料金）に対する補助金を交付している。

(1) 設置等補助金

防犯灯1基当たりの設置等に要した工事費の2分の1とし，その限度額は3.5万円とする。

令和6年度設置等補助金交付基数 711基：全基LED

（設置 145基，交換 566基）

(2) 管理補助金

防犯灯1基当たり1,500円とする。

令和6年度管理補助金交付基数 19,529基

8 芸術文化の振興

(1) 芸術文化の振興（令和6年度）

ア 水戸市芸術祭

- ・ 場所 水戸芸術館，水戸市民会館他
- ・ 内容 「水戸市芸術祭」（8部門26プログラム）を開催

イ 水戸市民会館開館1周年記念事業

(ア) 市民会館音楽祭

期日 令和7年2月15日（土）～令和7年2月16日（日）

場所 水戸市民会館 グロービスホール，やぐら広場，展示室

内容 コンクール等で優秀な成績を収めた団体や地域の団体が演奏や歌を披露

(イ) NHKのど自慢

期日 令和6年10月19日（土）～令和6年10月20日（日）

場所 水戸市民会館 グロービスホール

内容 「NHKのど自慢」の公開生放送を実施

(ウ) M i t o r i O ローカルフェス

期日 令和7年3月28日(金)～令和7年3月30日(日)

場所 水戸市民会館, 水戸芸術館, 水戸京成百貨店

内容 ダンスイベントや音楽フェス, グルメや物産展をM i t o r i Oエリアで開催

ウ 野外スケッチのつどい

(ア) 野外スケッチのつどい

期日 令和6年11月9日(土)

場所 栃木県茂木町

内容 自然の中でスケッチを実施

(イ) 合評会

期日 令和6年12月1日(日)

場所 みと文化交流プラザ

内容 講師の先生による作品の批評

(ウ) 作品展

期日 令和7年3月3日(月)～令和7年3月13日(木)

場所 水戸市役所1階 多目的スペース

内容 野外スケッチのつどいで参加者が描いた作品を展示

エ 水戸映画祭

・期日 令和6年10月5日(土)～令和6年10月6日(日)

・場所 水戸芸術館ACM劇場

・内容 「あんのこと」, 「白鍵と黒鍵の間に」など計6作品を上映

(2) 水戸芸術館の運営の充実

水戸芸術館の管理運営を公益財団法人水戸市芸術振興財団に委託し, 世界に向けて芸術文化を創造・発信する拠点として, 質の高い事業を展開した。

ア 施設の概要

・所在地 水戸市五軒町1-6-8

・開館年月日 平成2年3月22日

・敷地面積 13,259.90㎡

・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄筋コンクリート造, 地下2階・地上4階

・延床面積 16,138.34㎡

・施設 コンサートホール(620～680席), 劇場(472～636席), 展示室(9室),
リハーサル室(3室), 会議場(78席), 塔(100m 展望室86.4㎡)

イ 利用状況

・ 塔入場者数（令和 6 年度）

大 人	小 人	計
17,165人	4,070人	21,235人

・ 公益財団法人水戸市芸術振興財団事業（令和 6 年度）

区 分	公演回（日）数	入場者数
音 楽	116日	29,883人
演 劇	213日	18,280人
美 術	222日	29,693人
そ の 他 (広場・エントランスホール・ツアー等の事業)	309日	48,111人
合 計		125,967人

(3) 水戸市民会館の運営の充実

水戸市民会館の管理運営を株式会社コンベンションリンケージに委託し、芸術文化の振興及び市民が集い、交流することによるにぎわいの創出を図り、もって活力ある地域の形成に資する拠点の一つとして、多彩な事業を展開した。

ア 施設の概要

- ・ ホール部門 グロービスホール（2,000席）、ユードムホール（482席）、小ホール、展示室
- ・ 会議室部門 大、中、小会議室
- ・ 創造支援部門 スタジオ、和室
- ・ 交流部門 やぐら広場、ロビー、こどもギャラリー等

イ 来館者数 1,116,733人（令和 6 年度）

(4) M i t o r i O 地区イルミネーションの実施

水戸市と関係団体で組織するM i t o r i Oにぎわい推進協議会が中心となり、M i t o r i O地区のイメージアップを図るとともに、明るく歩きやすいゾーンを形成し、まちなかのにぎわい創出を図るため、イルミネーション事業を実施した。

ア イルミネーション設置場所

水戸芸術館、水戸市民会館、京成百貨店

イ 点灯期間

令和 6 年12月 1 日(日)～令和 7 年 1 月 5 日(日)

9 国際交流の推進

(1) 海外諸都市との交流

国際親善姉妹都市アナハイム市及び友好交流都市重慶市との交流の充実を図った。
また、新たに台南市と友好交流都市を締結した。

ア 国際親善姉妹都市アナハイム市との交流（令和6年度）

年 月 日	内 容
令和6年4月24日(水)～4月27日(土)	アナハイム市からの親善訪問団の受入
令和6年6月19日(水)～7月2日(火)	アナハイム市学生親善大使の受入
令和6年7月26日(金)～8月8日(木)	水戸市学生親善大使の派遣

イ 友好交流都市重慶市との交流（令和6年度）

年 月 日	内 容
令和6年5月20日(月)～5月24日(金)	「重慶市友好都市フォーラム」への派遣
令和6年7月8日(月)～7月13日(土)	重慶市青少年交流訪問団の派遣

ウ 友好交流都市台南市との交流（令和6年度）

年 月 日	内 容
令和6年8月22日(木)～8月24日(土)	友好交流都市締結に向けた事前協議
令和6年11月21日(木)～11月24日(日)	台南市友好交流都市締結使節団の派遣、11月22日(金)に友好交流都市締結

(2) 国際交流センターの運営の充実

管理運営を公益財団法人水戸市国際交流協会に委託し、市民及び民間団体の自主性を尊重しながら、市民の創意工夫と民間活力の導入、民間団体等との連携を図り、市民レベルでの相互理解と友好親善を推進した。

ア 施設の概要

- ・ 所 在 地 水戸市備前町6-59
- ・ 開館年月日 平成10年4月19日
- ・ 敷地面積 2,655.13㎡
- ・ 構 造 鉄筋コンクリート造，地上3階
- ・ 延床面積 2,817.16㎡
- ・ 施 設 国際交流展示室，情報コーナー，交流サロン，相談コーナー，会議室，応接室，多目的ホール，研修室（3室），実習室，調理室，和室，MITOインターナショナルライブラリー

イ 利用状況（令和6年）

稼働日数	利用件数（うち国際交流）	利用人数
295日	1,963件（1,767件）	24,080人

10 平和事業の推進

(1) 「ぴ～すプロジェクト」の実施（令和6年度）

ア ミニ企画展 漫画「満蒙開拓青少年義勇軍」の世界一元義勇軍隊員が描いた満蒙開拓の記憶－

- ・期間 令和6年7月20日（土）～令和6年9月23日（月）
- ・場所 水戸市内原郷土史義勇軍資料館
- ・内容 満蒙開拓青少年義勇軍の元隊員が当時の日々を描いた漫画の展示

イ わたしは戦争を忘れない－伝えたい思い－

- ・期間 令和6年8月2日（金）、8月12日（月）
- ・場所 みと文化交流プラザ—大会議室
- ・内容 水戸市語り部が戦争体験の講演を行うイベント

ウ 平和作文朗読会とパイプオルガン・コンサート

- ・期日 令和6年8月17日（土）
- ・場所 水戸芸術館エントランスホール
- ・内容 「わたしたちの平和」作文コンクール最優秀賞者2名による朗読

エ 映画「あの日のオルガン」上映会

- ・期日 令和6年8月24日（土）
- ・場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館小ホール
- ・内容 平和関連映画の上映

オ 平和事業写真展

- ・期間 令和6年10月3日（木）～令和6年12月23日（月）
- ・場所 水戸市平和記念館
- ・内容 令和6年度に行った平和関連事業の写真展

カ スタンプラリー

- ・会場 水戸市平和記念館，水戸市立博物館，水戸芸術館
- ・期間 令和6年8月1日（木）～令和6年8月31日（土）
- ・内容 水戸市平和会館，水戸市立博物館，水戸芸術館の3館を周遊するスタンプラリー

(2) 平和記念館における展示の充実

戦災資料のほか，平和作文コンクール優秀作品等の展示や戦争体験者の証言映像の放映を行うなど，平和意識の普及啓発に努めた。

ア 施設の概要

- ・所在地 水戸市三の丸1－4－19
- ・開館年月日 平成21年8月1日
- ・敷地面積 95.45㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造，地上3階
- ・延床面積 213.65㎡

- ・施設 展示室（２室）

イ 利用状況（令和６年度）

稼働日数	利用人数
257日	1,277人

(3) 水戸市平和大使の広島派遣

- ・期間 令和６年８月５日（月）～令和６年８月７日（水）
- ・場所 広島県広島市内
- ・内容 水戸市平和大使（12名）を広島市へ派遣し、平和記念式典に参列するなどの平和学習を行う

11 市民スポーツの振興

市民が生涯にわたり健康で明るく心豊かな生活を営むために、スポーツ・レクリエーション活動を気軽に楽しむことができるよう、市民スポーツの振興に努める。

(1) コミュニティスポーツの推進

地域に密着したコミュニティスポーツの推進を図るため、老若男女がスポーツ・レクリエーションに接する機会を数多く設定し、各種の体力づくりや健康増進に向けた事業等を地域において幅広く展開する。

- ア 市民スポーツ大会（市民運動会）をはじめ各種スポーツ大会の開催
- イ ニュースポーツの普及と推進
- ウ 総合型地域スポーツクラブの育成及び支援
- エ 各地区及び市内７ブロックにおけるスポーツ行事の奨励

(2) スポーツグループの育成と指導者の拡充

多様化する市民ニーズに対応できる指導者の指導体制を拡充し、職場・団体・クラブ等におけるスポーツ活動の支援に努める。

- ア 職場・地域等スポーツグループの活動促進
- イ スポーツ施設利用者の適切な指導と継続的活動の推進
- ウ 学校施設の有効利用と夜間開放事業の充実
- エ スポーツボランティアの育成と活動促進
- オ 講習会・研修会への参加奨励

(3) 各種スポーツ団体の育成

地域スポーツの振興や市民のスポーツ活動を促進するため、各種スポーツ団体の育成強化に努める。

- ア スポーツ協会など各種団体等の組織充実と活動促進
- イ 各地区スポーツ団体の連携強化と地域スポーツ団体の育成
- ウ ジュニア層の育成強化と指導体制の充実
- エ 歴史と伝統ある武道競技種目の支援

(4) 施設の整備・充実

スポーツに対するニーズや健康志向の高まりを踏まえ、市民の体力・競技力の向上，健康増進に向け，スポーツ施設の機能強化や改修を図るとともに，スポーツコンベンションの推進に資するスポーツ環境の整備・充実に努める。

ア 既存スポーツ施設の整備

イ スポーツ施設予約システムの運用

(5) 水戸市スポーツ推進計画（第2次）の推進

スポーツ振興施策を一層推進していくため，市民と行政との協働によって，誰もがスポーツに親しみ，健康な体と心で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。

ア 計画期間

令和6年度から令和10年度まで

イ 目指す姿

「いつでも どこでも だれでも いつまでも スポーツを楽しめるまち・水戸」

ウ 基本方針

- ・ライフステージにあわせた生涯スポーツ活動の推進
- ・競技スポーツの振興
- ・スポーツを生かしたまちづくりの推進

12 大規模スポーツイベントの充実

夢と感動を広げる大規模スポーツイベントの開催・誘致等を積極的に進めるとともに，各種トップアスリートの競技情報等，さまざまなスポーツに関する情報を迅速に，分かりやすく提供していく。

(1) 水戸黄門漫遊マラソン等の大規模大会の開催

(2) スポーツコンベンション等の誘致活動の推進

(3) プロスポーツやトップアスリートに関する情報発信

13 地域プロスポーツチームとの交流

市民がプロスポーツチームによるレベルの高い指導を受けられる機会を充実させることにより，競技力向上を図るとともに地域プロスポーツ文化を一層進展させる。

(1) 水戸ホーリーホックによるサッカー教室の実施

(2) 茨城ロボッツによるバスケットボール教室の実施

(3) 水戸ホーリーホック，茨城ロボッツ，水戸市の三者連携による共同事業「MITO BLUE PRIDE」の実施

(4) いばらき県央地域連携中枢都市圏プロスポーツ等による地域活性化事業の実施

14 体育施設

(1) 総合運動公園

○概要

市民スポーツの推進を図るため、市制施行90周年事業として整備。市民球場を中心に、各種体育施設を完備している。

なお、本公園西側に隣接する市道には、国際親善姉妹都市であるアナハイム市（アメリカ合衆国）から寄贈されたアメリカハナミズキを植樹し、アナハイム通り（全長855m）と命名した。

所在地 水戸市見川町2256

敷地面積 164,285㎡

ア 市民球場（ノーブルホームスタジアム水戸） ※利用料 有料

完成日 昭和55年3月31日（平成30年6月15日大規模改修工事完成）

収容人員 20,000人

内野スタンド 10,000人 外野スタンド 10,000人

競技施設 内野クレー（黒土）外野芝張り

本塁センター間 122m 本塁両翼間 100m

付属施設 スコアボード（フルカラーLED）

メインスタンド 鉄筋コンクリート造2階建（一部3階） ほか

照明 6基 照度 内野 2,000ルクス 外野 1,200ルクス

イ 軟式球場 ※利用料 有料

完成日 昭和54年12月29日

競技施設 内野クレー（黒土）外野芝張り 4面

照明 12基 照度 内野 500ルクス 外野 200～300ルクス

ウ 体育館 ※利用料 有料

完成日 昭和56年6月25日（平成29年3月31日大規模改修完成）

構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建

建築面積 3,312.56㎡

収容人員 約1,000人（2階観覧席818人）

競技施設 主競技場（アリーナ） 1,794.52㎡ （バレーボール3面相当）

付帯施設 事務室，会議室，卓球場 ほか

エ テニスコート ※利用料 有料

完成日 昭和56年3月31日

収容人員 2,000人

メインスタンド 1,380人 本部席 20人

土盛芝生スタンド 600人

競技施設 砂入り人工芝コート 12面（夜間照明付）

付帯施設 練習コート（照明付），管理棟 ほか
照 明 8 基 平均照度 300ルクス

オ 第2テニスコート ※利用料 有料

完 成 日 平成7年7月19日
競技施設 砂入り人工芝コート 5面
付帯施設 管理棟 ほか

カ 相撲場 ※利用料 有料

完 成 日 昭和56年5月18日
競技施設 相撲場（屋根付）49㎡ 檜柱
付帯施設 倉庫

(2) 青柳公園

所 在 地 水戸市水府町864-6

ア 市民体育館（リリーアリーナMIITO） ※利用料 有料

完 成 日 昭和49年3月31日（平成26年1月31日大規模改修工事完成）
構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨） 3階建
収容人員 主競技場 約1,700人収容
競技施設 主競技場 1,824㎡ （バレーボール3面相当）
サブ競技場 714㎡ （バレーボール1面相当）
付帯施設 事務室，卓球場，多目的室，トレーニングルーム，会議室 ほか

イ 屋内プール ※利用料 有料

完 成 日 昭和46年6月30日（平成24年3月25日震災復旧工事完成）
競技施設 25mプール

ウ スケートボード場 ※利用料 無料

開 設 令和5年3月25日
競技施設 中・上級者ゾーン 748㎡
初心者ゾーン 374㎡
照 明 2基

(3) 千波公園 ※利用料 有料

所 在 地 水戸市千波町2509-1
面 積 27,000㎡
開 設 昭和43年5月1日
移転開設 昭和62年6月10日
競技施設 テニスコート クレーコート4面

(4) 大塚池公園 ※利用料 有料

所 在 地 水戸市大塚町1827-1
面 積 14,876㎡

開設 昭和58年 4 月 1 日
競技施設 ソフトボール場 1 面

(5) 市民運動場

ア 田野市民運動場 ※利用料 有料

所在地 水戸市田野町1307

面積 105,564.61㎡

開設 昭和48年11月 1 日

競技施設 野球場 6 面, ソフトボール場 2 面

照明 16基 (4 面) 照度 内野 400ルクス 外野 200ルクス

イ 柳河市民運動場 ※利用料 無料

所在地 水戸市中河内町地内 (河川敷)

面積 39,818㎡

開設 昭和44年10月 1 日

競技施設 野球場 3 面, 自由広場

ウ 城東市民運動場 ※利用料 無料

所在地 水戸市若宮町地内 (河川敷)

面積 10,355㎡

開設 昭和47年 4 月 1 日

競技施設 野球場 1 面

エ 東野市民運動場 ※利用料 無料

所在地 水戸市東野町318- 1

面積 17,697㎡

開設 昭和54年 6 月 16日

競技施設 ソフトボール場 2 面

オ ちとせ市民運動場 ※利用料 無料

所在地 水戸市ちとせ 2 丁目地内 (河川敷)

面積 13,694.5㎡

開設 昭和56年 7 月 1 日

競技施設 ソフトボール場 2 面

カ 元石川市民運動場 ※利用料 有料

所在地 水戸市元石川町1687

面積 48,385㎡

開設 昭和62年 8 月 1 日

競技施設 野球場 2 面, 自由広場

照明 8 基 照度 内野 400ルクス 外野 200ルクス

- キ 上中妻市民運動場 ※利用料 無料
- 所在地 水戸市大塚町1185－3
- 面積 4,963㎡
- 開設 昭和62年4月1日
- 競技施設 多目的広場
- ク 元吉田市民運動場 ※利用料 無料
- 所在地 水戸市元吉田町1973－27
- 面積 15,763㎡
- 開設 昭和62年10月1日
- 競技施設 多目的広場
- ケ 若宮市民運動場 ※利用料 無料
- 所在地 水戸市若宮町1103（河川敷）
- 面積 24,525㎡
- 開設 昭和63年10月1日
- 競技施設 野球場1面
- コ 石川市民運動場 ※利用料 無料
- 所在地 水戸市堀町2311－1
- 面積 10,019㎡
- 開設 平成4年4月23日
- 競技施設 ジョギングコース，全天候テニスコート1面，ゲートボール場，自由広場
- サ 河和田市民運動場 ※利用料 無料
- 所在地 水戸市河和田町3438－3
- 面積 10,200㎡
- 開設 平成14年4月1日
- 競技施設 多目的広場，ジョギングコース
- シ 上大野市民運動場 ※利用料 無料
- 所在地 水戸市吉沼町640－1
- 面積 11,238㎡
- 開設 平成17年7月1日
- 競技施設 ソフトボール場1面
- ス 内原市民運動場 ※利用料 照明料のみ
- 所在地 水戸市内原町1398－1
- 面積 24,522㎡
- 開設 平成2年6月1日
- 競技施設 多目的運動場，ゲートボール場

照 明 5 基 照 度 内野930ルクス 外野151ルクス
セ 鯉淵市民運動場 ※利用料 無料

所 在 地 水戸市鯉淵町4632－1

面 積 20,712㎡

開 設 昭和56年4月1日

競技施設 多目的運動場

ソ 中妻市民運動場 ※利用料 無料

所 在 地 水戸市牛伏町114－2

面 積 12,773㎡

開 設 昭和58年4月1日

競技施設 ソフトボール場1面，人工芝フットサル場1面

(6) 小吹運動公園

所 在 地 水戸市小吹町820－2

ア 屋内プール ※利用料 有料

完 成 日 昭和60年12月15日

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

競技施設 公認25mプール，幼児プール，身障者プール

イ 体育館（鉄筋コンクリート2階建，一部平家建） ※利用料 有料

完 成 日 昭和61年3月15日

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

競技施設 競技場 627㎡（バレーボール2面相当）

ウ 野球場 ※利用料 有料

面 積 14,699㎡

競技施設 野球場1面

完 成 日 昭和60年12月26日

(7) 市立競技場（ケーブデンキスタジアム水戸）

所 在 地 水戸市小吹町2058－1

ア 主競技場 ※利用料 有料

面 積 43,927.21㎡

完 成 日 昭和62年3月15日（平成21年10月30日大規模改造完成）

収容人員 12,000人 メインスタンド 個席 7,000人

バックスタンド 個席 3,000人

サイドスタンド 芝生席 2,000人

競技施設 第2種公認陸上競技場

全天候舗装400mトラック（9レーン）

照 明 4 基 照 度 1,500ルクス

大型映像装置 高輝度LED（画面寸法6.5×11.5m）
 その他 管理棟・バックスタンド雨天走路（80m 3レーン）
 イ 補助競技場 ※利用料 有料
 面積 22,462.42㎡

(8) 市立サッカー・ラグビー場（ツインフィールド） ※利用料 有料

所在地 水戸市河和田町3438-1
 敷地面積 66,724.42㎡
 完成日 平成14年3月29日
 収容人員 ベンチ席 500人 芝生席 500人
 施設内容 西洋芝生舗装1面 ロングパイル人工芝1面
 観客スタンド 鉄筋コンクリート2階建
 付帯施設 管理棟，スタンド棟，スコアボード ほか
 照明 6基 平均照度 300ルクス

(9) 常澄運動場 ※利用料 有料

所在地 水戸市大場町468-1
 面積 36,841㎡
 開設 昭和50年4月1日
 競技施設 野球場1面 陸上競技場（300mトラック）
 付帯施設 管理棟

(10) 常澄健康管理トレーニングセンター

所在地 水戸市塩崎町1200-1
 敷地面積 8,207.89㎡
 開設 昭和56年11月1日
 ア 体育館 ※利用料 有料
 競技施設 競技場 1,150㎡（バレーボール2面相当）
 付帯施設 トレーニング室，事務室 ほか
 イ テニスコート ※利用料 有料
 競技施設 全天候テニスコート2面（夜間照明付）
 ウ ミニグラウンド ※利用料 無料
 面積 1,516.19㎡

(11) 大串貝塚ふれあい公園

所在地 水戸市塩崎町1064-1
 敷地面積 2,685.25㎡
 開設 平成3年7月23日
 ア テニスコート ※利用料 有料
 競技施設 全天候テニスコート2面（夜間照明付）

イ 屋外プール ※利用料 有料 ※夏季休暇のみ

競技施設 25m プール

(12) 内原ヘルスパーク

所在地 水戸市内原町1384-2

面積 18,532㎡

完成日 平成5年11月28日

ア 健康増進センター ※利用料 有料

競技施設 主競技場 1,433㎡ (バレーボール2面相当)

補助競技場 288㎡

付帯施設 トレーニング室, 事務室 ほか

イ テニスコート ※利用料 有料

競技施設 全天候テニスコート2面 (夜間照明付)

ウ その他 芝生広場, 野外ステージ, 保健センター併設

(13) 東町運動公園

○概要

市制施行130周年記念施設として整備。新たな交流やにぎわいの創出につながるスポーツコンベンションの拠点となり、メインアリーナを中心に各種施設を完備している。

所在地 水戸市緑町2-3-10

敷地面積 47,889.7㎡

完成日 平成30年12月10日

ア 体育館 (アダストリアみとアリーナ) ※利用料 有料

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階 地下1階

建築面積 11,134.88㎡

収容人員 メインアリーナ 5,000人

競技施設 メインアリーナ 3,255㎡ (バスケットボール3面相当)

サブアリーナ 997㎡ (バスケットボール1面相当)

付帯施設 多目的室, 会議室, レスリング場, フェンシング場,
ボクシング場, トレーニング室, 事務室 ほか

イ テニスコート ※利用料 有料

競技施設 テニスコート ハードコート6面 (夜間照明付)

ウ その他 いこいの広場

(14) 下入野健康増進センター

○概要

市民の健康増進と多世代交流を促進するとともに、地域の活性化に寄与することを基本理念とした、屋内プール, トレーニング室, 温浴施設等を含む複合施設。

- 所在地 水戸市下入野町1944-1
- 敷地面積 26,219.05㎡
- 完成日 令和4年3月15日
- ア 屋内プール ※利用料 有料
25mプール，幼児用プール，採暖プール
- イ トレーニング室 ※利用料 有料
- ウ 多目的室 ※利用料 有料
- エ 会議室 ※利用料 有料
- オ 温浴施設 ※利用料 有料
浴室，露天風呂，サウナ
- カ グラウンドゴルフ場 ※利用料 有料
8ホール×3コース天然芝
- キ その他
屋内施設 休憩室・畳コーナー，キッズルーム，事務室
屋外施設 芝生広場，健康遊具，児童遊具 ほか

15 男女平等参画行政の推進

令和6年度に「水戸市女性活躍推進計画（第3次）」を包含して策定した「水戸市男女平等参画推進基本計画（第4次）」（計画期間は令和6年度から令和10年度まで）に基づき，市民，事業者，関係機関等との連携・協働により取組を推進する。

また，水戸市男女平等参画基本条例が施行された9月を男女平等参画推進月間と位置付け，市民団体と協働で各種啓発事業を実施するなど，市民一人一人が互いに人権を尊重しつつ，その個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現を目指していく。

(1) 主な事業

令和6年度 主な実施事業	実施回数	参加者数
男女平等参画に関する学習機会の提供	4	354
女性活躍推進事業	4	114
性的マイノリティに関する事業	2	82
男女平等参画に関する市民協働事業	7	489
計	17	1,039

(2) 相談業務の実施

事業名	実施期日	相談件数 (令和6年度)
男女平等参画を阻害する問題に関する相談	月～金曜日 (祝日，年末年始を除く)	0件
性的マイノリティに関する 電話・メール相談	電 話／毎月第2・4水曜日 18時～20時 第4水曜日は令和7年度から実施 メール／随時	電 話 15件 メール 1件
女性のための労働相談(電話)	毎月第3土曜日 12時～14時	9件

(3) 男女平等参画センターについて

男女平等参画の推進に向けた諸施策を実施し，男女平等参画に関する活動を支援するため，総合的な拠点施設として設置している。

ア 概 要

・所在地 水戸市中央1-4-1 水戸市役所2階 市民協働会議室内，4階
ミーティングルーム401内

・愛称 びよんど

イ 利用状況(令和6年度)

・利用人数 25,854人

※令和6年度は水戸市五軒町 みと文化交流プラザ内に設置

生 活 環 境

1 環境

(1) 自然環境調査事業（令和 6 年度）

ア ゲンジボタル及びヘイケボタルの生息実態調査を実施 18か所

イ 桜川へのサケの遡上調査を実施 遡上数 0 匹

(2) 環境保全啓発事業（令和 6 年度）

「水戸の川」の発行 市内小学 5 年生全員に配布

EARTH HOURへの参加

いばらき県央地域環境活動ガイドブックの作成 450冊配布

(3) 地球温暖化対策事業（令和 6 年度）

水戸市地球温暖化対策実行計画の推進

C O₂削減エコライフチャレンジを開催 参加世帯数：274世帯

(4) 空き缶等のポイ捨て防止及び飼い犬のふん害防止対策（令和 6 年度）

地域の環境美化を図るため、「水戸市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」及び「水戸市飼い犬のふん害等の防止に関する条例」に基づく巡回指導及び啓発活動を実施するとともに、ポイ捨て防止及びふん害等の防止の啓発用看板の配布を実施

巡回指導 5月30日（木）、2月5日（水）

空き缶等ポイ捨て防止啓発用看板 28枚配布

犬のふん害等の防止啓発用看板 227枚配布

(5) 河川清掃及び水質浄化啓発事業（令和 6 年度）

桜川クリーン作戦の実施 10月20日（日） 参加者数：250人

(6) 新エネルギーの利用促進事業（令和 6 年度）

住宅用太陽光発電システム設置補助件数 238件

住宅用蓄電システム設置補助件数 147件

50kW以上の事業用太陽光発電事業の事業概要書の届出件数 44件

(7) 雨水の有効利用（令和 6 年度）

雨水の有効利用及び地下浸透による地下水のかん養を促進し、良好な水環境を創造するため、雨水貯留施設等の設置者への助成を実施

雨水貯留施設等設置補助件数 11件

(8) 鳥獣保護等（令和 6 年度）

ア 有害鳥獣の捕獲許可 37件

イ 特定外来生物アライグマ捕獲数 94匹

(9) 公害対策（令和 6 年度）

本市の公害は、悪臭や近隣騒音など、市民生活に密着した都市・生活型の公害が大半を占めており、これらの公害苦情処理に対処する一方、公害の未然防止を図るため、

大気・水質・騒音・振動等の測定及び監視並びに法・条例に基づく立入調査等を実施

ア 公害苦情処理件数

種 別	大気汚染	土壌汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	計
件 数	13件	0 件	6 件	64件	0 件	30件	7 件	120件

イ 測定及び監視

(ア) 大気調査

- ・大気の常時監視 3 地点
- ・有害大気汚染物質のモニタリング 1 地点 12回
- ・ダイオキシン類の調査 5 地点 6 回

(イ) 水質調査

- ・河川等 16河川， 2 湖沼， 27地点 延べ182回
- ・井戸水モニタリング調査 6 地点
- ・地下水概況調査 3 地点

(ウ) 騒音調査

- ・自動車騒音常時監視調査 7 路線

ウ 事業場立入調査

種 別	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	計
件 数	32件	11件	47件	0 件	20件	110件

エ 法条例に基づく届出書受理件数

- ・特定施設等の設置・変更・その他

種 別	大気汚染			水質汚濁			騒 音			振 動			悪 臭			計		
	設置	変更	他	設置	変更	他	設置	変更	他	設置	変更	他	設置	変更	他	設置	変更	他
法	2件	0件	19件	1件	0件	16件	1件	7件	19件	0件	5件	10件				4件	12件	64件
県条例	0件	0件	0件	0件	0件	3件				0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件
市条例	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	1件	3件				0件	0件	0件	2件	1件	3件

- ・特定建設作業届出数 騒音 39件 振動 19件
- ・特定粉じん排出等作業届け出数 10件
- ・土壌汚染対策法関係
 - 法に基づく届出受付件数 44件
 - 指定区域等の照会 85件
 - 指定区域台帳の閲覧 0 件

2 し尿・浄化槽汚泥処理

(1) 収集運搬状況

区 分 \ 地 区		水 戸 地 区	常 澄 地 区	内 原 地 区
し 尿	形態（委託・許可）	委 託	許 可	許 可
	収集運搬量（6年度）	3,708 t	290 t	423 t
	処理施設	見川クリーンセンター	大洗、鉾田、水戸 クリーンセンター	茨城地方広域環境事務 組合し尿処理施設
浄 化 槽 汚 泥	形態（委託・許可）	許 可	許 可	許 可
	収集運搬量（6年度）	23,464 t	3,410 t	3,880 t
	処理施設	見川クリーンセンター	大洗、鉾田、水戸 クリーンセンター	茨城地方広域環境事務 組合し尿処理施設

(2) 手数料

ア し尿処理手数料（常澄地区・内原地区を除く。）

(ア) 定額料金（一般世帯）

基本料金 1人につき 1か月350円

(イ) 従量料金（事業所、簡易水洗、便槽が2つ以上の世帯等）

1ℓにつき 10円

(ウ) 仮設トイレ料金（工事、催し等のため一時的に設置されるもの）

収集1回につき 3,000円に、1ℓにつき10円を加えた額

イ 浄化槽汚泥処分手数料（常澄地区・内原地区を除く。）

10kg以上の場合に限り、10kgごとに25円

3 浄化槽等の状況

種 類 \ 年 度		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
合併処理浄化槽の設置	5人槽	132件	93件	107件
	7人槽	41件	12件	18件
	10人槽	2件	2件	2件
計		175件	107件	127件
単独処理浄化槽の撤去		37件	17件	16件
くみ取り槽の撤去（令和4年度～）		11件	3件	3件
宅内配管の設置及び撤去（令和4年度～）		53件	21件	19件

4 水戸市見川クリーンセンター

(1) 概 要

名 称	水戸市見川クリーンセンター
所 在 地	水戸市見川 4－680
敷地面積	32,000m ²
処理方法	標準脱窒素処理法＋高度処理
処理能力	310kℓ／日（生し尿：230kℓ／日，浄化槽汚泥：80kℓ／日）

(2) 処理状況

（単位：kℓ）

年度 \ 区分	収 集 量	処 理 量	1 日当たり 収 集 量	1 日当たり 処 理 量
令和 4 年度	28,438	28,438	118.0	77.9
令和 5 年度	27,555	27,555	114.8	75.3
令和 6 年度	27,172	27,172	113.2	74.4

(3) 還元施設

ア 大内田センター

所 在 地	水戸市見川 4－679－10
建築面積	1,296.84m ²
施設内容	体育館，会議室 2 室，和室，調理室，健康トレーニング室， テニスコート等

イ 水戸市見川大内田広場

所 在 地	水戸市見川 4－497－1
敷地面積	6,191m ²

5 水戸市斎場

(1) 堀斎場

ア 概 要

所 在 地	水戸市堀町2106－2
敷地面積	17,335.80m ² 駐車場 300台収容
施設内容	新 館 第一式場(500人収容)，受付室，ホール，待合室 2 室 本 館 第二式場(160人収容)，受付室 第三式場(80人収容) 事務所，売店，ホール，待合室 2 室 待合棟 待合室 6 室 火葬棟 火葬炉 8 基，汚物炉 1 基（休止中），告別室兼収骨室（3 室），霊安室

イ 使用料

(ア) 火葬場使用料

使用区分	種 別	単 位	使 用 料	
			本市の住民	本市以外の住民
火 葬	13 歳 以 上	1 体	5,000円	40,000円
	12 歳 以 下	1 体	2,500円	20,000円
	死 産 児	1 体	1,500円	12,000円
汚物の焼却	胎盤,産じょく汚物の類	1包(4kg以内)	2,000円	4,000円

(イ) 式場等使用料

区 分	単 位	使 用 料		超過料金（1時間ごと）	
		本市の住民	本市以外の住民	本市の住民	本市以外の住民
第 一 式 場	3 時 間	60,000円	120,000円	15,000円	30,000円
第 二 式 場	3 時 間	20,000円	40,000円	5,000円	10,000円
第 三 式 場	3 時 間	10,000円	20,000円	2,500円	5,000円
待 合 室	(1室につき) 1 時 間 ごと	2,500円	5,000円		
霊 安 室	1 棺 24 時 間 ごと	1,100円	2,200円		

ウ 使用状況（令和6年度）

(ア) 火葬件数

区 分	市 内	市 外	計
13 歳 以 上	2,723件	163件	2,886件
12 歳 以 下	4 件	1 件	5 件
死 産 児	31件	2 件	33件
改 葬	2 件	0 件	2 件
合 計	2,760件	166件	2,926件

(イ) 式場等使用件数

区 分		市 内	市 外	計
式 場	第 一	24件	2 件	26件
	第 二	182件	8 件	190件
	第 三	251件	7 件	258件
	小 計	457件	17件	474件
待 合 室		2, 337件	148件	2, 485件
霊 安 室		352件	0 件	352件
合 計		3, 146件	165件	3, 311件

(ウ) 汚物の焼却

区 分	件 数
市 内	13件
市 外	10件

エ 還元施設

堀原ふれあい広場

所 在 地 水戸市堀町2113－2

敷地面積 3,997㎡

施設内容 多目的広場，子供広場，遊歩道

(2) 下入野斎場

ア 概 要

所 在 地 水戸市下入野町2205

敷地面積 29,872.89㎡ 駐車場 240台収容

施設内容 式場棟 大式場(160人収容)，受付，遺族控室1室
 小式場(80人収容)，受付，遺族控室1室
 式場ホール

火葬棟 火葬炉4基，告別室兼収骨室3室，霊安室，告別ホール
 待合室5室，待合ロビー
 事務室

イ 使用料

(ア) 火葬場使用料

使用区分	種 別	単 位	使 用 料	
			本市の住民	本市以外の住民
火 葬	13 歳 以 上	1 体	5,000円	40,000円
	12 歳 以 下	1 体	2,500円	20,000円
	死 産 児	1 体	1,500円	12,000円
汚物の焼却	胎盤，産じょく汚物の類	1包(4kg以内)	2,000円	4,000円

(イ) 式場等使用料

区 分	単 位	使 用 料		超過料金(1時間ごと)	
		本市の住民	本市以外の住民	本市の住民	本市以外の住民
大 式 場	3 時 間	35,000円	70,000円	8,750円	17,500円
小 式 場	3 時 間	18,000円	36,000円	4,500円	9,000円
待 合 室	(1室につき) 1 時 間 ごと	2,500円	5,000円		
霊 安 室	1 棺 24 時 間 ごと	4,000円	8,000円		

ウ 使用状況（令和6年度）

(7) 火葬件数

区 分	市 内	市 外	計
13歳以上	328件	17件	345件
12歳以下	0件	0件	0件
死産児	0件	0件	0件
改葬	0件	0件	0件
合 計	328件	17件	345件

(イ) 式場等使用件数

区 分		市 内	市 外	計
式場	大 式 場	8件	1 件	9 件
	小 式 場	29件	1 件	30件
	小 計	37件	2 件	39件
待 合 室		291件	14件	305件
霊 安 室		1 件	0 件	1 件
合 計		329件	16件	345件

(ウ) 汚物の焼却

区 分	件 数
市 内	0件
市 外	0件

6 水戸市公園墓地

(1) 堀町公園墓地

所在地 水戸市堀町2085

敷地面積 6,523㎡

区画墓地の数 749区画

(2) 浜見台霊園

所在地 水戸市田野町1800－1

敷地面積 152,716㎡

区画墓地の数 7,536区画（第1種～特別霊域）

(3) 浜見台霊園合葬式墓地

所在地 水戸市田野町1800－1 浜見台霊園内常夜燈脇

建物面積 85㎡

施設内容 合葬室及び参拝所

埋 蔵 数 2,500体

(4) 使用許可状況

ア 区画墓地

区 分	前 年 度 使用区画数	届 出 区 画 数		使用区画数 (7. 3. 31現在)
		使用許可	返 還	
堀町公園墓地 (4㎡)	737	3	18	722
浜見台霊園	7,291	56	117	7,230
第1種 (12㎡)	431	0	5	426
第2種 (8㎡)	1,443	4	21	1,426
第3種 (6㎡)	1,999	10	44	1,965
第4種 (4㎡)	2,843	42	34	2,851
特別霊域 (4～ 36㎡)	575	0	13	562
合 計	8,028	59	135	7,952

イ 合葬式墓地使用許可体数

区 分	前 年 度 使用許可体数	使用許可体数	使用許可体数 (7. 3. 31現在)
合葬式墓地	640	1,008	1,648

(5) 使用料及び管理料

	種 別	永代使用料	管 理 料
堀町公園墓地	1 区画 (4 ㎡)	240,000円	1 ㎡につき年額 800円
浜見台霊園	第1種 (12㎡)	1,008,000円	
	第2種 (8 ㎡)	576,000円	
	第3種 (6 ㎡)	396,000円	
	第4種 (4 ㎡)	240,000円	
	特 別 霊 域	1 ㎡につき 90,000円	
	合葬式墓地	1 体につき 70,000円	なし

7 ごみ減量化・再資源化の推進

(1) 水戸市ごみ処理基本計画の策定

ア 計画策定の趣旨

本計画は、地球温暖化や海洋プラスチックごみによる生態系への影響など、地球規模での環境問題に対応する脱炭素社会の実現を見据えた循環型社会の形成に向け、国・県の計画やSDGsの理念を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画や関連個別計画との整合を図りながら策定したものである。

イ 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間

ウ 基本目標

「市民，事業者，行政が協働してつくる資源循環型都市・水戸～ごみの減量化・再資源化の徹底による環境負荷の低減～」

エ 基本方針

- ・ごみの減量化の推進
- ・再資源化（リサイクル）の推進
- ・適正な処理・運営の推進

(2) 市民に対する広報・啓発活動一覧（令和6年度実績）

区 分	概 要	回 数
ごみの分別・排出方法の周知	「広報みと」への掲載	3回／年
	「資源物とごみの分け方・出し方」の作成・配布	随時
	「資源物とごみの分け方・出し方（外国語概要版）」の配布	随時
	分け方・出し方指導	随時
	「LINE」を活用した分別・排出方法の周知	随時
	ごみ収集カレンダー（令和7年度分）の作成・配布	随時
ごみの発生抑制啓発活動	「広報みと」への掲載	2回／年
	ごみゼロの日キャンペーンの開催	1回／年
	レジ袋削減に向けた取組※(6)	随時
	「ごみマガ!」の発行	2回／年
食品ロス削減の啓発活動	「広報みと」への掲載	5回／年
	みと食べきり運動協力店の登録※(2)イ	66店舗
資源物回収及びリサイクル活動の啓発	「資源物とごみの分け方・出し方」の作成・配布	随時
ごみ減量支援制度	「広報みと」への掲載	1回／年
	生ごみ処理機器に対する補助（申請に基づく）※(3)	227器（基）／年
	剪定枝粉碎機の貸出	109件／年
事業系ごみの適正処理指導	「広報みと」への掲載	1回／年
	水戸商工会議所会報へのリーフレット折り込み	1回／年

区 分	概 要	回 数
事業系ごみの適正処理指導	事業所戸別訪問による啓発・指導	随時
	不適正処理事業所への指導	随時
資源物持ち去り防止対策	「広報みと」への掲載	1回／年
	パトロール実施	随時

(3) 食品ロス削減に向けた取組

ア 食品ロス削減推進計画（令和6年6月策定）に基づき、「啓発活動・教育による食品ロス削減意識の醸成」、「食品ロスの発生を抑える環境づくり」及び「市民、事業者、行政の協働による食品ロス削減の推進」に取り組んでいる。

イ みと食べきり運動協力店の登録

食品ロスの削減を実践する市内の飲食店、宿泊施設、食品販売店等をみと食べきり運動協力店として登録している。（令和7年4月1日現在登録店舗数 66店舗）

(4) 生ごみ処理機器購入費補助金の交付

家庭から排出される生ごみ等の減量を図るため、容器を購入し、設置する者に対して、容器1器につき購入費用の2分の1の額を補助する（限度額は3千円）。また、処理機を購入し、設置する者に対して、処理機1基につき購入費用の2分の1の額を補助する。（限度額は2万円）

区 分	容 器	処 理 機
令和6年度 交付実績	76器	151基

(5) エコ・ショップの募集

ペットボトルなどの店頭回収やリサイクル商品の販売など、ごみの減量化、リサイクル活動に積極的に取り組んでいる店舗を「エコ・ショップ」として認定している。（令和7年4月1日現在認定店舗数 34店舗）

(6) 家庭ごみ収集の有料化

ごみの減量化や処理経費の適正な受益者負担に向け、平成18年4月から「燃えるごみ」・「燃えないごみ」を有料化している。

種類			1枚当たり価格
指定袋	燃えるごみ	10ℓ	10円
		20ℓ	15円
		45ℓ	30円
	燃えないごみ	10ℓ	10円
		20ℓ	15円
		45ℓ	30円
処理券	燃えるごみ		30円

種類		1枚当たり価格
処理券	燃えないごみ	30円
	粗大ごみ処理券	500円

※ 取扱店数（ただし、粗大ごみ処理券を除く。） 415件（令和7年4月1日現在）

※ 令和8年4月1日から手数料を改定する。

(7) レジ袋削減に向けた取組

平成20年に水戸市住みよいまちづくり推進協議会・水戸市区長会・水戸市地域女性団体連絡会・事業者・水戸市は「レジ袋削減の取組みに関する協定」を締結し、市内におけるレジ袋無料配布の中止に取り組んでいる。（令和7年4月1日現在協定参加事業者 9事業者32店舗）

8 廃棄物の適正処理等

(1) 廃棄物の処理に関する許可等（令和6年度）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置に係る許可の審査のほか、廃棄物処理施設等の許可業者に対する立入検査により、廃棄物の適正処理に関する指導を実施した。

ア 許可（更新を含む。）

区分	産業廃棄物処理業	廃棄物処理施設等
件数	2件	0件

イ 立入検査

17件

(2) 使用済自動車の再資源化に関する許可等（令和6年度）

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、引取業・フロン類回収業の登録及び解体業・破砕業の許可の審査のほか、解体業・破砕業の許可業者に対する立入検査により、使用済自動車の適正処理に関する指導を実施した。

ア 登録・許可（更新を含む。）

区分	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業
件数	9件	2件	3件	1件

イ 立入検査

5件

(3) 産業廃棄物排出事業者等への適正処理に関する指導

パトロールや市民からの通報により把握した、産業廃棄物を不適正に保管している排出事業者等に対し、立入検査等により、廃棄物の適正処理について指導を実施した。

(4) 不法投棄等防止に関する取組

ア パトロール

不法投棄等の早期の発見・対応を目的として市内を巡回し、不法投棄等の現場を認めた際は、指導を実施した。

イ 不法投棄防止監視カメラの設置

特に不法投棄の被害が多い地域を対象として監視カメラを設置し、不法投棄の防止に努めた。

ウ 不法投棄防止協力員の運用

不法投棄防止協力員は、水戸市が地域ごとに選任した不法投棄防止のボランティアで、各地域内を巡回し、不法投棄を発見した際には市への通報を行うなど、不法投棄防止へ寄与している。令和7年4月1日現在の総数は84名である。

エ 不法投棄防止看板の配布

不法投棄防止看板を希望者に対して配布しており、令和6年度は90枚を配布した。

オ 不法投棄等に関する通報件数

年度	不法投棄	廃棄物の野外焼却	計
令和6年度	111件	61件	172件

(5) 不適正な土地の埋立て等に対する取組

土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積に関する規制は、これまで埋立て等区域の面積により、5,000㎡以上の場合は茨城県条例で、5,000㎡未満の場合は水戸市条例で対応してきたが、令和7年4月1日の県条例改正を受け、市条例も同日改正、施行した。

改正県条例の主な変更点としては、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）に基づく県での規制開始に伴い、埋立て等の高さや法面の勾配等の規制である「災害の防止」に関する規制を法により運用するため、県条例から廃止し、土砂等の性質等の規制である「生活環境の保全」に関する規制の適用面積を3,000㎡を超えるものとした。

これを受けた改正市条例では、「災害の防止」に関する規制は適用面積を上限なしとし、「生活環境の保全」に関する規制は適用面積を3,000㎡以下として対応している。

9 水戸市清掃工場「えこみっと」

(1) 施設概要

所在地 水戸市下入野町2100

敷地面積 約47,865㎡

(2) ごみ焼却施設

処理対象物 燃えるごみ

処理方式 全連続燃焼式ストーカ炉（主灰の外部資源化）

処理能力 330t/日（110t/日×3炉）

発電機定格出力 蒸気タービン発電機(9,550KW)

(3) リサイクルセンター

処理対象物 燃えないごみ、粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀体温計、スプレー缶等）

処理能力 55t/日（破碎設備24t/日、選別設備31t/日）

処理方式 破碎（燃えないごみ等）、選別（びん・缶類等）、保管（紙類等）

(4) 管理啓発棟

機能 施設の管理・環境学習

映像や展示物、紙すきなどの体験等を通して、ごみと資源物のリサイクルや水戸市の環境保全活動について学ぶことができる。

10 水戸市一般廃棄物第三最終処分場

(1) 施設概要

所在地 水戸市下入野町2060

形状 被覆型（処理水は循環利用）

埋立面積 約12,000m²

埋立容量 約74,000m³

11 ごみの処理量（令和6年度実績）

(1) ごみの搬入量

（単位：トン）

区分	清掃工場搬入分			清掃工場 以外搬入分	計
	収集運搬	直接搬入	計		
燃えるごみ	49,118	34,933	84,051	-	84,051
燃えないごみ	1,638	910	2,547	-	2,547
資源物等	3,973	239	4,211	2,711	6,922
粗大ごみ	295	210	505	-	505
集団資源物回収	-	147	147	1,657	1,804
計	55,023	36,438	91,461	4,368	95,829

備考1 資源物等とは、ごみ集積所から収集運搬した資源物と有害ごみを示す。

2 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

(2) 清掃工場における焼却量と焼却灰の処理量

区分	焼却量	焼却灰		
		主灰（再資源化）	飛灰（埋立）	計
処理量（トン）	83,915	9,023	2,711	11,734

(3) 資源化量（単位：トン）

区分	紙類 ・布類	びん ・缶類	プラス チック類	金属類	その他	計
清掃工場搬入分	408	1,057	1,731	733	458	4,388
清掃工場 以外搬入分	2,615	-	-	-	-	2,615
計	3,024	1,057	1,731	733	458	7,003

備考1 プラスチック類は、ペットボトルや白色トレイ、プラスチック製容器包装を示す。

2 金属類は、破砕処理による鉄やアルミを示す。

3 その他は、有害ごみや小型家電、処理不適物を示す。

4 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

(4) 集団資源物回収

回収品目	アルミ缶，新聞紙，ペットボトルなど20品目
実施団体数	339団体
実施世帯数	25,637世帯
回収量	1,803,684.5kg

福

祉

1 民生（児童）委員の活動

(1) 民生（児童）委員推薦

民生（児童）委員（定数433人）の一斉改選及び欠員が生じた場合，市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会，市推薦会及び地区推薦会を開催し，候補者を厚生労働大臣に推薦する。

(2) 民生（児童）委員の活動助成

ア 地区民生委員児童委員協議会の育成強化

地区民生委員児童委員協議会（14地区）の開催の励行と研究協議の活発化を図るため運営事務費の一部を補助する。

委員 1 人当たり 4,360円／年

1 地区当たり 100,000円／年

イ 市民生委員児童委員連合協議会の育成強化

民生（児童）委員の資質の向上と実務の推進に努めるとともに，地区民生委員児童委員協議会の会長，副会長からなる市民生委員児童委員連合協議会理事会を定例的（8月を除く毎月）に開催し，全市的な活動の統一を図るため，同協議会の運営費の一部を補助する。

委員 1 人当たり 1,700円／年

ウ 民生（児童）委員活動費の補助

会 長 1 人当たり 114,200円／年（14人）

副 会 長 〃 106,200円／年（28人）

その他の委員 〃 103,200円／年（391人）

2 社会福祉事業

(1) 社会福祉協議会事務局及び社会福祉協議会主催事業に対する助成

市社会福祉協議会事務局体制強化のため役職員の人件費及び社会福祉大会開催について補助を行う。

76,048千円

(2) 各種団体等への助成

茨城県更生保護協会負担金 191千円

水戸地区保護司会補助金 900千円

水戸人権擁護委員協議会負担金 678千円

(3) 遺族援護事業

遺族に対する各種援護法に基づく援護措置の手続き，指導を行う。また，追悼式等の慰霊事業を実施するほか，市遺族会の事業運営を補助する。

(4) 地域改善対策事業

同和問題の早期解決のため、地域住民の生活向上と一般市民の理解を深めるための事業の推進と調整を行う。

ア 地域改善対策事業に係る調整

イ 運動団体との対応

ウ 運動団体への助成

エ 同和問題の研修会等への参加

オ 施設管理 その他

(5) 社会福祉審議会

社会福祉法第7条に規定する社会福祉審議会を設置する。

水戸市社会福祉審議会（25名）

民生委員審査専門分科会（7名以内）

障害福祉専門分科会（20名以内）

障害福祉専門分科会審査部会（12名以内）

高齢福祉専門分科会（20名以内）

児童福祉専門分科会（20名以内）

地域福祉専門分科会（20名以内）

3 水戸市地域福祉計画（第4次）の推進**(1) 計画策定の趣旨**

近年、少子化に伴う人口減少や高齢化が進行するとともに、核家族化や単身世帯の増加、個人の価値観の多様化等により、地域住民同士のつながりの希薄化が顕著になり、家庭や地域で助けあう機能が弱まっている。

そのような中、地域のあらゆる課題を「我が事・丸ごと」として解決できる地域共生社会の実現を目指し、本計画を、福祉分野における個別計画の横断的な計画として策定した。

(2) 計画期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5か年

(3) 目指す姿

全ての市民が、住み慣れた地域で、ともに支えあい、助けあうという理念のもと、地域福祉を推進する施策を包括的に実施することにより、「すべての人がともに支えあい助けあう 地域共生のまち・水戸」を目指す。

(4) 基本方針

基本方針1 「つながり助けあう地域づくり」

基本方針2 「包括的な支援体制づくり」

基本方針 3 「ともに支えあう人づくり」

(5) 重点施策

重点施策 1 地域でつながる支えあい活動の推進

重点施策 2 必要な支援につなぐ相談支援の充実

重点施策 3 福祉のこころをつなぐ人づくりの推進

4 令和 7 年度社会福祉法人水戸市社会福祉協議会事業計画

[使命]

地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支えあいながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進する。

[経営理念]

- 1 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- 2 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- 3 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- 4 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス、活動の創出
- 5 持続可能で責任ある自立した組織経営

[基本方針]

2025年が到来し、超高齢社会・人口減少社会がもたらす社会問題（社会保障費の負担が増える、医療・介護体制の維持が困難になる、経済の縮小が加速する等）は、地域福祉にも大きな影響を与えることが懸念されている。誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をつくるためには、国や企業等の施策だけでなく、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、市町村、社会福祉協議会（以下「社協」という。）等が、地域の一員としてそれぞれの役割のもと、連携・協働の取組を促進する必要がある。

昨今の社協をめぐる新たな動きとしては、社協の組織特性、活動原則、機能などを定めた「新・社会福祉協議会基本要項」（平成 4 年策定）が、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会において見直しを図られ、令和 7 年度に「社会福祉協議会基本要項 2025」として示される予定である。新たな基本要項では、この 30 年間に地域福祉の政策化・施策化の進展、コロナ特例貸付を通じたセーフティーネット機能の発揮、災害時等の支援等により、社協の果たす役割がますます広がっていることを踏まえ、社協の置かれている現状や課題、中長期的な社会の変化等を見据えながら、これから目指すべき社協の姿を定めている。

社協や地域福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、各社協がそれぞれの地域において、その使命や役割を果たし続けるためには、基本要項 2025 を具体化した中長期的な展望に基づく「将来ビジョン」（その時点で到達すべき社協像）を明らかにし、取り組むべき重

点課題を定め、計画的に取り組めるように具体的な方法を定める必要がある。

水戸市社会福祉協議会においても、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、保健・医療・教育・司法関係者や企業、NPO等を含めた関係機関との重層的なネットワークをつくり、これまでの実績と特性を活かしながら新たな課題にスピード感をもって取り組んでいかなければならない。また、近年多発する大規模な自然災害に対しては、平常時から行政等と連携し災害に備えるとともに、発災した際は、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握した上で、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組（災害ケースマネジメント）も求められている。さらには、高齢者、障害者、生活困窮者、子ども等福祉サービス利用者の人格、能力及び個性を尊重した個別支援と地域づくりを一体的に展開するとともに、将来ビジョンに基づく福祉施設のあり方、既存事業の見直し及び新たな事業展開の検討も進める必要がある。

令和7年度は、2024（令和6）～2028（令和10）年度の5年間の「第4次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）」及び「第4次水戸市社会福祉協議会中期経営計画」が2年目を迎える。理事会、評議員会等の機能を十分発揮するとともに、職員一同、あらためて水戸市社会福祉協議会の使命や経営理念等を共有し、「ともに生きる豊かな地域社会～福祉のまち水戸～」の実現に向けて、経営環境の変化をしっかりと捉え、各部門における実施事業を重層的、包括的かつ効果的に取り組んでいく。

重点目標

- 1 住民主体の方針に基づき一人一人の想いと行動が尊重される、誰もが安心して自分らしく暮らせる「福祉のまち水戸」の実現を目指す。
- 2 すべての役職員は、視点（「社協職員行動原則」「倫理綱領・行動規範」）の共有を図りながら、各部門に求められる知識・スキルの研鑽を深めるとともに、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。
- 3 誰もが支え合う新たな地域づくりを推進するために、本会支部を中心とした活動を進めるとともに、地域の各種団体との連携・協働による取組を広げ、地域のつながりの強化に努める。
- 4 市民の福祉意識の醸成を図るとともに、ボランティア活動の振興、福祉教育の推進を図る。
- 5 相談支援に関する知識・スキルの向上及び関係機関とのパートナーシップの確立を推進し、一人ひとりのニーズに基づく相談・支援活動、権利擁護支援等の個別支援と地域づくりを連動・循環させながら展開する。
- 6 施設・事業所の利用者及び家族等のニーズに立脚した生活・就労支援の個別支援を、必要に応じて意思決定支援ガイドライン（認知症高齢者／障害者）を取り入れながら実践するとともに、一人ひとりがその人らしく暮らすことができる地域づくりを一体的に展開する。

実 施 事 業（市委託事業等）

1 法人経営部門

（１）広報啓発事業

ア 第56回水戸市社会福祉大会の開催（市補助事業）

（２）「水戸市福祉ボランティア会館」の運営（市より指定管理）

2 地域福祉部門

（１）生活支援体制整備事業【重点】

（２）地域福祉推進・敬老慶祝事業「福寿のつどい」（市補助事業）【重点】

（３）高齢者福祉関係

ア 第52回金婚祝賀会の開催（市と共催）

イ 愛の定期便事業（市より受託）

ウ 水戸市いきいき交流センターの運営（８施設）（市より指定管理）

①各種教養講座 ②健康相談 ③作品展示会及び発表会

④陶芸窯の管理運営 ⑤研修室等の貸出 ⑥公衆浴場の運営

⑦介護予防事業 ⑧売店の設置

⑨多世代交流事業 ⑩子育て支援事業（あかしあ）

（４）ボランティア振興事業

障害者グループ外出支援奉仕員養成・派遣事業（市より受託）

3 相談支援・権利擁護部門

（１）水戸市基幹相談支援センター（東部・西部）の運営（市より受託）【重点】

（２）生活困窮者自立相談支援室の運営（市より受託）【重点】

ア 生活困窮者自立相談支援事業

住まいの総合相談支援事業【新規】

イ 生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業

（開催場所 ミオス，サン・アビリティーズ，いきいき交流センターふれしあ・あじさい，竹隈，見和，寿，堀原市民センター）

（３）権利擁護サポートセンターの運営【重点】

県央地域成年後見支援事業（市より受託）

4 介護・生活支援サービス部門

（１）水戸市身体障害者生活支援施設いこいの運営（市より指定管理・指定障害者支援施設・指定障害福祉サービス）

（２）水戸市立開江老人ホームの運営（市より指定管理・養護老人ホーム）

（３）水戸市福祉作業所むつみの運営（市より指定管理・指定障害福祉サービス）

（４）水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつかの運営【重点】（市より指定管理・指定障害福祉サービス）

（５）一時預かり事業所あかつかスマイルキッズの運営（市補助事業）

(6) 水戸市障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズの運営（市より指定管理）

(7) 介護保険認定調査室の運営（市より受託）

5 就労支援サービス部門

(1) 水戸市身体障害者就労支援施設のぞみの運営（市より指定管理・指定障害福祉サービス）

(2) 水戸市知的障害者就労支援施設はげみの運営（市より指定管理・指定障害福祉サービス）

(3) 水戸市知的障害者就労支援施設みのりの運営（市より指定管理・指定障害福祉サービス）

(4) 就労支援事業所水戸市リサイクルセンターの運営（市より受託・指定障害福祉サービス）

(5) 就労支援事業所あかつかの運営（市より受託・指定障害福祉サービス）

(6) 知的障害者等生活訓練事業（市より受託）

※【新規】は新規事業，【重点】は重点事業を表す。

5 生活保護事業

生活保護法に基づき，生活困窮者に対し，その困窮の程度に応じ，必要な保護を行い最低生活の維持と自立助長を図る。

(1) 各扶助費の対象者数，基準額

項 目	対 象 者 数	基 準 額
生 活 扶 助	月平均見込 4,614人	年齢別に算出
住 宅 扶 助	月平均見込 3,619世帯	35,400円以内（1人世帯） 42,000円以内（2人世帯） 46,000円以内（3人～5人世帯） 50,000円以内（6人世帯） 55,000円以内（7人以上世帯）
教 育 扶 助	月平均見込 145人	小学校4,570円 中学校6,550円
医 療 扶 助	月平均見込 3,380人	現物支給
出 産 扶 助	年間見込 8人	分娩318,000円以内
生 業 扶 助	月平均見込 75人	47,000円以内
葬 祭 扶 助	年間見込 87人	大人219,000円以内 小人175,200円以内
介 護 扶 助	月平均見込 1,060人	現物支給
施設事務費	（救護施設4か所収容）61人	202,010円（平均）

(2) 保護基準の適用例（水戸市 2－1 級地）

○標準 3 人世帯（33歳の夫，29歳の妻，4歳の子）の場合

生活扶助	144,290円（冬季加算除く）
児童養育加算	10,190円
住宅扶助	46,000円（特別基準）
計	200,480円

(3) 各種加算（主なもの）

- ・妊産婦加算 妊娠 6 か月未満 9,130円 妊娠 6 か月以上 13,790円
産婦 8,480円（専ら母乳保育は 6 か月間。その他は 3 か月間。）
- ・障害者加算（居宅）身障 1・2 級，国年 1 級 24,940円
身障 3 級，国年 2 級 16,620円
（入院・入所）身障 1・2 級，国年 1 級 22,310円
身障 3 級，国年 2 級 14,870円
- ・介護施設入所者加算 9,880円以内
- ・在宅患者加算 13,270円
- ・児童養育加算
高等学校等終了前の児童（18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童をいう。）1 人につき 10,190円
- ・母子加算
（居宅） 17,400円（児童 1 人）
4,400円（児童が 2 人の場合加算額）
2,700円（3 人以上 1 人を増すごとに加える額）
（入院・入所） 19,350円（児童 1 人）
1,560円（児童が 2 人の場合加算額）
770円（3 人以上 1 人を増すごとに加える額）

(4) 臨時的一般生活費（主なもの）

- ・被服費
布団類 再生可の場合 15,200円以内 新規購入の場合 22,200円以内
平常着 15,300円以内 おむつ 26,100円以内
- ・家具什器費 35,800円以内（特別基準 57,000円以内）
- ・移送費 必要最小限度の額
- ・入学準備金 小学校入学時 91,600円以内 中学校入学時 101,000円以内

(5) 生活保護状況（実績）

（単位：人，千円）

年度	区 分	生 活	住 宅	教 育	医 療	そ の 他	合 計
4	延 人 員 扶 助 額	56,145 2,796,055	54,485 1,341,162	2,836 29,006	46,315 3,721,412	13,650 481,002	173,431 8,368,637
5	延 人 員 扶 助 額	55,728 2,794,751	54,125 1,358,593	2,561 22,820	46,374 3,806,789	13,762 346,626	172,550 8,329,579
6	延 人 員 扶 助 額	55,293 2,797,414	53,712 1,367,331	2,547 19,708	46,410 3,965,866	13,922 549,785	171,884 8,700,104

6 障害者自立支援給付事業**(1) 介護給付**

障害支援区分が一定以上の人に，生活上又は療養上必要な介護を行う。

- ・居宅介護（ホームヘルプ）：自宅で入浴や排せつ，食事の介護など，生活全般にわたる介護サービスを行う。
- ・重度訪問介護：重度の肢体不自由，知的障害，精神障害があり，常に介護が必要な障害者に，自宅での介護から外出時の移動支援などを総合的に行う。
- ・同行援護：視覚障害により，移動に著しい困難を有する障害者に対し，外出時において，当該障害者等に同行し，移動に必要な情報を提供するとともに，移動の援護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う。
- ・行動援護：知的障害又は精神障害により，自己判断能力が制限されている者が，外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う。
- ・重度障害者等包括支援：常に介護を必要とする障害者の中でも介護の必要性がとて高い障害者に，居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行う。
- ・短期入所（ショートステイ）：自宅で介護を行う者が病気等の場合に，短期の入所による入浴，排せつ，食事の介護などを行う。
- ・生活介護：常に介護を必要とする障害者に，主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴，排せつ，食事の介護や創作的活動，生産活動の機会の提供などを行う。
- ・療養介護：病院などの施設で，主に日中に機能訓練や療養上の管理，看護，医学的管理の下での介護など，日常生活上の援助を行う。
- ・施設入所支援：介護が必要な障害者又は通所が困難な障害者に対して，居住の場を提供し，夜間や休日における日常生活上の支援を行う。

(2) 訓練等給付

身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う。

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）：自立した日常生活や社会生活ができるよう，身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間行う。

- ・就労移行支援：一般企業等への就労を希望する障害者に，就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを一定期間行う。
- ・就労継続支援（雇用型・非雇用型）：一般企業等での就労が困難な障害者に，働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う。
- ・共同生活援助（グループホーム）：地域で共同生活を行う障害者に対し，住居において，相談や日常生活上の援助を行う。
- ・自立生活援助：施設や精神科病院等から，ひとり暮らしを始めた時に，生活や健康，近所づきあいなどに問題がないか訪問して必要な助言などの支援を行う。
- ・就労定着支援：一般就労へ移行した障害者が，就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問，来所により必要な支援を行う。

(3) 指定相談支援

- ・計画相談支援及び障害児相談支援：障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者及び障害児に対し，サービス等利用計画の調整やモニタリングを行う。
- ・地域相談支援：①地域移行支援－障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者に対し，住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行う。②地域定着支援－居宅において単身，あるいは，家庭の事情により同居している家族に支援を受けられない障害者に対し，常時の連絡体制を確保し，障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に，相談，緊急訪問その他必要な支援を行う。

(4) 障害児通所支援

- ・児童発達支援：未就学の障害児に対し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練，その他必要な支援を行う。
- ・放課後等デイサービス：学校通学中の障害児に対し，放課後や長期休暇中において，生活能力向上のために必要な訓練等を行う。
- ・保育所等訪問支援：保育所や幼稚園等を訪問し，集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
- ・居宅訪問型児童発達支援：重度の障害などで，通所への支援の利用が困難な障害のある児童に対して，居宅を訪問して発達支援を行う。

(5) 自立支援医療（更生医療）

障害の程度の軽減や残された機能の回復を目的とした手術等を受ける場合に必要な医療費の給付を行う。

(6) 自立支援医療（育成医療）

身体に障害があり，手術等により確実な治療効果が期待できる児童に対し，必要な医療費の給付を行う。

(7) 補装具費の支給

障害者等の身体機能を補完し、又は代替する機能を有する補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費の一部を公費で負担する。

(8) 障害支援区分審査会

居宅介護・短期入所・生活介護など、介護給付費の支給決定を適切かつ円滑に実施するため、介護給付費の支給を希望する者及び障害支援区分の更新、変更を希望する者に対し、認定調査を実施し、主治医から医師意見書を聴取した上、審査会を開催し、介護を必要とする度合い（障害支援区分）を決定する。

また、標準利用期間終了ケースの更新時など、支給要否決定に当たり、必要に応じて意見を聴取する。

7 障害者地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

精神保健福祉についての講演会や障害者体験発表等を行う、こころの健康講座や精神障害者の生活及び福祉制度についての理解と認識を深める精神障害者家族教室を実施することで、精神障害者に対する理解と社会参加への支援を求める。

また、ふれあいのひろばを開催することで、障害を持つ人も持たない人も、ともに集い、交流を通じて、相互の理解を深め合い、ともに生きる地域社会づくりを目指す。

(2) 自発的活動支援事業

障害者の機能回復を目的として障害者関係団体が行う、レクリエーションも兼ねた野外機能回復訓練に補助を行う。

(3) 基幹相談支援センターの運営

障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、各種の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、障害者の地域生活支援を進めるための地域生活支援拠点等の構築の役割を有する「水戸市基幹相談支援センター」を、水戸市社会福祉協議会に委託して実施。

- ・ 名 称 東部基幹相談支援センター
- 所 在 地 水戸市中央1－4－1（障害福祉課となり）
- ・ 名 称 西部基幹相談支援センター
- 所 在 地 水戸市赤塚1－1 ミオスビル2階

(4) 障害者相談支援事業

障害者及びその家族が地域の中で自立し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援することを目的に、「障害者相談支援事業」を下記に委託して実施。

- ・ 名 称 水戸市精神障害者地域生活支援センター「かさはら」
- 所 在 地 水戸市笠原町1370－1

(5) 成年後見制度利用支援

知的障害者，精神障害者のうち本人に身寄りがない等，当事者による申立てが困難な場合，市長による申立てを行い，成年後見制度の利用の支援を行う。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚障害者の家庭生活，社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため，窓口到手話通訳者を配置し，福祉の増進を図る。（午前8時45分～午後5時15分）

また，必要に応じて手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う。

(7) 意思疎通支援従事者養成研修

聴覚障害者等のコミュニケーションを支援する担い手を拡充するため，手話通訳者の養成研修を実施するとともに，要約筆記者，盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者の養成研修事業を県と共同で実施する。

(8) 日常生活用具の給付等

障害者の日常生活の利便性を確保するため，障害の程度・種類にあわせた日常生活用具（特殊寝台，特殊便器，ストーマ用装具等）を給付する。

(9) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な表現技術を習得した者を養成し，聴覚障害者等との交流活動の促進を図る。

(10) 移動支援

屋外での移動が困難な障害者に対して，外出時の円滑な移動を支援し，自立生活や社会参加を促す。

(11) 地域活動支援センター

在宅障害者の日中活動の支援，日常生活の相談，地域交流の促進を図るため，創作的活動又は生産活動の場の提供，社会との交流促進等の便宜を図る。

・地域活動支援センター 4か所（市内3，市外1）

(12) 障害者虐待防止センターの運営

障害者虐待に係る通報及び届出を受理し，被虐待者の保護を要するなどの緊急の場合は，24時間電話対応を行う。また，障害者及び養護者に対しての相談，指導及び助言を行い，広報や啓発活動を通じて，障害者虐待の防止や権利擁護に努める。

所在地 水戸市役所福祉部障害福祉課内（本庁舎1階）

(13) その他任意事業

- ・訪問入浴サービス：家庭や通所施設等での入浴が困難な重度の身体障害者に対して，訪問入浴サービスを提供する。
- ・日中一時支援：障害者を施設等で一時的に預かることにより，障害者の日中における活動の場を確保し，障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。
- ・スポーツ・レクリエーション教室開催：障害児（者）の社会参加と機能回復を図る

ことを目的として、スポーツ・レクリエーション教室を開催する。

- ・ パラスポーツ・レクリエーション大会開催：身体障害者の機能回復や体力の維持向上を図り、交流を通して社会参加を促進することを目的に開催する。
- ・ 奉仕員養成講座：要約筆記技術を習得した要約筆記奉仕員，点訳技術を習得した点訳奉仕員，障害者のグループでの外出を支援する外出支援奉仕員を養成する。
- ・ 生活訓練事業：在宅の知的障害者等の自立と社会参加の促進を図るため，生活技術，コミュニケーション技術の指導訓練や余暇活動の実施を，社会福祉法人水戸市社会福祉協議会に委託する。

8 総合福祉作業施設運営事業

身体障害者就労支援施設「のぞみ」，知的障害者就労支援施設「はげみ」及び「みのり」，福祉作業所「むつみ」，身体障害者生活支援施設「いこい」について，社会福祉法人水戸市社会福祉協議会を指定管理者として運営を行い，日常生活の訓練，創作的活動や生産活動を通して，身体障害者及び知的障害者の自立と社会参加の促進を図る。

所在地 水戸市河和田町123－1

建物 ・ 水戸市身体障害者就労支援施設
「のぞみ」 975.75㎡ 定員 40人
・ 水戸市福祉作業所（生活介護，生活訓練）
「むつみ」 600.00㎡ 定員 40人
・ 水戸市知的障害者就労支援施設
「はげみ」 655.68㎡ 定員 30人

所在地 水戸市文京1－2－24

建物 ・ 水戸市知的障害者就労支援施設
「みのり」 617.69㎡ 定員 30人

所在地 水戸市河和田町655

建物 ・ 水戸市身体障害者生活支援施設
「いこい」 1,837.21㎡ 定員 50人（ショートステイ4人）

9 精神障害者社会復帰施設運営事業

精神障害者社会復帰施設について，社会福祉法人ひだまり会を指定管理者として運営を行い，相談事業，日常生活の訓練，創作的活動や生産活動を通して，精神障害者の自立と社会参加の促進を図る。

所在地 水戸市笠原町1370－1

敷地面積 1,339.14㎡

建物 鉄骨造2階建 773.38㎡（1階339.94㎡ 2階433.44㎡）
水戸市精神障害者社会復帰施設

- ・精神障害者自立支援事業所（生活介護，生活訓練，就労移行支援，就労継続支援）

「ひだまり」 489.78㎡ 定員 40人

- ・精神障害者地域生活支援センター

「かさはら」 283.60㎡ 定員 30人

10 重症心身障害者通所施設「あけぼの学園」運営事業

重症心身障害者通所施設「あけぼの学園」について，特定非営利活動法人あけぼの水戸を指定管理者として運営を行い，日常生活の訓練や創作的活動を通して，重症心身障害者の自立と社会参加の促進を図る。

また，施設の改築に伴い，平成22年度より，新たに入浴サービスの提供を実施するなど，事業の充実を図っている。

所在地 水戸市見川 5－127－91

敷地面積 1,952.11㎡

建物 木造平屋建 560.42㎡

定員 40人（生活介護）

11 その他の障害福祉関係事業

(1) タクシー料金の助成（福祉タクシー）

重度障害者で医療機関への通院等のためにタクシーを利用する場合，料金の一部を助成する。

(2) 身体障害者健康診査事業

日常生活において常時車いすを使用している身体障害者に対し，じょくそう，変形，膀胱機能障害等の発生予防のため健康診査を実施する。（対象：常時車いすを使用している在宅の身体障害者，18歳以上40歳未満の者）

(3) 緊急位置通報システム運用事業（NET119）

聴覚障害者等が，携帯電話から消防局へ火災や救急などの緊急通報，さらに，位置情報等を通報できるシステムの運用により，聴覚障害者等の緊急通報を支援する。

(4) 障害者関係団体の育成助成

障害者関係団体の自主活動を支援し，障害者の福祉向上に資するため補助金を交付する。

(5) 障害者スポーツ大会の参加

機能の回復と可能性を見だし，社会参加の意識を高めるため県障害者スポーツ大会に参加する。

(6) 障害者（児）住宅設備改善費用助成事業

重度の心身障害者の日常生活を容易にし，又は介護者の負担軽減を図るため，住宅整備費の一部を助成する。

(7) 身体障害者手帳審査交付事務

身体障害者の生活の安定や社会活動への参加に資するため身体障害者手帳の交付を行う。

(8) スポーツ仕様補装具補助事業

スポーツを通して、在宅障害者の心身の健康保持と社会参加の促進を図るため、スポーツ仕様補装具購入費の一部を補助する。

(9) 水戸市障害者教養文化体育施設「水戸サン・アビリティーズ」の運営

水戸市障害者教養文化体育施設「水戸サン・アビリティーズ」について、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会を指定管理者として運営を行い、障害者の機能回復、健康の増進、コミュニケーション及び教養文化の向上等に寄与し、障害者の福祉の増進を図る。

所在地 水戸市見川町2563－705

敷地面積 3,346.90㎡

建物 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）2階建 1,475.79㎡

施設 事務室，研修室，多目的ホール，教養文化室，図書室，音楽室，
談話ロビー，体育室

(10) 身体障害者デイサービスセンター「あかつか」の運営

身体障害者デイサービスセンター「あかつか」について、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会を指定管理者として運営を行い、在宅の身体障害者に対し、入浴等の介護を中心とした生活介護や身体障害者福祉センター事業を実施し、身体障害者及び介護者の福祉向上を図る。

所在地 水戸市赤塚1－1

建物面積 708.79㎡

定員 30人

(11) 社会福祉審議会障害福祉専門分科会の開催

障害者施策の総合的かつ計画的な推進及び関係行政機関との連絡調整に関することについて協議する。

(12) 心身障害者扶養共済制度の加入促進

県条例に基づく共済制度の加入促進を図るとともに、掛金の徴収及び年金の支払業務を行う。

(13)市心身障害児（者）福祉手当の支給

在宅の重度心身障害児（者）又はこれらを介護している家族に対し、福祉手当を支給し福祉の増進を図る。

支 給 条 件	支 給 金 額
身 体 障 害 者 手 帳 1 , 2 級	3,500円／月
療 育 手 帳 ㊦ , A	
身体障害者手帳3級かつ療育手帳B	
身 体 障 害 者 手 帳 3 級	3,000円／月
療 育 手 帳 B	
20歳未満で身体障害者手帳4級	
20歳未満で療育手帳C	

(14)市難病患者見舞金の支給

根本的な治療法が未確立な病気を抱えている難病患者に対し、難病患者見舞金（月額3,000円）を支給し福祉の増進を図る。

(15)福祉手当の支給（国）

心身又は精神に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の障害者に対し、福祉手当を支給し重度障害者の福祉向上を図る。

- ・特別障害者手当（月額29,590円）

心身又は精神の障害が重度であり、また重複しているなどのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の者

- ・障害児福祉手当（月額16,100円）

ア 身体障害者手帳の障害等級がおおむね1級で20歳未満の者（2級の一部を含む）

イ IQがおおむね20以下又は同程度の精神障害がある20歳未満の者

- ・経過的福祉手当（月額16,100円）

昭和61年3月31日までに福祉手当を受給していて障害者基礎年金を受給できない20歳以上の者

(16)特別児童扶養手当（事務費）

心身又は精神に障害があり常時介護を必要とする状態の20歳未満の児童を監護する者に対し、特別児童扶養手当を支給し福祉の向上を図る。

- ・身体障害者手帳の障害等級がおおむね1,2級の者

- ・療育手帳の判定が㊦, Aの者

- ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級の者

月額 56,800円

- ・身体障害者手帳の障害等級がおおむね3級の者

- ・療育手帳の判定がおおむねBの者

- ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね２級の者

月額 37,830円

(17) 地域自立支援協議会の運営

地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについての協議の場とする。

(18) 障害者共同受発注センターの設置

障害者の工賃向上と就労支援を行うため、水戸市障害者共同受発注センターを設置し、授産製品の開発や販路拡大に努める。

(19) 合理的配慮を支援する補助金の交付

飲食店等の個別店舗、宿泊施設等の事業所で、コミュニケーションツールの作成費用、物品の購入費、工事の施工費等への補助を実施して、合理的配慮を目に見える形にすることにより、障害者差別の解消とともに障害者に対する理解の促進を図る。

(20) 障害福祉サービス事業所等の指定

障害福祉サービス事業所等の指定・変更・更新等の各種届出及び事業所加算等に係る書類の審査及び受理を行う。

(21) 障害福祉施設整備費補助金の交付

社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、障害福祉サービスの充実を図る。

12 高齢者福祉

(1) 高齢者の生きがい対策

ア 高齢者お祝金の贈呈

満88歳、満100歳、満101歳以上の方に、それぞれ2万円、5万円、1万円を贈呈する。

(単位：円)

区分 年度	88歳			100歳			101歳以上		
	受給者(人)	年 額	総 額	受給者(人)	年 額	総 額	受給者(人)	年 額	総 額
令和4年度	1,339	20,000	26,780,000	88	50,000	4,400,000	117	10,000	1,170,000
令和5年度	1,473	20,000	29,460,000	69	50,000	3,450,000	112	10,000	1,120,000
令和6年度	1,522	20,000	30,440,000	87	50,000	4,350,000	119	10,000	1,190,000

イ 高齢者団体育成補助

- ・高齢者クラブ助成

高齢者クラブ活動（地域活動、教養の向上、健康の増進等）の促進と単位高齢者クラブの健全育成を図る。

単位高齢者クラブ補助 1クラブ 39,480円／年

令和7年4月1日現在 96クラブ

- ・市高齢者クラブ連合会（みとハピ）育成補助

連合会の健全育成を図るため、その活動費の一部を助成する。

ウ 敬老事業

- ・福寿のつどい

満75歳，満80歳，満85歳，満90歳以上の方を対象として，市社会福祉協議会支部等が各地区で実施する敬老慶祝事業・地域福祉事業に対し，補助金を交付する。

- ・金婚祝賀会事業

社会福祉協議会との共催により，結婚50年を迎える夫婦を招待して祝賀会を実施する。

エ 高齢福祉バスの運営

高齢者等の団体に対し，民間借上げバスを利用したの先進地視察，その他の研修を実施することにより，社会活動等の促進を図る。

オ 高齢者と子どものふれあい事業

生活文化の伝承活動など，高齢者と児童との世代間交流活動を通して，高齢者の生きがいと児童の健全育成を図る。

カ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者作品展，芸能発表大会，スポーツ大会の開催

キ シルバー人材センターの助成

高齢者に就業の機会を確保し能力の積極的な活用を図るとともに，社会参加を促進する。

(2) 要援護高齢者対策

ア はり・きゅう・マッサージ施術費助成

満70歳以上の高齢者，又は身体障害者手帳1・2級を持つ方が，市に登録した施術者から医療給付対象外のはり，きゅう，マッサージ等の施術を受ける場合に，1回につき1,000円を助成する。年5回以内。

イ 愛の定期便事業

満65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者の安否確認や孤独感の解消を図るため，近隣の方（ボランティア）が乳製品を持参し，定期的に訪問する。

ウ 日常生活用具給付事業

おおむね65歳以上の寝たきりやひとり暮らし等の高齢者を対象に，火災の防止や介助，自立生活などに必要な電磁調理器，安全杖等の日常生活用具の給付を行う。

エ 通院等支援サービス事業

満65歳以上で，住民税非課税世帯に属し，要介護3・4・5の認定を受けている方を対象に，リフト付きタクシーで医療機関や福祉施設への送迎を行う。

オ 白内障補助眼鏡等購入費用助成

老人性白内障の治療のため水晶体の摘出手術を受けた65歳以上の方で，住民税が

非課税世帯に属する方を対象に、医師が必要と認める眼鏡などの購入費用の助成を行う。

カ さわやか理美容事業

在宅で満65歳以上の要介護3・4・5の認定を受けている方を対象に、理容師又は美容師が自宅を訪問し理美容サービスを行う。年3回以内。

キ 介護予防住宅改善事業

65歳以上の自立者で住宅改善が必要とされる方を対象に、介護予防のため、手すりの取付けや段差解消等、住宅を改善する経費の一部を助成する。

ク 訪問ふとん乾燥サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、専用乾燥車で自宅を訪問し、寝具類の乾燥消毒を行う。

ケ 軽度生活援助事業

65歳以上のひとり暮らし等の高齢者を対象に、入院時の洗濯や除草等、日常生活に必要な援助を行う。

コ 高齢者等短期宿泊事業

おおむね65歳以上で要介護及び要支援に該当せず、生活習慣等の指導や体調の調整が必要な方等を対象に、養護老人ホーム等での短期入所を行う。

サ 県央地域成年後見支援事業の実施

成年後見制度の利用促進を図るため、構成市町村及び水戸市社会福祉協議会と協同で広域中核機関を設置し、関係機関と連携して地域連携ネットワークの強化に取り組む。

シ 認知症高齢者等おでかけ安心保険事業

認知症高齢者が、日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に被害者に支払うべき費用を補償する。また、認知症高齢者本人が交通事故により死亡又は後遺障害を生じた場合に、障害の程度に応じて保険金を支払う。

(3) 老人保護措置

在宅生活が不相当又は居宅において養護を受けることの困難な高齢者を、養護老人ホームに入所措置する。

(4) 高齢者福祉施設対策

ア 開江老人ホームの運営

環境上の理由及び経済的理由により、居宅生活が困難な高齢者を入所受託し、生活の世話を行う。

名 称	所 在 地	定員	敷 地	建 物	開設年月日
開江老人ホーム	双葉台4-254-1	110人	7,247.10㎡	3,164.45㎡	昭和21年10月1日

※ 指定管理者に社会福祉法人水戸市社会福祉協議会を指定

※ 平成27年3月1日付けで酒門老人ホーム白寿荘と合併

イ いきいき交流センターの運営

高齢者福祉の充実を目的に，高齢者の健康相談，機能訓練，入浴，教養の向上，レクリエーション活動，多世代交流などを行う。

名称及び所在地	建築構造	建築延床面積	敷地面積
いきいき交流センター柳堤荘 (本町 1 - 3 - 28)	鉄筋コンクリート造 2 階建	814.22㎡	1,265.88㎡
いきいき交流センターあかね荘 (石川 2 - 4094 - 1)	鉄筋コンクリート造 2 階建	856.54㎡	2,612.82㎡
いきいき交流センター葉山荘 (千波町1677)	鉄骨造平屋建	1,065.12㎡	3,978.00㎡
いきいき交流センター長者山荘 (渡里町3201 - 3)	鉄骨造 2 階建	1,278.14㎡	8,253.20㎡
いきいき交流センター常澄 (大場町472 - 1)	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,165.77㎡	3,599.80㎡
いきいき交流センターふれしあ (吉沢町850)	鉄筋コンクリート造平屋建	994.07㎡	6,051.50㎡
いきいき交流センターあじさい (末広町 2 - 3 - 13)	鉄筋コンクリート造 3 階建	998.72㎡	979.12㎡
いきいき交流センターあかしあ (河和田 3 - 2274 - 1)	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,779.48㎡ (ピロティ駐車場 266㎡含む)	2,858.84㎡

※ 指定管理者に水戸市社会福祉協議会を指定

使用料（個人）

区 分		使用料
本市居住者	60歳以上の方	無 料
	60歳未満の方	300円
市 外 居 住 者		300円

※ 入浴施設使用料… 1 回100円（回数券 7 回500円）

子育て支援事業（いきいき交流センターあかしあのみ）

区 分	使用料
本市居住の未就学児及び保護者	無 料

ウ 内原高齢者センター

高齢者の生きがいのづくりの推進と健康及び福祉の増進を図る。

所 在 地 内原町1397 - 5

建 築 構 造 木造平屋建

建築延床面積 351.11㎡

敷 地 面 積 1,370.43㎡

(5) 地域支援事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者（基本チェックリスト該当者）の社会参加，介護予防及び自立した日常生活のためのニーズに対応するため，介護サービス事業者，リハビリテーション専門職及び地域住民主体の活動によるサービスを提供する。

(ア) 訪問型・通所型サービス

要支援者及び事業対象者（基本チェックリスト該当者）を対象に，できる限り介護を必要としない生活を続けられるよう，介護予防と生活支援に関するサービスを提供する。

- ・介護予防ホームヘルプサービス・介護予防デイサービス

予防給付の訪問介護及び通所介護に相当するサービス

- ・住民主体生活支援サービス実施団体への活動補助

要支援認定者等を対象とした，住民等による生活支援サービスを実施する団体等への活動補助を行う。

- ・訪問型・通所型介護予防事業

フレイル状態にある要支援認定者等が元の生活を取り戻す「リエイブルメント」の考え方にに基づき，生活機能維持・向上のため，リハビリテーション専門職による面談を中心とした短期集中（３か月程度）プログラムを実施する（訪問型は自宅で月２回，通所型は公共施設等で週１回）。

(イ) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定者等が介護予防・生活支援サービス等を適切に利用できるようケアマネジメントを実施する。

イ 一般介護予防事業

(ア) 介護予防普及啓発事業

全ての高齢者を対象として，介護予防の知識を普及啓発するための事業を実施する。

- ・元気アップ・ステップ運動教室

寝たきりの主要因である脳血管疾患や転倒による骨折の予防を目的に，個人の身体状況や体力に応じた有酸素運動と筋力トレーニングを中心とした運動を指導する。

- ・いきいき健康クラブ

転倒予防の体操やレクリエーション，会話等を通して，地域に住む多くの方々がお互いに交流し，健康づくりを行う。

- ・シルバーリハビリ体操教室

筋力や柔軟性の向上と生活動作を楽にするため，いつでも，どこでも，一人でも取り組めるリハビリ体操を行う。

- ・シニアライフ講座

フレイルを予防するために、健康に関する講話や体操などを行う。

- ・認知症スクリーニング検査

認知機能の測定等を行い、認知症のリスクのある方の早期発見と適切な支援に結び付ける。

- ・介護予防講座

介護予防についての知識の普及・啓発を図るため、各種講座を開催する。

(イ) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する多様な住民主体の通いの場等の活動に携わるボランティア等の育成及び支援を行うための事業を実施する。

- ・元気アップ・ステップ運動サポーター養成

介護予防についての知識と正しい運動方法等を指導し、地域で開催する教室のサポーターを養成する。

- ・いきいき健康クラブ地域指導員養成

いきいき健康クラブの自主活動を支援するため、地域のボランティアである地域指導員を養成する。

- ・シルバーリハビリ体操指導士養成

介護予防のためのリハビリの知識や体操の普及活動を行う３級指導士を養成する。

(ウ) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組の機能を強化し充実させるために、地域ケア会議や住民主体の通いの場等へリハビリ専門職等を派遣し、助言や指導を行う。

ウ 包括的支援事業

(ア) 地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するため、地域の社会資源のコーディネート等を行う中核機関として、水戸市地域包括支援センター（日常生活圏域において包括的支援事業を実施する「高齢者支援センター（直営１，委託７）」と高齢者支援センター間の連絡調整及び介護予防支援業務（要支援認定者に対するケアマネジメント）を実施する「基幹型」（直営）から構成）を設置し、次の a ～ e に示す包括的支援事業を実施する。実施に当たり、被保険者、学識経験者、福祉関係機関等で構成する水戸市地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターの公正・中立性の確保及び円滑で適正な運営を図っている。

なお、地域団体、民間事業者等との連携により、援護を要すると思われる市民の異変等を活動等に支障のない範囲で市に連絡することで地域を緩やかに見守る「水戸市安心・安全見守り隊」推進事業は、包括的支援事業の一部として実施し

ている。

- a 総合相談支援業務
- b 権利擁護業務
- c 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- d 在宅医療・介護連携推進事業に係る地域住民への普及啓発業務
- e 認知症施策推進事業に係る認知症地域支援・ケア向上業務

名 称	担当中学校区等
中央高齢者支援センター	第一・第二中学区
東部高齢者支援センター	第三・千波中学区
南部第一高齢者支援センター	第四中学区
南部第二高齢者支援センター	緑岡・見川・笠原中学区
北部高齢者支援センター	飯富中・国田義務教育学区，第五・石川中学区
西部高齢者支援センター	赤塚・双葉台中学区
常澄高齢者支援センター	常澄中学区
内原高齢者支援センター	内原中学区
基幹型	全域，介護予防支援業務

(イ) 介護支援専門員支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として，介護支援専門員の資質向上のために，技術援助，研修会の開催，制度や施策等の情報提供などを実施する。

(ロ) 高齢者権利擁護事業

日常生活自立支援事業，成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止の啓発や相談・通報への対応，高齢者の保護や擁護者に対する支援を行う。

(エ) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護を一体的に提供するため，医療機関と介護事業所の連携を推進する。

(オ) 生活支援体制整備事業

生活サービスの担い手（NPO，協同組合，ボランティア等）と連携しながら，多様な日常生活上の支援体制の充実強化と，高齢者の社会参加の促進を図る。

(カ) 認知症総合支援事業

・認知症初期集中支援推進事業

医療・福祉の専門職及び医師からなる認知症初期集中支援チームを設置し，医療・介護につながらない認知症の人などに対し，初期支援を集中的に実施する。

・認知症地域支援・ケア向上事業

高齢者支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に，認知症に対

する理解の促進，認知症の人の家族を支援するための取組（認知症カフェ等）等を実施する。

- ・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備する。

エ 任意事業

(7) 介護給付等費用適正化事業

介護給付等に要する費用の適正化を図るため，利用者に対して介護給付費の通知をするなど，介護（予防）給付について，必要とされるサービスが適正に提供されているか検証する。

(4) 家族介護支援事業

- ・認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成事業

おおむね65歳以上で，認知症により帰宅が困難になるおそれのある高齢者を介護する家族に対し，所在位置を探索して，早期発見できるシステムの利用を推進し，費用の助成を行う。

- ・家族介護慰労金の支給

65歳以上で，介護保険の要介護4・5に認定された住民税非課税世帯の方で，過去1年間介護保険のサービスを利用しなかった場合，その方を主に介護している家族に100,000円の慰労金を支給する。

- ・家族介護用品給付事業

在宅で，要介護3・4・5（要介護3については，排尿・排便に見守り又は介助が必要な方）の認定を受けている住民税非課税世帯に属する方を対象に，紙おむつや尿取りパッド等を給付する。

(5) その他の事業

- ・成年後見制度利用支援事業

成年後見制度における市長申立ての適切な実施及び成年後見人等への報酬支払いが困難な方への助成を行う。

- ・認知症サポーター養成事業

認知症について正しく理解し，認知症の方やその家族を温かく見守る支援者を養成する。

- ・介護サービス相談員派遣事業

施設やサービス利用者の自宅に相談員を派遣し，利用者から話を聞いて利用者の疑問，不安等の解消を図るとともに，サービス事業所への橋渡し役を担い，介護サービスの質の向上を図る。

- ・生活支援配食サービス事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方で，要介護又は要支援

に認定され、心身の障害等により調理が困難な方に対し、夕食を配達して高齢者の在宅生活を支援する。

・在宅見守り安心システム事業

ひとり暮らしの高齢者等が自宅での急病、事故等のため援助を必要とするときに、民間の受信センターへ通報して助けを呼ぶことができる緊急通報装置の貸与を行う。また、24時間体制で健康や介護についての相談に応じたり、月1回程度安否確認のための電話を入れたりするサービスをあわせて行う。

13 社会福祉法人，社会福祉施設等に対する指導監査

社会福祉法や老人福祉法，児童福祉法，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律，介護保険法等の規定に基づき，関係法令，通知等に沿った法人・施設運営や事業運営が行われているかどうかを確認するとともに，法人や事業者に対し助言や指導を行うことで，適正な法人・施設運営が行われることを目指し，社会福祉法人，社会福祉法人が設置・運営する社会福祉施設等に対する指導監査を行う。

検査・指導等の実施状況 （令和7年3月31日現在）

種別		対象件数	実施件数
社会福祉法人		35	10
社会福祉施設	保護施設	1	0
	特別養護老人ホーム	31	10
	養護老人ホーム	1	0
	軽費老人ホーム	5	4
	障害者支援施設	6	2
	児童福祉施設	56	56
介護サービス事業（介護予防を除く。）		557	183
障害福祉サービス事業		481	156
地域型保育事業		27	25
有料老人ホーム		59	18
認可外保育施設		39	39

14 介護保険

(1) 第1号被保険者数（令和7年3月31日現在）

区 分	人 数
前期高齢者（65歳以上75歳未満）	31,398人
後期高齢者（75歳以上）	41,481人
合 計	72,879人
うち住所地特例該当者	228人

(2) 介護保険料

ア 第1号被保険者介護保険料収入の状況（令和6年度）

区 分	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率	
					本年度	前年度
特別徴収現年度分	4,662,238,960円	4,662,238,960円			100%	100%
普通徴収現年度分	652,169,000円	602,198,841円		49,970,159円	92.34%	91.25%
普通徴収滞納繰越分	120,698,927円	17,648,065円	36,558,877円	66,491,985円	14.62%	14.68%
合 計	5,435,106,887円	5,282,085,866円	36,558,877円	116,462,144円	97.18%	97.05%

イ 第1号被保険者保険料（令和6年度）

所得段階	対 象 と な る 方	月 額 保 険 料	年 額 保 険 料
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	1,740円 (基準額×0.285)	20,880円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	2,960円 (基準額×0.485)	35,520円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第1・第2段階に該当しない方	4,180円 (基準額×0.685)	50,160円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	5,490円 (基準額×0.90)	65,880円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方	6,100円 (基準額)	73,200円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	7,320円 (基準額×1.20)	87,840円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	7,930円 (基準額×1.30)	95,160円

所得段階	対 象 と な る 方	月 額 保 険 料	年 額 保 険 料
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	9,150円 (基準額×1.50)	109,800円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	10,370円 (基準額×1.70)	124,440円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	11,590円 (基準額×1.90)	139,080円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	12,810円 (基準額×2.10)	153,720円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	14,640円 (基準額×2.40)	175,680円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	16,470円 (基準額×2.70)	197,640円

(3) 要介護及び要支援認定の状況

ア 要介護及び要支援認定申請の状況（令和6年度）

区 分	件 数
新 規	3,552件
更 新	4,262件
区 分 変 更	2,111件
合 計	9,925件

イ 介護認定審査会の実施状況（令和6年度）

審査会開催回数 233回

審査判定件数 9,410件

ウ 要介護及び要支援認定被保険者数（令和7年3月31日現在）

区 分	認定者数	割 合
要 支 援 1	1,294人	9.0%
要 支 援 2	2,104人	14.6%
要 介 護 1	3,260人	22.6%
要 介 護 2	2,995人	20.7%
要 介 護 3	2,160人	14.9%
要 介 護 4	1,669人	11.5%
要 介 護 5	973人	6.7%
合 計	14,455人	100.0%

(4) 令和6年度保険給付の状況

ア 介護給付費及び予防給付費

(7) 件数及び給付額

(単位：件，日，円)

区 分	介 護 給 付 費			予 防 給 付 費		
	件 数	日数・回数	給付額	件 数	日数・回数	給付額
訪 問 介 護	26,589	334,761	8,673,694,059	0	0	336,139,562
訪 問 入 浴 介 護	1,102	5,206		19	57	
訪 問 看 護	13,050	76,807		2,003	7,863	
訪 問 リ ハ ビ リ	4,305	22,996		600	2,960	
通 所 介 護	34,496	332,161		0	0	
通 所 リ ハ ビ リ	13,563	101,082		4,942	26,301	
短 期 入 所 生 活 介 護	8,580	129,161		172	893	
短 期 入 所 療 養 介 護	1,048	8,046		27	91	
福 祉 用 具 貸 与	52,726			9,380		
居 宅 療 養 管 理 指 導	31,379	60,615		727	1,231	
特定施設入居者生活介護	3,179	92,880		326	9,587	
認知症対応型通所介護	288	3,896	3,909,462,049	0	0	13,221,895
小規模多機能型居宅介護	1,501	33,711		73	1,251	
認知症対応型共同生活介護	5,986	176,131		29	883	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	505	15,048				
地 域 密 着 型 通 所 介 護	11,983	138,685				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	810	21,599				
看護小規模多機能型居宅介護	1,723	35,887				
福 祉 用 具 購 入 費	988		25,687,504	198		4,803,826
住 宅 改 修 費	414		34,733,277	153		14,224,422
居 宅 介 護 支 援	78,554		1,217,006,191	14,646		72,272,941
介護老人福祉施設	16,953	491,216	8,049,273,139			
介護老人保健施設	11,197	314,114				
介護療養型医療施設	0	0				
介 護 医 療 院	172	4,792				
合 計			21,909,856,219			440,662,646

(イ) 居宅サービスの利用限度額

要介護度	利用限度額 (1か月当たりの単位※)	特定福祉用具購入 (1年度当たりの額)	住宅改修 (1住宅当たりの額)
要 支 援 1	5,032単位	100,000円	200,000円
要 支 援 2	10,531単位		
要 介 護 1	16,765単位		
要 介 護 2	19,705単位		
要 介 護 3	27,048単位		
要 介 護 4	30,938単位		
要 介 護 5	36,217単位		

※1単位はサービスの種類によって、10～10.7円

イ 高額介護給付費

(ア) 件数及び給付額

区 分	件 数	給 付 額
要 介 護	49,270件	659,635,220円
要 支 援	335件	718,839円
合 計	49,605件	660,354,059円

(イ) 自己負担の上限額（月額）

区 分		世 帯	個 人
生活保護受給者等		15,000円	
世帯全員が 住民税 非課税	老齢福祉年金受給者	24,600円	15,000円
	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円 以下の方	24,600円	15,000円
		24,600円	
住民税課税世帯で課税所得380万円未満		44,400円	
課税所得380万円以上690万円未満		93,000円	
課税所得690万円以上		140,100円	

ウ 高額医療合算介護給付費

(ア) 件数及び給付額

区 分	件 数	給 付 額
要 介 護	2,516件	76,174,723円
要 支 援	35件	337,278円
合 計	2,551件	76,512,001円

(イ) 自己負担の上限額（年額）

区 分		後期高齢者医療制度 ＋ 介護保険	被用者保険又は国民健康 保険 ＋ 介護保険 (70歳～74歳の方がいる世帯)
現役 並み 所得者	課税所得690万円以上	2,120,000円	2,120,000円
	課税所得380万円以上	1,410,000円	1,410,000円
	課税所得145万円以上	670,000円	670,000円
一 般		560,000円	560,000円
低所 得者	Ⅱ	310,000円	310,000円
	Ⅰ	190,000円	190,000円

区 分		被用者保険又は国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)
所得 (基礎控除後の総所得金額)	901万円超	2,120,000円
	600万円超901万円以下	1,410,000円
	210万円超600万円以下	670,000円
	210万円以下	600,000円
住民税非課税世帯		340,000円

エ 特定入所者介護給付費

(ア) 件数及び給付額

区 分	件 数		給 付 額
	食 費	居 住 費	
要 介 護	16,624件	15,029件	474,408,806円
要 支 援	55件	32件	316,215円
合 計	16,679件	15,061件	474,725,021円

(イ) 自己負担額(月額)

(単位：円)

対 象 者		食 費	居 住 費			
			多 床 室	従 来 型 個 室	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個 室
生活保護受給者等		300 【300】	0	550 (380)	550	880
世帯全員が 市町村民税 非課税	老齢福祉年金受給者	300 【300】	0	550 (380)	550	880
	合計所得金額＋課税年金 収入額＋非課税年金収入 の合計が80万円以下の方	390 【600】	430	550 (480)	550	880
	合計所得金額＋課税年金 収入額＋非課税年金収入 の合計が80万円超120万 円以下の方	650 【1,000】	430	1,370 (880)	1,370	1,370
	合計所得金額＋課税年金 収入額＋非課税年金収入 の合計が120万円超の方	1,360 【1,300】	430	1,370 (880)	1,370	1,370
基 準 額		1,445	437 (915)	1,728 (1,231)	1,728	2,066

※ () の金額は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合

※ 【 】 の金額は短期入所生活介護を利用した場合

オ 審査支払諸費

審査支払手数料 351,882件 20,057,274円

(5) 社会福祉法人等軽減制度補助金

区 分	自己 負担率	軽減率	軽減 対象者	補助対象 事業所数	補助額
訪問介護，訪問入浴介護，通所 介護，短期入所生活介護など18 サービス	7.5%	2.5%	34人	3 か所	1,608,487円

こども・子育て

1 水戸市こども計画の推進

安心してこどもを生み育てることができ、こどもたちがのびのびと育つことができる社会を目指し、こどもたちをまち全体で育てていくため、令和6年度～令和11年度を期間とする本計画に位置づけた各事業を推進する。

目指す姿

『水戸の未来をリードする「こどもたち」を育むまち』

基本方針Ⅰ こども・若者が夢や希望を持ち将来を切り開くことができる環境づくり

基本施策1 こども・若者がのびのびとチャレンジできる環境づくり

基本施策2 こどもが個性を伸ばし未来を生きる力を身に付けることができる環境づくり

基本施策3 若者が自分らしく生き生きと暮らすことができる環境づくり

基本方針Ⅱ まち全体でこどもを育む環境づくり

基本施策1 子育てを支える環境づくり

基本施策2 悩みや不安を相談しやすい環境づくり

基本施策3 子育てと仕事を両立できる環境づくり

基本施策4 家庭、地域の教育力の向上支援

基本施策5 こどもの安全を確保する環境づくり

基本施策6 こども・若者の権利に関する普及・啓発

基本施策Ⅲ こどもを健やかに育てることのできる環境づくり

基本施策1 子育て世帯の経済的負担の軽減

基本施策2 子育て世帯の相談・支援の充実

基本施策3 保育環境の充実

基本施策4 放課後児童対策の推進

基本施策5 ひとり親家庭等の支援の充実

基本施策Ⅳ 安心して妊娠、出産、子育てできる環境づくり

基本施策1 切れ目のない妊娠、出産支援の充実

基本施策2 乳幼児、未就学児の健康づくり

基本施策3 学童期、思春期のこども、若者の健康づくり

基本施策4 配慮が必要なこども・若者への支援の充実

基本施策5 安定的な小児医療・周産期医療体制の確保

基本施策Ⅴ 悩みや不安を抱えるこども・若者に寄り添う支援の推進

基本施策1 児童虐待防止対策、ヤングケアラー支援等の充実

基本施策2 こどもの貧困対策の推進

基本施策3 不登校，ひきこもり等の支援の充実

基本施策4 非行防止対策の推進

基本施策5 こども・若者の自殺対策の推進

2 就学前の教育・保育の充実

(1) 市内教育機関

(令和7年5月1日現在)

区 分	国 立	県 立	市 立	私 立	計
幼 稚 園	1	—	4	3	8
認 定 こ ど も 園 (幼 稚 園 型)	—	—	3	10	13
認 定 こ ど も 園 (幼 保 連 携 型)	—	—	2	5	7

(2) 市立幼稚園一覧

(令和7年5月1日現在)

園 名	定員	園児数	学級数
緑岡幼稚園	90人	61人	3学級
寿幼稚園	70人	8人	1学級
国田幼稚園	50人	7人	1学級
酒門幼稚園	90人	33人	3学級
計(4園)	300人	109人	8学級

(3) 市立認定こども園(幼稚園型)一覧

(令和7年5月1日現在)

園 名	定員	園児数	学級数
石川認定こども園	80人	30人	3学級
浜田認定こども園	80人	31人	3学級
常磐認定こども園	80人	35人	3学級
計(3園)	240人	96人	9学級

(4) 市立認定こども園(幼保連携型)一覧

(令和7年5月1日現在)

園 名	定員	園児数	学級数
常澄認定こども園	130人	72人	5学級
内原認定こども園	170人	91人	7学級
計(2園)	300人	163人	12学級

(5) 市立幼稚園施設状況

(令和7年5月1日現在)

園 名	建物面積	敷地面積
緑岡幼稚園	885㎡	(小学校敷地に併設)
寿幼稚園	611㎡	3,420㎡
国田幼稚園	143㎡	(国田義務教育学校校舎内で保育)

園 名	建物面積	敷地面積
酒 門 幼 稚 園	530㎡	2,492㎡
計（４園）	2,169㎡	5,912㎡

(6) 市立認定こども園（幼稚園型）施設状況（令和７年５月１日現在）

園 名	建物面積	敷地面積
石 川 認 定 こ ど も 園	504㎡	2,749㎡
浜 田 認 定 こ ど も 園	622㎡	（小学校敷地に併設）
常 磐 認 定 こ ど も 園	551㎡	（ ” ）
計（３園）	1,677㎡	2,749㎡

(7) 市立認定こども園（幼保連携型）施設状況（令和７年５月１日現在）

園 名	建物面積	敷地面積
常 澄 認 定 こ ど も 園	957㎡	6,004㎡
内 原 認 定 こ ど も 園	1,038㎡	4,043㎡
計（２園）	1,995㎡	10,047㎡

(8) 私立幼稚園・私立認定こども園関係補助金内訳

補助金の名称	令和７年度（予算）		令和６年度（決算）	
一時預かり事業補助金	20園	41,700,000円	7園	9,844,706円
保護者実費負担軽減補助金	10人	324,000円	4人	121,500円
障害児教育補助金	39人	4,680,000円	42人	4,600,000円
合 計		46,704,000円		14,566,206円

3 保育所等の運営

(1) 保育所・認定こども園（幼保連携型）一覧

市立保育所・認定こども園（幼保連携型）（令和７年４月１日現在）

保育所・認定こども園名	定員	保育所・認定こども園名	定員
白 梅 保 育 所	90人	若 宮 保 育 所	80人
杉 山 保 育 所	120人	河 和 田 保 育 所	90人
新 原 保 育 所	100人	双 葉 台 保 育 所	70人
緑 岡 保 育 所	80人	一 の 牧 保 育 所	60人
城 東 保 育 所	60人	常 澄 認 定 こ ど も 園	60人
平 須 保 育 所	60人	内 原 認 定 こ ど も 園	70人
渡 里 保 育 所	60人	計（13か所）	1,000人

民間保育所・認定こども園（幼保連携型）

（令和7年4月1日現在）

保育所・認定こども園名	定員	保育所・認定こども園名	定員
聖光学園保育部	90人	ちゃいるどはうす森のほいくえん	90人
ひので保育園	160人	つぼみさく保育園	90人
見和めぐみ保育園	110人	うちはらスワン保育園	90人
すみれ保育園	130人	すずらん保育園	90人
ひかり保育園	120人	ユーアイほいくえん	115人
千波保育園	170人	元気の森保育園	120人
すみれ第二保育園	110人	桜ノ牧保育園	90人
こばと保育園	110人	百合が丘ひまわり保育園	100人
葉山保育園	120人	泉町保育園	40人
ひばり保育園	80人	こばとラブリー保育園	60人
すみよし保育園	120人	はぐぐみの森あさひ保育園	60人
石川保育園	120人	はーとぴあ保育園桜ノ牧	90人
こばと東保育園	120人	わくわくの森保育園	120人
のぎく保育園	80人	すずらん石川保育園	90人
わかな保育園	170人	よつ葉吉沢保育園	60人
笠原保育園	100人	彩の国保育園	60人
はーとぴあ保育園	90人	さんさん保育園	70人
けやき台保育園	60人	あさひまちなか保育園	30人
つばさ保育園	80人	笠原ひまわり保育園	40人
小吹保育園	110人	ウォーターリリーナーサリー	40人
ちゃいるどはうす保育園	70人	どんぐりの友保育園	60人
スワン保育園	90人	こばとりバティー保育園	50人
ほうとく保育園	100人	認定こども園プリンセスリリー	100人
ときわの杜保育園	90人	認定こども園グレイスリリー	122人
第二めぐみ保育園	90人	認定こども園フォレストリリー	110人
堀あさひこども園	110人	元吉田さくら認定こども園	190人
ルミエール保育園	120人	常磐大学こども園	50人
		計（54か所）	5,147人

※ 認定こども園（幼保連携型）の定員は、2号・3号認定の定員

(2) 保育所・認定こども園（幼保連携型）別入所（園）児童数調

市立保育所・認定こども園（幼保連携型）

（令和7年4月1日現在）

保育所・認定こども園名	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
白梅保育所	29人	14人	25人	68人
杉山保育所	23人	15人	29人	67人
新原保育所	26人	15人	38人	79人
緑岡保育所	24人	15人	35人	74人
城東保育所	18人	13人	21人	52人
平須保育所	5人	8人	18人	31人
渡里保育所	17人	8人	27人	52人

保育所・認定こども園名	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
若 宮 保 育 所	13人	8人	16人	37人
河 和 田 保 育 所	31人	13人	32人	76人
双 葉 台 保 育 所	14人	8人	14人	36人
一 の 牧 保 育 所	19人	14人	29人	62人
常 澄 認 定 こ ど も 園	23人	13人	25人	61人
内 原 認 定 こ ど も 園	16人	14人	37人	67人
計	258人	158人	346人	762人

※認定こども園（幼保連携型）は、2号・3号認定の人数。

民間保育所・認定こども園（幼保連携型）

（令和7年4月1日現在）

保育所・認定こども園名	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
聖 光 学 園 保 育 部	22人	11人	31人	64人
ひ の で 保 育 園	62人	28人	51人	141人
見和めぐみ保育園	36人	20人	43人	99人
す み れ 保 育 園	54人	28人	56人	128人
ひ か り 保 育 園	42人	25人	41人	108人
千 波 保 育 園	66人	37人	68人	171人
すみれ第二保育園	41人	24人	38人	103人
こ ば と 保 育 園	46人	21人	34人	101人
葉 山 保 育 園	49人	25人	46人	120人
ひ ば り 保 育 園	25人	15人	23人	63人
すみよし保育園	46人	24人	46人	116人
石 川 保 育 園	53人	22人	45人	120人
こ ば と 東 保 育 園	44人	20人	32人	96人
の ぎ く 保 育 園	29人	16人	34人	79人
わ かな 保 育 園	65人	34人	60人	159人
笠 原 保 育 園	21人	20人	34人	75人
は一とぴあ保育園	34人	17人	32人	83人
けやき台保育園	25人	11人	21人	57人
つ ば さ 保 育 園	34人	19人	31人	84人
小 吹 保 育 園	38人	21人	35人	94人
ちやいどはうす保育園	25人	15人	29人	69人
ス ワ ン 保 育 園	37人	18人	39人	94人
ほ う と く 保 育 園	41人	22人	46人	109人
ときわの杜保育園	28人	18人	35人	81人
第二めぐみ保育園	30人	18人	36人	84人
堀あさひこども園	51人	21人	39人	111人
ルミエール保育園	42人	22人	51人	115人
ちやいどはうす森のほいくえん	33人	17人	35人	85人
つばみさく保育園	35人	24人	48人	107人
うちはらスワン保育園	39人	16人	35人	90人
すずらん 保 育 園	32人	15人	33人	80人
ユーアイほいくえん	42人	20人	40人	102人

保育所・認定こども園名	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
元 気 の 森 保 育 園	44人	26人	51人	121人
桜 ノ 牧 保 育 園	24人	15人	40人	79人
百合が丘ひまわり保育園	39人	17人	39人	95人
泉 町 保 育 園	19人	6人	13人	38人
こばとラブリー保育園	20人	14人	25人	59人
はぐくみの森あさひ保育園	51人			51人
はーとぴあ保育園 桜ノ牧	41人	18人	36人	95人
わくわくの森保育園	42人	25人	50人	117人
すずらん石川保育園	38人	14人	42人	94人
よつ葉吉沢保育園	17人	14人	30人	61人
彩 の 国 保 育 園	29人	14人	26人	69人
さん さん 保 育 園	26人	17人	29人	72人
あさひまちなか保育園	25人			25人
笠原ひまわり保育園	13人	8人	17人	38人
ウォーターリーナーサリー	17人	9人	14人	40人
どんぐりの友保育園	31人	11人	25人	67人
こばとリバティー保育園	24人	10人	17人	51人
認定こども園ブリンセスリー	25人	25人	51人	101人
認定こども園グレイスリー	52人	25人	55人	132人
認定こども園フォレストリー	49人	26人	46人	121人
元吉田さくら認定こども園	78人	40人	86人	204人
常 磐 大 学 こ ど も 園	20人	8人	20人	48人
計	1,991人	1,006人	1,979人	4,976人

※認定こども園（幼保連携型）は、2号・3号認定の人数。

(3) 保育所・認定こども園（幼保連携型）年齢別児童数（令和7年4月1日現在）

年 齢	市 立	民 間	計
0歳児	23人	226人	249人
1歳児	101人	827人	928人
2歳児	134人	938人	1,072人
3歳児	158人	1,006人	1,164人
4歳児	171人	998人	1,169人
5歳児	175人	981人	1,156人
計	762人	4,976人	5,738人

※認定こども園（幼保連携型）の2号・3号認定の人数を含む。

(4) 家庭的保育事業（令和7年4月1日現在）

家庭的保育者数(箇所)	利用児童数(人)
7	26

(5) 小規模保育事業（令和7年4月1日現在）

小規模保育事業(箇所)	利用児童数(人)
19	254

(6) 令和7年度市立保育所・認定こども園（幼保連携型）の保育事業概要

事業	内容
延長保育	午前7時30分から午後7時まで通常時間を超えて保育する。
一時預かり事業	保護者の疾病や入院等、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難な児童を保育する。
地域子育て支援拠点事業	3保育所、1認定こども園において、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う。
園庭開放事業	未就園児とその保護者が、在所（園）児童との交流を深める事業を実施する。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	1認定こども園において、保護者の就労の有無に関わらず、保育所等に在籍していない生後6か月から3歳未満の乳幼児が、時間単位で保育所等を利用できる事業を実施する。

(7) 民間保育所等への補助・委託（令和7年度予算）

補助の種類	要件	対象	算定基準
一時預かり事業	認可保育所 幼保連携型認定こども園	緊急等一時的な保育を行っている保育所等	1か所当たり 基本分 300人未満 2,833,000円/年 年間延べ利用児童数により補助
病児保育事業	認可保育所等	病児保育（病児・病後児・体調不良児対応型）を実施している保育所等	1か所当たり（病児対応型の場合） 基本分 50人未満 5,905,000円/年 年間延べ利用児童数に応じ加算
地域子育て支援拠点事業	認可保育所 幼保連携型認定こども園	地域における子育て支援を総合的に実施している保育所等	年額委託料 5,521,000円又は8,714,000円
延長保育事業	認可保育所 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業	延長保育を実施している保育所等	短時間認定（保育所・認定こども園の場合） 1時間 在籍児童1人当たり 20,200円 標準時間認定（保育所・認定こども園の場合） 30分 600,000円/年 1時間 1,760,000円/年 2時間～3時間 2,761,000円/年
保護者実費負担軽減補助	認可保育所 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業	生活保護世帯等に属する児童の保護者	教材費、行事費等の実費徴収額 補助限度額 教材費、行事費等 2,700円/月
乳児等通園支援事業	認可保育所 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業	乳児等通園支援事業を実施している保育所等	こども一人1時間当たり基本分 0歳児 1,300円 1歳児 1,100円 2歳児 900円
保育体制強化事業	認可保育所 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業	保育士の負担軽減のため保育支援者を配置する保育所等	補助限度額 1施設当たり 100,000円/月
保育補助者雇上強化事業	認可保育所 幼保連携型認定こども園	保育士の負担軽減、新たな保育士確保のため、保育士資格取得を目指す者を保育補助者として配置する保育所等	補助限度額 1施設当たり 2,338,000円/年

補助の種類	要 件	対 象	算 定 基 準
医療的ケア児 保育支援事業	認 可 保 育 所 等	医療的ケア児を受入れ、看護師等を配置する保育所等	補助限度額 1 施設当たり 5,290,000円/年
乳 児 等 保 育 事 業	認 可 保 育 所 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業 家庭的保育事業	1 歳児を保育し、事業に直接従事する非常勤職員を配置する民間保育所等	入所する 1 歳児 1 人当たり5,000円/月 (処遇改善等加算を実施し、前年度の賃金を公表する保育所等)
障 害 児 保 育 事 業	認 可 保 育 所 幼保連携型認定こども園	障害児を保育する保育所等	重度障害児 1 人当たり60,000円/月 障害児 1 人当たり30,000円/月
保育士等就労 支 援 補 助	認 可 保 育 所 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業	過去 1 年以上保育所等で勤務をしておらず、新たに保育所等で勤務を開始した保育士（保健師、看護師等が保育士としてみなされる場合を含む。）	1 人100,000円
新卒保育士等 就労奨励補助	認 可 保 育 所 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業	大学等を卒業し、翌年度の 4 月から保育所等で勤務を開始する見込みの者	1 人20,000円

4 総合的な放課後児童対策の推進

児童の放課後等の居場所を確保するとともに、次代をリードする人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業を実施する。

(1) 放課後児童健全育成事業

児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、利用児童の健全育成及び子育て支援の充実を図る。

本市では、市立学校施設等における放課後学級の運営の拡充及び民間事業者による学童クラブへの助成により、利用を希望する全ての小学校 6 年生までの対象児童を受け入れるという目標を掲げ、放課後学級における待機児童ゼロの継続に取り組んでいる。

ア 放課後学級事業

小学校及び義務教育学校の余裕教室等を利用し、支援員を配置して児童の健全育成を図る。（令和 7 年度 33校83学級）

イ 民間学童クラブ

市内で学童クラブを実施している民間事業者に対し、運営費の助成を行う。（令和 7 年度 17クラブ）

(2) 放課後子ども教室推進事業

放課後等に小学校及び義務教育学校の教室等を活用し、児童の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動、地域住民

との交流活動等により，児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育つことができるよう環境づくりを推進する。（令和 7 年度 33校及び 1 地区の計34か所）

令和 6 年度 放課後学級利用状況一覧

（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）

学 校 名	学級数	登録者数	延べ利用人数	学 校 名	学級数	登録者数	延べ利用人数
三 の 丸	2	110人	11,561人	見 川	2	164人	16,814人
五 軒	2	71人	9,026人	千 波	4	227人	26,179人
新 荘	1	50人	4,158人	梅 が 丘	4	220人	25,692人
城 東	2	76人	11,911人	双 葉 台	3	180人	21,084人
浜 田	4	176人	22,102人	笠 原	5	364人	44,746人
常 磐	2	133人	16,688人	赤 塚	1	68人	7,805人
緑 岡	6	359人	46,390人	吉 沢	5	283人	36,261人
寿	2	156人	16,503人	堀 原	2	81人	10,372人
上 大 野	1	41人	6,966人	下 大 野	1	35人	4,669人
柳 河	1	27人	3,104人	稲荷第一	2	124人	16,639人
渡 里	4	245人	26,008人	稲荷第二	2	90人	10,508人
吉 田	3	184人	18,470人	大 場	2	57人	9,625人
酒 門	4	302人	35,833人	鯉 淵	2	101人	10,168人
石 川	2	134人	14,990人	妻 里	2	82人	9,706人
飯 富	1	66人	7,196人	内 原	3	160人	19,511人
河 和 田	3	188人	22,617人	国田義務	1	43人	6,581人
上 中 妻	1	84人	10,332人	合 計	82	4,681人	560,215人

5 地域における子育て支援の充実

よりよい子育て環境をつくるため，子育て支援施設や地域との連携を強化するとともに，子育て支援サービスの相談体制の充実を図る。

(1) 子育て支援・多世代交流事業の推進

わんぱく・みと，はみんぐぱく・みとを核として，地域の子育て支援施設と連携しながら，遊び場の提供や各種講座の開催など，多様な子育て支援・多世代交流事業を展開する。また，一時預かり事業や育児相談等を実施し，こどもの健全な育成を促進する。

(2) ファミリー・サポート・センター事業

会員同士が育児の相互援助活動を行い，仕事と家庭の両立と地域の子育てを支援する。

(3) 市民センター子育て広場

各市民センターにおいて，地域の方々が見守りボランティアとなり，乳幼児の親子が遊びや交流ができる場を開設し，子育て中の親の育児不安の軽減とこどもの健やかな成長を図る。

(4) ぽかぽかつどいの広場

水戸市福祉ボランティア会館内で、乳幼児と保護者を対象とした交流、集いの場を提供するとともに、育児相談を実施する。

(5) 子育てぽかぽか広場

五軒小学校と大場市民センターにおいて、乳幼児の親子を対象とした交流、集いの場を提供するとともに、育児相談を実施する。

(6) 乳幼児学級タンポポ

内原ヘルスパークにおいて、乳幼児の親子を対象としたリトミックや歌、ふれあい遊びなど、親子での遊びや、子育て情報の交換ができる場を提供する。

(7) 保育所、認定こども園等の地域子育て支援拠点事業

保育所等において子育てを支援する拠点を設置し、子育て中の親子の交流の場を提供するとともに、育児相談や情報提供、講習等を実施する。

(8) 病児・病後児保育事業

病児・病後児の集団保育困難期間に、就労等により看護ができない保護者に代わり、保育を実施する。

(9) 訪問型病児保育事業

病児の自宅を訪問し、就労等により看護ができない保護者に代わり、保育を実施する。

(10) 利用者支援事業の推進

子育てに関する専門的な知識と経験を持つ専門員を配置し、地域の子育て支援施設や子育て支援事業等の情報提供及び相談助言等を行う。

(11) 市民センターこどもスペース

放課後等に児童が勉強や遊びなど自由に過ごすことができる場所として、市民センターにこどもスペースを設置する。

(12) 児童手当の支給

家庭における生活の安定とこどもの健全育成を図るため、18歳になって最初の3月31日を迎えるまでのこどもを養育している方に支給する。

児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円	30,000円
中学生	10,000円	30,000円
高校生年代	10,000円	30,000円

6 健やかな妊娠・出産・育児への支援

健康で安全な妊娠、出産ができるよう、妊娠期から産後にかけて、切れ目ない支援体制の充実を図る。また、こどもの健やかな成長を支援するため、乳幼児の健康診査や相

談，訪問，医療等の体制の充実を図る。

(1) 母子保健事業

- ア 健康手帳の交付（母子健康手帳，お父さんのための子育て手帳）
- イ 利用者支援事業（産前産後支援センター「すまいるママみと」）
- ウ 産後ケア事業
- エ 健康教育（ハローベビークラス，トライ離乳食教室，3～4か月児子育て教室「めだか教室」，健全母性育成事業「性教育講演会」，思春期ふれあい体験事業「中学生のわくわく赤ちゃんふれあい体験スクール」）
- オ 健康相談（妊産婦相談，育児相談（7か月児育児相談），母乳育児相談，健診事後相談，健全母性育成事業「電話相談ヤングコール」）
- カ 健康診査

令和6年度実績

区 分	受診者数
妊婦健康診査（14回）	19,858人
多胎妊婦健康診査（5回）	1人
妊婦歯科健康診査	815人
産婦健康診査（2回）	2,891人
1か月児健康診査	1,313人
乳児健康診査（2回）	2,938人
1歳6か月児健康診査	医科1,730人 歯科1,552人
2歳児歯科健康診査	1,443人
3歳児健康診査	1,816人

- キ 訪問指導（妊産婦・乳幼児訪問，養育支援家庭訪問，乳児家庭全戸訪問）
- ク 新生児聴覚検査費用の助成
- ケ 未熟児養育医療の給付
- コ 不妊治療及び不育症治療に対する助成
- サ 小児慢性特定疾病に係る医療費助成

7 適正な児童養育等の推進

こどもとその家庭に関わる全ての機関・団体等と連携を強化しながら，児童虐待の未然防止・早期発見や適切な支援・保護を確実に実施する。

(1) こども家庭センターの運営

母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて，こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な相談，支援業務を行う。

また，要保護児童及びDV対策地域協議会の運営を行う。

(2) 女性相談

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性が生活の中で抱える諸問題に関する相談、支援業務を行う。

(3) DV相談（水戸市配偶者暴力相談支援センター）

DV被害者の支援に関する情報提供、緊急時における安全の確保、各種制度等の活用による生活の自立等についての相談、支援業務を行う。

(4) ホームフレンド事業

不安や問題を抱えがちなDV被害者世帯等の、虐待やいじめを受けた児童に対し、話し相手や相談相手として心理学専攻の学生等を派遣することにより、社会からの孤立や不登校問題等への支援を行う。

8 ひとり親家庭等への支援

全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに成長できるよう、ひとり親世帯の支援を実施する。

(1) 児童扶養手当の支給

児童の健全育成を図るため、母子家庭・父子家庭のうち、児童等を監護している母、父又は養育者に対し、児童が18歳に達した月の属する年度末まで（心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合には、20歳に達する日の属する月まで）支給する。ただし、前年の所得が一定額以上のときは手当の一部又は全部の支給を制限する。

手当月額（令和7年4月時点）

支給区分	児童1人	第2子以降加算額
全部支給	46,690円	11,030円
一部支給停止	46,680円～11,010円	11,020円～5,520円
全部支給停止	0円	0円

(2) 遺児養育手当の支給

両親もしくは父又は母が死亡した遺児の福祉の増進を図るため、未就学児又は小・中学校及び高等学校等に在学している遺児を養育している者に、遺児が18歳に達した月の属する年度末まで支給する。

父母が死亡した遺児 6,000円／月

父又は母が死亡した遺児 3,500円／月

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

生活の安定に役立つと市が認める就職に有利な資格を取得するため、養成機関で6月以上修学する場合に給付金を支給し、自立を促進する。

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

経済的自立の助成や子どもの福祉の増進を図るため、ひとり親家庭に対し修学資金等の各種資金を、低利又は無利子で貸し付ける。

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、傷病、就職活動・自立に必要な講習に参加するとき、社会的事由等により、一時的に家事、保育等のサービスを受けたい場合に、家庭生活支援員を派遣し、その生活を支援する。

(6) こどもの養育費受取支援補助金

こどもが経済的及び社会的に自立するまでに必要な養育費の支払いに関する取決めを促進するため、公正証書の作成手数料など、養育費の取決めに係る費用を補助する。

(7) 大学等受験料及び模擬試験受験料支援事業補助金

進学段階における貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもが受験する大学等受験料及び模擬試験受験料の支援を行うことで、経済的課題を抱える家庭のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しする。

9 配慮が必要なこどもへの支援の充実

こどもの発達に不安を抱える保護者が安心して子育てできるよう、こどもの発達支援の充実を図る。

(1) 心身障害児療育指導委員会の運営

心身障害児の早期発見、早期療育に資するため心身障害児療育指導委員会を運営し、心身障害児の福祉の増進を図る。

(2) こども発達支援センターの運営

発達に心配のある18歳までの児童に関する相談、主に1～3歳児を対象とした療育指導や個別の言語指導を行う。また、障害児の福祉サービス利用に係る相談や事業所の情報提供及びサービスの申請受付を行うとともに発達に心配のある幼児が所属する幼稚園・認定こども園・保育所（園）等からの希望により、巡回訪問指導を実施する。

所在地 水戸市上水戸4-7-24

敷地面積 1,879.46㎡

建物面積 801.08㎡

職員 所長，言語聴覚士，療育指導保育士，社会福祉士，臨床心理士，
巡回訪問指導員，事務職員

療育指導教室（幼児のことば・こころの教室）

発達等に何らかの心配のある4・5歳児（年中児・年長児）を対象に小集団や個別での指導を実施する。

・なかよし学級（こども発達支援センター五軒分室） 水戸市金町3-2-40

- ・たんぽぽ学級（こども発達支援センター緑岡分室） 水戸市見川町2563
- ・さくら学級（こども発達支援センター百合が丘分室） 水戸市百合が丘町997－204
- ・なのはな学級（こども発達支援センター妻里分室） 水戸市有賀町2249－2

10 結婚支援

(1) 結婚新生活支援補助金

結婚新生活支援として、新婚世帯等に対し、住宅賃借費用をはじめとした新生活に係る費用を補助する。

(2) 婚活支援事業

いばらき県央地域連携中枢都市圏の構成市町村とともに、婚活イベント等を開催する。

保 健 医 療

3 献血の推進

水戸献血連合会事業として、茨城県赤十字血液センター等の関係機関と連携を図りながら「献血推進デー」，「愛の血液助け合い運動」，「クリスマス献血」，「はたちの献血」等の普及啓発事業を実施するとともに，計画的な献血者の確保に努める。

○令和6年度実績

区 分	献血者数
200ml献血	1,247人
400ml献血	16,935人
成分献血	14,855人
計	33,037人

4 医事

(1) 許認可等事務

医療法，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律，柔道整復師法に基づく許認可等の事務を行う。

また，医療法第27条に基づく使用許可申請のあった施設については，使用前検査を実施し，適正な医療の提供と管理が行われるよう指導する。

(2) 医療施設等立入検査

水戸市立入検査実施要項に基づき医療施設の立入検査を実施し，医療安全の意識啓発等を行うことにより，良質かつ適正な医療が提供される体制の確保に努める。

○医療機関等施設数（令和7年4月1日現在）

ア 病院

精神		結核		感染		一般		療養		計	
施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床
1	178	—	—	1(1)	9	22	2,461	8(6)	536	25	3,184

※施設欄における括弧書きは，一般病床とあわせて設置している施設数

イ 診療所

有床		無床		歯科診療所		計	
施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床
12	143	233	—	165	—	410	143

ウ その他

助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
8	222	50	4

○救急告示医療機関（令和 7 年 4 月 1 日現在）

医療機関名	所在地
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台 3-3-10
社会医療法人財団古宿会 水戸中央病院	水戸市六反田町1136-1
水戸赤十字病院	水戸市三の丸 3-12-48
医療法人社団協栄会 大久保病院	水戸市石川 4-4040-32
総合病院水戸協同病院	水戸市宮町 3-2-7
城南病院	水戸市城南 3-15-17
国家公務員共済組合連合会 水府病院	水戸市赤塚 1-1
医療法人桜丘会 水戸ブレインハートセンター	水戸市青柳町4028
医療法人誠潤会 水戸病院	水戸市袴塚 3-2787-9

5 薬事

(1) 許認可等事務

医薬品医療機器等法，毒物及び劇物取締法，麻薬及び向精神薬取締法に基づく許認可等の事務を行う。

(2) 営業施設等の監視指導

「水戸市薬事監視指導要領」及び「水戸市麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領」に基づき対象施設に対し，医薬品等の適正な譲渡・管理について監視指導を行うことにより，医療の安全確保に努める。

(3) 毒物及び劇物の安全対策

事故及び危害の未然防止を図るため，「水戸市毒物劇物監視指導要領」に基づき対象施設に対し，毒物及び劇物の適正な譲渡・管理について監視指導を行う。

(4) 医薬品等の適正使用及び薬物乱用防止対策の推進

市民に向けた出前講座や広報活動を通して，医薬品等の適正使用の推進に努める。また，県が実施する「不正大麻けし撲滅運動」や「薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」，「薬と健康の週間」等の事業に協力する。

○薬事関係施設数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

ア 医薬品販売業

薬局製剤製造業	薬局製剤製造販売業	薬局	卸売販売業	店舗販売業	再生医療等製造販売業	特例販売業第二段階
16	16	168	49	69	7	1

イ 医療機器販売業

高度管理医療 機器等販売業	管理医療 機器販売業
256	1,117

ウ 毒物劇物営業者

毒物劇物 販売業者	毒物劇物 業務上取扱者 (電気鍍金業)	毒物劇物 製造業者
147	1	1

エ 麻薬取扱者免許

麻薬 卸売業者	麻薬 小売業者	麻薬 研究者	麻薬 施用者	麻薬 管理者
4	137	7	774	56

オ 覚醒剤（原料）・向精神薬取扱者

覚醒剤 原料研究者	覚醒剤 原料取扱者	覚醒剤 研究者	向精神薬試験 研究施設設置
1	4	6	7

6 地域医療

医師確保対策や救急医療等に対する支援など、水戸地域における安定的な医療提供体制の充実に向けた施策を実施している。

・医師修学資金貸与事業

【貸与決定者（令和7年4月1日現在）】

貸与開始年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数	2名	1名	2名	1名	2名	1名	3名

【事業利用者の現況（令和7年4月1日現在）】

区分	医学生						初期研修医	
学年等	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1年目	2年目
人数	3名	1名	1名	1名	1名	2名	2名	—

- ・小児科及び産婦人科医療施設設置等補助
- ・公的病院等救急医療等運営費補助
- ・周産期及び婦人科従事医師雇用補助
- ・救急医療二次病院運営費補助
- ・いばらき県央地域連携中枢都市圏事業
- ・地域医療及び地域保健を推進するための寄附講座開設事業
- ・水戸地域の医療提供体制の在り方の検討

7 保健衛生

(1) 環境衛生

衛生的な生活環境を確保するため、生活衛生関係営業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法等に基づく営業許可等の事務のほか、営業施設の立入検査等を行う。

【主な事務】

- ア 理容所、美容所、クリーニング所の届出の受理、立入検査
- イ 旅館業、公衆浴場業、興行場、化製場等の許可、届出の受理、立入検査
- ウ 温泉利用の許可、立入検査
- エ 特定建築物の届出の受理、立入検査
- オ レジオネラ症防止対策

○環境衛生関係届出又は許可件数（令和7年4月1日現在）

理容所	258件
美容所	813件
クリーニング所	121件
旅館業	90件
公衆浴場	52件
特定建築物	129件
その他	242件

(2) 食品衛生

食の安全・安心を確保するため、食品衛生法に基づく営業許可等の事務のほか、営業施設の監視指導等を行う。

【主な事務】

- ア 食品営業の許可、届出の受理、監視指導
- イ 食中毒の調査、予防啓発
- ウ 食品の収去検査
- エ 食品の自主回収の報告受理
- オ 食品衛生責任者の設置届の受理

○食品衛生法に基づく許可件数（令和7年4月1日現在）

業 種	改正前の許可	改正後の許可	計
飲食店営業	1,043件	2,310件	3,353件
菓子製造業	115件	215件	330件
魚介類販売業	30件	58件	88件
食肉販売業	28件	50件	78件
そうざい製造業	13件	71件	84件
漬物製造業	－件	30件	30件

業 種	改正前の許可	改正後の許可	計
その他	158件	101件	259件
合 計	1,387件	2,835件	4,222件

○食品衛生法に基づく届出件数（令和7年4月1日現在） 2,223件

(3) 衛生検査

食中毒事案や感染症事案等が発生し、又は疑われた際に、採取された検体について検査する衛生検査ほか、収去された食品等を検査する試験検査を行う。

【主な事務】

- ア 感染症検査（ウイルス検査、細菌検査）
- イ 食中毒検査（ウイルス検査、細菌検査、理化学検査、寄生虫検査）
- ウ 食品収去検査（細菌検査、理化学検査）

(4) 食肉検査

食肉の安全・安心を確保するため、と畜場法に基づくと畜検査及びと畜場の監視指導を行う。また、所管と畜場における食肉輸出に係る事務を行う。

【主な事務】

- ア と畜検査
- イ と畜場の監視指導
- ウ 食肉輸出対応

(5) 動物愛護

動物愛護の意識の普及啓発及び適正飼養の推進を図るとともに、保護した犬猫の譲渡を推進する。

【主な事務】

- ア 動物の適正飼養の推進
- イ 動物愛護の普及啓発
- ウ 係留されていない犬の収容及びその返還又は譲渡
- エ 犬又は猫の引取り及びその返還又は譲渡
- オ 犬の登録及び狂犬病予防注射
- カ 飼い主のいない猫に関する取組の推進

○犬及び猫の収容頭数等（令和6年度実績）

	収容	収容後の措置			
		飼い主に返還	譲渡	収容中死亡	安楽死※
犬	59頭	18頭	37頭	4頭	－頭
猫	46頭	－頭	35頭	14頭	－頭

※ 交通事故による怪我や重大な疾患等を呈し、回復の見込みがないものを処置したものの。

8 健康づくり

(1) 健康増進事業

生活習慣病の予防及び健康の保持・増進を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導を行う。

- ・健康手帳の交付
- ・健康教育（生活習慣病予防教室、検診時がん予防教育、COPD教育、腎臓病予防教室、歯周病予防教室）
- ・健康相談（成人健康相談、保健相談）
- ・健康診査

○令和6年度実績

区 分	受診者数	区 分	受診者数
健康診査（生保健診）	218人	前立腺がん検診	4,162人
胃がん検診	3,488人	肝炎ウイルス検診	1,019人
子宮頸がん検診	2,951人	骨粗しょう症検診	1,749人
子宮超音波検査	892人	生活習慣病予防健診	807人
肺がん検診	15,756人	成人歯科健康診査	880人
大腸がん検診	13,398人	特定健康診査	10,866人
乳がん検診	6,379人	高齢者健康診査	6,082人

※特定健康診査は令和7年4月末時点の速報値

- ・訪問指導（健診事後指導）

(2) 健康づくり推進事業

- ・みとちゃん健康マイレージ事業（健康目標達成者に特典を付与）

令和6年度実績 協賛品提供企業団体数40団体 応募者数2,412人 当選者数391人

(3) 精神保健支援事業

ア 精神保健相談・こころの健康相談（定期）

○令和6年度実績

区 分	相談人数
精神保健相談（精神科医）	14人
こころの健康相談（公認心理師）	17人
こころの健康相談（精神保健福祉士）	6人
計	37人

イ こころの健康相談（随時）

○令和 6 年度実績

電話相談等		面接相談		訪問指導		計	
実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
504	5,575	137	366	161	750	802	6,691

ウ ひきこもり対策推進事業

(7) ひきこもり専門相談（定期）

○令和 6 年度実績

区 分	相談人数
ひきこもり専門相談（精神科医）	7 人

(イ) ひきこもり家族教室

ひきこもりに関することやかかわり方について学習したり，同じ悩みを持つ家族がお互いの経験について話し合い，家族同士の仲間づくりや情報交換等により家族の精神的な負担軽減を図ることを目的に実施する。

○令和 6 年度実績

実施回数	参加実人数	参加延人数
12回	19人	110人

(ウ) ひきこもり居場所づくり事業

他者と交流しながら社会性を学び，外出することで生活リズムが整い社会復帰につながるといった効果を期待して実施する。

○令和 6 年度実績

実施回数	参加実人数	参加延人数
24回	5 人	61人

エ 自殺対策事業

ゲートキーパー研修

○令和 6 年度実績

対 象 者	参加人数
市 職 員	41人
保 健 推 進 員	50人
民 生 委 員	104人
計	195人

9 感染症対策

(1) 予防接種事業

ア 定期予防接種事業

○令和6年度実績

予防接種の種類	接種人数
ヒ ブ	2,152人
小 児 肺 炎 球 菌	6,755人
B 型 肝 炎	4,978人
B C G	1,703人
3 種 混 合	0人
4 種 混 合	2,460人
5 種 混 合	4,551人
ポ リ オ	0人
水 痘	3,425人

予防接種の種類	接種人数
2 種 混 合	1,868人
麻 し ん 風 し ん 混 合	3,669人
日 本 脳 炎	7,689人
子 宮 頸 が ん	7,185人
高 齢 者 インフルエンザ	39,557人
高 齢 者 新 型 コ ロ ナ	16,393人
高 齢 者 肺 炎 球 菌	510人
風 し ん 第 5 期	161人
ロ タ ウ イ ル ス	3,616人

イ 任意予防接種事業

○令和6年度実績

予防接種の種類	接種人数
お た ふ く か ぜ	1,696人
成 人 の 風 し ん	11人
ヒトパピローマウイルス 感染症(男子)	505人

予防接種の種類	接種人数
小 児 インフルエンザ	
小 児	27,486人
高校生相当年齢	2,097人
小 児 新 型 コ ロ ナ	
小 児	17人
高校生相当年齢	11人

ウ 風しんの抗体検査事業

○令和6年度実績

区 分	検査人数
風 し ん 抗 体 検 査	32人

(2) 感染症予防対策事業

感染症発生時における患者発生状況の把握及び病原体の検査を行うとともに、患者等に対する調査及び検査を実施して、原因究明及び感染拡大防止を図る。

H I V・性感染症については、無料匿名検査の実施とともに相談・保健指導を行う。
また、希望者にはB型・C型肝炎ウイルス検査をあわせて実施する。

○令和6年度実績（感染症発生届受理）

類型	感染症名	件数
2 類	結核	13件
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	3 件
4 類	つつが虫病	2 件
	レジオネラ症	8 件
5 類	アメーバ赤痢	2 件
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	3 件
	急性脳炎	4 件
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2 件
	後天性免疫不全症候群	1 件
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1 件
	侵襲性肺炎球菌感染症	5 件
	水痘（入院例）	1 件
	梅毒	50件
	百日咳	20件

○令和6年度実績（性感染症検査）

区 分	受検者数
H I V	201人
ク ラ ミ ジ ア	174人
梅 毒	187人
B 型 肝 炎	185人
C 型 肝 炎	185人
計	延べ932人

(3) 結核対策事業

ア 65歳以上の方への結核健診の実施

○令和6年度実績

区 分	受診者数
結 核 健 診	11,410人

イ 結核発生届の受理等患者管理

○令和6年度実績

診 断 名		件数
活動性結核	肺結核	19件
	肺外結核	2 件

診 断 名	件数
潜在性結核感染症	7 件
計	28件

(4) 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対し健康診断を実施

○令和 6 年度実績

区 分	受診者数
健康診断（一般検査等）	4 人

10 国民健康保険

(1) 事業開始年月日 昭和32年10月 1 日

(2) 加入状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

区 分	全 市	被 保 険 者			加 入 率
人 口	265,583人	一 般	退 職 者	計	17.6%
		46,751人	0人	46,751人	
世 帯	127,149世帯	32,152世帯			25.3%

(3) 国保税の状況

年度 区分		令和 6 年度			令和 7 年度		
		医療給付費分	後期高齢者 支 援 金 分	介護納付金分	医療給付費分	後期高齢者 支 援 金 分	介護納付金分
賦課割合	所 得 割	60.55%	61.35%	52.12%	60.72%	61.78%	52.25%
	均 等 割	39.45%	38.65%	47.88%	39.28%	38.22%	47.75%
保険税	所 得 割	7.84/100	3.44/100	2.31/100	7.84/100	3.44/100	2.31/100
	均 等 割	30,500円	12,600円	15,200円	30,500円	12,600円	15,200円
最 高 税 額		650,000円	240,000円	170,000円	660,000円	260,000円	170,000円
最 低 税 額		9,100円	3,700円	4,500円	9,100円	3,700円	4,500円

(注) 令和 6 年度については決算, 令和 7 年度については予算

(4) 給付状況

療 養 の 給 付	給付割合	義務教育就学前	8 割
		義務教育就学後～69歳	7 割
		70歳以上	8 割
		(現役並み所得者	7 割)
	入院時食事療養費の給付 食事にかかる費用のうち標準負担額を超える額		

出産育児一時金の給付	1件 500,000円 (産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産の場合は488,000円)
葬 祭 費 の 給 付	1件 50,000円
高 額 療 養 費 の 給 付	下記に掲げる費用について支給する。 70歳未満の人の場合 ①自己負担限度額【ア】252,600円＋(総医療費－842,000円)×1%(所得901万円超)【イ】167,400円＋(総医療費－558,000円)×1%(所得600万円超～901万円以下)【ウ】80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%(所得210万円超～600万円以下)【エ】57,600円(所得210万円以下)【オ】35,400円(住民税非課税世帯) ②同一世帯で同一月に21,000円以上の負担が2回以上生じた場合、それらを合算して、①の限度額を超える額 ③同一世帯で年3回以上支給を受けた場合、4回目から限度額を【ア】140,100円【イ】93,000円【ウ・エ】44,400円【オ】24,600円とする。 70歳以上の人の場合 (後期高齢者医療被保険者を除く) ④自己負担限度額(外来) 現役並み所得者【Ⅲ】252,600円＋(総医療費－842,000円)×1%(課税所得690万円以上)【Ⅱ】167,400円＋(総医療費－558,000円)×1%(課税所得380万円以上)【Ⅰ】80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%(課税所得145万円以上), 【一般】18,000円(年間限度額144,000円)(課税所得145万円未満), 低所得者【Ⅱ】【Ⅰ】8,000円(住民税非課税世帯) ⑤自己負担限度額(入院) 現役並み所得者【Ⅲ】252,600円＋(総医療費－842,000円)×1%【Ⅱ】167,400円＋(総医療費－558,000円)×1%【Ⅰ】80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%, 【一般】57,600円, 低所得者【Ⅱ】24,600円, 【Ⅰ】15,000円(住民税非課税世帯) ⑥同一世帯で年3回以上支給を受けた場合、4回目から限度額を現役並み所得者【Ⅲ】140,100円【Ⅱ】93,000円【Ⅰ】44,400円, 【一般】44,400円とする。 ⑦同一世帯で同一月に国保加入の70歳以上の人のすべての外来の自己負担額及び入院の自己負担額の合算額が⑤の額を超える額 70歳未満, 70歳以上を含めた世帯全員(後期高齢者医療被保険者を除く) ⑧上記の計算額を償還した後に残った70歳未満及び70歳以上の自己負担額の合算額が①の限度額を超える額 長期高額疾病の場合 ⑨自己負担限度額10,000円(慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者は20,000円)
移 送 費 の 支 給	入院・転院の場合で被保険者が当該療養の原因である負傷, 疾病により移動が困難な時, その移送にかかる費用の額

(5) 令和6年度給付実績

ア 医療の給付

区 分		件 数 (件)	日 数 (日)	費 用 額 (円)	受 診 率 (%)	1件当たり 日 数 (日)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)
療 養 給 付 費	入 院	9,182	132,769	5,860,143,874	18.996	14.46	638,221	121,235
	入 院 外	403,209	569,917	6,164,464,315	834.162	1.41	15,289	127,531
	歯 科	97,896	156,679	1,215,847,614	202.528	1.60	12,420	25,154
	調 剤	279,113	(319,953)	3,428,486,177	577.431	1.15	12,284	70,929
	食事療養	(8,647)	(337,384)	229,900,775	17.889	—	26,587	4,756
	訪問看護	2,818	21,432	253,221,560	5.830	7.61	89,859	5,239
	計	792,218	880,797	17,152,064,315	1,633.947	1.11	21,651	354,843
療 養 費	診 療 費	600	—	15,859,114	1.241	—	26,432	328
	補 装 具	334	—	10,785,573	0.691	—	32,292	223
	柔道整復師	8,057	—	53,676,133	16.668	—	6,662	1,110
	アンマ・ マッサージ	426	—	15,009,145	0.881	—	35,233	311
	ハ リ ・ キュウ	123	—	1,001,744	0.254	—	8,144	21
	そ の 他	1	—	34,090	0.002	—	34,090	1
	計	9,541	—	96,365,799	19.739	—	10,100	1,994

※受診率及び1人当たり費用額は、年間平均被保険数（48,337人）による。

イ その他の給付

区 分	件 数	給 付 額
出 産 育 児 一 時 金	132件	66,509,511円
葬 祭 費	294件	14,700,000円
高 額 療 養 費	32,165件	1,873,828,696円
高 額 介 護 合 算 療 養 費	48件	1,310,606円
移 送 費	0件	0円
傷 病 手 当 金	1件	92,661円
計	32,640件	1,956,441,474円

11 医療福祉

本市では老人福祉の向上、健全な児童の育成と推進を図る目的により、昭和48年4月より69歳の老人医療費の一部助成、県の医療福祉制度を取り入れた乳児及び重度心身障害者を対象とした医療費の一部助成制度を開始した。昭和52年1月に母子家庭の母子を対象としてから、妊産婦、父子家庭へ制度の拡大を図ってきたところである。平成13年4月から市単独で外来自己負担金（妊産婦、乳児、幼児、母子、父子）の助成による医

療費の無料化を実施し、平成17年11月には幼児の対象年齢を小学校就学前まで引き上げたことに伴い、入院・外来自己負担金の無料化を妊産婦と乳幼児のみに限定しての実施となった。また、平成22年10月には県制度において幼児の対象年齢を小学校3年生までに拡大することから、市単独ではさらに小学校6年生まで拡大し、入院・外来自己負担金の無料化は廃止となり、平成25年10月からは市単独で中学校3年生まで対象を拡大した。平成26年10月に県制度において中学校3年生の入院まで対象が拡大となった。平成28年10月に市単独で就学前の子どもの所得制限を撤廃した。また、県制度において妊産婦と子どもの所得制限が緩和されたことにあわせ、市単独で助成している中学生の外来についても緩和した。平成30年10月に県制度において、高校生相当の入院まで対象が拡大となった。令和元年10月に市単独で小学生，中学生，高校生相当の子どもの所得制限を撤廃した。さらに、令和2年10月に市単独で高校生相当の外来も対象として拡大したことにより、本市では高校生相当までの全ての子どもが外来・入院の種別なく医療費の助成を受けられる体制が整備された。

なお、老人保健法による老人医療制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度（長寿医療制度）へ移行され、69歳老人医療費一部助成は平成20年7月に廃止となった。

(1) 受給対象者

ア 医療福祉関係

区 分	人 数
妊 産 婦（月平均）	1,117人
子 ど も（ 〃 ）	37,408人
母子家庭の母子（ 〃 ）	3,346人
父子家庭の父子（ 〃 ）	198人
重度心身障害者（ 〃 ）	1,948人
65歳以上の重度心身障害者（ 〃 ）	2,532人
計	46,549人

(2) 医療給付状況

ア 医療福祉関係

区 分	件 数	支 出 額
妊 産 婦	10,391件	88,468,473円
子 ど も	477,533件	876,296,147円
母子家庭の母子	51,086件	158,770,980円
父子家庭の父子	2,062件	9,653,419円
重度心身障害者	52,558件	409,635,859円
65歳以上の重度心身障害者	82,644件	299,880,075円
計	676,274件	1,842,704,953円

12 国民年金

(1) 制度の目的

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項〔国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない〕の理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする制度である。（国年法第1条）

この目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うこと（国年法第2条）としており、全ての国民に共通の基礎的な年金給付としての「基礎年金」と第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る「独自給付」とを支給する。

(2) 拠出年金

ア 国民年金被保険者の加入状況

被 保 険 者 別 の 種 別		被 保 険 者 数		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
強 制	第1号	30,291人	29,755人	29,231人
	第3号	16,640人	15,800人	14,729人
任 意		414人	417人	412人
計		47,345人	45,972人	44,372人

イ 免除の状況

年度 \ 区分	法 定 免 除	申 請 免 除	計
令 和 4 年 度	3,459人	全 額 5,185人	13,774人
		3 / 4 344人	
		半 額 222人	
		1 / 4 140人	
		学生納付特例 3,292人	
		納 付 猶 予 1,132人	
令 和 5 年 度	3,530人	全 額 5,059人	13,539人
		3 / 4 322人	
		半 額 229人	
		1 / 4 121人	
		学生納付特例 3,121人	
		納 付 猶 予 1,157人	
令 和 6 年 度	3,562人	全 額 4,969人	13,379人
		3 / 4 314人	
		半 額 199人	
		1 / 4 139人	
		学生納付特例 3,046人	
		納 付 猶 予 1,150人	

(ア) 法定免除

被保険者が、次のいずれかに該当したときは、その期間の保険料は免除の対象期間となる。これを法定免除という。

ただし、平成26年4月からは、法定免除期間のうち、本人が納付を申出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになった。

- ・国民年金の障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金給付を受けている者であるとき。
- ・生活保護法による扶助、又はらい予防法の廃止に関する法律による生活援助を受けているとき。
- ・ハンセン病療養所、国立保養所に入所しているとき。

(イ) 申請免除

被保険者が、次のいずれかに該当するような場合で、保険料を納めることが経済的に困難なときは、管轄年金事務所等に申請して承認を受ければ保険料が免除される。これを申請免除という。（平成18年7月から「全額免除制度」と「3種類の一部免除制度」に分かれている）

- ・所得がないとき。
- ・被保険者か又はその世帯の人が、生活保護法、らい予防法の廃止に関する法律による生活扶助・援助以外の扶助・援助（教育、住宅、医療、生業等の扶助・援助）を受けているとき。

(ウ) 学生の保険料納付特例

- ・国民年金の第1号被保険者である学生で、本人の前年の所得が一定以下の方は、申請により国民年金保険料が猶予され後から納めることができる。これを学生納付特例という。

(エ) 納付猶予

- ・国民年金の第1号被保険者で50歳未満の方（※平成28年6月までは30歳未満の方）は、本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合、申請により国民年金保険料が猶予され後から納めることができる。これを納付猶予という。

ウ 受給の状況

(令和7年3月31日現在)(単位：人)

老 齢	老齢基礎	通算老齢	障 害	障害基礎	母 子	遺 児	遺族基礎	寡 婦	計
204	59,951	185	25	1,041	0	0	118	40	61,564

(3) 福祉年金

ア 支給額の状況

区 分 \ 年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
老 齢	受 給 権 者	0人	0人	0人
	支 給 年 金 額	0千円	0千円	0千円
障 害	受 給 権 者	2,863人	2,940人	2,981人
	支 給 年 金 額	2,543,690千円	2,664,176千円	2,759,226千円
母 子	受 給 権 者	0人	0人	0人
	支 給 年 金 額	0円	0円	0円
計	受 給 権 者	2,863人	2,940人	2,981人
	支 給 年 金 額	2,543,690千円	2,664,176千円	2,759,226千円

産 業 経 済

産 業 経 済

1 商業の概況

(1) 商店数，従業員数，商品年間販売額，売場面積（小売業）の推移

区 分	商店数	従業員数	商品年間販売額	売場面積	
	実数	実数	単位：百万円	単位：㎡	
卸 売 業	平成 9 年	1,360	16,614	1,544,453	
	平成11年	1,364	16,836	1,434,716	
	平成14年	1,151	12,764	961,274	
	平成16年	1,151	12,391	975,113	
	平成19年	977	11,312	1,143,468	
	平成26年	796	8,858	1,057,429	
	平成28年	874	9,098	1,134,821	
	令和 3 年	812	8,743	1,189,678	
小 売 業	平成 9 年	3,102	18,744	407,321	372,687
	平成11年	3,075	18,997	428,610	412,740
	平成14年	3,053	21,775	432,025	434,221
	平成16年	2,844	21,109	384,064	415,300
	平成19年	2,552	19,522	376,673	457,897
	平成26年	1,856	15,462	367,323	442,588
	平成28年	1,974	17,441	402,764	409,999
	令和 3 年	1,905	17,002	379,015	424,941

※資料：（～H26年）茨城の商業（県企画部統計課），（H28年～）経済センサス（総務省統計局）

(2) 大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超えるもの）（令和 7 年 4 月 1 日現在）

店 舗 名	所 在 地	店舗面積(㎡)
イオンモール水戸内原	中原町135	56,000
京成百貨店	泉町1-6-1	30,549
山新グランステージ水戸	酒門町3234-1	24,400
ヨークタウン水戸	元吉田町1030-4	22,982
水戸駅ビルエクセル	宮町1-1-1	14,133
MEGAドン・キホーテ上水戸店	上水戸2-9-10	13,102
スーパービバホーム水戸県庁前店	笠原町978-41	11,873
水戸駅ビルエクセルみなみ	宮町1-107-4	9,132
水戸笠原ショッピングセンター	笠原町188-1	8,500
水戸サウスタワー	宮町1-7-33	8,456
ライフスクエアロゼオ水戸	笠原町978-39,40	8,168
ケーズデンキ水戸本店	元吉田町1944-12	7,389
ヨークタウン赤塚	姫子2-30	7,359
フレスポ赤塚	河和田1-1	7,086
ツイنز笠原	小吹町2582	6,364
ヤマダ電機テックランド水戸本店	笠原町197	5,320
ホームセンター山新平須店	平須町1828-4	4,669

店 舗 名	所 在 地	店舗面積(㎡)
茨交ショッピングセンター浜田	本町3-302-1	4,665
ケーズデンキ水戸内原店	内原町175-31	4,498
千波ショッピングプラザ	千波町2479	4,376
エスコート赤塚	赤塚1-357-5	3,641
フードスクエアカスミ水戸西原	西原1-3523-1	3,496
山新水戸渡里店	渡里町4086	3,352
がらくた鑑定団 水戸店	大塚町1590	3,200
百合が丘マーケットプレイス	百合が丘町8-3	3,091
コープ水戸店	元吉田町1049-1	2,834
ステーションコム水戸河和田店	河和田町3891-2	2,689
ミオスショッピングセンター	赤塚1-1867-1	2,507
山新水戸駅南店	千波町909	2,477
吉沢ファッションモール	吉沢町字西割192-5外	2,424
茨城県開発公社ビル	笠原町978-25	2,417
トイザらス水戸店	河和田町3676-1	2,400
一周館ビル	見川2-3109-1	2,322
フードスクエアカスミ水戸堀町店	堀町1021-1	2,281
フードスクエアカスミ水戸見川店	見川町3065	2,164
サンキ吉沢店	米沢町1-1	2,144
カスミ平須店	平須町1828-244	2,128
ヨークベニマル新原店	新原1-3078-62	2,080
ぐるぐる大帝国水戸店	笠原町978-50	2,065
姫子ファッションモール	姫子2-702-5	2,053
カスミ常澄店	東前町795	2,027
ヨークベニマル水戸浜田店	浜田1-69-3	2,011
ケーヨーデイツー水戸河和田店	河和田2-2232-52	2,000
カワチ薬品赤塚店	河和田1-1663-1	2,000
ジェーソン水戸河和田店	河和田町3572-2	2,000
ワンダーグー水戸笠原店	笠原町477-2	1,962
COMBO X 310	宮町1-6-140	1,908
BOOKOFF SUPER BAZAAR 水戸姫子店	姫子2-769-4	1,874
セイブ千波店・ウエルシア千波店	千波町1762	1,866
セイブけやき台店	けやき台3-38	1,859
ヨークベニマル双葉台店	双葉台4-648-1	1,830
サンユーストアー千波町店・ツルハドラッグ千波西店	千波町2272-1外	1,807
イオンスタイル水戸下市	柳町2-11-6	1,800
かわねや水戸大町店	大町2-545外	1,700
マルト元吉田店	元吉田町3250-6	1,655
カワチ薬品渡里店	渡里町2714	1,628
ドラッグコスモス上水戸店	上水戸3-3143-2他	1,546
ドラッグコスモス千波店	千波町中山1862-12他	1,539
ジョイフル山新水戸赤塚店	大塚町1859-1	1,493
ホームシックスタイルショップ水戸店	河和田町3755-1	1,481
パワーマート見川店	見川5-115	1,454
カワチ薬品千波店	笠原町1044-1	1,363
ドラッグコスモス赤塚店	赤塚1-1991-7	1,350
パワーマート住吉店	元吉田町1478-1	1,345

店 舗 名	所 在 地	店舗面積(㎡)
コスモス元吉田店	元吉田町1276-1	1,390
コスモス平須店	平須町1828-841	1,382
シュープラザ水戸姫子店	姫子2-667-6	1,313
紳士服のコナカ水戸本店	千波町2023-7	1,312
サンユーストアー渡里店	渡里町2873-2	1,307
ファッションセンターしまむら内原店	杉崎町63-1	1,249
セイブ元吉田店	元吉田町1562-2	1,207
ドラッグコスモス堀町店	堀町1002-1	1,182
計	72店舗	362,626

※店舗面積＝小売業（飲食店業を除く。）を行う店舗の用に供される床面積

2 工業の概況

(1) 事業所数・従業者数・出荷額の推移

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事業所数	212	210	198	185	239	184
従業者数	6,355	6,240	5,925	5,397	5,789	5,666
製造品出荷額(百万円)	144,528	145,232	141,154	126,472	150,965	149,793

(注) 各年6月1日現在 資料：(～令和2年)茨城の工業(県企画部統計課)，(令和3年)経済センサス(総務省統計局)，(令和4年，令和5年)経済構造実態調査(総務省・経済産業省)

の製造業事業所調査における数値

※従業者数4人以上の事業所の数値。

(2) 産業別(中分類)工業事業所数

産 業 別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	212	210	198	185	239	184
09 食 料 品	48	49	41	31	33	30
10 飲料・たばこ・飼料	3	2	2	2	3	2
11 織 維 工 業	4	4	3	3	9	4
12 木 材 ・ 木 製 品	6	6	6	5	7	6
13 家 具 ・ 装 備 品	8	8	7	6	9	6
14 紙 製 品	3	3	2	4	4	4
15 印 刷	34	33	34	31	49	31
16 化 学 工 業	1	1	1	1	2	1
17 石 油 ・ 石 炭	-	-	-	-	-	-
18 プ ラ ス チ ッ ク	5	5	5	7	10	7
19 ゴ ム 製 品	-	1	2	2	2	2
20 なめし革・同製品	2	2	2	2	1	1
21 窯 業 ・ 土 石	14	13	13	14	14	14
22 鉄 鋼 業	1	2	2	3	3	3
23 非 鉄 金 属	2	2	2	1	1	1
24 金 属 製 品	25	23	23	18	24	18
25 は ん 用 機 械	12	11	10	10	10	10
26 生 産 用 機 械	5	6	7	7	11	8
27 業 務 用 機 械	8	8	7	8	7	7
28 電子部品・デバイス	2	2	2	3	3	2

産 業 別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
29 電 気 機 械	12	13	12	10	14	12
30 情 報 通 信 機 械	1	1	1	1	1	1
31 輸 送 用 機 械	2	1	1	1	1	1
32 その他の製造業	14	14	13	15	21	13

(注) 各年6月1日現在 資料：(～令和2年) 茨城の工業(県企画部統計課)，(令和3年) 経済センサス(総務省統計局)，(令和4年，令和5年) 経済構造実態調査(総務省・経済産業省)
の製造業事業所調査における数値

3 商工業助成策

(1) 商業関係助成制度

(令和7年4月1日現在)

事 業 名	事業内容	補 助 率	補助限度額		
商店街活力アップ事業	商店街の魅力と競争力を高め，発展を促進するために行われる事業について，事業経費の一部を補助	補助対象経費の1/2以内	2,500,000円 (連合団体については5,500,000円)		
まちなか空き店舗対策事業	まちなかのにぎわいを創出するため，空き店舗において，新規に創業を目指す者に対して改装費用の一部を補助	補助対象経費の1/2以内	30㎡未満	1 階	開店が正午以前 500,000円 それ以外 300,000円
				1 以外 の階	開店が正午以前 300,000円 それ以外 200,000円
			30㎡以上 100㎡未満	1 階	開店が正午以前 1,000,000円 それ以外 600,000円
				1 以外 の階	開店が正午以前 600,000円 それ以外 400,000円
中心市街地店舗，事務所等開設促進事業	中心市街地で建物を賃借して店舗や事務所等を開設(100㎡以上)し，それに伴い健康保険に加入する従業員を1人以上雇用した事業者に，償却資産取得費用及び改装費用の一部を補助	補助対象経費の1/3以内	100㎡以上200㎡未満		2,000,000円
			200㎡以上300㎡未満		3,000,000円
			300㎡以上400㎡未満		4,000,000円
			400㎡以上		5,000,000円
	従業員を3人以上雇用した場合		上記の補助金に1,000,000円を加算		

事業名	事業内容	補助率	補助限度額
中小企業振興支援事業	新製品及び新技術の開発に関する事業の一部を補助	補助対象経費の 1/2以内	1,000,000円
	労働力の省力化又は生産性の向上,新たな営業体制又は生産体制の構築を目的としたデジタルツールの導入に関する事業の一部を補助		
	人材の確保及び育成に関する事業の一部を補助		200,000円
	広報活動等による販路の拡大に関する事業の一部を補助		
	ISO等の国際規格, JIS等の日本規格の認証の取得等の一部を補助		

(2) 企業立地促進助成制度

事業名	事業内容	補助率	補助限度額
企業立地促進事業	【床面積500㎡以上の事業所（建物）の新增設を行う場合】 市民を5人以上新たに雇用する企業に対し、用地・建物・用地造成費用・環境配慮施設・償却資産の取得費用の一部を補助	（雇用数 5～9名） 7％	250,000,000円
		（雇用数 10～14名） 8％	
		（雇用数 15名以上） 10％	
	【建物の賃借又は既存物件を購入して事業を実施する場合】 市民を5人以上新たに雇用する企業に対し、改装費用・償却資産の取得費用の一部を補助 ※土地、建物の取得費用は対象外	（雇用数 5～9名） 7％	30,000,000円
		（雇用数 10～14名） 8％	
		（雇用数 15名以上） 10％	
上記に係る事業を行った企業に対し、雇用奨励金として、期間の定めのない雇用1名につき年30万円を交付（3年間）			
サテライトオフィス等開設促進事業	市外に本社を置く法人が、市内にサテライトオフィスの開設又は本社の移転をし、従業員を1人以上市内に移住させた場合に、償却資産取得費用、改装費用及びオフィスの移転費用の一部を補助	補助対象経費の 1/3以内	5,000,000円
		移住者及び 従業員の 新規雇用者数が 3人以上の場合	上記の補助金に 1,000,000円 を加算

(3) 労政関係助成制度

事業名	補助対象事業	補助率	補助限度額
テレワーク導入促進 補助金	市内に事業所を有する中小企業が テレワークを導入するための費用 の一部を補助	補助対象経費の 1/2	300,000円

4 中小企業金融対策

中小企業者の金融の円滑化及び本市産業の振興を図るため、茨城県信用保証協会の保証付の融資あっせんを行う。

(1) 自治金融、振興資金融資あっせん制度

ア 制度の概要

種 類	使 途	限 度 額	期 間	担 保
自治金融	運転資金	1,000万円	7年 元金均等月賦返済（6か月の据置期間）	原則として不要
	設備資金			
振興資金	運転資金	2,000万円	7年 元金均等月賦返済（12か月の据置期間）	必 要
	設備資金			

融資対象 市内に3か月以上住所又は事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を引き続き3か月以上営んでいるもので、市税に未納がない者。
中小企業団体等の場合には、主たる事業所が市内にあり、構成員の4分の3以上の事業所が市内にあること。

保 証 人 原則として法人代表者のみ（特別小口保証制度利用の場合は不要）

補 助 ・ 利子補給 年1%分以内に相当する額を、3年間補助

・ 保証料補給 全期間、全額を補助

イ 利用状況

種 類	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	融資件数	融 資 額 (単位:千円)	融資件数	融 資 額 (単位:千円)	融資件数	融 資 額 (単位:千円)
自治金融	359件	2,126,760	330件	1,973,890	397件	2,438,630
振興資金	5件	76,000	2件	40,000	1件	14,000
計	364件	2,202,760	332件	2,013,890	398件	2,452,630

(2) 国の保証制度に係る特定中小企業者の認定状況

認定件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中小企業信用保険法第2条第5項 第5号認定	216件	308件	287件
東日本大震災特財法 第128条第1項第1号認定	0件	0件	0件

※東日本大震災特財法に係る緊急保証制度は平成23年5月16日から認定開始

5 計画の推進

(1) 第2期水戸市中心市街地活性化基本計画（認定計画）

ア 計画策定の趣旨

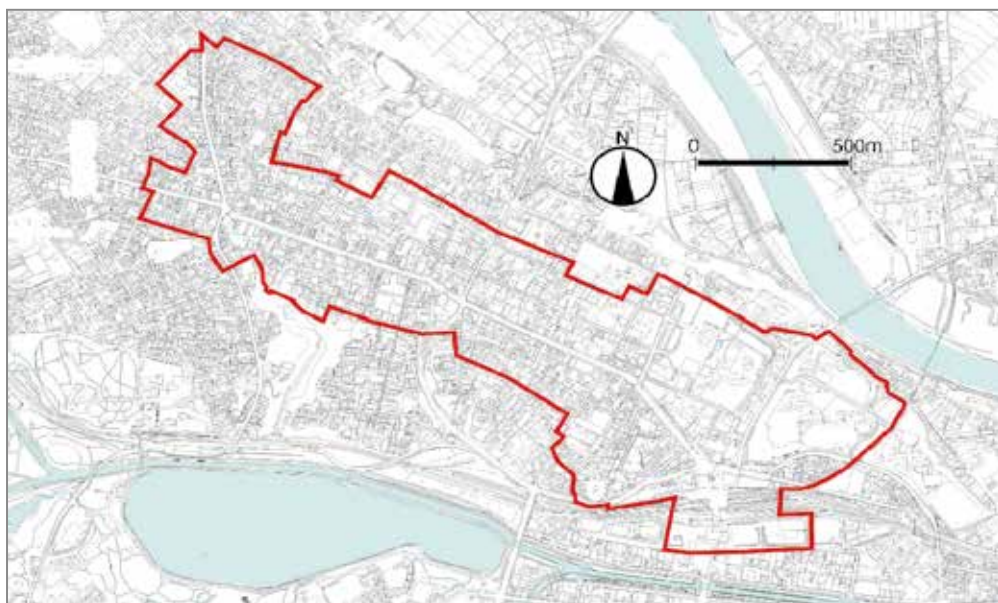
水戸市中心市街地活性化基本計画におけるまちなかの将来像及び基本方針を継承し、各種施策を継続的に推進するとともに、さらに発展させながら、まちなかの活性化を図ることを目的とする。

イ 計画期間

2023（令和5）年4月から2028（令和10）年3月まで（5か年）

ウ 計画区域

面積：約157ha



エ 将来像

多様な人々が集い、暮らし、働き、皆が魅力を味わえる、快適でにぎわいのある水戸のまちなか

オ 基本方針

- ① 人々が訪れたい魅力づくり
- ② 人々が暮らしたくなる快適空間づくり
- ③ 地域経済をけん引する活力づくり

カ 重点施策

- ① 芸術・文化、歴史のまちづくり
- ② 人々が集い都市的な暮らしが楽しめるまちづくり
- ③ メインストリートを軸とした活力創生、にぎわいが循環するまちづくり

6 観光

(1) 水戸の主な観光行事

行 事 名	時 期	概 要
水戸の 桜まつり	3月下旬 ～4月上旬	スプリングフェスティバルの一つとして、3月下旬から4月上旬にかけて、千波湖において開催される。期間中は、千波湖畔の桜のライトアップや、好文cafeでの期間限定メニューの提供などが行われる。
かたくり まつり	4月上旬	スプリングフェスティバルの一つとして、4月上旬にかたくりの里公園において開催される。赤紫色の可憐な花が約2,000㎡にわたって咲く。期間中は、地元で作られた新鮮な農産物や農産加工品等の販売が行われる。
水戸の あじさい まつり	6月上旬 ～6月下旬	水戸の初夏を彩る風物詩であり、6月上旬から6月下旬にかけて、保和苑及び周辺史跡において開催される。 保和苑内では、青や白色の西洋アジサイやガクアジサイなど、約100種6,000株のあじさいが咲き競う。期間中は、あじさいのライトアップや学生によるステージイベントなどが行われる。
水戸黄門 まつり	7月最終土曜日、8月第1土・日（3日間）	本市を代表する夏まつりであり、千波湖、中心市街地において開催される。 千波湖では、日本を代表する花火師が手掛ける水戸偕楽園花火大会が開催される。また、中心市街地では、山車巡行、神輿連合渡御、水戸黄門カーニバルに加え、水戸の伝統工芸品である水府提灯を使用した水戸黄門提灯行列などが開催される。
水戸の 萩まつり	9月中旬 ～10月上旬	9月中旬から10月上旬にかけて、偕楽園において開催される。宮城野萩を中心に、白萩、山萩、丸葉萩など750株が咲き競い、秋の風情が楽しめる。期間中は、萩のライトアップなどが行われる。
水戸の 菊花展	11月上旬 ～11月中旬	11月上旬から11月中旬にかけて、水戸市植物公園において開催される。期間中は、盆養、ダルマ、福助、懸崖等の展示とあわせ、菊を使ったワークショップなどが行われる。

行 事 名	時 期	概 要
水戸の 梅まつり	2月中旬 ～3月下旬	日本遺産「近世日本の教育遺産群一学ぶ心・礼節の本 源一」の構成文化財である偕楽園と弘道館において開催 される。偕楽園では約100品種3,000本、弘道館では約60 品種800本の梅が咲き誇り、全国から多くの観光客が訪 れる。期間中は、水戸の梅大使によるおもてなしのほか、 野点茶会、梅酒まつり、偕楽園UME The Lights、夜・梅・ 祭、水戸納豆早食い世界大会などのイベントが行われ る。

(2) 水戸の主な観光施設

施設名	施設の概要
弘道館	天保12（1841）年に水戸藩第9代藩主徳川斉昭公（烈公）により、水戸藩の藩校として創設された。藩士に文武両道の修練をつませようと、武芸はもとより、医学・薬学・天文学・蘭学など幅広い学問を取り入れた、いわば総合大学というべきものであった。 現在も一部分が保存されており、国の特別史跡になっているほか、正庁・至善堂・正門の3か所は、国の重要文化財に指定されている。 初春には約60品種800本の梅が咲き、梅の名所となっている。 平成27（2015）年に、偕楽園、日新塾、水戸彰考館、大日本史とともに、「近世日本の教育遺産群一学ぶ心・礼節の本源一」の構成文化財として日本遺産に認定された。
偕楽園	天保13（1842）年に水戸藩第9代藩主徳川斉昭公（烈公）により、弘道館と一対の教育施設として造園された。「領民と偕に楽しむ場としたい」という斉昭公の思いから、偕楽園と命名され、日本三名園の一つとして知られている。 面積は約13万㎡で、園内には約100種3,000本の梅が植えられている。また、見晴広場には約120株の宮城野萩や、約20株の霧島つつじが植えられており、四季折々の景色と風情が楽しめる。 梅の見頃の時期には、全国から観光客が訪れて観梅を楽しんでいる。
好文亭	偕楽園本園内に位置する建物。梅の別名・好文木から名付けられた。この建物の構造外観は素剛優雅で、その建築美は全国的にも有名であり、亭内の各室は、無装飾の素雅、優美で「水戸武士」の風格が漂う。 藩主が帰国の時に雅遊、休養したり、領内の老人を招いて敬老会を行う場であったほか、藩内の文墨詩歌をする人々の催しものなどのためにも使用された。三階の一室を「楽寿楼」と称し、ここからの遠近、

施設名	施設の概要
好文亭	山水の眺望は、創設者である水戸藩第9代藩主徳川斉昭公（烈公）の誇りとしたところであった。 また、この好文亭に付属している「奥御殿」は、各室いずれも趣向を異にし、藩主夫人や城内の婦人たちが来亭遊息したところである。
千波湖	水戸城の堀として重要な役割を担っていたもので、縮小された現在でもなお、湖面面積が約33万㎡に及び、偕楽園から眺める緑の森に包まれた景観は素晴らしく、千波湖の周辺は千波公園として整備され、多くの人々で賑わっている。 さらに、多くの人が集う中心市街地でありながら、多くの生物が生息する場所であると環境省から認められ、平成28年に生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定された。
保和苑	元禄時代、水戸藩第2代藩主徳川光圀公（義公）が寺の庭を愛されて「保和園」と名付けられたのが始まりといわれている。 昭和初期に地元有志の手によって拡張整備され、池に築山を配した純日本庭園となり、名前も「保和苑」となった。 昭和30年代には、苑を拡張してあじさいの植栽が行われた。 初夏になると、約100種6,000株のあじさいが咲き競い、「水戸のあじさいまつり」が開催される。
常磐神社	水戸藩第2代藩主徳川光圀公（義公）と第9代藩主徳川斉昭公（烈公）の二柱を祭神として祀っており、明治6（1873）年に創建された。 境内は3万㎡程で、社殿は戦災で焼失したが、昭和32（1957）年12月に鉄筋コンクリート造り、銅板葺きの近代的堅牢豪宕な神明造りで再建された。
東湖神社	常磐神社の境内にあり、昭和18（1943）年に創建された。水戸藩第9代藩主徳川斉昭公（烈公）の側近の学者である藤田東湖がまつられている。 藤田東湖は、藩政の改革や藩校「弘道館」の創設、大日本史編さんなどに多大な功績をあげた。
義烈館	常磐神社の境内にあり、水戸藩第2代藩主徳川光圀公（義公）、第9代藩主斉昭公（烈公）の遺品や遺墨を中心に、藩内の学者、志士等の遺した書画など、水戸徳川家400年の文化や史実を語る多数の貴重な品を陳列している記念館である。

施設名	施設の概要
茨城縣護国神社	明治11（1878）年，現在の常磐神社の境内地に創祀された鎮靈社を，昭和16（1941）年に改称，遷座したもので，嘉永，安政以来国のために戦歿した県民約6万余柱の英霊が合祀されている。
祇園寺	曹洞宗の寺で，明国から来朝した心越禅師の開基である。禅師は延宝5（1677）年に長崎の興福寺へ来た名僧であるが，その高名により，水戸藩第2代藩主徳川光圀公（義公）に招かれ，水戸に来て帰化した。 水戸藩重臣で幕末期に諸生派として活躍した市川氏・朝比奈氏らの墓所のほか，近代の著名人では，洋画家の中村彝（つね），詩人の山村暮鳥（ぼちょう）の墓がある。
薬王院	平安時代初期，桓武天皇の勅願により創建されたと伝えられる天台宗の古寺。江戸時代まで，時の権力者や領主などの庇護の下に栄えた。 現在，本堂は国指定重要文化財であり，仁王門・本尊薬師如来・十二神将像なども県指定文化財となっている。
酒門共有墓地	水戸藩第2代藩主徳川光圀公（義公）により，寛永5（1666）年に，坂戸村の一角に特定の寺院に属さない藩士のための墓地として作られた。当初，墓地の広さは身分に関係なく平等に1間四方を原則とし，墓碑銘には戒名を記すことを禁じていた。 現在では諸宗の共同墓地として利用されており，望月恒隆や戸田蓬軒，常陸山谷右衛門などの墓がある。
常磐共有墓地	酒門共有墓地と同様に，水戸藩第2代藩主徳川光圀公（義公）により，藩士のための墓地として作られた。 藤田幽谷・東湖父子や水戸黄門漫遊記の格さんのモデルである安積澹泊のほか，天狗党の乱（元治甲子の乱）や安政の大獄，桜田門外の変などに殉じた志士の墓がある。
水戸市森林公園	雑木林や湧水，池などの里山の自然に恵まれた公園。明治100（昭和43・1968）年を記念し，人と自然の語らいの場を後世に残すことを目的として，市街地の西方約15kmにある市有林約123万㎡を中心とした丘陵地帯に造成された。 園内には，恐竜の森や大型滑り台，コンビネーション遊具，遊歩道，休憩施設などがあるほか，森のシェーブル館では手づくりチーズ等を製造・販売している。

施設名	施設の概要
水戸市植物公園	昭和62（1987）年に開園し、テラスガーデン、観賞大温室、熱帯果樹温室、植物館、芝生園、ロックガーデン、水戸 養命酒薬用ハーブ園などから構成された洋風の庭園。周辺の自然にあわせて草花を植栽し、水面を多く取り入れ、水の流れをつくり出すなど、自然美と人工美の調和した景観が大きな特徴となっている。 令和元（2019）年度から温室等のリニューアルを行い、令和3（2021）年4月にリニューアルオープンした。開園当初の景観へ復元されるとともに、フォトスポットが新設されるなど、更なる魅力の向上が図られている。
好文cafe	千波湖周辺地区の魅力を高め、より一層のにぎわい、交流の創出を図るため、市制施行120周年記念施設として、平成22（2010）年に千波湖畔にオープンした。水の透明感をイメージしたガラス張りのデザインとなっており、店内には飲食、売店、休憩所、案内所が整備されている。天然芝の張られた屋上からは、千波湖や千波湖越しの水戸のまち並みを眺めることができる。
七ツ洞公園	水戸市の北西部に位置する、敷地面積9.8万㎡の英国式庭園（自然風景式庭園）。広い園内は、連続する4つの池とその池を支える5つのダムや周辺の森からなり、豊かな自然環境を生かしたつくりとなっている。季節の花が咲くコテージガーデンの秘密の花苑、パビリオンや廃墟のフォリーを結ぶ森の園路を散策しながら、清流のせせらぎなどを楽しむことができる。 英国法人によって設計された園内には、設計者の意図に忠実に沿うように英国から輸入した公園建材が数多く配置されている。

(3) 水戸の主な歴史的人物

人物名	人物の概要
徳川 頼房 (威公)	水戸藩初代藩主。徳川家康の第11男として、慶長8（1603）年に山城伏見城で生まれた。常陸下妻10万石を与えられた後、慶長14（1609）年に水戸25万石に移封された。幼少より、父・家康に愛されており、家康は、三代将軍家光に「水戸の叔父を腰刀と思い秘蔵すべし、決して鞘走らざる様に仕まつるべし」と命じるほどであった。家光は頼房公を敬重して何事にも相談相手とし、頼房公もまた将軍を敬愛して補佐した。 頼房公は、武勇に優れた気質を持ち、学問への関心も深く、儒学、神学を学んだ。 また、江戸藩邸内における後楽園の創設や、灌漑用水と千波湖の洪

人物名	人物の概要
徳川 頼房 (威公)	水対策を目的に、備前堀の築造を命じるなどの水利事業を実施した。 領民のための藩政の基礎を築いた頼房公は、寛文元（1661）年7月、59歳で没した。現在は、水戸東照宮に家康とともに祀られている。
徳川 光圀 (義公)	水戸藩第2代藩主。寛文元（1661）年に水戸藩主となって以来、殉死の禁止、笠原水道の開設、貧民の救済と産業の振興などの善政を行い、藩内外から名君と仰がれた。 また、朝廷を尊び幕府を助けるとともに、巨船快風丸による蝦夷地探検など、藩政を越えた事業も手がけた。特に、中国の「史記」に倣って日本の歴史を編さんしようと決意し、全国から優れた学者を招いて自ら監修に当たった「大日本史」は、水戸藩ばかりでなく近世日本人の思想に大きな影響を与えた。元禄3（1690）年に藩主を譲り西山御殿（常陸太田市）に隠居し、73歳で没した。 義公とおくり名され、中納言の唐名から、「水戸黄門」の名で現在でも親しまれている。
徳川 斉昭 (烈公)	水戸藩第9代藩主。文政12（1829）年に水戸藩主となり、藩政改革に手腕を発揮した。 藩の財政再建のために、衣食住全てに対して質素倹約を奨励したほか、紙、たばこなどの産業振興を図った。また、人材育成のための藩校「弘道館」や、領内の民とともに（偕）に楽しむという意味から名付けた「偕楽園」を創設した。 藩主を譲った後も、近海に現れた外国船に備えて軍備の充実を図るため、大砲製造を目的とした反射炉を建設した。 その後、将軍の跡継ぎ問題や日米通商条約の調印をめぐって大老井伊直弼と対立し、水戸に永蟄居を命ぜられ、水戸城中において61歳で没した。おくり名は烈公。
徳川 慶喜	徳川幕府第15代将軍。天保8（1837）年に、水戸藩第9代藩主徳川斉昭公（烈公）の七男として、江戸小石川の水戸藩邸に生まれた。幼名は七郎麻呂。江戸の華やかな風俗に染まらせないという父・斉昭公の教育方針により、水戸で育てられ、5歳の時から弘道館で学問を修めた。そして、11歳の時に御三卿の一つである一橋家の養子となった。 尊王攘夷の機運が高まり、政治の中心が江戸から京都に移る中、慶應2（1866）年慶喜公30歳の時に、徳川幕府第15代将軍になった。 英明で天才肌の慶喜公は、さまざまな政治的思惑が交錯する中、困難を乗り越えて慶應3（1867）年に大政奉還を行った。 政治の一線を退いた後は一転して静かな生活を送り、77歳で没した。

人物名	人物の概要
藤田 幽谷	江戸時代後期の水戸藩士。幼少の頃から学問で頭角をあらわし、彰考館にて「大日本史」編さんに関わる。後に彰考館総裁に就任し、次男の東湖や会沢正志斎とともに、幕末にかけて水戸の学問が隆盛する礎を築いた。
会沢 正志斎	江戸時代後期から幕末にかけての水戸藩士。10歳で藤田幽谷の門に入り、儒学や史学を学び、18歳で彰考館に入って「大日本史」の編さんに当たった。 早くから西洋勢力のアジア進出に危機感を抱き、水戸藩領の大津浜にイギリス人が上陸した事件を契機に著した「新論」は、幕末の尊王攘夷運動に大きな影響を与えた。
藤田 東湖	幕末の水戸藩士。彰考館総裁である父、藤田幽谷の下で学び、水戸藩第9代藩主徳川斉昭公（烈公）の信頼を得て藩政に活躍した。特に、弘道館の創立に貢献し、天保の改革推進に尽力した。 学識、人格ともに全国志士の敬意の的となった。
横山 大観	水戸に生まれた近代の日本画家。岡倉天心とともに日本美術院を創立し、後に天心らと五浦（北茨城市）に住み制作に努めた。その画風は雄大で魅力に富み、昭和12（1937）年は日本画壇の第1人者として第1回文化勲章を受賞、昭和29（1954）年には茨城県名誉県民となった。
中村 ^{つね} 彝	大正期に活躍した水戸市出身の洋画家。幼少年期に両親を亡くし東京へ転居した。黒田清輝や中村不折などの指導を受け、洋画を学んだ。病に苦しみなながらも制作に打ち込み、「エロシェンコ氏の像」や「老母の像」などの傑作を生んだ。
常陸山 谷右衛門	水戸に生まれた19代横綱。17歳で出羽海運右衛門の弟子になり、明治36（1903）年に横綱となった。人格円満で、実力人気ともに無類であり、好敵手である横綱梅ヶ谷とともに、明治時代の相撲の黄金時代を築いた。初めての国外興行など、相撲界の発展に大きな功績を残した。

(4) 水戸市観光基本計画（第4次）

ア 計画策定の趣旨

本計画は、人々のライフスタイルや価値観の変化とあわせ、観光客の旅行ニーズや観光動態が多様化している中、SDGsの理念や本市を取り巻く課題を踏まえながら、国・県とも連携し、誘客と経済効果につながる観光施策を戦略的かつ計画的に展開していくため、策定したものである。

イ 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

ウ 基本目標

「水戸ならではの魅力を感じられ観光客に選ばれるまち」

エ 基本方針

- ・選ばれる観光まちづくり（観光資源の魅力向上，観光客受入体制の強化）
- ・稼げる観光まちづくり（観光連携力の強化，宿泊型・滞在型観光の推進）

7 農林

○農業のあらまし

本市は，都市的地域を農村地域が取り囲んでおり，市内に多くの消費者を抱えているだけでなく，巨大消費地である首都圏からも近い距離にあるため，市内外への新鮮で安全な農畜産物の供給地として有利な立地条件にある。さらに，比較的温暖な気候や那珂川・涸沼川沿いの肥沃な農地など，気象・土壌条件にも恵まれ，農業生産に適した地域となっている。

農産物では，稲作が主体となっており，農業産出額の約3割，経営耕地面積の約8割を水田が占めている。また，畑作では，農業産出額の約2割を占める野菜や，かんしょをはじめとするいも類，花き，果樹など多数の品目が生産されている。

現在，GI登録産品「水戸の柔甘ねぎ」や，「水戸の梅ふくゆい」，「水戸のわら納豆」を筆頭に，オリジナル米「風彩常澄」や，青パパイヤ，水戸胡麻，シェーブルチーズなど，本市の特産農産物のブランド化を推進している。

(1) 農業従事者

本市の農家及び農業従事者は減少が続いており，農林業センサスによると，農家戸数については，自給的農家は僅かに増加しているものの，産業としての農業を支える販売農家数は大幅に減少しており，令和2年には平成12年の約4割にまで減っている。

また，農業従事者は，特に69歳以下で大幅に減少しており，平成12年では全体の約6割が69歳以下であったが，令和2年には約4割となっており，高齢化が進んでいる。

現在，水戸市農業基本計画に基づき，新規就農者，認定農業者など，多様な担い手の確保・育成に取り組んでおり，中心的な役割を果たす認定農業者は，一定の確保が図られているものの，今後は高齢化により減少が予測される。

(2) 農地

本市の農地は，都市地域を取り囲むかたちで拓け，その経営耕地面積は市域の約2割を占めており，主に，那珂川・涸沼川流域に広がる肥沃な沖積の低地と，南西に広がる関東ローム層からなる台地において耕作されている。

農地は主に水田として利用されているが，農地の区割りが小さく，用水路が未整備の農地も多いため，基盤整備事業で区画整理等を行うことにより，生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の確保を図るとともに，担い手への農地の利用集積と経営規模の拡大を進めている。

(3) 農業経営

本市の農業経営体は、大部分が世帯で農業を行う家族経営体で、それ以外の組織経営体は全体の1%程度となっている。

経営規模で見ると、経営耕地面積が5ha未満の農業経営体が全体の97%を占めており、大部分の農家は経営規模が小さい。また、農畜産物の販売金額で見ると、販売額300万円未満の農業経営体が全体の80%を占めており、他産業と比較しても大部分の農家は農業での所得が低いといえる。

(4) 農業組織

農業協同組合をはじめ、土地改良区・生産出荷団体・認定農業者会・農業後継者クラブなどがあり、それぞれの目的に沿って活動している。

水戸農業協同組合は、営農指導事業や生活指導事業を通じて、行政との密接な連携を図りながら、農村地域の総合的な農業生産力の推進・向上及び生活改善に努めている。

水戸農業協同組合の概要

組合員数	23,780人	役員数	33人
出資金	3,199,909千円	職員数	373人
		事務組織	本店(6部1室13課) 支店6・営農資材センター4 農機センター4・ハウジングセンター1

(J A 水戸第32回通常総代会資料より)

8 令和7年度主な農林関係事業

(1) 農政事務事業の推進

福藁プロジェクトPR促進事業 400千円

(2) 農業担い手の確保・育成

これからの農業を背負っていく、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図るため次の対策を行う。

ア 農業後継者団体の実践活動の推進及び助成 160千円

イ 認定農業者の確保及び相談支援活動の支援 275千円

(水戸市農業経営改善支援センターの設置)

ウ 補助労働力の安定的な確保 165千円

(水戸市農業ヘルパーセンターの設置)

エ 青年就農支援事業補助 28,374千円

オ 農地中間管理機構集積協力事業補助 58,000千円

カ 耕作条件改善支援事業補助 3,700千円

キ	就農スタートアップ支援事業補助	1,000千円
ク	地域おこし協力隊による地域農業活性化	9,220千円
ケ	地域計画担い手集積・集約化推進事業	5,100千円
コ	耕作条件改善事業	3,700千円
サ	畑地化促進事業補助	10,000千円
シ	麦・大豆生産性向上支援	4,000千円

(3) 農業経営の改善安定を図るための金融対策

経営の安定向上を推進するため、資金利用者に対し利子補給措置を講ずる。

ア	農業経営基盤強化資金利子助成	3千円
イ	農業経営拡大資金利子助成	60千円
ウ	アグリマイティー資金利子助成	13千円

(4) 農産物安心回復の推進

	地場農産物の放射性物質検査	2,386千円

(5) 農業経営総合対策事業の推進

米の需要に応じた生産、物価高騰に伴う生産経費上昇への対応などを進めていくため、生産性の向上及び合理的な価格形成への誘導を図る構造対策を推進する。

(6) 地域資源保全の推進

	農業農村多面的機能維持事業補助	108,900千円

(7) 経営所得安定対策の推進

水田農業経営の安定化と、麦・大豆・飼料用米等による食料自給率向上を図るための事業を行う。

ア	計画転作推進対策事業	60,300千円
イ	経営所得安定対策推進事務	11,500千円

(8) 森林を守り育て緑を保全する事業の推進

緑は市民にとってかけがえのない財産であり、うるおいとやすらぎを与える大切な資源であるので、森林等の保全整備と市有林の育成管理を行う。

ア	市有林の管理と民有林造林事業の推進	
	市有林下刈・枝打等	460千円
	民有林造林事業補助	564千円
イ	松くい虫防除及び被害対策（アカマツ群生地保全事業）	
	松くい虫被害木伐倒駆除 駆除材積 40m ³	1,380千円
	松くい虫防除薬剤地上散布 対象面積 6ha×2回	1,668千円
	松くい虫防除薬剤樹幹注入 実施本数 約144本	4,000千円
ウ	市民参加の森づくり事業	
	松くい被害跡地の緑の再生のため、市民参加による植樹を行う。	500千円

エ	ナラ枯れ被害木対策事業	
	ナラ枯れ被害木調査	1,000千円
	ナラ枯れ被害木伐倒駆除	2,000千円
	森林病虫害等防除	5,576千円
	ナラ枯れ被害木皆伐	9,000千円
	皆伐後の造林	6,440千円
オ	私有林整備事業 事業面積2.5ha	5,000千円

(9) 森林公園の管理運営

自然環境の保全及び森林の育成を図り、市民に自然との触れ合いの場を提供する。
公園下刈、除草、恐竜レプリカ修繕、山羊の飼育等。

○主要施設

ア	森の交流センター	1棟	1,286㎡
イ	自然環境活用センター	1棟	412㎡
ウ	森のシェーブル館	1棟	290㎡
エ	山羊舎	2棟	310㎡
オ	コンポスト工場	1棟	124㎡
カ	野外緑地広場施設		2,500㎡
キ	恐竜広場大型滑り台	2基 (26m, 49m)	
ク	子どもの谷広場滑り台	1基 (54m)	
ケ	恐竜広場小型滑り台	1基	
コ	恐竜、小動物	18体	
サ	恐竜広場複合遊具	2基	

(10) 森の交流センターの運営

自然との触れ合いや農林業の体験を通して、市民の方々に農村・農林業への理解を深めるため、都市と農村の交流を推進する。

ア	建物面積	1棟 (1部 2階建)	1,286㎡
	内部施設	大ホール	174㎡
		加工体験工房	80㎡
		体験実習室	40㎡
		多目的室	80㎡
		森のシェーブル館チーズ工房	159㎡
		販売コーナー	55㎡
		事務室その他	

イ 使用料

区 分	午前 8 時30分～午後 5 時15分	
大 ホ ー ル	1 時間当たり	1,000円
加 工 体 験 工 房	〃	600円
体 験 実 習 室	〃	400円

区 分	午前 8 時30分～午後 5 時15分	
多 目 的 室	1 時間当たり	500円

営利目的の場合は200%加算

(11) 自然環境活用センターの運営

山根地域の観光的農業の育成と市民の方々の健全な余暇活動を推進する。

- ア 建物面積 1 棟 411.89㎡
内部施設 休憩ホール 109㎡
研修室 87㎡ 事務室その他

イ 使用料

区 分	午前 8 時30分～午後 5 時15分	
研 修 室	1 時間当たり	500円

営利目的の場合は200%加算

(12) ふるさと農場の管理運営

都会の生活者に農作業体験や農村との交流を通して、農業への理解を深めてもらう。

- ア 全体面積 2.96ha
イ 貸し農園区画数 180区画（ 1 区画平均50㎡）
ウ 農場内施設
ガーデンセンター 536.62㎡
内部施設 研修室，調理室，シャワー室，事務室その他
作業小屋 112.26㎡
ゲート棟 79.5㎡
納 屋 79.5㎡
パイプハウス 3 棟 510㎡
エ 使用料
区画農園 1 ㎡当たり年額400円
調 理 室 1 室 1 時間500円（農園利用者は無料）
研 修 室 1 室 1 時間400円（農園利用者は無料）
オ 農園使用期間
4 月から翌年 3 月末日まで（希望により 3 年間継続使用可）

9 令和7年度主な農地関係事業

(1) 土地改良事業補助金

農業を営む個人又は団体が行う土地改良事業に対し、補助金を交付し、事業の円滑な推進と農業生産性の向上を図る。

事業の種類	国及び県の補助がある場合の補助率	県のみ補助がある場合の補助率	国及び県の補助がない場合の補助率	備考
(1) かんがい排水事業	事業費の10%以下	事業費の25%以下	事業費の40%以下	ため池整備に係る経費を除く。
	—	—	事業費の75%以下	ため池整備に係る経費に限る。
(2) 機械揚水事業	事業費の10%以下	事業費の25%以下	事業費の50%以下	新設の場合
			事業費の40%以下	修理の場合
(3) ほ場整備事業	事業費の10%以下	事業費の25%以下	事業費の30%以下	
(4) 暗渠排水事業	事業費の10%以下	事業費の25%以下	事業費の30%以下	
(5) 客土事業	事業費の10%以下	事業費の25%以下	事業費の30%以下	機械及び資材使用の場合に限る。
(6) 畑地かんがい事業	事業費の10%以下	事業費の25%以下	事業費の40%以下	
(7) 床締事業	事業費の10%以下	事業費の25%以下	事業費の30%以下	
(8) 農地災害復旧事業	事業費の10%以下	—	事業費の50%以下	
(9) 水利施設災害復旧事業	事業費の10%以下	—	事業費の65%以下	
(10) 前各号に掲げる事業を行うため必要な調査	調査の範囲内	調査の範囲内	調査の範囲内	

・市単土地改良事業補助金 17件 7,500千円

・国、県対象土地改良事業補助金 10件 17,000千円

(2) かんがい排水事業

ア 国営農業水利事業（那珂川沿岸地区）

本事業は、那珂川沿岸地域の水戸市他7市町村の受益地、約8,617haの農業用水を確保するとともに、土地基盤整備を推進し、もって当該地域の農業振興に寄与するものとする。

本市においては、本事業に対する協力体制として「那珂川沿岸農業水利事業推進協議会水戸支部」を設置し、早期完成に向けて諸活動を展開している。

〔国営農業水利事業（那珂川沿岸地区）概要〕

(ア) 事業内容

昭和62年度～平成3年度 全体実施設計

平成4年度～令和8年度 ダム(新設1か所)、揚水機場(新設1か所,改修4か所)
頭首工(改修1か所)、水路(新設61km,改修62km)

(イ) 事業費 975億円

イ 国補かんがい排水事業

本事業により，排水路等の機能回復を図り，農業生産性の向上を目指す。

実施地区	事業概要	事業費
渡里Ⅲ地区	U字フリューム L = 280m 400×600	16,300千円
西大野Ⅰ地区	用地測量 L = 362m	3,700千円

ウ 県単ため池整備事業

本事業により，貯水能力の機能回復を図り，農業生産性の向上を目指す。

実施地区	事業概要	事業費
狭間池地区	護岸整備	32,400千円

エ 市単かんがい排水事業

本事業により，排水路等の機能回復を図り，農業生産性の向上を目指す。

実施地区	事業概要	事業費
根本地区	U字フリューム L = 30m 600×600	2,700千円
栗崎地区	水路 底版コンクリート打設 L = 40m	3,500千円
谷田地区	U字フリューム L = 70m 400×600	4,500千円
全隈Ⅷ地区	U字フリューム L = 170m 600×600	17,000千円
酒門地区	U字フリューム L = 20m 600×600	1,300千円
河和田地区	U字フリューム L = 20m 400×600	1,600千円

(3) 茨城中部地区国営緊急農地再編整備事業

水田の基盤整備の実施により，農地の土地利用の再編，担い手への農地利用集積を進め，緊急的に生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の確保を図る。

ア 事業主体 農林水産省（関東農政局）

イ 事業期間 平成28年度～令和15年度（予定）

ウ 関係市町 水戸市，茨城町（1市1町）

エ 関係改良区 千波湖土地改良区，那珂川統合土地改良区，ひぬま川土地改良区，
那珂川沿岸土地改良区

オ 総事業費 約252億円（市負担額 約9億400万円）

カ 受益面積

水戸市	茨城町	合計
347 ha	305 ha	652 ha

キ 負担割合

地区名	国	県	市町	農家
茨城中部地区	66.6%	20.0%	8.4%	5.0%

ク 今後の推進方針

各換地区において、農地集積率の向上を図り、換地原案の策定を実施して、施設工事を滞りなく実施していく。

(4) 地籍調査事業

笠原Ⅵ地区 260筆 0.09km²

地籍測定，原図作成，閲覧

10 農業経営の安定対策事業の推進

農業生産に係るさまざまな課題に対応しながら経営安定を図るため、次の事業を行う。

(1) 農作物の共同防除事業

本市の基幹作物である水稻等の健全な生育を図るため、水戸地区農作物病害虫対策協議会の事業を支援する。

ア 水稻病害虫対策事業補助金 4,900千円

イ 大豆共同防除補助金 300千円

ウ 麦共同防除補助金 300千円

(2) 野菜価格安定事業

市場出荷野菜の価格が著しく低落した場合、加入団体に対し最低額を補償する野菜価格安定事業の負担金の助成を行う。

ア 野菜価格共済補償補助金 500千円

(3) 儲かる産地支援事業

生産コストの軽減や産地の強化・拡大を目指す生産集団に対して、農業用機械等の整備の支援を行う。

ア 儲かる産地支援事業補助金（園芸） 3,000千円

イ 儲かる産地支援事業補助金（水田） 6,000千円

(4) 地産地消推進事業

市内農産物の学校給食への利用促進を図るとともに、食材として利用する飲食店等のPRと利用拡大に取り組む。

ア 学校給食における地場農産物の活用促進事業 63,700千円

イ 地場農産物利用促進ガイドマップ作成 605千円

(5) 農業用プラスチック適正処理対策事業

農業用使用済みプラスチックの適正な処理を推進する。

ア 農業用プラスチック処理協議会補助金 50千円

(6) 環境保全型農業推進事業

環境負荷の軽減に配慮した持続的農業、環境にやさしい農業（減化学肥料，減農薬

等)の推進を図る。

ア 環境保全型農業推進事業補助金	1,020千円
イ 有機JAS認証取得支援事業補助金	300千円
ウ 有機栽培支援事業補助金	600千円

(7) 水戸の梅産地づくり事業

食用梅の産地確立のため、水戸の梅「ふくゆい」を活用した加工品の開発・販売を支援し、梅の地域イメージの強化と地域経済の活性化を図る。

ア 水戸の梅産地づくり事業補助金	1,800千円

(8) 有害鳥獣被害防止対策事業

イノシシ等による農作物被害を軽減するため、(一社)茨城県猟友会水戸支部の協力により、市内北西部において一斉捕獲を実施するとともに、農作物を防護する電気柵設置について助成を行う。

ア イノシシ被害防止対策補助金	500千円

(9) 畜産経営の安定と環境整備の推進

畜産環境の改善、畜産経営体の経営安定化のため、助成を行う。

ア 配合飼料価格安定基金積立補助金	1,900千円
イ 畜産環境整備対策補助金	5,000千円

(10) 水産資源の保護増殖の推進

魚類の増殖事業を実施する漁業協同組合及びこれに類する団体へ助成を行い、内水面漁業の振興を図る。

内水面増殖事業育成補助金	560千円

11 水戸市公設地方卸売市場

(1) 施設の概要

水戸市では、1972(昭和47)年に水戸市公設地方卸売市場(以下「本市場」という。)を開設して以来、本市は、本市場はもとより周辺地域にわたる生鮮食料品等の経済・流通拠点として、産地と消費者等をつなぐ重要な役割を担っており、公設地方卸売市場として取扱高日本一の実績を維持している。

ア 事業者数等(令和7年4月1日現在)

区 分	青果部門	水産物部門	花き部門	合 計
卸売業者(社)	2	2	1	5
仲卸業者(社)	6	14	2	22
買受人(人)	217	176	116	509

※関連事業者は、18社である。

イ 卸売業者（５社）の年間取扱高の推移（過去３年間）

（単位：t，千円）

区 分	合 計	
	数 量	金 額
令和４年度	175,977	77,599,238
令和５年度	168,739	79,382,389
令和６年度	164,042	83,312,078

ウ 青果部門卸売業者（２社）の年間取扱高の推移（過去３年間）

（単位：t，千円）

区 分	野 菜		果 実		その他		合 計	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
令和４年度	83,594	18,110,542	22,307	10,252,437	562	225,276	106,463	28,588,255
令和５年度	80,542	18,384,211	20,491	10,144,093	710	250,580	101,743	28,778,884
令和６年度	77,083	20,370,683	19,311	10,469,226	613	246,290	97,007	31,086,199

エ 水産物部門卸売業者（２社）の年間取扱高の推移（過去３年間）

（単位：t，千円）

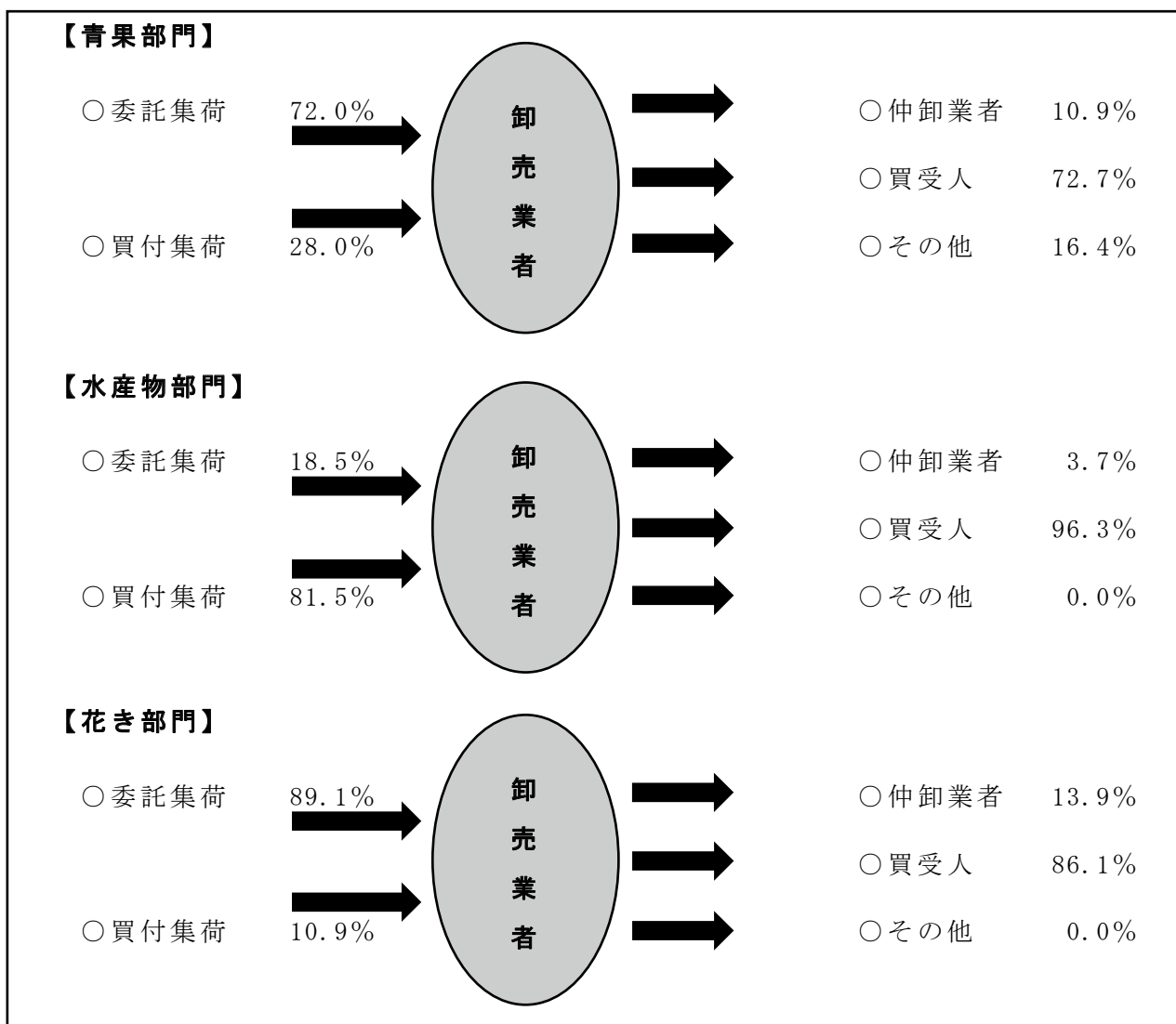
区 分	鮮 魚		冷凍魚		塩干加工品		合 計	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
令和４年度	19,404	21,886,766	1,870	3,026,535	48,240	22,654,901	69,514	47,568,202
令和５年度	18,897	22,921,540	1,591	2,864,049	46,508	23,509,878	66,996	49,295,467
令和６年度	18,697	23,545,457	1,645	2,832,452	46,693	24,587,590	67,035	50,965,499

オ 花き部門卸売業者（１社）の年間取扱高の推移（過去３年間）

（単位：千本，千円）

区 分	切 花		鉢 物		その他		合 計	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
令和４年度	16,656	1,170,039	392	217,072	877	55,670	17,925	1,442,781
令和５年度	15,669	1,084,144	314	179,300	704	44,594	16,687	1,308,038
令和６年度	14,418	1,058,038	277	159,790	723	42,552	15,418	1,260,380

カ 本市場における取引の状況



キ 市場施設の使用料【令和7年4月1日現在】

区分	種 別	金 額
1	卸売業者市場使用料	卸売金額につきその額の1,000分の3.5に相当する金額
	仲卸業者市場使用料	直荷引きを行った物品に係る仕入金額の1,000分の2.5に相当する金額
	買受人市場使用料	市長から卸売業者以外の者から買入の承認を受けて市場において販売した物品に係る仕入金額の1,000分の2.5に相当する金額
2	保冷库使用料	1棟（建物、機械一式）につき 月額180,000円
	青果部配送センター使用料	1棟（建物、機械一式）につき 月額112,000円
	水産卸売業者活魚水槽使用料	1槽（設備一式）につき 月額17,000円

区分	種 別		金 額
2	卸売業者売場使用料		1 平方メートルにつき 月額90円
	仲卸業者売場使用料		1 平方メートルにつき 月額1,100円
	関連事業者売場使用料	関連商品売場	1 平方メートルにつき 月額1,100円
		サービス店舗	1 平方メートルにつき 月額900円
	買荷保管所使用料		1 平方メートルにつき 月額90円
	事務所使用料		1 平方メートルにつき 月額300円
	倉庫使用料		1 平方メートルにつき 月額120円
	青果卸売業者保冷売場使用料		1 平方メートルにつき 月額950円
	砕氷所使用料		1 平方メートルにつき 月額730円
	水産低温買荷保管積込所使用料		1 平方メートルにつき 月額500円
	青果買荷保管積込所使用料		1 平方メートルにつき 月額210円
	花き仲卸業者売場使用料		1 平方メートルにつき 月額600円
	花き第2買荷保管積込所使用料		1 平方メートルにつき 月額350円
	花き第2倉庫使用料		1 平方メートルにつき 月額410円
	青果荷捌所使用料		1 平方メートルにつき 月額310円
3	会議室使用料	大	1 時間につき 800円
		中	1 時間につき 300円
		小	1 時間につき 250円
	調理実習室使用料		1 時間につき 380円
4	土地使用料		1 平方メートルにつき 月額20円

備考

- 1 区分2に掲げる使用料は、1棟、1槽又は1平方メートル当たりの金額に使用する棟数、槽数又は面積を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 区分3に掲げる使用料は、1時間当たりの金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(2) 活性化事業

市場の役割や生鮮食料品等に関する市民理解の醸成を図り，市場の活性化と消費促進に向けて，市場関係者の連携の下，各種イベント等を実施する。

(3) 市場施設再整備事業

取扱高日本一を誇る地方卸売市場として，市場関係者との協働により策定した公設地方卸売市場再整備計画に基づき，年次的な整備を推進する。

ア 計画の期間

2019年度から2028（令和10）年度までの10か年

イ 目指す姿

ー 取扱高日本一を誇る地方卸売市場として，

産地や消費者等に選ばれ，にぎわいのある経済・流通拠点 ー

流通形態の多様化が進む中，現行の機能配置を基本としながら，生鮮食料品等を安定的に供給するための基幹的なインフラとして，既存施設の適切な維持管理と有効利用を図るとともに，新たな施設・設備の導入により，安全で安心できる市場づくりを推進する。

また，将来的な施設の改築等を視野に入れながら，隣接地を確保し，市場としての機能強化・活性化を図っていくものとする。

ウ 基本方針

- ・基本方針(1) 生鮮食料品等の安全・安心を確保する市場づくり
- ・基本方針(2) 産地や消費者等に選ばれる市場づくり
- ・基本方針(3) 市民に親しまれる市場づくり
- ・基本方針(4) 環境にやさしく，災害に強い，持続可能な市場づくり

建

設

1 私道整備事業助成制度

水戸市私道整備費助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、私道の整備を促進し、生活環境の整備に寄与するため、私道における舗装の工事（当該工事と併せて行う側溝，浸透ますその他の排水のための設備（以下「排水設備」という。）の設置工事を含む。以下「工事」という。）に対し，予算の範囲内において，私道整備費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて，水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路

(2) 私道 道路の敷地が，私人の所有に属し，現に一般交通の用に供されている公道以外の道路

(助成対象工事)

第3条 助成金の交付の対象となる工事は，次の各号に掲げる要件を満たす工事とする。

(1) 工事を行う道路が10年以上一般交通の用に供されている幅員1.8メートル以上の私道のうち次のいずれかに掲げる道路であること。

ア 公道から公道へ通じる道路

イ その接する土地に所有者の異なる住宅，店舗又は事務所（塀，柵等が設置されていることにより当該私道をその敷地との通行のために利用しないものを除く。以下「建築物」という。）が3以上ある袋路地の私道で公道に接するもの

(2) 次に掲げる工事の区分に応じ，当該各号に掲げる基準を満たすものであること。

ア 前号アに掲げる道路で行う工事 別図に定める基準

イ 前号イに掲げる道路で行う工事 別図に定める基準及び次に掲げる基準

(ア) その接する公道（当該私道の一部が既に舗装され，その舗装された部分が当該私道が接する公道まで続く私道にあっては，当該舗装された部分）まで舗装が連続すること。

(イ) 当該工事により舗装される部分の延長が35メートル以上であること。

(3) 公道内に埋設されている雨水を排水する排水管（以下「雨水管」という。）に新たに接続する排水設備の設置工事を行う場合にあっては，あらかじめ雨水管の管理者と協議が整っていること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、工事に要した額又は市の積算基準に基づき算出した額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額とする。

（交付の申請）

第5条 第3条の工事を行おうとする者（複数の者で工事を行おうとする場合は、それらの者で選定した代表者）は、助成金の交付を受けようとするときは、私道整備費助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）位置図

（2）公図

（3）不動産登記全部事項証明書

（4）平面図、縦断図、横断図及び構造図

（5）誓約書（様式第2号）

（6）委任状（様式第3号）

（7）私道敷地の所有者の承諾書（様式第4号）

（8）収支予算書（様式第5号）

（9）雨水管の管理者との協議書等（新たに雨水管に接続する場合に限る。）

2 前項の代表者は、1人とする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、私道整備費助成金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（着工の届出）

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、工事に着手するときは、私道整備工事着工届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（工事内容の変更）

第8条 助成金の交付の決定を受けた者は、工事の内容を変更しようとするときは、速やかに私道整備工事変更申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第6条の規定は、前項の規定による申請について、準用する。

（完了の届出）

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、工事が完了したときは、速やかに私道整備工事完了届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による届出を受けたときは、工事の成果が助成金の交付の決定の内容に適合するかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、私道整備費助成金確定通知書（様式第10号）により届出をした者に通知す

るものとする。

（交付の請求）

第11条 助成金の交付の決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けたときは、私道整備費助成金交付請求書（様式第11号）により市長に助成金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、工事の取止めその他の理由により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、私道整備費助成金交付決定取消通知書（様式第12号）により助成金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（維持管理）

第13条 助成金の交付を受けた者は、助成金により整備された私道を適正に維持管理しなければならない。

（関係書類の保存）

第14条 助成金の交付を受けた者は、工事に係る収入及び支出に関する帳簿その他工事に係る関係書類を工事が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 市道認定基準

水戸市道路線の認定及び廃止に関する要項

（目的）

第1条 この要項は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に基づく市道の路線（以下「市道路線」という。）の認定及び廃止について、法令その他特別の定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象道路）

第2条 市道路線の認定の対象となる道路（以下「対象道路」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）起点が国道、県道又は市道に接続する認定外道路（水戸市法定外公共物管理条例（平成15年水戸市条例第44号）第2条第2号に規定する認定外道路をいう。以下同じ。）
- （2）起点又は終点が国道、県道又は市道から公共施設に接続する道路
- （3）水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項（平成24年水戸市告示第30号。以下「寄附要項」という。）に基づき寄附の受入れをした道路
- （4）本市が施工する予定の道路

（認定基準）

第3条 市長は、対象道路の形状及び構造が次の各号に掲げる基準を満たすときは、市道路線の認定をすることができる。ただし、寄附要項に基づき寄附の受入れをした道路の

認定をするときは、この限りでない。

- (1) 幅員が4.0メートル以上であること。
- (2) 接続箇所及び屈曲箇所に別図に掲げる斜辺2.0メートル以上(接続箇所の片側のみに設ける場合にあつては、斜辺3.0メートル以上)のすみ切りが設けられていること。
- (3) 自然流下により雨水を排除するための整備が可能であること。
- (4) 曲線半径が15.0メートル以上であること。
- (5) 縦断こう配が9.0パーセント以下(地形の状況その他の理由により市長がやむを得ないと認める場合にあつては、12.0パーセント以下)であること。
- (6) 路面が平坦であること。
- (7) 工作物その他の占用物件がある場合は、それらが道路の管理及び交通に支障がないように設けられていること。
- (8) その区域が境界を明らかにするための標柱等で明示されていること。

2 前項の規定にかかわらず、認定外道路であつて、次の各号に掲げる基準を満たすものは、市道路線の認定をすることができる。

- (1) 前項第3号及び第5号から第7号までに掲げる基準を満たすものであること。
- (2) 現在の幅員が1.8メートル以上で、4メートル以上の幅員が確保できること。
- (3) 接続箇所及び屈曲箇所に別図に掲げる斜辺2.0メートル以上(接続箇所の片側のみに確保する場合にあつては、斜辺3.0メートル以上)のすみ切りが確保できること。
- (4) 道路境界の立会いがなされており、境界確定図があること。

(路線の廃止)

第4条 市長は、市道路線が法第10条第1項前段に規定する場合に該当するか否かを当該市道路線に隣接する土地の所有者その他の利害関係人の廃止の同意により判断するものとする。

(認定及び廃止の時期)

第5条 市道路線の認定及び廃止の時期は、6月及び12月の年2回とする。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項

(目的)

第1条 この要項は、市道の用地として私道路の用地（以下「私道路用地」という。）の寄附を受け入れることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れの要件)

第2条 寄附の受入れの対象となる私道路用地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 有効幅員が5.5メートル以上であること。
- (2) 起点及び終点が国道、県道若しくは市道（以下この号において「公道」という。）に接続するもの又は起点が公道に接続する袋路状のもので起点から最終に位置する住宅、店舗若しくは事務所（以下「建築物」という。）の敷地までの延長が35メートル以上250メートル以下のものであること。
- (3) その敷地が当該私道路用地に接する所有者の異なる建築物（その敷地が建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条に規定する要件を満たすために当該私道路用地を必要とするものに限る。）が3以上あること。
- (4) 別図1のとおり整備されていること。
- (5) 接続箇所及び屈曲箇所に別図2に掲げる斜辺2.0メートル以上（接続箇所の片側のみに設ける場合にあっては、斜辺3.0メートル以上）のすみ切りが設けられていること。
- (6) 縦断こう配が9.0パーセント以下（地形の状況その他の理由により市長がやむを得ないと認める場合にあっては、12.0パーセント以下）であること。
- (7) 側溝等の排水施設が設置され、かつ、雨水の放流先が確保されていること。
- (8) 下水道管及び水道管について、市の整備状況等を勘案し、市長及び水道事業管理者との協議が整っていること。
- (9) 工作物その他の占用物件が設けられていないこと。ただし、市長が道路の管理及び交通に支障がないと認める占用物件については、この限りでない。
- (10) その区域が境界を明らかにするための標柱等で明示されていること。
- (11) 所有権以外の権利が存しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、道路として10年以上使用されており、かつ、当該私道路に接する建築物の敷地のうち、当該接する部分の延長の合計を当該私道路用地の延長に2を乗じて得た数で除して得た数が0.5以上である私道路用地に係る寄附の受入れの要件は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 前項第2号、第5号、第6号及び第9号から第11号までに掲げる要件を満たすものであること。
- (2) 道路幅員が4メートル以上であること。
- (3) その敷地が当該私道路用地に接する所有者の異なる建築物（塀、柵等が設置されていることにより、当該私道路用地をその敷地との通行のために利用しないものを除

く。)が3以上あること。

(4) 碎石の敷設等により路面が平坦であること。

(5) 自然流下により雨水を排除するための整備が可能であること。

(事前協議)

第3条 私道路用地の寄附をしようとする所有者（所有者が複数である場合には、その代表者）は、私道路用地寄附事前協議書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 公図の写し

(3) 登記事項証明書（全部事項のもの）

(4) 地積測量図その他の参考となる書類

(5) 占有物件明細書

2 市長は、前項の規定による協議があった場合は、その内容を審査し、及び現地調査を行い、その結果を私道路用地寄附事前協議結果通知書（様式第2号）により、当該協議を行った者に通知するものとする。

3 前項の規定により協議の内容を審査するに当たっては、水戸市補助機関に関する規程（平成9年水戸市規程第6号）別表第1に規定する水戸市道路線認定等審査会が同規程第4条第3項の規定により設置する部会において調査及び検討を行うものとする。

(寄附の申請等)

第4条 所有者は、前条の規定による協議が整ったときは、私道路用地寄附申込書（様式第3号）に、前条第1項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 寄附願

(2) 登記承諾書兼登記原因証明情報

(3) 印鑑登録証明書

(4) 資格証明書（法人の場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、その適否を決定し、私道路用地寄附受入れ可否決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとし、寄附の受入れに係る業務が完了したときは、私道路用地寄附受領書（様式第5号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(占用許可申請)

第5条 第2条第1項第9号ただし書に規定する占用物件が設けられた私道路用地について、寄附の受入れに係る業務が完了したときは、当該占用物件の所有者は、市長に対し、使用に係る許可の手続きを行わなければならない。

(費用負担)

第6条 私道路用地の寄附に係る費用のうち、所有権移転登記に要する費用は、市の負担とする。

2 前項に規定する費用以外の寄附に係る費用は、私道路用地の寄附をしようとする者の負担とする。ただし、第2条第2項に規定する私道路用地に係る寄附の場合は、この限りでない。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

道路現況調査

水戸市
令和7年4月1日

地 域 別	路 線 数	総 延 長 m	実 延 長 m	実 施 延 長						長 の 内 訳				備 考			
				規 格 改 良 ・ 未 改 良 別 内 訳 (車 道)				種 類 別 内 訳		路 面 別 内 訳 (橋 り ょ う を 含 む)				鉄 道 と の 平 面 交 差			
				規 格 改 良		規 格 改 良 済		未 改 良		道 路 延 長 m	橋 数 本	橋 延 長 m	未 舗 装 道 m		セ メ ン ト 系 m	舗 装 高 級 m	ア ス フ ァ ル ト 系 簡 易 m
				規 格 改 良 済 延 長 m	規 格 改 良 済 5.5m 以 上 m	未 改 良 延 長 m	未 改 良 う ち 交 通 不 能 区 間 延 長 m										
幹線市道	39	123,991.74	121,134.21	112,798.51	108,964.04	8,335.70	654.85	120,044.44	37	1,089.77	0.00	272.01	111,462.09	9,400.11	3		
自転車道	1	7,017.64	6,649.23	195.72	20.45	6,453.51	6,267.46	6,625.68	1	23.55	0.00	0.00	65.52	6,583.71	0		
歩行者道	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0		
山 根	90	32,913.94	32,293.93	9,941.99	4,608.71	22,351.94	17,018.52	32,278.44	3	15.49	5,831.84	1,578.23	9,927.53	14,956.33	0		
上 中 妻	299	93,191.83	91,911.84	39,717.49	13,661.21	52,194.35	38,605.26	91,609.28	28	302.56	2,996.51	855.11	41,056.69	47,003.53	4		
河 和 田	239	87,132.34	84,599.89	30,887.31	15,400.28	53,712.58	44,247.16	84,513.98	19	85.91	2,306.60	307.90	27,339.34	54,646.05	0		
寿	275	84,375.23	82,843.44	52,725.71	23,201.65	30,117.73	18,342.65	82,767.27	6	76.17	1,309.70	351.04	51,955.76	29,226.94	0		
笠 原	308	63,528.96	62,795.94	42,428.46	12,282.43	20,367.48	10,960.86	62,705.55	5	90.39	565.64	552.62	44,394.91	17,282.77	0		
吉 田	333	70,519.06	67,523.02	43,920.67	11,734.45	23,602.35	18,431.66	67,523.02	0	0.00	1,209.42	3.17	44,185.04	22,125.39	0		
酒 門	385	114,832.16	111,622.26	53,455.77	23,621.40	58,166.49	33,585.98	111,485.38	21	136.88	3,406.99	1,256.26	56,734.01	50,225.00	0		
渡 里	325	102,214.20	99,869.85	39,625.91	17,026.58	60,243.94	41,795.08	99,610.55	14	259.30	5,275.26	1,023.39	38,046.15	55,525.05	0		
赤 塚	421	74,094.91	71,942.46	45,898.68	9,645.23	26,043.78	16,248.33	71,853.79	6	88.67	1,316.98	763.71	44,726.88	25,134.89	1		
見 川	297	63,811.88	63,210.13	37,750.21	12,514.25	25,459.92	13,647.49	62,857.02	11	353.11	922.15	635.11	38,933.80	22,719.07	0		
千 波	185	33,640.13	32,642.85	20,105.15	4,403.29	12,537.70	6,285.39	32,580.05	3	62.80	257.31	160.60	20,177.78	12,047.16	0		
駅 南	225	53,902.42	51,767.01	37,981.82	13,124.05	13,785.19	8,372.14	51,576.13	5	190.88	528.59	514.04	38,647.07	12,077.31	0		
浜 田	212	48,264.66	47,451.19	32,365.48	6,320.44	15,085.71	8,932.67	47,090.41	17	360.78	845.88	462.47	28,383.37	17,759.47	6		
上 大 野	182	64,014.38	60,629.67	11,694.26	3,795.15	48,935.41	36,543.64	60,422.34	41	207.33	6,885.02	73.25	11,159.08	42,512.32	0		
飯 富	234	86,818.28	84,326.26	34,333.91	19,673.29	49,992.35	33,146.74	83,873.23	13	453.03	4,399.88	1,750.01	34,458.67	43,717.70	0		
常 磐	338	73,639.82	71,944.99	39,278.63	13,365.97	32,666.36	18,577.24	71,904.45	7	40.54	1,570.27	327.54	40,117.73	29,929.45	0		
上 市	322	69,810.82	68,530.06	37,674.05	14,480.82	30,856.01	19,150.69	68,491.60	5	38.46	1,578.79	1,883.35	36,901.99	28,165.93	0		
城 東	88	16,850.49	16,131.01	11,489.87	4,462.43	4,641.14	3,030.28	16,119.56	2	11.45	186.77	9.38	12,017.05	3,917.81	0		
国 田	148	68,264.50	67,830.98	19,787.03	7,784.47	48,043.95	23,788.94	67,530.62	36	300.36	2,137.15	920.00	19,020.19	45,753.64	0		
柳 河	200	56,651.40	52,571.21	12,805.82	4,950.50	39,765.39	28,341.76	52,459.38	25	111.83	1,440.27	131.44	11,969.01	39,030.49	1		
常 澄	1,527	394,055.73	361,702.33	114,739.71	32,489.52	246,962.62	195,291.73	360,917.49	166	784.84	164,615.75	1,225.62	48,567.42	147,293.54	0		
旧水戸分 小 計	6,673	1,883,536.52	1,811,923.76	881,602.16	377,530.61	930,321.60	641,266.52	1,806,839.66	471	5,084.10	209,586.77	15,056.25	810,247.08	777,033.66	15		
内 原	1,106	409,680.49	395,155.17	95,605.39	48,813.88	299,549.78	159,016.21	394,421.67	106	733.50	115,956.16	998.82	94,188.45	184,011.74	5		
自歩専道	1	200.00	188.00	188.00	0.00	0.00	0.00	188.00	0	0.00	0.00	23.00	165.00	0.00	0		
旧内原分 小 計	1,107	409,880.49	395,343.17	95,793.39	48,813.88	299,549.78	159,016.21	394,609.67	106	733.50	115,956.16	1,021.82	94,353.45	184,011.74	5		
合 計	7,780	2,293,417.01	2,207,266.93	977,395.55	426,344.49	1,229,871.38	800,282.73	2,201,449.33	577	5,817.60	325,542.93	16,078.07	904,600.53	961,045.40	20		
セメント・高級アスファルト合計									920,678.60		舗装道計			1,881,724.00			

水道舗装幅員別調書

水戸市
令和7年4月1日

幅員 (車道部) 種別区分		22m以上	13m以上 22m未満	9m以上 13m未満	7.5m以上 9m未満	6.5m以上 7.5m未満	5.5m以上 6.5m未満	4.5m以上 5.5m未満	3.5m以上 4.5m未満	3.5m未満	合計
セメント	延長 m	0.00	17.56	137.54	115.59	135.90	584.23	1,496.97	1,597.84	10,970.62	15,056.25
コンクリート舗装	面積 m ²	0.00	303.81	1,676.09	1,451.55	1,209.38	4,079.88	10,305.86	8,275.60	32,972.14	60,274.31
アスファルト	延長 m	1,110.33	15,217.98	47,016.30	41,129.93	114,140.47	137,755.38	248,078.05	76,558.29	129,240.35	810,247.08
高級舗装	面積 m ²	43,788.86	351,374.43	715,118.74	467,080.69	1,152,076.50	1,157,162.17	1,571,815.23	404,541.64	543,996.38	6,406,954.64
簡易舗装	延長 m	11.00	338.68	936.31	1,991.46	4,044.75	14,601.40	29,057.37	98,440.89	627,611.80	777,033.66
	面積 m ²	301.95	6,139.58	10,393.84	18,981.87	36,938.49	113,204.08	175,115.33	505,563.89	1,907,975.98	2,774,615.01
旧水戸分小計	延長 m	1,121.33	15,574.22	48,090.15	43,236.98	118,321.12	152,941.01	278,632.39	176,597.02	767,822.77	1,602,336.99
	面積 m ²	44,090.81	357,817.82	727,188.67	487,514.11	1,190,224.37	1,274,446.13	1,757,236.42	918,381.13	2,484,944.50	9,241,843.96
セメント	延長 m	0.00	0.00	0.00	0.00	5.50	30.30	80.40	123.60	782.02	1,021.82
コンクリート舗装	面積 m ²	0.00	0.00	0.00	0.00	58.30	273.35	410.58	505.04	2,872.14	4,119.41
アスファルト	延長 m	101.48	810.22	7,824.44	3,771.11	8,645.30	26,957.60	20,514.82	17,970.15	7,758.33	94,353.45
高級舗装	面積 m ²	2,475.35	14,150.48	115,712.46	42,406.42	87,419.42	273,269.12	131,951.02	103,593.64	36,711.68	807,689.59
簡易舗装	延長 m	0.00	0.00	26.37	473.02	117.08	51.46	512.39	36,519.00	146,312.42	184,011.74
	面積 m ²	0.00	0.00	298.59	5,903.38	1,197.68	437.77	3,078.58	180,696.96	493,819.13	685,432.09
内原分小計	延長 m	101.48	810.22	7,850.81	4,244.13	8,767.88	27,039.36	21,107.61	54,612.75	154,852.77	279,387.01
	面積 m ²	2,475.35	14,150.48	116,011.05	48,309.80	88,675.40	273,980.24	135,440.18	284,795.64	533,402.95	1,497,241.09
合計	延長 m	1,222.81	16,384.44	55,940.96	47,481.11	127,089.00	179,980.37	299,740.00	231,209.77	922,675.54	1,881,724.00
	面積 m ²	46,566.16	371,968.30	843,199.72	535,823.91	1,278,899.77	1,548,426.37	1,892,676.60	1,203,176.77	3,018,347.45	10,739,085.05

※橋りょうを含む
延長：実延長
面積：道路部

旧水戸分

内原分

合計

舗装率 = $\frac{\text{舗装延長}}{\text{実延長}} = \frac{1,602,336.99}{1,811,923.76} = 88.43\%$	舗装率 = $\frac{\text{舗装延長}}{\text{実延長}} = \frac{279,387.01}{395,343.17} = 70.67\%$	舗装率 = $\frac{\text{舗装延長}}{\text{実延長}} = \frac{1,881,724.00}{2,207,266.93} = 85.25\%$
(簡易含む)	(簡易含む)	(簡易含む)
高級舗装率 = $\frac{\text{高級舗装延長}}{\text{実延長}} = \frac{825,303.33}{1,811,923.76} = 45.55\%$	高級舗装率 = $\frac{\text{高級舗装延長}}{\text{実延長}} = \frac{95,375.27}{395,343.17} = 24.12\%$	高級舗装率 = $\frac{\text{高級舗装延長}}{\text{実延長}} = \frac{920,678.60}{2,207,266.93} = 41.71\%$
(セメント・高級アスファルト)	(セメント・高級アスファルト)	(セメント・高級アスファルト)
改良率 = $\frac{\text{規格改良済延長}}{\text{実延長}} = \frac{881,602.16}{1,811,923.76} = 48.66\%$	改良率 = $\frac{\text{規格改良済延長}}{\text{実延長}} = \frac{95,793.39}{395,343.17} = 24.23\%$	改良率 = $\frac{\text{規格改良済延長}}{\text{実延長}} = \frac{977,395.55}{2,207,266.93} = 44.28\%$

幅員別道路延長調書（その1）

令和 7年 4月 1日

地域		山 根	上中妻	河和田	寿	笠 原	吉 田	酒 門	渡 里	赤 塚	見 川	千 波	駅 南	浜 田
幅員 (道路数)	区分													
	22m	延長 m	45.48	106.36	69.66	79.69	2,270.61	1,124.38	1,129.31	1,764.66	237.38	69.30	5,231.52	23.47
	以上	面積 m ²	1,398.65	2,662.37	1,668.76	1,826.90	62,778.48	32,625.50	26,418.31	54,851.55	5,038.04	2,696.93	162,618.33	620.29
	13m 以上	延長 m	6,859.22	5,785.66	3,930.61	4,206.37	1,661.53	3,324.65	4,547.03	3,994.40	2,807.68	1,831.41	4,419.57	2,144.84
	22m 未満	面積 m ²	109,657.64	89,971.70	66,296.19	72,069.24	27,050.26	50,166.42	76,589.49	70,141.49	48,050.23	33,931.07	81,761.59	34,658.99
	9m 以上	延長 m	7,812.09	15,026.00	19,254.16	8,334.07	4,137.65	18,550.66	12,124.10	3,645.02	6,216.04	770.18	6,457.06	1,632.08
	13m 未満	面積 m ²	87,631.60	163,793.26	211,297.92	88,470.98	44,799.47	203,047.78	133,449.34	41,282.55	67,445.77	8,332.59	73,839.97	17,336.39
	7.5m 以上	延長 m	7,810.65	4,902.02	10,667.49	4,787.92	4,740.70	3,868.65	9,408.13	6,179.39	4,598.17	2,446.07	3,133.45	2,199.64
	9m 未満	面積 m ²	67,422.94	42,380.69	91,300.70	40,968.76	40,170.60	32,139.84	79,699.69	51,257.05	40,149.23	21,335.41	26,261.31	18,442.61
	6.5m 以上	延長 m	3,163.76	2,939.38	2,904.80	3,014.89	4,149.34	8,737.88	5,213.00	4,060.72	3,194.63	2,201.49	1,281.41	1,676.88
	7.5m 未満	面積 m ²	24,610.50	21,509.82	21,065.21	21,045.98	29,466.35	62,977.41	38,976.83	28,744.90	22,978.10	16,110.39	9,264.20	12,200.52
	5.5m 以上	延長 m	19,050.85	11,783.03	16,244.84	23,305.28	16,129.11	28,420.55	15,691.51	18,302.62	16,303.07	7,091.13	17,491.74	15,567.82
	6.5m 未満	面積 m ²	118,177.16	73,092.13	102,707.16	148,389.42	101,612.39	180,072.63	97,370.92	115,414.80	103,583.19	45,869.94	107,765.01	96,493.40
	4.5m 以上	延長 m	6,909.18	7,036.97	8,169.68	4,176.03	6,886.17	9,067.34	7,115.35	6,728.69	4,936.24	3,570.56	4,014.34	5,267.21
	5.5m 未満	面積 m ²	38,692.58	35,948.36	40,860.69	21,099.98	35,721.94	48,773.84	36,901.53	34,434.80	25,625.16	18,806.75	20,751.73	27,177.22
	3.5m 以上	延長 m	12,767.35	12,937.66	16,363.19	10,909.91	14,657.31	22,398.95	22,026.87	19,670.60	14,391.58	11,377.62	9,472.24	12,859.63
	4.5m 未満	面積 m ²	53,026.83	50,230.07	68,623.09	44,619.94	59,896.25	88,105.15	89,415.70	81,734.80	59,594.48	46,258.77	38,313.00	53,078.27
	2.5m 以上	延長 m	23,324.52	20,833.15	9,023.24	7,463.74	10,880.67	19,326.28	19,671.55	5,694.43	6,966.99	3,410.92	4,995.13	4,213.58
	3.5m 未満	面積 m ²	70,256.96	62,310.10	25,719.38	21,010.38	31,290.45	55,854.17	59,723.45	16,984.46	20,075.28	10,373.53	15,339.53	12,871.53
	1.5m 以上	延長 m	12,079.25	12,547.42	7,145.02	2,667.30	7,262.76	6,862.37	13,149.32	9,637.42	7,271.43	2,863.77	3,837.99	3,303.03
	2.5m 未満	面積 m ²	26,890.49	25,632.18	14,631.34	5,116.24	14,026.35	14,210.49	28,414.90	19,241.39	13,731.77	5,633.57	7,901.40	6,623.99
	1.5m	延長 m	32.39	162.21	55.45	0.00	0.00	64.04	64.56	232.67	1.95	0.00	0.00	70.25
	未満	面積 m ²	60.48	213.31	83.87	0.00	0.00	40.68	80.94	251.13	6.08	0.00	83.85	395.81
	合 計	延長 m	99,854.74	94,059.86	93,828.14	68,945.20	72,775.85	121,745.75	110,140.73	79,910.62	66,925.16	35,632.45	60,334.45	48,958.43
		面積 m ²	597,825.83	567,743.99	644,244.31	464,617.82	446,812.54	768,013.91	667,041.10	514,268.92	406,277.33	209,348.95	543,899.92	278,899.02

延長：表延長
面積：道路敷面積

幅員別道路延長調書（その２）

令和 7年 4月 1日

地域		上大野	飯 富	常 磐	上 市	城 東	国 田	柳 河	常 澄	旧水戸分 小 計	内 原	合 計
幅員(道路数)	区分	延長 m	69.10	113.13	694.39	74.44	90.70	255.51	1,335.17	15,986.27	1,816.15	17,802.42
		面積 m ²	1,778.45	3,715.33	19,497.06	292.85	2,480.70	6,292.10	46,629.91	477,274.43	44,533.13	521,807.56
22m 以上	延長 m	2,920.49	4,563.90	2,833.41	3,835.62	920.12	1,437.45	527.48	10,808.38	77,476.68	18,186.94	95,663.62
	面積 m ²	41,291.72	71,904.89	45,940.90	65,689.56	13,386.49	21,507.76	8,404.27	170,138.31	1,271,896.69	291,843.93	1,563,740.62
9m 以上	延長 m	1,119.37	12,758.33	9,863.67	9,907.72	3,472.87	5,015.55	3,237.67	23,816.17	178,979.00	24,086.35	203,065.35
	面積 m ²	12,089.65	138,481.86	110,714.03	107,569.09	38,870.67	52,397.64	36,282.06	251,902.11	1,959,004.35	258,461.39	2,217,465.74
7.5m 以上	延長 m	2,884.18	7,645.71	7,271.96	5,020.55	971.24	4,685.91	3,172.75	17,373.52	116,859.26	15,785.95	132,645.21
	面積 m ²	24,423.76	65,628.19	62,185.40	42,853.12	8,106.41	39,366.98	26,532.92	142,478.54	990,973.97	126,401.51	1,117,375.48
6.5m 以上	延長 m	2,499.19	5,931.47	1,625.98	5,252.31	2,381.22	6,516.88	1,056.06	21,408.91	90,123.10	23,061.12	113,184.22
	面積 m ²	18,280.03	42,535.84	11,518.44	38,033.50	17,093.67	47,449.70	7,710.61	148,413.65	647,557.01	158,154.99	805,712.00
5.5m 以上	延長 m	8,040.01	8,996.81	8,333.39	8,453.31	3,229.27	7,756.78	6,058.18	50,908.29	309,377.46	50,721.53	360,098.99
	面積 m ²	48,506.03	55,411.79	51,770.75	52,450.51	20,714.51	47,869.35	37,518.83	306,979.99	1,924,732.25	302,506.81	2,227,239.06
4.5m 以上	延長 m	9,271.87	9,575.63	5,088.04	7,189.03	2,594.84	12,770.75	9,548.38	56,954.93	190,258.16	54,975.78	245,233.94
	面積 m ²	47,834.09	49,988.69	26,413.19	38,584.42	13,923.37	63,636.83	48,402.40	282,288.31	974,397.31	273,570.64	1,247,967.95
3.5m 以上	延長 m	16,779.06	13,526.09	24,983.32	15,486.07	2,813.24	17,364.25	10,631.41	71,029.87	359,991.56	79,096.21	439,087.77
	面積 m ²	67,945.10	55,194.05	102,187.80	63,077.21	12,081.81	71,046.90	43,264.40	287,138.27	1,467,656.14	311,635.53	1,779,291.67
2.5m 以上	延長 m	17,117.14	10,412.76	8,846.75	10,539.02	4,195.92	10,848.46	11,326.22	61,820.27	276,791.91	88,487.93	365,279.84
	面積 m ²	52,158.76	32,469.73	27,289.97	32,237.07	12,670.96	33,598.54	34,737.85	180,907.64	827,533.57	262,773.06	1,090,306.63
1.5m 以上	延長 m	4,918.06	15,658.36	9,722.48	8,686.27	1,360.43	3,675.33	9,708.09	43,650.85	191,393.50	38,902.21	230,295.71
	面積 m ²	11,148.49	32,185.92	20,241.71	44,465.06	2,733.03	8,079.15	19,574.52	94,355.76	426,651.30	84,864.50	511,515.80
1.5m 未満	延長 m	108.96	294.43	411.82	403.39	4.34	95.74	0.00	2,595.97	4,686.86	223.00	4,909.86
	面積 m ²	148.54	442.57	518.76	546.75	6.00	301.26	0.00	3,494.16	6,821.94	348.75	7,170.69
合 計	延長 m	65,671.93	89,432.59	79,103.95	75,467.68	22,017.93	70,257.80	55,521.75	361,702.33	1,811,923.76	395,343.17	2,207,266.93
	面積 m ²	324,210.42	546,021.98	462,496.28	505,003.35	139,879.77	387,734.81	268,719.96	1,914,726.65	10,974,498.96	2,115,094.24	13,089,593.20

延長：実延長
面積：道路敷面積

橋りょう種類別総括表

水 戸 市
令和 7年 4月 1日

種類	木			橋			混			合			石			橋			鋼			コンクリート橋			合			計		
	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡			
地域 延長面積	山根	0	0.00	0.00	1	11.07	48.01	0	0.00	0.00	1	2.42	12.89	4	15.17	155.06	6	28.66	215.96											
	上中妻	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	29	305.66	1,783.46											
	河和田	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	25	161.97	1,577.54											
	寿	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	9	112.12	942.48											
	笠原	0	0.00	0.00	3	59.89	477.53	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	4	55.92	312.34											
	吉田	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00											
	酒門	0	0.00	0.00	2	30.88	223.91	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	20	123.31	857.80											
	渡里	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	8.45	83.66	17	330.40	2,339.27	18	338.85	2,422.93											
	赤塚	0	0.00	0.00	5	71.12	192.45	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	2	53.65	772.65											
	見川	1	17.00	35.70	1	30.85	289.99	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	11	510.71	6,008.18											
	千波	0	0.00	0.00	2	42.00	273.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	2	42.30	532.60											
	駅南	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	313.41	8,069.33	10	364.16	6,390.77	11	677.57	14,460.10											
	浜田	1	7.50	11.25	6	185.03	2,017.31	0	0.00	0.00	1	60.30	391.95	9	107.95	837.65	17	360.78	3,258.16											
	上大野	0	0.00	0.00	1	49.40	308.65	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	42	177.53	1,041.35											
	飯富	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	15	512.95	3,886.12											
	常磐	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	8	48.44	619.51											
	上市	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	5	38.46	195.81											
	城東	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	2	11.45	53.28											
	国田	0	0.00	0.00	7	180.85	825.73	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	30	123.81	903.49											
柳河	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	27	133.13	533.94												
常澄	0	0.00	0.00	1	4.00	38.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	165	780.84	4,058.73												
旧水戸分小計	2	24.50	46.95	29	665.09	4,694.58	0	0.00	0.00	4	384.58	8,557.83	436	4,009.93	33,802.03	471	5,084.10	47,101.39												
内原	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	2.80	6.44	1	8.00	24.00	104	722.70	4,165.32	106	733.50	4,195.76												
合計	2	24.50	46.95	29	665.09	4,694.58	1	2.80	6.44	5	392.58	8,581.83	540	4,732.63	37,967.35	577	5,817.60	51,297.15												

延長：実延長
面積：道路部面積

橋りょう幅員別調査

水戸市

令和7年4月1日

幅員 (道路部)	9.0m以上			6.5m以上			4.5m以上			2.5m以上			1.5m以上			1.5m未満			合 計		
	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡	橋数 本	延長 m	面積 ㎡
地域																					
山根	1	5.12	63.84	2	8.05	79.94	2	4.42	24.17	1	11.07	48.01	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	6	28.66	215.96
上中妻	5	24.75	456.22	5	20.60	149.47	5	161.95	819.78	12	91.86	344.29	2	6.50	13.70	0	0.00	0.00	29	305.66	1,783.46
河和田	10	107.76	1,343.12	2	14.95	98.05	4	11.36	58.97	6	18.40	57.99	3	9.50	19.41	0	0.00	0.00	25	161.97	1,577.54
寿	5	41.07	459.76	2	62.40	437.60	1	4.00	24.00	1	4.65	21.12	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	9	112.12	942.48
笠原	2	25.42	315.07	0	0.00	0.00	4	88.19	465.56	1	2.20	9.24	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	7	115.81	789.87
吉田	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
酒門	6	42.33	473.86	5	43.05	322.34	2	17.97	98.73	9	50.84	186.78	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	22	154.19	1,081.71
渡里	3	70.15	1,017.29	2	65.00	442.15	4	70.01	421.51	9	133.69	541.98	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	18	338.85	2,422.93
赤塚	1	36.10	649.80	1	17.55	122.85	1	11.80	65.60	1	4.52	12.65	3	54.80	114.20	0	0.00	0.00	7	124.77	965.10
見川	7	485.18	5,914.72	2	24.96	198.18	2	29.20	175.57	1	2.22	9.70	1	17.00	35.70	0	0.00	0.00	13	558.56	6,333.87
千波	1	21.50	387.00	2	41.80	313.60	1	21.00	105.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	4	84.30	805.60
駅南	7	579.50	14,011.06	1	27.62	215.79	1	19.45	102.21	1	23.55	70.65	1	27.45	60.39	0	0.00	0.00	11	677.57	14,460.10
浜田	5	183.08	2,466.04	1	60.30	391.95	2	16.80	97.54	7	86.50	276.86	2	14.10	25.77	0	0.00	0.00	17	360.78	3,258.16
上大野	2	20.85	300.47	4	19.00	145.36	17	99.35	601.77	18	79.83	284.33	2	7.90	18.07	0	0.00	0.00	43	226.93	1,350.00
飯富	3	110.50	1,324.68	4	225.75	1,717.71	4	66.80	403.69	4	109.90	440.04	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	15	512.95	3,886.12
常磐	1	7.90	403.04	2	14.24	116.17	0	0.00	0.00	5	26.30	100.30	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	8	48.44	619.51
上 市	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	22.71	147.27	4	15.75	48.54	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	5	38.46	195.81
城 東	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	4.65	26.08	1	6.80	27.20	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	2	11.45	53.28
国 田	10	39.80	527.09	2	9.65	77.20	12	138.71	703.88	12	114.00	415.05	1	2.50	6.00	0	0.00	0.00	37	304.66	1,729.22
柳 河	0	0.00	0.00	1	5.07	44.61	8	24.80	127.36	18	103.26	361.97	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	27	133.13	533.94
常 澄	12	117.80	1,362.97	13	56.54	414.01	34	157.70	828.28	101	429.70	1,445.54	6	23.10	45.93	0	0.00	0.00	166	784.84	4,096.73
旧水戸分小計	81	1,918.81	31,476.03	51	716.53	5,286.98	106	970.87	5,296.97	212	1,315.04	4,702.24	21	162.85	339.17	0	0.00	0.00	471	5,084.10	47,101.39
内 原	9	103.20	1,451.10	11	65.80	509.96	34	210.70	1,076.13	51	351.00	1,152.13	1	2.80	6.44	0	0.00	0.00	106	733.50	4,195.76
合 計	90	2,022.01	32,927.13	62	782.33	5,796.94	140	1,181.57	6,373.10	263	1,666.04	5,854.37	22	165.65	345.61	0	0.00	0.00	577	5,817.60	51,297.15

延長：実延長
面積：道路部面積

市町村公共施設調査（橋りょう総括表）

水戸市（自転車道）
令和7年4月1日

ブロック	等級	木			橋			混			合			橋			石			橋			鋼			コンクリート橋			計		
		数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積			
1	1 級																														
	2 級																														
	その他																														
	小 計																														
山 根	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
	1 級																														
	2 級																														
2	その他																														
	小 計																														
	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
上 中 妻	1 級																														
	2 級																														
	その他																														
	小 計																														
3	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
	1 級																														
	2 級																														
河 和 田	その他																														
	小 計																														
	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
4	1 級																														
	2 級																														
	その他																														
	小 計																														
寿	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
	1 級																														
	2 級																														

水戸市（自転車道）
令和7年4月1日

ブロック	等級	木			混			台			橋			石			鋼			コンクリート			計		
		数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積
5	1級																								
	2級																								
	その他																								
	小計																								
	荷重制限橋																								
6	交通不能橋																								
	1級																								
	2級																								
	その他																								
	小計																								
7	荷重制限橋																								
	交通不能橋																								
	1級																								
	2級																								
	その他																								
8	小計																								
	荷重制限橋																								
	交通不能橋																								
	1級																								
	2級																								
9	その他																								
	小計																								
	荷重制限橋																								
	交通不能橋																								
	1級																								

水戸市(自転車道)

[illegible]

水戸市（自転車道）
令和7年4月1日

ブロック	等級	木			混			台			橋			石			鋼			橋			コンクリート			計		
		数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積
13	1級																											
	2級																											
	その他																											
	小計																											
	荷重制限橋																											
14	交通不能橋																											
	1級																											
	2級																											
	その他																											
	小計																											
15	荷重制限橋																											
	交通不能橋																											
	1級																											
	2級																											
	その他																											
16	小計																											
	荷重制限橋																											
	交通不能橋																											
	1級																											
	2級																											
常磐	その他																											
	小計																											
	荷重制限橋																											
	交通不能橋																											

水戸市（自転車道）
令和7年4月1日

ブロック	等級	木			混			合			橋			石			橋			鋼			コンクリート			橋			計		
		数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積
17 上	1 級																														
	2 級																														
	その他																														
	小計																														
	荷重制限橋																														
18 城	交通不能橋																														
	1 級																														
	2 級																														
	その他																														
	小計																														
19 国	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
	1 級																														
	2 級																														
	その他																														
20 柳	小計																														
	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
	1 級																														
	2 級																														
	その他																														
	小計																														
	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
	1 級																														

水戸市(自転車道)

[illegible]

市町村公共施設調査（橋りょう総括表）（自転車道を含む）

水戸市（自転車道を含む）
令和7年4月1日

ブロック	等級	木			橋			混			合			石			鋼			コンクリート橋			計		
		数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積
1	1 級																			3	13.17	143.78	3	13.17	143.78
	2 級																								
	その他																								
	小 計				1	11.07	48.01													1	2.00	11.28	3	15.49	72.18
山 根	荷重制限橋																								
	交通不能橋																								
	1 級																								
	2 級																			1	2.65	20.27	1	2.65	20.27
上 中 妻	その他																			27	299.91	1,722.89	27	299.91	1,722.89
	小 計																			29	305.66	1,783.46	29	305.66	1,783.46
	荷重制限橋																								
	交通不能橋																								
3	1 級																			6	18.90	50.47	6	18.90	50.47
	2 級																			6	76.06	946.05	6	76.06	946.05
	その他																			1	12.45	81.55	1	12.45	81.55
	小 計																			18	73.46	549.94	18	73.46	549.94
河 和 田	1 級																			25	161.97	1,577.54	25	161.97	1,577.54
	2 級																								
	その他																								
	小 計																								
4	荷重制限橋																								
	交通不能橋																			5	15.70	35.91	5	15.70	35.91
	1 級																			3	35.95	406.62	3	35.95	406.62
	2 級																			2	6.32	49.00	2	6.32	49.00
寿	その他																			4	69.85	486.86	4	69.85	486.86
	小 計																			9	112.12	942.48	9	112.12	942.48
	荷重制限橋																								
	交通不能橋																								

水戸市（自転車道を含む）
令和7年4月1日

ブロック	等級	木			混			合			石			鋼			コンクリート			計		
		数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積
9	1級																1	36.10	649.80	1	36.10	649.80
	2級																					
	その他																1	17.55	122.85	6	88.67	315.30
	小計				5	71.12	192.45										2	53.65	772.65	7	124.77	965.10
赤塚	荷重制限橋																					
	交通不能橋				4	59.32	126.85													4	59.32	126.85
	1級																2	205.45	2,796.49	2	205.45	2,796.49
	2級				1	30.85	289.99										3	89.43	1,061.51	4	120.28	1,351.50
見川	その他	1	17.00	35.70													6	215.83	2,150.18	7	232.83	2,185.88
	小計	1	17.00	35.70	1	30.85	289.99										11	510.71	6,008.18	13	558.56	6,333.87
	荷重制限橋																					
	交通不能橋	1	17.00	35.70																1	17.00	35.70
11	1級																1	21.50	387.00	1	21.50	387.00
	2級																					
	その他				2	42.00	273.00										1	20.80	145.60	3	62.80	418.60
	小計				2	42.00	273.00										2	42.30	532.60	4	84.30	805.60
千波	荷重制限橋																					
	交通不能橋																					
	1級													1	313.41	8,069.33	4	149.73	4,393.70	5	463.14	12,463.03
	2級																					
12	その他																6	214.43	1,997.07	6	214.43	1,997.07
	小計													1	313.41	8,069.33	10	364.16	6,390.77	11	677.57	14,460.10
	荷重制限橋																					
	交通不能橋																					
駅南	1級																1	27.45	60.39	1	27.45	60.39
	2級																					
	その他																					
	小計																					
見川	荷重制限橋																					
	交通不能橋																					
	1級																					
	2級																					

令和7年4月1日

[illegible]

水戸市（自転車道を含む）
令和7年4月1日

ブロック	等級	木			混			合			石			鋼			コンクリート			計		
		数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積
17	1 級																					
	2 級																					
	その他																5	38.46	195.81	5	38.46	195.81
	小計																5	38.46	195.81	5	38.46	195.81
	荷重制限橋																1	22.71	147.27	1	22.71	147.27
18	交通不能橋																4	15.75	48.54	4	15.75	48.54
	1 級																					
	2 級																					
	その他																2	11.45	53.28	2	11.45	53.28
	小計																2	11.45	53.28	2	11.45	53.28
19	荷重制限橋																					
	交通不能橋																					
	1 級																					
	2 級																					
	その他																30	123.81	903.49	35	296.21	1,661.64
20	小計																30	123.81	903.49	37	304.66	1,729.22
	荷重制限橋																					
	交通不能橋																6	20.60	58.92	6	20.60	58.92
	1 級																1	17.90	53.70	1	17.90	53.70
	2 級																1	2.00	9.00	1	2.00	9.00
柳河	その他																25	113.23	471.24	25	113.23	471.24
	小計																27	133.13	533.94	27	133.13	533.94
	荷重制限橋																					
	交通不能橋																					
																	6	40.90	117.57	6	40.90	117.57

水戸市（自転車道を含む）
令和7年4月1日

ブロック	等級	木			混			台			橋			石			橋			鋼			コンクリート橋			計		
		数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積			
21	1級				1	4.00	38.00															16	70.24	666.22	17	74.24	704.22	
	2級																					15	60.70	354.53	15	60.70	354.53	
	その他																					134	649.90	3,037.98	134	649.90	3,037.98	
	小計				1	4.00	38.00															165	780.84	4,058.73	166	784.84	4,096.73	
22	荷重制限橋																											
	交通不能橋																											
	1級													1	2.80	6.44												
	2級																					4	61.40	744.64	5	64.20	751.08	
内	その他																					3	28.00	404.88	3	28.00	404.88	
	小計																					97	633.30	3,015.80	98	641.30	3,039.80	
	荷重制限橋													1	2.80	6.44						104	722.70	4,165.32	106	733.50	4,195.76	
	交通不能橋																											
合	1級													1	2.80	6.44						31	177.00	464.75	33	187.80	495.19	
	2級				2	8.30	59.93							1	2.80	6.44						52	942.29	14,059.46	56	1,266.80	22,195.16	
	その他				3	86.70	1,168.01															27	205.65	2,002.31	31	300.80	3,253.98	
	小計	2	24.50	46.95	24	570.09	3,466.64															461	3,584.69	21,905.58	490	4,250.00	25,848.01	
合	荷重制限橋																											
	交通不能橋																											
	小計	2	24.50	46.95	29	665.09	4,694.58							1	2.80	6.44						540	4,732.63	37,967.35	577	5,817.60	51,297.15	
	交通不能橋																					1	22.71	147.27	1	22.71	147.27	
合	交通不能橋	2	24.50	46.95	5	110.22	279.55							1	2.80	6.44						105	540.91	1,449.53	114	686.43	1,806.47	

市町村公共施設調査（橋りょう総括表）（自転車道を除く）

水戸市（自転車道を除く）
令和7年4月1日

ブロック	等級	木			橋			混			合			橋			石			鋼			橋			コンクリート橋			計		
		数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積			
1	1 級																							3	13.17	143.78	3	13.17	143.78		
	2 級																														
	その他																														
	小 計				1	11.07	48.01							1	2.42	12.89	1	2.00	11.28	3	15.49	72.18									
山 根	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
	1 級																							1	3.10	40.30	1	3.10	40.30		
	2 級																							1	2.65	20.27	1	2.65	20.27		
上 中 妻	その他																							27	299.91	1,722.89	27	299.91	1,722.89		
	小 計																							29	305.66	1,783.46	29	305.66	1,783.46		
	荷重制限橋																														
	交通不能橋																							6	18.90	50.47	6	18.90	50.47		
3	1 級																							6	76.06	946.05	6	76.06	946.05		
	2 級																							1	12.45	81.55	1	12.45	81.55		
	その他																							18	73.46	549.94	18	73.46	549.94		
	小 計																							25	161.97	1,577.54	25	161.97	1,577.54		
河 和 田	荷重制限橋																														
	交通不能橋																							5	15.70	35.91	5	15.70	35.91		
	1 級																							3	35.95	406.62	3	35.95	406.62		
	2 級																							2	6.32	49.00	2	6.32	49.00		
4	その他																							4	69.85	486.86	4	69.85	486.86		
	小 計																							9	112.12	942.48	9	112.12	942.48		
	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
寿																															

水戸市（自転車道を除く）
令和7年4月1日

ブロック	等級	木			橋			混			合			橋			石			鋼			橋			コンクリート橋			計		
		数	橋長	面積	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	
9	1級																							1	36.10	649.80	1	36.10	649.80		
	2級																														
	その他																							1	17.55	122.85	6	88.67	315.30		
	小計																							2	53.65	772.65	7	124.77	965.10		
赤塚	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
	1級																														
	2級																							2	205.45	2,796.49	2	205.45	2,796.49		
10	その他																							3	89.43	1,061.51	4	120.28	1,351.50		
	小計	1	17.00	35.70																				6	215.83	2,150.18	7	232.83	2,185.88		
	見川	1	17.00	35.70	1	30.85	289.99																11	510.71	6,008.18	13	558.56	6,333.87			
	荷重制限橋																														
11	交通不能橋	1	17.00	35.70																											
	1級																						1	21.50	387.00	1	21.50	387.00			
	2級																														
	その他																						1	20.80	145.60	3	62.80	418.60			
千波	小計				2	42.00	273.00																2	42.30	532.60	4	84.30	805.60			
	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
	12	1級																					4	149.73	4,393.70	5	463.14	12,463.03			
駅南	2級																														
	その他																						5	190.88	1,926.42	5	190.88	1,926.42			
	小計																						9	340.61	6,320.12	10	654.02	14,389.45			
	荷重制限橋																														
交通不能橋																							1	27.45	60.39	1	27.45	60.39			

水戸市（自転車道を除く）
令和7年4月1日

ブロック	等級	木			混			合			石			鋼			コンクリート			計		
		数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積	数	橋長	橋面積
17	1 級																					
	2 級																					
	その他																5	38.46	195.81	5	38.46	195.81
	小計																5	38.46	195.81	5	38.46	195.81
上	荷重制限橋																					
	交通不能橋																4	15.75	48.54	4	15.75	48.54
	1 級																					
	2 級																					
18	その他																2	11.45	53.28	2	11.45	53.28
	小計																2	11.45	53.28	2	11.45	53.28
	荷重制限橋																					
	交通不能橋																					
19	1 級																					
	2 級																					
	その他																30	123.81	903.49	35	296.21	1,661.64
	小計																30	123.81	903.49	37	304.66	1,729.22
国	荷重制限橋																					
	交通不能橋																6	20.60	58.92	6	20.60	58.92
	1 級																1	17.90	53.70	1	17.90	53.70
	2 級																1	2.00	9.00	1	2.00	9.00
20	その他																25	113.23	471.24	25	113.23	471.24
	小計																27	133.13	533.94	27	133.13	533.94
	荷重制限橋																					
	交通不能橋																6	40.90	117.57	6	40.90	117.57
柳	1 級																					
	2 級																					
	その他																					
	小計																					
河	荷重制限橋																					
	交通不能橋																					
	1 級																					
	2 級																					

水戸市（自転車道を除く）
令和7年4月1日

ブロック	等級	木			橋			混			台			橋			石			橋			鋼			コンクリート橋			計		
		数	橋長	面積	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積	数	橋長	面積				
21	1級				1	4.00	38.00															16	70.24	666.22	17	74.24	704.22				
	2級																					15	60.70	354.53	15	60.70	354.53				
	その他																					134	649.90	3,037.98	134	649.90	3,037.98				
	小計				1	4.00	38.00															165	780.84	4,058.73	166	784.84	4,096.73				
22	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
	1級													1	2.80	6.44															
	2級																					4	61.40	744.64	5	64.20	751.08				
内	その他																					3	28.00	404.88	3	28.00	404.88				
	小計																					97	633.30	3,015.80	98	641.30	3,039.80				
	荷重制限橋													1	2.80	6.44						104	722.70	4,165.32	106	733.50	4,195.76				
	交通不能橋																														
合計	1級												1	2.80	6.44							31	177.00	464.75	33	187.80	495.19				
	2級				2	8.30	59.93						1	2.80	6.44							52	942.29	14,059.46	56	1,266.80	22,195.16				
	その他				3	86.70	1,168.01															27	205.65	2,002.31	31	300.80	3,253.98				
	小計	2	24.50	46.95	24	570.09	3,466.64															460	3,561.14	21,834.93	489	4,226.45	25,777.36				
合計	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
	1級																														
	2級	2	24.50	46.95	29	665.09	4,694.58						1	2.80	6.44							539	4,709.08	37,896.70	576	5,794.05	51,226.50				
合計	荷重制限橋																														
	交通不能橋																														
	1級																					1	22.71	147.27	1	22.71	147.27				
	2級	2	24.50	46.95	5	110.22	279.55						1	2.80	6.44							105	540.91	1,449.53	114	686.43	1,806.47				

都 市 計 画

(3) 都市計画決定一覧表

(令和7年4月1日現在)

名 称	規 模	備 考
都 市 計 画 区 域	21,732ha	
市 街 化 区 域	4,251ha	
市街化調整区域	17,481ha	
用 途 地 域	4,251ha	
特 別 用 途 地 区	212.0ha	
防 火 地 域	118ha	
準 防 火 地 域	283ha	
高 度 地 区	2,756ha	
高 度 利 用 地 区	6.3ha	4地区
風 致 地 区	539.2ha	7地区
駐 車 場 整 備 地 区	352.0ha	2地区
特 別 緑 地 保 全 地 区	24.0ha	1地区
道 路	224,275m (283,155)	81路線
駐 車 場	22,370m ²	9か所
公 園	218.95ha	66か所
交 通 広 場	3,800m ²	1か所
第1号公共下水道	3,510ha	
第2号公共下水道(特環)	63ha	
第3号公共下水道	4,372ha	
第4号公共下水道	288ha	
土地区画整理事業	542.7ha	17地区(都決していない4地区74.7haを含む)
市街地再開発事業	12.4ha	8地区(都決していない2地区2.1haを含む)
ご み 焼 却 場	8.6ha	1か所
市 場	21.5ha	1か所
汚 物 処 理 場	3.8ha	1か所
火 葬 場	4.6ha	2か所
緑 地	101.8ha	5か所
河 川	24,400m	1河川
地 区 計 画	595.4ha	25地区

注：() 内の数字は行政区域外を含む。

2 都市計画区域

「都市計画区域」とは、都市計画の目的、対象となる土地の範囲であり、都市計画の樹立に際して最初に指定されるもので、現在及び将来にわたり社会、経済等が有機的に一体となって、円滑な都市活動が営まれる範囲を包括するものであり、都市発展の情勢に対して、都市施設を整備する区域である。

水戸市の都市計画区域の変遷表

(令和7年4月1日現在)

決定年月日	行政面積(ha)	都市計画区域(ha)	内 容
昭和5年3月24日	617	617	水戸都市計画区域(旧都市計画法)
昭和31年12月24日	8,693	8,693	町村合併等により増じた面積の追加
昭和33年12月26日	14,602	14,602	赤塚村等を追加
昭和45年2月19日	14,596	14,596	水戸・勝田都市計画区域
平成元年11月10日	14,701	14,701	行政区域面積の見直し
平成4年3月3日	17,590	17,590	合併により(常澄村)
平成17年2月1日	21,732	21,732	合併により(内原町)

水戸・勝田都市計画区域の範囲

(令和7年4月1日現在)

市町村名	都市計画区域	都市計画区域面積(ha)	構成比(%)	人口(千人) (R2国調)	構成比(%)
水戸市	市全域	21,732	36.32	270.7	47.84
ひたちなか市	市全域	9,997	16.71	156.6	27.68
那珂市	市全域	9,780	16.34	53.5	9.46
大洗町	町全域	2,389	3.99	15.7	2.77
茨城町	町全域	12,164	20.33	31.4	5.55
東海村	村全域	3,765	6.29	37.9	6.70
城里町	町の一部	12	0.02	—	—
計		59,839	100.00	565.8	100.00

3 市街化区域・市街化調整区域

本市では、昭和44年6月に施行された都市計画法に基づき、土地利用計画の実効性を高めるため、自然条件や土地利用の状況などに応じ、土地の合理的な利用を図るため、昭和46年3月15日に市街化区域・市街化調整区域が定められた。

当初、市街化区域については、既成市街地である上市・下市及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域として赤塚町・千波町・元吉田町等の区域を定め、さらに昭和52年には双葉台団地、昭和60年には東山団地など、平成6年に百合が丘団地、平成9年に新県庁舎周辺地区などを市街化区域に編入した。その後、平成11年に十万原

地区、平成12年に根本第一地区を編入し、現在の面積は4,251ha（全市域の19.6％）である。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、本市の外周部の森林及び農地及び山林が主で、その面積は17,481haである。

水戸・勝田都市計画市街化区域及び市街化調整区域（3市3町1村）

（令和7年4月1日現在）

市町村名	都市計画区域 面積（ha）	市街化区域		市街化調整区域	
		面積（ha）	構成比（％）	面積（ha）	構成比（％）
水戸市	21,732	4,251	36.52	17,481	36.27
ひたちなか市	9,997	4,209	36.16	5,788	12.01
那珂市	9,780	976	8.38	8,804	18.27
大洗町	2,389	584	5.02	1,805	3.74
茨城町	12,164	510	4.38	11,654	24.18
東海村	3,765	1,103	9.47	2,662	5.52
城里町	12	8	0.07	4	0.01
計	59,839	11,641	100.00	48,198	100.00

決定年月日 昭和46年3月15日

変更年月日 昭和52年8月20日

〃 昭和60年8月1日

〃 平成6年3月17日

〃 平成9年3月27日

〃 平成11年6月10日

〃 平成12年9月21日

※変更年月日は、水戸市変更のみ。

4 地域地区

「地域地区」とは、地域地区を単位にして、建築物の建築をその利用目的（用途）及び形態面から規制し、土地の合理的な利用を図ろうとするものである。

(1) 用途地域

都市には種々雑多な建築物があり、それらを拠点として社会生活が営まれているが、市街化区域であればどのような建築物でも建てられるということになると、都市機能上適当でないことから、それらを規制し、住みよいまちづくりのために一定のルールを定めたものが用途地域制である。

用途地域制は、商業・工業あるいは日常生活の根拠である建築物について一定の規制を加え、各種用途の混在による市街地の雑然たる発展を防止し、土地利用上、それぞれの地域が都市としての機能を十分発揮できるよう、立地条件に照らして建築物を適正に配置し、かつ、空地を保有させることによって快適な日常生活と、健康、安全

及び利便性を確保し、都市の総合的な発展に資することを目的としたものである。したがって、土地利用計画に基づく地域地区の指定によって、それぞれの目的により建築物の用途、構造及び形態について禁止又は制限が加えられる。

(2) 水戸市の用途地域

本市の用途地域は、昭和9年3月24日に、市域面積のうち665.37haについて決定し、既成市街地の土地利用の規制を行った。その後、市域の拡大とともに、昭和30年、同39年、同43年と年次を追って変更され、2,642.90haとなった。

昭和48年1月13日に、都市計画法及び建築基準法の改正による用途地域を決定した。その後、市街地の開発動向を勘案し、市街地の状況と用途地域の適正化を図るため、昭和51年、同52年、同60年、同63年、平成元年に変更を行った。平成4年3月に市域の拡大により3,928haとなり、その後、平成4年、同6年に変更を行った。

その後、再び都市計画法及び建築基準法の改正が行われ、平成8年3月4日に新しい用途地域が決定し、同9年に変更を行った。さらに、平成11年、同12年、同13年、同16年に変更を行い、平成17年2月に市域の拡大により4,251haとなり、同19年、同20年、同21年、同27年、同29年、令和3年、同5年に変更を行っている。

用 途 地 域 の 決 定 状 況

(令和7年4月1日現在)

種 類	面積(ha)	構成比(%)	種 類	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	1,283	30.2	田 園 住 居 地 域	0	0.0
第二種低層住居専用地域	0	0	近 隣 商 業 地 域	214	5.0
第一種中高層住居専用地域	648	15.2	商 業 地 域	220	5.2
第二種中高層住居専用地域	324	7.6	準 工 業 地 域	152	3.6
第 一 種 住 居 地 域	545	12.8	工 業 地 域	165	3.9
第 二 種 住 居 地 域	505	11.9	工 業 専 用 地 域	0	0.0
準 住 居 地 域	195	4.6	計	4,251	100.0

用 途 地 域 変 遷 表

(令和7年4月1日現在)

決定年月日	内 容	面積(ha)
昭和9年3月24日	市域面積13.26km ² のうち665.37haを決定する	665.37
昭和30年3月19日		840.40
昭和39年3月16日		2,604.90
昭和43年12月28日	土地利用状況の再検討を行い新市街地の土地利用促進	2,642.90
昭和48年1月13日	都市計画法の改正に伴う用途地域の決定	3,630
昭和51年11月20日	緑町3丁目・三の丸1丁目・浜田町の各一部の変更	3,630
昭和52年8月20日	線引の見直しに関連して、双葉台団地等の100haを変更	3,730
昭和60年8月1日	線引の見直しに関連して、東山団地等の46haを変更	3,776
昭和63年1月18日	芸術館周辺整備計画に関連して、五軒町1・2丁目の各一部を変更	3,776
平成元年2月23日	酒門町・元石川町の工業地域の一部を住居系用途に変更	3,776
平成4年3月3日	合併により（常澄村）	3,928
平成4年12月17日	都市施設整備の進捗にあわせて9か所を変更	3,928
平成6年3月17日	百合が丘ニュータウンの整備に伴う地区内の変更	3,929
平成8年3月4日	都市計画法の改正に伴う新用途地域の決定	3,929
平成9年3月27日	線引の見直しに関連して、新庁舎周辺等の54haを変更	3,983
平成11年6月10日	線引の見直しに関連して、藤井町十万原地区の128haを変更	4,111
平成12年4月10日	水戸駅南口の準工業地域を商業系用途に変更	4,111
平成12年9月21日	線引の見直しに関連して、根本第一地区の26haを変更	4,137
平成13年1月29日	赤塚駅南口の土地区画整理事業に関連して10haを変更	4,137
平成13年4月16日	泉町1丁目南地区の市街地再開発事業に関連して1haを変更	4,137
平成16年3月31日	水戸ニュータウンの整備に伴う地区内の変更	4,137
平成17年2月1日	合併により（内原町）	4,251
平成19年3月2日	内原駅北土地区画整理事業に関連して地区内を変更	4,251
平成20年4月10日	赤塚1・2丁目の各一部を変更	4,251
平成21年1月8日	水戸ニュータウン地区及び赤塚2丁目、元吉田町の各一部を変更	4,251
平成27年1月23日	米沢工業団地、東部工業団地の工業専用地域を工業地域に変更	4,251
平成29年7月31日	根本地区及び元吉田町、松が丘1丁目等の各一部を変更	4,251
令和3年6月25日	常磐町1丁目、元山町2丁目の各一部を変更	4,251
令和5年11月22日	東前第二土地区画整理事業に関連して地区内を変更	4,251

(3) 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における土地利用の増進や環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区である。本市

では、平成27年1月23日に工場の操業環境の保全と周辺環境との調和を目的とした特別工業地区を米沢工業団地及び東部工業団地の区域において60haを決定した。

その後、平成28年3月29日に均衡のとれた都市構造と適正な土地利用を維持し、集約型都市構造の実現を図るため、大規模集客施設制限地区を市内全ての準工業地域において152haを決定し、変更を行った。

(4) 高度地区

高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区である。本市では、歴史的景観や自然景観の保全、良好な居住環境の保全及び秩序ある都市環境の創出を図るため、平成22年12月1日に市街化区域全域（一部地域を除く）において建築物の高さの最高限度を定めた。その後、平成29年度、令和5年度に用途地域の変更に伴う高度地区の変更を行っている。

高度地区の決定状況

（令和7年4月1日現在）

	面積（ha）	建築物の高さの最高限度
第1種高度地区	6.4	15m以下
第2種高度地区	1,472	20m以下
第3種高度地区	903	25m以下
第4種高度地区	90	31m以下
第5種高度地区	240	45m以下
第6種高度地区	45	60m以下
計	2,756	

(5) 高度利用地区

高度利用地区は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区である。本市では、昭和63年7月25日に宮町1丁目、2丁目、三の丸1丁目、2丁目の各一部約2.1haを高度利用地区に決定し、平成3年に見川2丁目の一部約1.0haを、平成11年に大工町1丁目地区約1.5haを、平成13年に泉町1丁目南地区約1.7haを追加した。（計6.3ha）

(6) 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するために定められるものであり、本市では、現在、防火地域として118ha、準防火地域として283haを決定している。

防火地域及び準防火地域の決定状況

(令和7年4月1日現在) (単位: ha)

決定年月日	防火地域	準防火地域	計
昭和30年10月15日	—	203.68	203.68
昭和32年12月17日	1.973	201.71	203.68
昭和42年8月22日	62.00	149.60	211.60
平成4年12月17日	62.00	149.70	211.70
平成7年12月25日	65.00	150.00	215.00
平成9年4月18日	76.00	241.00	317.00
平成9年8月20日	91.00	262.00	353.00
平成9年10月22日	92.00	262.00	354.00
平成12年4月10日	98.00	266.00	364.00
平成13年1月29日	102.00	272.00	374.00
平成13年4月16日	103.00	271.00	374.00
平成15年3月28日	103.00	277.00	380.00
平成17年2月1日	118.00	279.00	397.00
平成20年4月10日	118.00	282.00	400.00
平成21年1月8日	118.00	283.00	401.00

(7) 風致地区

風致地区は、都市内の自然の風致、景観を維持するために定められ、7地区539.2haを決定している。この地区は、良好な自然的景観を維持し、建築物や宅地造成との調和を図ることを目的とし、水戸市条例によって規制が加えられている。

風致地区の決定状況

(令和7年4月1日現在)

風致地区	面積(ha)	区 域
三の丸風致地区	46.9	北見町、三の丸1～3丁目の各一部
千波風致地区	308.6	千波町、見川1・3丁目、見川町の各一部
笠原風致地区	47.0	千波町、笠原町、米沢町の各一部
常磐風致地区	42.5	緑町2・3丁目、見和1丁目、自由が丘の各一部
八幡風致地区	26.6	金町2・3丁目、八幡町、松本町の各一部
愛宕風致地区	26.5	愛宕町、文京1・2丁目、渡里町の各一部
長者山風致地区	41.1	渡里町、堀町の各一部
計	539.2	

(8) 駐車場整備地区

水戸市中心市街地及び駅南地区において、将来発生が予想される駐車需要に対応した、計画的な駐車場整備を図るため、平成2年10月に駐車場整備地区約330haを決定した。また、平成15年3月に赤塚駅周辺地区について約22haを決定した。

(9) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、良好な自然的環境を形成している地区を保全し、良好な都市環境の形成を図ろうとするものであり、平成5年10月1日に、上市緑地保全地区として約24haを決定した。

5 都市施設

(1) 道路

道路は産業活動をはじめ、市民生活上不可欠なものであり、都市計画法による都市施設として最も重要な位置を占めるものである。都市計画道路の種類は、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路に分けられている。

(2) 水戸市の都市計画道路

本市における都市計画道路は、昭和6年8月3日に、地勢の状況等を配慮し、将来の発展に備え、25路線、延長約73,000mの道路網を計画した。

昭和20年8月の戦災により市街地の大半を焼失したのを機に、当初計画された道路網を全面的に見直し、昭和21年9月4日戦災復興告示による23路線、延長約60,990mを決定した。その後、昭和28年、同32年に市街地の拡張、市域の拡大に伴い、道路網の検討を行い、本市の土地利用計画に対応するように道路の変更、追加を行った。

昭和43年の新都市計画法の制定に伴い、水戸・勝田都市計画区域が決定され広域的な都市交通体系の道路網の計画がなされ、近年では平成29年度、令和3年度に全体的な見直しを行い、現在都市計画道路として81路線、延長224,275mが決定されている。

都 市 計 画 道 路 一 覧 表

(令和7年4月1日現在) (単位: m)

種 別	区分	規模	番号	路 線	代表 幅員	計 画 延 長	改良済 延 長	最終決定年月日	決定者	備 考
1	3	1		常陸那珂港茨城線	23.5	10,020 (18,490)	10,020	昭和58年10月31日	知事	
1	3	2		北関東横断道路線	23.5	660 (9,260)	660	昭和63年4月7日	〃	
3	3	1		水戸南口停車場線	28	2,610	2,610	平成12年4月10日	県	水戸駅南口に11,000㎡の広場を設ける
3	3	2		中大野中河内線	25	16,110	6,875	平成12年8月7日	〃	
3	4	3		南町大町線	18	370	370	昭和49年2月28日	知事	
3	4	4		三の丸勝田橋線	18	4,350	2,600	平成2年8月16日	〃	
3	4	5		偕楽園公園上水戸線	18	2,410	1,020	昭和49年2月28日	〃	旧上水戸駅前に850㎡の広場を設ける
3	4	6		水戸駅南線	20	1,460	1,460	平成9年9月16日	〃	
3	4	7		常磐町渡里線	18	5,550	5,550	平成11年6月10日	〃	
3	4	8		元台町河和田線	18	6,750	6,750	平成9年3月27日	〃	
3	3	9		杉崎・元吉田線	25	16,210	16,210	昭和63年4月7日	〃	
3	4	10		花畑谷田線	20	2,620	360	平成12年8月7日	県	
3	4	11		元台町浜田線	18	1,550	580	平成29年7月31日	〃	
3	4	12		赤塚駅南口線	18	1,250	1,250	平成10年3月31日	〃	赤塚駅南口に5,900㎡の広場を設ける
3	4	13		青柳線	20	800 (2,160)	110	昭和62年8月3日	〃	
3	4	14		栄町若宮線	16	4,290	500	平成12年9月21日	〃	
3	3	15		水戸駅平須線	27	8,520	3,500	平成21年1月15日	〃	
3	3	16		梅香下千波線	27	5,600	5,600	平成9年3月27日	知事	
3	5	17		水戸駅赤塚線	15	7,310	6,610	平成29年7月31日	県	水戸駅北口に15,000㎡の広場を設ける
3	5	18		水戸駅枝川線	15	1,510	800	昭和63年1月18日	知事	
3	5	19		西原町堀町線	15	3,600	1,860	平成29年7月31日	県	
3	3	20		南町青柳線	25	3,190	3,190	昭和62年8月3日	知事	
3	5	21		石川町渡里線	12	1,635	1,635	昭和49年2月28日	市	
3	5	22		元台町元吉田線	12	1,680	790	平成29年7月31日	県	
3	5	23		根積町元吉田線	12	1,630	250	昭和49年2月28日	市	
3	5	24		千波線	12	1,300	—	平成29年7月31日	〃	
3	5	25		見川線	12	2,180	1,460	昭和53年2月24日	〃	
3	5	26		元吉田線	12	680	680	平成9年9月16日	〃	
3	6	27		大工町河和田線	11	4,750	3,000	平成3年3月28日	知事	
3	6	28		水戸駅新町線	11	2,020	510	昭和63年7月25日	〃	
3	6	29		渋田町酒門線	11	2,890	570	平成12年8月7日	県	
3	3	30		赤塚駅水府橋線	22	9,280	4,870	平成29年7月31日	市	赤塚駅北口に4,000㎡の広場を設ける
3	5	32		河和田飯島線	15	3,270	3,270	昭和51年9月14日	〃	
3	5	94		本町浜田線	14	990	990	昭和53年2月24日	〃	
3	5	104		東前大串線	12	1,080	1,080	平成5年1月11日	〃	
3	5	105		東前西線	12	830	830	令和3年6月25日	〃	
3	5	106		大串東前線	12	1,640	1,640	平成29年7月31日	〃	
3	4	110		南町千波大橋線	21	860	860	平成21年1月15日	県	
3	3	111		元吉田元石川町線	25	1,980	1,980	昭和63年4月7日	知事	
3	6	114		梅香金町線	10	930	930	昭和62年8月3日	市	
3	5	115		根本線	12	490	490	平成12年9月21日	県	
3	4	117		上飯沼河和田線	16	6,340 (11,600)	1,400	平成13年5月24日	〃	

種 別			路 線	代表 幅員	計 画 延 長	改良済 延 長	最終決定年月日	決定者	備 考
区分	規模	番号							
3	3	118	東野町笠松線	25	8,870 (18,810)	8,870	平成12年8月7日	県	
3	4	119	大町通り線	16	420	420	昭和63年1月18日	知事	
3	4	120	五軒町泉町線	16	400	—	〃	〃	
3	4	123	高田中原線	16	6,690	6,690	平成13年5月24日	県	
3	4	124	筑地・五平線	16	4,380	4,380	昭和63年4月7日	知事	
3	4	125	杉崎・内原線	16	1,950	—	昭和63年4月7日	〃	
3	3	126	島田六反田線	25	6,630	3,750	平成12年8月7日	県	
3	3	130	長砂塩崎線	25	2,460 (12,040)	1,640	平成2年8月16日	知事	
3	4	142	六反田線	16	1,680	800	平成2年3月22日	〃	
3	5	143	吉沼磯浜線	13	7,590 (8,450)	2,520	平成2年8月16日	〃	
3	4	148	赤塚駅南線	18	610	610	平成4年12月17日	〃	
3	4	149	赤塚駅西線	16	780	780	〃	〃	
3	5	160	東前北線	12	1,100	1,100	令和3年6月25日	市	
3	1	166	県庁南大通り線	40	2,600	1,680	平成7年4月24日	知事	
3	4	167	赤塚駅北線	18	460	460	平成7年12月25日	〃	
3	3	171	西木倉・下大賀線	28	1,340 (12,260)	—	平成9年4月28日	〃	
3	4	174	東・旭ヶ丘線	17	4,210	—	平成9年3月27日	知事	
3	3	175	梅戸橋桜川線	25	1,750	1,750	平成21年1月15日	市	
3	3	176	駅南小橋線	25	350	—	平成9年9月16日	知事	
3	3	178	渡里・岩根線	28	4,800	—	平成11年6月10日	〃	
3	5	179	岩根・飯田線	15	720 (4,610)	720	〃	〃	
3	4	180	藤井橋・十万原線	18	2,020	2,020	〃	〃	
3	4	181	十万原東西線	21	1,030	830	〃	〃	
3	4	183	内原駅北通り線	21	330	330	平成12年9月21日	〃	内原駅北口に4,000㎡の広場を設ける
3	4	189	泉町天王町線	21	680	260	平成13年4月16日	市	
3	4	190	赤塚松が丘線	17	1,950	80	平成16年4月5日	県	
3	4	191	赤塚姫子線	17	1,450	290	〃	市	
3	4	192	赤塚駅東線	17	1,120	—	〃	〃	
7	6	1	東前原線	10	560	560	平成3年3月25日	〃	
7	5	4	赤塚再開発1号線	13	80	80	平成7年12月25日	〃	
7	6	5	赤塚再開発2号線	8	240	240	〃	〃	
7	4	6	北通り線	21	620	620	平成9年3月27日	知事	
7	4	7	東通り線	21	350	350	〃	〃	
7	4	8	泉町西通り線	17	130	130	平成13年4月16日	市	
7	5	9	芸術館西通り線	12	250	250	〃	〃	
7	5	10	泉町東通り線	12	130	130	〃	〃	
7	6	12	市民会館通り線	10	200	200	平成28年7月25日	〃	
8	7	7	内原駅南北自由通路線	4	90	90	平成30年9月10日	〃	
8	7	8	内原駅北側自由通路線	2.5	60	60	平成30年9月10日	〃	
計			81 路 線		224,275 (283,155)	148,410 66.1(%)			

注1：計画延長中の（ ）内の数字は行政区域外を含む

注2：改良済延長は令和7年4月1日現在

駅 前 広 場 の 計 画 一 覧

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

駅 名	名 称	計 画 面 積	備 考
水 戸 駅 北 口	水戸駅北口駅前広場	15,000㎡	完 成
〃 南 口	水戸駅南口駅前広場	11,000㎡	完 成
赤 塚 駅 北 口	赤塚駅北口駅前広場	4,000㎡	完 成
〃 南 口	赤塚駅南口駅前広場	5,900㎡	完 成
内 原 駅	内原駅北口広場	4,000㎡	完 成

(3) 駐 車 場

本市では、都心地区の駐車場需要に対応し、円滑な道路交通の確保と当該地区の商業・業務施設の利便に資するため、駐車場を都市計画に定めている。

都 市 計 画 駐 車 場

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

名 称	位 置	面 積	決 定 年 月 日	台 数	構 造
三 の 丸 駐 車 場	三の丸 1 丁目地内	1,200㎡	昭和43年12月28日 (昭和62年 3 月27日変更)	40台	地 下 一 層
五軒町地下駐車場	五軒町 1 丁目地内	6,800㎡	昭和63年 1 月18日	250台	〃
常 磐 町 駐 車 場	常磐町 1 丁目地内	4,800㎡	平成 3 年 8 月20日	130台	平 面 式
水戸市水戸駅北口 地下自転車駐車場	宮町 1 丁目地内	2,210㎡	平成 3 年 8 月20日 (平成 5 年 1 月11日変更)	1,300台	地 下 一 層
水戸市赤塚駅北口 駐 車 場	赤塚 1 丁目地内	3,600㎡	平成 7 年12月25日	140台	地 上 二 層 半 地 下 一 層
水戸市水戸駅南口 自 転 車 駐 車 場	桜川 1 丁目地内	2,270㎡	平成12年 4 月10日	3,700台	地 上 二 層 地 下 一 層
内原駅北口西側 自 転 車 駐 車 場	内原 1 丁目地内	380㎡	平成30年 9 月10日	110台	地 上 一 層
内原駅北口東側 自 転 車 駐 車 場	内原 1 丁目地内	210㎡	平成30年 9 月10日	160台	地 上 一 層
内原駅南口自転車 駐 車 場	内原町字 桧 宮	900㎡	平成30年 9 月10日	230台	地 上 一 層
計		22,370㎡			

(4) 交 通 広 場

本市では、他の道路における歩道等と連携しながら歩行者のネットワークを形成し、快適な通行の用に供するため、交通広場を都市計画に定めている。

交 通 広 場 の 計 画 一 覧

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

駅 名	名 称	計 画 面 積	決 定 年 月 日
内 原 駅	内原駅南口交通広場	3,800㎡	平成30年 9 月10日

(5) 河 川

浸水被害を防ぐため河川改修を行う区域を都市計画に定め、他の都市計画施設や土地利用計画などとの整合を図り、周辺地域の健全な発展に資することを目的としてい

る。

築堤については、平成4年度までの那珂川激甚災害対策特別緊急事業として那珂川左右兩岸あわせて延長約3,080mについて実施され、激特事業下流側についても緊急改修事業及び平成7年より床上浸水対策特別緊急事業として兩岸あわせて延長約2,260mの整備を推進している。また、平成10年度より、新たに直轄河川災害復旧事業等により築堤、水門、樋管、逆流防止施設等の整備が実施されている。

名 称	位 置			延 長	幅 員	決定年月日
那 珂 川	左 岸	起 点	ひたちなか市海門町1丁目	約24,400m (市内分)	720m ～365m (市内分)	平成2年 8月16日
		終 点	那珂市戸字亅ノ木山向			
	右 岸	起 点	大洗町磯浜字箱磯ヨリ出州迄			
		終 点	水戸市岩根町字東田			

6 市街地再開発事業

(令和7年4月1日現在)

地 区 名	事業年度	施行面積	決定年月日	施行者	関連都市計画決定
水戸駅北口地区	S63～H7	2.1ha	昭和63年7月25日	市	高度利用地区
※見川2丁目地区	H3～H4	1.0ha	—	個 人	市街地再開発促進区域、高度利用地区
赤塚駅北口地区	H9～H12	2.6ha	平成7年12月25日	市	再開発地区計画
※赤塚駅北口東地区	H9～H14	1.1ha	—	個 人	市街地再開発促進区域、再開発地区計画
大工町1丁目地区	H11～H25	1.5ha	平成11年11月8日	組 合	高度利用地区
泉町1丁目南地区	H13～H17	1.7ha	平成14年4月18日	組 合	〃
泉町1丁目北地区	H28～R5	1.4ha	平成28年7月25日	組 合	地区計画、道路の変更
水戸駅前三の丸地区	H28～R9	1.0ha	平成28年11月2日	組 合	地区計画
計		12.4ha			

※都市計画決定していないもの

7 地区計画等

(令和7年4月1日現在)

地 区 名	面 積 (地区整備計画区域)	位 置	決定年月日 (変 更)	地区整備計画の内容	
				地区施設	建築物等に関する事項
け や き 台 地 区	38.3ha (36.0)	け や き 台 1～3丁目	平成元年2月23日 (平成5年9月3日)		用途、容積率・建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度
東 前 第 一 地 区	21.2ha (21.2)	東 前 2～3丁目 大 串 町	平成4年12月17日 (平成8年3月4日)		用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、意匠、垣柵
百 合 が 丘 ニュータウン地区	52.7ha (52.7)	百合が丘町	平成6年4月20日		用途、敷地面積の最低限度
東 前 第 四 地 区	15.8ha (15.8)	東 前 1～2丁目	平成8年3月4日		用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、意匠、垣柵
河 和 田 2 丁 目 地 区	13.2ha (13.2)	河和田2丁目	平成8年3月4日		用途、敷地面積の最低限度、高さの最高限度

地 区 名	面 積 (地区整備計画区域)	位 置	決定年月日 (変 更)	地区整備計画の内容	
				地区施設	建築物等に関する事項
常 磐 元 山 地 区	29.1ha (29.1)	常 磐 町 常 磐 町 1 ～ 2 丁 目 元 山 町 1 ～ 2 丁 目	平成 8 年 3 月 4 日 (令和 3 年 6 月 25 日)		用途, 高さの最高限度
水戸総合卸センター 地 区	18.6ha (18.6)	笠 原 町	平成 9 年 3 月 27 日		用途
新県庁舎周辺地区	33.9ha (33.9)	笠 原 町	平成 9 年 8 月 20 日	道路	用途, 敷地面積の最低限度, 壁面の位置, 高さの最高限度, 垣柵
水 戸 駅 南 口 地 区	11.2ha (11.2)	宮 町 1 丁 目 桜 川 1 ～ 2 丁 目	平成 9 年 9 月 16 日 (平成12年 3 月 21 日)		用途, 敷地面積の最低限度, 壁面の位置, 意匠
見 和 3 丁 目 西 地 区	16.4ha (16.4)	見 和 3 丁 目	平成12年 3 月 21 日		敷地面積の最低限度, 壁面の位置, 高さの最高限度
赤 塚 駅 南 口 地 区	11.2ha (11.2)	河和田 1 丁目 姫 子 2 丁 目 赤 塚 1 丁 目	平成13年 1 月 29 日		用途, 敷地面積の最低限度, 壁面の位置, 意匠, 高さの最高限度
赤 塚 駅 北 口 地 区 (再開発地区計画)	6.3ha (3.8)	赤 塚 1 丁 目	平成 7 年11月30日 (平成 9 年10月22日) (平成12年 1 月 18 日)		用途, 容積率の最高及び最低限度, 建ぺい率の最高限度, 建築面積の最低限度, 壁面の位置
水 戸 ニ ュ ー タ ウ ン 地 区	127.6ha (90.8)	藤 井 町 藤 が 原 1 ～ 3 丁 目	平成16年 3 月 31 日 (平成21年 1 月 8 日)		用途, 敷地面積の最低限度, 壁面の位置, 高さの最高限度, 意匠, 垣柵
内 原 駅 北 地 区	41.0ha (41.0)	中 原 町 杉 崎 町 内 原 町 三 湯 町	平成12年 9 月 21 日 (平成16年12月21日) (平成19年 3 月 2 日)	道路	用途, 敷地面積の最低限度, 壁面の位置, 意匠, 垣柵
内 原 ス ワ 地 区	5.0ha (5.0)	内 原 町	平成13年 4 月 4 日		〃
大 工 町 1 丁 目 地 区	1.5ha (1.5)	大 工 町 1 丁 目	平成18年 4 月 13 日		用途, 意匠
南 町 2 丁 目 南 地 区	1.1ha (1.1)	南 町 2 丁 目	平成18年 8 月 18 日 (平成26年12月22日)		用途, 壁面の位置, 工作物の位置, 意匠
石 川 2 丁 目 地 区	2.3ha (2.3)	石 川 2 丁 目	平成20年 2 月 26 日		用途, 高さの最高限度
米 沢 地 区	1.4ha (1.4)	元 吉 田 町	平成21年 1 月 8 日		用途
常 磐 の 杜 水 戸 南 ニ ュ ー タ ウ ン 地 区	41.1ha (41.1)	元 石 川 町	平成21年 1 月 19 日	道路, 公園	用途, 容積率・建ぺい率の最高限度, 敷地面積の最低限度, 壁面の位置, 高さの最高限度
泉 町 北 地 区	1.4ha (1.4)	泉 町 1 丁 目	平成28年 7 月 25 日		用途, 容積率・建ぺい率の最高限度, 容積率・建築面積の最低限度, 壁面の位置, 意匠
水 戸 駅 前 三 の 丸 地 区	1.0ha (1.0)	三 の 丸 1 丁 目	平成28年11月 2 日	歩行者用 通路, 歩道 状空地	用途, 容積率・建ぺい率の最高限度, 容積率・建築面積の最低限度, 高さの最高限度, 壁面の位置, 意匠

地 区 名	面 積 (地区整備計画区域)	位 置	決定年月日 (変 更)	地区整備計画の内容	
				地区施設	建築物等に関する事項
根 本 地 区	26.1ha (26.1)	根 本 1 ～ 2 丁目 北 見 町 金 町 1 丁目	平成29年 7 月 31 日	道路	
県 庁 南 地 区	36.9ha (36.9)	笠 原 町 東野町の一部	令和 4 年10月 7 日	道路、公園	用途、容積率・建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度
東 前 第 二 地 区	41.1ha (41.1)	東 前 町 栗 崎 町	令和 5 年11月 22 日	道路、公園	用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、意匠、垣柵
計	595.4ha (553.8)				

8 公園

天保13年（1842年）水戸藩 9 代藩主徳川斉昭公によって創設された偕楽園が、明治 6 年（1873年）に常磐公園として指定され、その後、現在、国の特別史跡になっている弘道館が開放されたのが本市の公園の始まりといえる。

公園は快適な都市生活空間として自然に親しめるオープンスペースであり、子どもから大人まで幅広く利用できる各種公園を整備、開設すべく昭和23年 4 月に偕楽園公園、弘道館公園、東町運動公園を都市計画法に基づく都市計画公園として決定し、同32年に千波公園、青柳運動公園、堀原運動公園及び街区公園 6 か所の追加を行った。

さらに、昭和42年に区画整理事業による近隣公園 1 か所、街区公園12か所を決定し、その後逐次追加決定を行い、現在の計画決定されている公園は、住区基幹公園59か所、都市基幹公園 4 か所、特殊公園 2 か所、広域公園 1 か所、都市緑地 5 か所で、その面積は320.75haとなっている。

現在、整備開設されている都市公園は、145か所335.27haで市民一人当たりの都市公園面積は12.57㎡である。

(1) 水戸市都市公園総括表

(令和 7 年 4 月 1 日現在) (単位：ha)

種類	公園種別	都市計画公園		開設済公園		公園内訳
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
住区基幹公園	街区（児童）公園	55	15.10	84	23.60	七軒町児童公園他
	近 隣 公 園	4	13.20	6	15.26	保和苑(計画1.5 開設1.48) 駅南平和公園(計画1.6 開設1.6) 双葉台公園(計画2.3 開設2.3) 東山近隣公園(開設1.0) 十万原近隣公園(計画7.8 開設3.18) 百合が丘公園(開設5.70)
	地 区 公 園	—	—	1	3.40	弁天池公園(開設3.4)

種類	公園種別	都市計画公園		開設済公園		公園内訳
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
都市基幹公園	総合公園	1	85.40	2	84.26	千波公園(6.40haは県立), 東部公園
	運動公園	3	21.06	4	40.22	青柳運動公園(計画3.56 開設6.3) 水戸市総合運動公園(開設16.43) 東町運動公園(計画4.8 開設4.79) (県立)堀原運動公園(計画12.7 開設12.7)
広域公園	城公園	1	65.10	1	59.20	(県立)偕楽園公園
広場公園	場公園	—	—	3	0.72	常磐町2丁目広場, 見和3丁目広場, (県立)県庁東広場
特殊公園	風致公園	1	16.00	4	32.55	大塚池公園(計画16.00 開設16.00) 小吹水源池公園(開設5.60) 七ツ洞公園(開設9.75) 中沢池公園(開設1.20)
	植物公園	—	—	1	16.05	水戸市植物公園
	歴史公園	1	3.09	1	3.20	(県立)弘道館公園
都市緑地	緑地	5	101.80	38	56.81	逆川緑地, 紀州堀緑地, (県立)桜川緑地, (県立)沢渡川緑地他
合計		71	320.75	145	335.27	市民一人当たりの面積12.57㎡ 人口266,660(R7.4.1)

※計画は計画面積, 開設は開設面積を表す。

(参考: 都市公園以外)

(令和7年4月1日現在)

児童遊園	324か所	10.98ha

(2) 都市公園一覧表

No	公園種別	公園名	公園所在地	計画決定年月日	計画面積(ha)	開 設 年 月 日	開設面積(ha)	備考
1	街区公園	砂久保町児童公園	新荘1-65	S 32. 5. 4	0.08	S 36. 4. 1	0.08	
2	街区公園	白梅4丁目児童公園	白梅4-2-12	S 42. 9. 18	0.06	S 53. 6. 1	0.06	
3	街区公園	桜川1丁目児童公園	桜川1-6-4	S 42. 9. 18	0.10	S 53. 6. 1	0.09	
4	街区公園	七軒町児童公園	本町1-1-1	S 24. 4. 22	0.51	S 37. 4. 1	0.48	
5	街区公園	並松町児童公園	栄町1-2	S 32. 5. 4	0.22	S 36. 4. 1	0.22	
6	街区公園	愛宕町児童公園	愛宕町2131-1	S 32. 5. 4	0.17	S 40. 4. 1	—	廃止
7	街区公園	利生山児童公園	浜田2-6	S 32. 5. 4	0.26	S 50. 4. 1	0.26	
8	街区公園	城東児童公園	城東2-340-1	S 32. 12. 17	0.70	S 46. 4. 1	0.31	
9	街区公園	裡1丁目児童公園	本町1-7	S 42. 9. 18	0.28	S 49. 4. 1	0.28	
10	街区公園	柵町児童公園	柵町1-10-1	S 42. 9. 18	0.20	S 53. 6. 1	0.20	
11	街区公園	城南3丁目児童公園	城南3-4-11	S 42. 9. 18	0.15	S 53. 6. 1	0.16	
12	街区公園	城南2丁目児童公園	城南2-9-1	S 42. 9. 18	0.14	S 53. 6. 1	0.14	
13	街区公園	白梅1丁目児童公園	白梅1-1-6	S 42. 9. 18	0.10	S 53. 6. 1	0.11	
14	街区公園	白梅2丁目児童公園	白梅2-1-1	S 42. 9. 18	0.10	S 53. 6. 1	0.11	
15	街区公園	中央1丁目北児童公園	中央1-1-10	S 42. 9. 18	0.13	S 53. 6. 1	0.14	
16	街区公園	中央1丁目南児童公園	中央1-5-10	S 42. 9. 18	0.18	S 53. 6. 1	0.18	
17	街区公園	宮東児童公園	東赤塚2199	S 42. 9. 18	0.41	S 43. 4. 1	0.41	
18	街区公園	宮西児童公園	赤塚1-2033	S 42. 9. 18	0.12	S 44. 4. 1	0.12	
19	街区公園	朝日町児童公園	朝日町2911	S 44. 12. 20	0.10	S 45. 4. 1	0.10	
20	街区公園	桜川団地第1児童公園	見川5-127-74	S 45. 2. 10	0.20	S 46. 4. 1	0.20	

No	公園種別	公 園 名	公園所在地	計 画 決 定 年 月 日	計画面積 (ha)	開 設 年 月 日	開設面積 (ha)	備考
21	街区公園	桜川団地第2 児童公園	見川5-127-216	S 45. 2. 10	0.33	S 45. 4. 1	0.28	
22	街区公園	逆川児童公園	千波町950	S 46. 3. 11	0.09	S 53. 6. 1	0.10	
23	街区公園	河和田 3 丁目第 1 児童公園	河和田3-2537	S 48. 11. 20	0.12	S 50. 4. 1	0.12	
24	街区公園	河和田 3 丁目第 2 児童公園	河和田3-2600	S 48. 11. 20	0.90	S 51. 4. 1	0.90	
25	街区公園	河和田 3 丁目第 3 児童公園	河和田3-2604	S 48. 11. 20	0.33	S 51. 4. 1	0.33	
26	街区公園	文京児童公園	文京1-1997	S 51. 10. 13	0.22	S 52. 4. 1	0.22	
27	街区公園	湖南児童公園	千波町506	S 52. 5. 6	0.25	S 54. 3. 1	0.24	
28	街区公園	六番池児童公園	笠原町974-84	S 52. 5. 6	0.36	S 53. 6. 1	0.61	
29	街区公園	裡 5 丁目児童公園	本町3-6-7	S 52. 5. 6	0.25	S 53. 6. 1	0.25	
30	街区公園	双葉台 1 丁目北児童公園	双葉台1-23-5	S 54. 10. 11	0.18	S 55. 6. 1	0.18	
31	街区公園	双葉台 1 丁目南児童公園	双葉台1-610-3	S 54. 10. 11	0.40	S 56. 5. 1	0.40	
32	街区公園	十軒町児童公園	東台1-11-1	S 52. 5. 6	0.27	S 56. 10. 1	0.27	
33	街区公園	双葉台 5 丁目児童公園	双葉台5-794	S 54. 10. 11	0.75	S 57. 5. 1	0.75	
34	街区公園	双葉台 4 丁目児童公園	双葉台4-21	S 54. 10. 11	0.22	S 57. 12. 1	0.22	
35	街区公園	河和田 2 丁目児童公園	河和田2-2232	S 52. 5. 10	0.18	S 57. 12. 1	0.18	
36	街区公園	双葉台 2 丁目南児童公園	双葉台2-14	S 54. 10. 11	0.26	S 59. 1. 20	0.26	
37	街区公園	双葉台 2 丁目北児童公園	双葉台2-34-1	S 54. 10. 11	0.17	S 60. 1. 24	0.17	
38	街区公園	瀬戸溜児童公園	中丸町127	S 59. 4. 16	0.32	S 61. 5. 15	0.40	
39	街区公園	元吉田児童公園	元吉田町1977-25	—	—	S 63. 10. 1	0.74	
40	街区公園	桜川団地橋児童公園	河和田町63-1	S 63. 6. 7	0.20	H 1. 5. 1	0.20	
41	街区公園	元山町児童公園	元山町	S 32. 5. 4	0.10	—	—	
42	街区公園	元吉田第 1 児童公園	元吉田町2426-2	H 1. 1. 9	1.20	H 2. 3. 30	1.30	
43	街区公園	野田原第 1 児童公園	堀町2023-277	—	—	H 2. 3. 30	0.28	
44	街区公園	野田原第 2 児童公園	堀町2023-190	—	—	H 2. 3. 30	0.10	
45	街区公園	東山団地児童公園	平須町1828-300	—	—	H 2. 7. 2	0.25	
46	街区公園	東溜児童公園	赤塚2-2040	—	—	H 4. 3. 31	0.45	
47	街区公園	笠原児童公園	笠原町1060-1	H 3. 8. 20	0.20	H 4. 3. 31	0.20	
48	街区公園	けやき台中央児童公園	けやき台1-63	H 3. 11. 11	0.57	H 5. 7. 15	0.57	
49	街区公園	けやき台東児童公園	けやき台2-22	H 3. 11. 11	0.15	H 4. 10. 20	0.15	
50	街区公園	けやき台北児童公園	けやき台1-19	H 3. 11. 11	0.17	H 4. 10. 20	0.17	
51	街区公園	けやき台南児童公園	けやき台2-70	H 3. 11. 11	0.15	H 4. 10. 20	0.15	
52	街区公園	けやき台西児童公園	けやき台3-4	—	—	H 4. 10. 20	0.16	
53	街区公園	東前椿山街区公園	東前2-90	H 5. 1. 11	0.24	H 10. 3. 31	0.24	
54	街区公園	東前梅の木街区公園	東前3-251	H 5. 1. 11	0.20	H 8. 5. 1	0.20	
55	街区公園	東前朝日が原街区公園	東前3-275	H 5. 1. 11	0.20	H 9. 6. 2	0.20	
56	街区公園	おけさ池児童公園	平須町1322-1	—	—	H 5. 7. 15	0.26	
57	街区公園	見和 2 丁目街区公園	見和2-471-21	H 5. 9. 3	0.21	H 7. 5. 1	0.21	
58	街区公園	元吉田古宿街区公園	元吉田町2107-1	H 5. 9. 3	0.35	H 6. 12. 1	0.35	
59	街区公園	吉沢街区公園	吉沢町45-135	—	—	H 7. 6. 30	0.12	
60	街区公園	後田第 1 街区公園	青柳町4748	—	—	H 8. 5. 1	0.12	
61	街区公園	後田第 2 街区公園	青柳町4761	—	—	H 8. 5. 1	0.12	

No	公園種別	公園名	公園所在地	計画決定 年 月 日	計画面積 (ha)	開 設 年 月 日	開設面積 (ha)	備考
62	街区公園	荒谷街区公園	元吉田町1143-20	—	—	H10. 6. 30	0.46	
63	街区公園	水府住宅ふれあい街区公園	青柳町4778-1	—	—	H11. 3. 1	0.23	
64	街区公園	東前道漢坂街区公園	東前1-359	H11. 1. 12	0.35	H22. 5. 1	0.42	
65	街区公園	東前東街区公園	東前1-119	H11. 1. 12	0.20	H14. 6. 25	0.20	
66	街区公園	河和田2丁目けやき街区公園	河和田2-4	—	—	H12. 7. 14	0.14	
67	街区公園	河和田2丁目さくら街区公園	河和田2-15-2	—	—	H12. 7. 14	0.22	
68	街区公園	百合が丘南街区公園	百合が丘町2-49	—	—	H13. 3. 30	0.25	
69	街区公園	百合が丘西街区公園	百合が丘町7-48~50	—	—	H13. 3. 30	0.25	
70	街区公園	百合が丘北街区公園	百合が丘町814-386	—	—	H13. 3. 30	0.44	
71	街区公園	十万原第1街区公園	藤が原3-1117-249	H13. 4. 16	0.50	H27. 4. 1	0.50	
72	街区公園	十万原第2街区公園	藤が原3-1117-1417	H13. 4. 16	0.30	H18. 4. 1	0.30	
73	街区公園	堀原街区公園	堀町1133-14	—	—	H15. 3. 31	0.20	
74	街区公園	前原児童公園	内原町1526	—	—	H 1. 7. 1	0.13	
75	街区公園	諏訪児童公園	内原町1660	—	—	H 1. 7. 1	0.27	
76	街区公園	赤塚駅前公園	河和田1-4	—	—	H18. 4. 1	0.42	
77	街区公園	内原第2スワ公園	内原町1863	—	—	H19. 3. 29	0.17	
78	街区公園	内原駅北出合いの広場公園	内原1-321	—	—	H20. 4. 10	0.70	
79	街区公園	水戸駅南口さくら東公園	桜川1-102-2	—	—	H20. 6. 1	0.18	
80	街区公園	水戸駅南口さくら西公園	桜川1-101-2	—	—	H20. 6. 1	0.11	
81	街区公園	内原駅北ふれあい公園	内原1-320	—	—	H21. 4. 23	0.45	
82	街区公園	常磐の杜第2街区公園	元石川町2286-57	—	—	H21. 11. 20	0.28	
83	街区公園	常磐の杜第1街区公園	元石川町2265-18	—	—	H27. 4. 1	0.25	
84	街区公園	河和田街区公園	河和田1-1645-1	—	—	H28. 9. 20	0.26	
85	街区公園	常磐の杜第3街区公園	元石川町2009-5	—	—	H31. 1. 1	0.47	
86	街区公園	水戸総合卸センター公園	笠原町644-4	—	—	R 2. 4. 1	0.23	
街 区 (児 童) 公 園 小 計					15.10		23.60	
1	近隣公園	駅南平和公園	城南2-13	S 42. 9. 18	1.60	S 55. 6. 1	1.60	
2	近隣公園	双葉台公園	双葉台2-5	S 54. 1. 11	2.30	S 56. 5. 1	2.30	
3	近隣公園	保和苑	松本町2287-1	S 47. 10. 30	1.50	S 48. 4. 1	1.48	
4	近隣公園	東山近隣公園	平須町1828-695	—	—	H 2. 7. 2	1.00	
5	近隣公園	十万原近隣公園	藤が原1-1	H15. 1. 30	7.80	H20. 5. 1	3.18	
6	近隣公園	百合が丘公園	百合が丘町814-1	—	—	H28. 7. 1	5.70	
近 隣 公 園 小 計					13.20		15.26	
1	地区公園	弁天池公園	河和田町4469	—	—	S 62. 6. 10	3.40	
地 区 公 園 小 計					—		3.40	
1	総合公園	千波公園	千波町3080	H13. 4. 16	85.40	S 40. 4. 1	78.96	6.40県立
2	総合公園	東部公園	渋井町406-2	—	—	H29. 7. 25	5.30	
総 合 公 園 小 計					85.40		84.26	
1	運動公園	青柳公園	水府町864-2	S 32. 5. 4	3.56	S 47. 7. 1	6.30	
2	運動公園	水戸市総合運動公園	見川町2202	—	—	S 55. 6. 1	16.43	

No	公園種別	公 園 名	公園所在地	計 画 決 定 年 月 日	計画面積 (ha)	開 設 年 月 日	開設面積 (ha)	備考
3	運動公園	東町運動公園	緑町2-3-9	S 23. 4. 19	4. 80	S 32. 6. 1	4. 79	
4	運動公園	堀原運動公園	新原2-11	S 26. 3. 22	12. 70	S 32. 6. 1	12. 70	県立
運 動 公 園 小 計					21. 06		40. 22	
1	広場公園	常磐町2丁目広場	常磐町2-5979	—	—	H 7. 9. 14	0. 09	
2	広場公園	見和3丁目広場	見和3-1475-2	—	—	H 9. 6. 2	0. 08	
3	広場公園	県庁東公園	笠原町978-6	—	—	H 12. 4. 1	0. 55	県立
広 場 公 園 小 計					—		0. 72	
1	風致広場	大塚池公園	大塚町1832	S 54. 1. 11	16. 00	S 58. 3. 15	16. 00	
2	風致広場	小吹水源池公園	小吹町2059	—	—	H 2. 7. 2	5. 60	
3	風致広場	七ツ洞公園	下国井町2243	—	—	H 3. 4. 1	9. 75	
4	風致広場	中沢池公園	元吉田町2732	—	—	H 4. 3. 31	1. 20	
風 致 公 園 小 計					16. 00		32. 55	
1	植物公園	水戸市植物公園	小吹町504	—	—	H 3. 4. 1	16. 05	
植 物 公 園 小 計					—		16. 05	
1	歴史公園	弘道館公園	三の丸1-119-3	S 23. 4. 19	3. 09	S 32. 6. 1	3. 20	県立
歴 史 公 園 小 計					3. 09		3. 20	
1	広域公園	偕楽園公園	常磐町1-5997	S 23. 4. 19	65. 10	S 32. 6. 1	59. 20	県立
広 域 公 園 小 計					65. 10		59. 20	
1	都市緑地	城南1丁目緑地	城南1-1-1	—	—	S 54. 3. 1	0. 05	
2	都市緑地	城南2丁目緑地	城南2-1-1	—	—	S 54. 3. 1	0. 05	
3	都市緑地	柳町1丁目緑地	柳町1-4-3	—	—	S 54. 3. 1	0. 06	
4	都市緑地	百樹園	元吉田町2618-1	S 59. 4. 16	0. 80	S 61. 5. 15	0. 76	
5	都市緑地	双葉台1丁目東緑地	双葉台1-32-1	—	—	S 61. 5. 15	0. 03	
6	都市緑地	双葉台1丁目西緑地	双葉台1-37-6	—	—	S 61. 5. 15	0. 03	
7	都市緑地	双葉台4丁目緑地	双葉台4-1-11	—	—	S 61. 5. 15	0. 03	
8	都市緑地	双葉台4丁目東緑地	双葉台4丁目	—	—	H 19. 6. 1	0. 19	
9	都市緑地	沢渡川緑地	緑町3-5080	S 55. 5. 6	20. 00	S 63. 10. 1	7. 50	県立
10	都市緑地	桜川緑地	見川町, 見川3丁目	S 57. 1. 11	46. 70	H 4. 11. 25	7. 00	県立
11	都市緑地	逆川緑地	千波町1566	H 9. 3. 27	32. 80	H 7. 5. 1	13. 93	
12	都市緑地	紀州堀緑地	梅香2-747-5	S 62. 8. 3	1. 50	H 16. 3. 31	1. 58	
13	都市緑地	本町2丁目北緑地	本町2-3-21	—	—	H 2. 3. 30	0. 03	
14	都市緑地	備前堀緑道	本町, 紺屋町	—	—	H 2. 7. 2	0. 24	
15	都市緑地	小澤の滝緑地	北見町609-2	—	—	H 3. 4. 1	0. 48	
16	都市緑地	本町2丁目南緑地	本町2-8-13	—	—	H 3. 4. 1	0. 01	
17	都市緑地	水戸西流通センター緑地	谷津町1-56	—	—	H 3. 4. 1	7. 59	
18	都市緑地	元石川工業団地緑地	元石川町302-4	—	—	H 3. 4. 1	2. 70	
19	都市緑地	元石川乗越沢緑地	元石川町611-318	—	—	H 3. 4. 1	0. 23	
20	都市緑地	野木山緑地	渡里町3409	—	—	H 4. 3. 31	0. 35	
21	都市緑地	渋井町緑地	渋井町285-23	—	—	H 4. 3. 31	0. 19	
22	都市緑地	弁財天池緑地	酒門町64	—	—	H 4. 10. 20	0. 08	

No	公園種別	公園名	公園所在地	計画決定 年 月 日	計画面積 (ha)	開 設 年 月 日	開設面積 (ha)	備考
23	都市緑地	八幡池緑地	八幡町1094	—	—	H 4. 10. 20	0. 05	
24	都市緑地	石川 4 丁目緑地	石川4－4037－73	—	—	H 5. 7. 15	0. 01	
25	都市緑地	萬葉曝井の森	愛宕町2143－1	—	—	H 7. 5. 1	0. 26	
26	都市緑地	後田緑地	青柳町4756－3	—	—	H 8. 5. 1	0. 15	
27	都市緑地	東留緑地	赤塚2－2046－6	—	—	H 8. 5. 1	0. 80	
28	都市緑地	若林池緑地	見和3－1338－1	—	—	H 8. 9. 2	0. 17	
29	都市緑地	河和田 3 丁目市民の森	河和田3－2542－1	—	—	H10. 6. 30	0. 48	
30	都市緑地	三の丸緑地	北見町126－32	—	—	H11. 3. 1	0. 05	
31	都市緑地	北赤塚緑地	河和田2－37	—	—	H12. 7. 14	0. 41	
32	都市緑地	百合が丘緑地	百合が丘町3－49	—	—	H13. 3. 30	0. 80	
33	都市緑地	百合が丘中央広場	百合が丘町9－82	—	—	H13. 3. 30	0. 50	
34	都市緑地	安戸星緑地	飯富町3435－1	—	—	H14. 6. 25	1. 55	
35	都市緑地	堀町緑地	堀町801－1	—	—	H20. 4. 21	0. 56	
36	都市緑地	千束池緑地	河和田町4351－1	—	—	H21. 11. 20	0. 91	
37	都市緑地	元吉田鯉沢緑地	元吉田町642	—	—	H23. 5. 1	0. 60	
38	都市緑地	常磐の杜緑地	元石川町2286－1	—	—	R 6. 1. 1	6. 40	
都 市 緑 地 小 計					101. 80		56. 81	
都 市 公 園 合 計					320. 75		335. 27	

(3) 児童遊園一覧表

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

No.	児 童 遊 園 名	所 在 地	面 積(㎡)	開設年月日
1	曙町	曙町1－216	506. 57	S 42. 3. 22
2	赤塚町	赤塚1－383	905. 18	S 43. 2. 29
3	御殿山	見和3－632－19	980. 22	S 43. 10. 18
4	堀町	堀町1147－12	398. 00	S 43. 11. 15
5	新原	新原1－3063－16	472. 00	S 43. 12. 20
6	東野第 1	東野町120－40	161. 00	S 46. 8. 10
7	東野第 2	東野町120－41	189. 00	S 46. 8. 10
8	見和曲ノ手第 1	見和2－185－24	56. 00	S 47. 6. 30
9	見和曲ノ手第 2	見和2－185－33	161. 00	S 47. 6. 30
10	谷田町	谷田町400	718. 15	S 47. 7. 1
11	堀町松原	堀町1125－27	163. 28	S 47. 10. 14
12	住吉町第 1	住吉町192－102	838. 67	S 48. 2. 6
13	住吉町第 2	住吉町193－9	694. 81	S 48. 2. 6
14	住吉町第 3	住吉町193－23	609. 68	S 48. 2. 6
15	笠原町	笠原町1234－17	630. 72	S 48. 2. 15
16	元吉田町原	元吉田町2015－20	218. 86	S 48. 4. 17
17	笠原町八ッ無地第 1	笠原町767－14	224. 44	S 48. 10. 15
18	笠原町八ッ無地第 2	笠原町767－54	224. 16	S 48. 10. 15
19	笠原町八ッ無地第 3	笠原町767－58	103. 49	S 48. 10. 15
20	飯富町	飯富町3531－21	300. 00	S 49. 2. 23
21	堀町新田	堀町1135－13	364. 65	S 49. 9. 30
22	笠原町上組	笠原町498－4	213. 61	S 49. 11. 9

No.	児 童 遊 園 名	所 在 地	面 積(㎡)	開設年月日
23	堀町遠下	堀町2160-2	628.81	S 50. 1. 6
24	元吉田町横宿	元吉田町2634-3	454.00	S 50. 1. 30
25	元吉田町荒谷第 1	元吉田町1012-18	228.00	S 50. 2. 15
26	見和 3 丁目第 1	見和3-1322-30	297.30	S 50. 6. 30
27	吉沢町第 1	吉沢町45-114	444.64	S 50. 7. 31
28	吉沢町第 3	吉沢町45-136	172.95	S 50. 7. 31
29	姫子 2 丁目	姫子2-178-9	104.63	S 50.10.20
30	元吉田町荒谷第 2	元吉田町993-9	117.94	S 51. 2. 24
31	笠原町谷津第 1	笠原町920-6	1,006.34	S 51. 4. 27
32	笠原町谷津第 2	笠原町920-51	1,385.30	S 51. 4. 27
33	平須町北皿久保	平須町1825-25	1,577.52	S 51. 4. 27
34	柳町 1 丁目	柳町1-5-8	271.62	S 51. 7. 1
35	平須町東皿久保	平須町1821-53	351.00	S 51. 8. 7
36	柳河町向芝野	柳河町1426-13	212.91	S 51. 8. 28
37	見川町大山台	見川町1821-21	316.00	S 52. 2. 8
38	元吉田町一本松	元吉田町214-82	471.00	S 52. 5. 17
39	元吉田町一里塚東	元吉田町1836-16	785.66	S 52. 9. 10
40	河和田春日台	河和田1-1535-20	966.05	S 53. 1. 23
41	見和 3 丁目第 2	見和3-1322-46	237.40	S 54. 2. 6
42	元吉田町一里塚西	元吉田町1311-17	351.50	S 54. 5. 17
43	河和田 1 丁目	河和田1-1586-19	882.58	S 54.11.13
44	上水戸	上水戸1-3276-2	2,391.97	S 54.11.28
45	千波町千波原	千波町2812-11	277.00	S 55. 9. 2
46	見川 2 丁目	見川2-30-7	189.00	S 55. 9. 11
47	見和 3 丁目第 3	見和3-613-19	109.54	S 55. 9. 18
48	見和 1 丁目第 1	見和1-339-12	181.53	S 55. 9. 30
49	見和 1 丁目第 2	見和1-345-14	264.07	S 55. 9. 30
50	見和 2 丁目	見和2-257-20	181.97	S 55. 9. 30
51	見和 3 丁目第 4	見和3-615-4	933.85	S 55. 9. 30
52	見和 3 丁目第 5	見和3-1398-73	727.60	S 55. 9. 30
53	河和田 2 丁目	河和田2-1898-46	332.00	S 55. 9. 30
54	中丸町西谷津	中丸町455-35	404.28	S 55. 9. 30
55	緑町 3 丁目	緑町3-5133-28	196.71	S 55. 9. 30
56	米沢町上組	米沢町433-69	475.76	S 55. 9. 30
57	元吉田町一里塚	元吉田町1802-22	282.86	S 55. 9. 30
58	酒門町千束	酒門町4235-24	263.88	S 55. 9. 30
59	千波町千波山	千波町508-32	651.00	S 55.10. 2
60	桜川第 2 団地	見川5-1251-73	1,402.00	S 58. 9. 28
61	桜川西団地南	河和田町56-168	829.00	S 58. 9. 28
62	桜川西団地北	河和田町56-164	707.00	S 58. 9. 28
63	笠原町富士見台	笠原町1405-20	349.74	S 58. 9. 28
64	見和 3 丁目第 6	見和3-1433-34	127.00	S 60. 3. 30
65	見川 2 丁目第 1	見川2-198-23	174.19	S 60. 3. 30
66	姫子裡北側	姫子2-722-7	225.00	S 60. 3. 30
67	堀町石川第 1	堀町2253-47	319.87	S 60. 3. 30
68	堀町石川第 2	堀町2241-7	327.06	S 60. 3. 30

No.	児 童 遊 園 名	所 在 地	面 積(㎡)	開設年月日
69	堀町石川第3	堀町2263-12	291.92	S 60. 3. 30
70	千波町千波山第1	千波町464-2	195.63	S 60. 3. 30
71	千波町原新田	千波町1658-5	266.00	S 60. 3. 30
72	元吉田町上千束	元吉田町1904-25	253.48	S 60. 3. 30
73	吉沢町長堀前	吉沢町839-5	435.00	S 60. 3. 30
74	住吉町	住吉町17-23	209.46	S 60. 3. 30
75	笠原町第1	笠原町483-92	1,095.83	S 61. 2. 28
76	笠原町第2	笠原町232-30	271.23	S 61. 2. 28
77	元吉田町柊	元吉田町2252-31	260.00	S 61. 3. 30
78	千波町千波原第1	千波町2810-31	163.00	S 61. 3. 30
79	姫子2丁目第1	姫子2-159-9	252.00	S 61. 3. 30
80	元吉田町原第1	元吉田町1999-9	122.00	S 61. 7. 24
81	元吉田町一里塚東第1	元吉田町1745-36	216.77	S 61. 9. 3
82	見和2丁目第1	見和2-288-6	254.33	S 61. 12. 1
83	河和田台	河和田1-2881-24	287.00	S 63. 3. 30
84	大塚町池上	大塚町1905-26	168.97	S 63. 3. 30
85	笠原町中組	笠原町1207-7	105.00	S 63. 3. 30
86	笠原町南	笠原町1471-22	270.04	S 63. 3. 30
87	元吉田町一里塚東第2	元吉田町1745-21	148.00	S 63. 3. 30
88	姫子2丁目第2	姫子2-668-6	221.00	H 1. 1. 31
89	見和青葉台	見和2-486-8	497.00	H 1. 1. 31
90	千波町海道付	千波町2279-4	425.00	H 1. 1. 31
91	元石川町乗越沢第1	元石川町611-60	1,356.00	H 1. 3. 31
92	元石川町乗越沢第2	元石川町611-348	2,780.00	H 1. 3. 31
93	千波町久保	千波町543-18	110.15	H 2. 3. 31
94	見和1丁目桜台	見和1-356-46	303.58	H 3. 4. 1
95	見和3丁目第7	見和3-168-39	237.04	H 3. 4. 1
96	千波町坂上	千波町2432-43	592.61	H 4. 3. 31
97	平須町南山	平須町3-63	319.00	H 4. 3. 31
98	住吉町東	住吉町22-1	560.00	H 4. 3. 31
99	浜田町	浜田町53-16	130.00	H 4. 3. 31
100	姫子1丁目	姫子1-772-10	132.00	H 4. 12. 25
101	千波町十一軒	千波町2265-4	159.31	H 4. 12. 25
102	姫子1丁目第1	姫子1-330-6	185.26	H 5. 9. 22
103	見川2丁目第2	見川2-67-61	556.63	H 6. 3. 30
104	見川2丁目第3	見川2-33-11	137.32	H 6. 9. 26
105	見和1丁目梅が丘第1	見和1-470-59	442.56	H 6. 12. 26
106	見和1丁目梅が丘第2	見和1-470-46	509.42	H 6. 12. 26
107	平須町新山	平須町1828-935	128.05	H 6. 12. 26
108	見和1丁目桜が丘	見和1-378-54	180.23	H 7. 6. 23
109	金町3丁目	金町3-1082-1	152.60	H 7. 6. 23
110	酒門町西割	酒門町4229-25	151.43	H 7. 12. 18
111	酒門町千束第1	酒門町4243-26	93.42	H 8. 3. 19
112	千波町台畑	千波町194-25	159.39	H 8. 6. 20
113	見和3丁目第8	見和3-1320-13	133.93	H 8. 6. 20
114	元吉田町原第2	元吉田町2085-2	151.43	H 8. 12. 24

No.	児 童 遊 園 名	所 在 地	面 積(㎡)	開設年月日
115	見川町沓掛	見川町2563-989	249.00	H 8. 12. 24
116	千波町原新田第 1	千波町168-23	127.47	H 8. 12. 24
117	元吉田町一里塚東第 3	元吉田町1807-39	218.66	H 9. 6. 30
118	平須町新山北	平須町1828-950	103.04	H 9. 6. 30
119	堀町希望が丘団地	堀町407-53	392.65	H 9. 6. 30
120	西原 3 丁目	西原3-3555-9	97.40	H 9. 6. 30
121	千波町久保第 1	千波町341-62	467.85	H 9. 6. 30
122	平須町新山第 1	平須町1828-988	123.33	H 9. 12. 25
123	見川 5 丁目	見川5-136-5	131.68	H 9. 12. 25
124	見川町大山台第 1	見川町1820-108	313.08	H 9. 12. 25
125	東前 3 丁目	東前3-1024-55	148.49	H 9. 12. 25
126	千波町十一軒第 1	千波町2226-10	134.54	H10. 12. 24
127	赤塚 1 丁目第 1	赤塚1-389-8	118.00	H10. 12. 24
128	元吉田町荒谷第 3	元吉田町876-50	908.30	H10. 12. 24
129	見和 2 丁目第 2	見和2-490-14	128.82	H10. 12. 24
130	上水戸 4 丁目	上水戸4-3304-25	148.29	H10. 12. 24
131	千波町台畑第 1	千波町194-39	175.96	H11. 10. 20
132	酒門町東原	酒門町3018-31	564.80	H11. 10. 20
133	見川町沓掛第 1	見川町2563-1035	133.00	H12. 12. 22
134	堀町新田第 1	堀町1116-10	203.00	H12. 12. 22
135	千波町十一軒第 2	千波町2201-10	313.34	H12. 12. 22
136	赤塚 1 丁目第 2	赤塚1-2073-9	168.17	H13. 12. 4
137	東原 2 丁目	東原2-4662-17	100.83	H13. 12. 4
138	千波町千波原第 2	千波町2823-10	117.43	H13. 12. 4
139	千波町十一軒第 3	千波町2059-10	791.21	H13. 12. 4
140	ひがし一里塚	元吉田町1833-11	272.81	H13. 12. 4
141	元吉田町西組	元吉田町4-18	122.00	H13. 12. 4
142	酒門町千束第 2	酒門町4273-23	161.85	H13. 12. 4
143	上水戸 4 丁目第 1	上水戸4-3304-50	228.78	H13. 12. 4
144	大場第 1	大場町2353-16	397.00	H13. 12. 25
145	石川 4 丁目	石川4-4037-108	128.26	H14. 12. 18
146	姫子 1 丁目第 2	姫子1-792-24	126.84	H14. 12. 18
147	笠原町上組第 1	笠原町278-3	141.41	H14. 12. 18
148	自由が丘	自由が丘4552-31	316.83	H14. 12. 18
149	見和 1 丁目桜台第 1	見和1-356-64	134.45	H15. 12. 17
150	千波町海道付第 1	千波町2293-15	132.71	H15. 12. 17
151	笠原町三軒家	笠原町976-49	124.08	H15. 12. 17
152	米沢町下組	米沢町5-8	123.35	H15. 12. 17
153	見川 5 丁目第 1	見川5-4-52	197.95	H16. 6. 23
154	堀町新田第 2	堀町1131-4	115.02	H16. 12. 16
155	笠原町第 3	笠原町1672-32	154.56	H16. 12. 16
156	元吉田町宿	元吉田町2155-6	203.29	H16. 12. 16
157	渡里町南前原	渡里町2777-43	243.42	H16. 12. 16
158	酒門町千束第 3	酒門町4259-14	122.46	H16. 12. 16
159	東原 2 丁目第 1	東原2-4689-54	345.32	H16. 12. 16
160	内原町松下	内原町984-36	287.33	H16. 12. 16
161	千波町千波原第 3	千波町2804-17	228.71	H17. 6. 22

No.	児 童 遊 園 名	所 在 地	面 積(㎡)	開設年月日
162	元吉田町狐塚	元吉田町2291-26	140.04	H17. 12. 20
163	千波町千波原第 4	千波町2823-37	279.42	H17. 12. 20
164	酒門町東原第 1	酒門町2944-23	171.78	H17. 12. 20
165	千波町中道南	千波町1502-16	188.85	H18. 7. 1
166	姫子 1 丁目第 3	姫子1-323-10	138.70	H18. 7. 1
167	堀町高野下	堀町1272-10	196.89	H18. 7. 1
168	見川 2 丁目第 4	見川2-47-2	200.12	H18. 7. 1
169	見川 3 丁目	見川3-834-10	144.52	H18. 7. 1
170	見和 2 丁目第 3	見和2-847	260.23	H18. 7. 1
171	鯉淵町三ノ割	鯉淵町三ノ割2508-14	440.80	H19. 6. 28
172	住吉町第 4	住吉町64-20	130.03	H19. 12. 18
173	千波町十一軒第 4	千波町2062-5	1,000.08	H19. 12. 18
174	見和 2 丁目第 4	見和2-211-27	157.98	H19. 12. 18
175	中丸町前峰	中丸町294-3	259.66	H20. 7. 1
176	千波町十一軒第 5	千波町2212-22	152.22	H21. 1. 1
177	千波町千波山第 2	千波町2540-4	264.15	H21. 1. 1
178	東野町西谷津	東野町473-12	220.00	H21. 1. 1
179	見和 2 丁目第 5	見和2-182-8	135.98	H21. 1. 1
180	元吉田町西組第 1	元吉田町18-5	136.86	H21. 1. 1
181	石川 3 丁目	石川3-4143-9	168.50	H21. 7. 1
182	平須町新山第 2	平須町1828-1189	305.41	H21. 7. 1
183	笠原町下組	笠原町373-4	126.01	H22. 7. 1
184	笠原町八ツ無地第 4	笠原町1862-7	128.58	H22. 7. 1
185	酒門町東原第 2	酒門町3007-16	171.01	H22. 7. 1
186	姫子 1 丁目第 4	姫子1-126-13	156.59	H22. 7. 1
187	石川 1 丁目	石川1-3939-11	107.55	H23. 1. 1
188	千波町千波原第 5	千波町2808-33	150.85	H23. 1. 1
189	東野町東山	東野町25-27	982.49	H23. 1. 1
190	堀町新田第 3	堀町1030-35	229.86	H23. 1. 1
191	米沢町代官山下	米沢町525-14	150.93	H23. 1. 1
192	平須町東皿久保第 1	平須町1822-377	504.16	H24. 1. 1
193	平須町東皿久保第 2	平須町1822-380	379.00	H24. 1. 1
194	見川町丹下一ノ牧	見川町2143-38	234.26	H24. 1. 1
195	吉沢町西割	吉沢町340-6	476.12	H24. 1. 1
196	河和田町新田前	河和田町99-6	558.56	H24. 7. 1
197	河和田町水窪	河和田町303-10	306.92	H24. 7. 1
198	酒門町宿後	酒門町1886-3	158.04	H24. 7. 1
199	酒門町東原第 3	酒門町2942-25	188.03	H24. 7. 1
200	三の丸 3 丁目	三の丸3-21-49	142.02	H24. 7. 1
201	千波町山王塚	千波町1302-18	265.77	H24. 7. 1
202	元吉田町一里塚西第 1	元吉田町1285-13	262.94	H24. 7. 1
203	笠原町八ツ無地第 5	笠原町1801-14	228.57	H25. 1. 1
204	千波町中山	千波町1824-58	151.33	H25. 1. 1
205	常磐の杜第 1	元石川町2253-4	484.91	H25. 1. 1
206	平須町池ノ淵	平須町1824-528	440.02	H25. 1. 1
207	平須町東	平須町182-17	122.61	H25. 1. 1
208	見川町釜場	見川町2487-32	230.87	H25. 1. 1
209	笠原町上組第 2	笠原町285-13	151.28	H25. 7. 1

No.	児 童 遊 園 名	所 在 地	面 積(㎡)	開設年月日
210	笠原町中組第 1	笠原町151－5	284.42	H25. 7. 1
211	内原町長田	内原町1497－105	210.69	H26. 1. 1
212	笠原町八ツ無地第 6	笠原町690－49	840.38	H26. 1. 1
213	笠原町八ツ無地第 7	笠原町701－38	614.00	H26. 1. 1
214	酒門町千束第 4	酒門町4251－24	250.85	H26. 1. 1
215	千波町海道付第 2	千波町2083－2	109.10	H26. 1. 1
216	千波町久保第 2	千波町616－3	306.51	H26. 1. 1
217	東野町西谷津第 1	東野町487－1	660.15	H26. 1. 1
218	中丸町新山	中丸町580－42	338.22	H26. 1. 1
219	内原町竹ノ内	内原町1409－41	350.01	H26. 7. 1
220	平須町新田原	平須町1814－308	200.70	H26. 7. 1
221	見和 1 丁目第 3	見和1－449－95	136.23	H26. 7. 1
222	笠原町下組第 1	笠原町61－25	293.40	H27. 1. 1
223	上水戸 4 丁目第 2	上水戸4－3311－24	165.04	H27. 1. 1
224	河和田 2 丁目第 1	河和田2－2113－10	138.73	H27. 1. 1
225	平須町池ノ淵第 1	平須町1824－594	165.05	H27. 1. 1
226	見川町釜場第 1	見川町2481－19	229.13	H27. 1. 1
227	河和田町水窪第 1	河和田町278－8	1,098.21	H27. 7. 6
228	千波町中山第 1	千波町2317－37	139.92	H27. 7. 6
229	常磐の杜第 2	元石川町2224－26	742.01	H27. 7. 6
230	中丸町新山第 1	中丸町573－20	155.25	H27. 7. 6
231	元吉田町一里塚東第 4	元吉田町1745－97	130.07	H27. 7. 6
232	元吉田町一里塚東第 5	元吉田町1973－38	151.81	H27. 7. 6
233	笠原町中組第 2	笠原町350－42	387.76	H28. 1. 1
234	笠原町八ツ無地第 8	笠原町1909－22	203.42	H28. 1. 1
235	河和田町池下	河和田町806－2	129.30	H28. 1. 1
236	鯉淵町五ノ割	鯉淵町4888－298	709.95	H28. 1. 1
237	東野町北割	東野町678－12	108.20	H28. 1. 1
238	東野町北割第 1	東野町1－18	107.03	H28. 1. 1
239	堀町堂地内	堀町428－25	187.49	H28. 1. 1
240	元吉田町一里塚西第 2	元吉田町1452－8	135.48	H28. 1. 1
241	内原町長田第 1	内原町1497－144	145.22	H28. 7. 1
242	東野町北割第 2	東野町40－3	242.96	H28. 7. 1
243	見川 4 丁目	見川4－450－23	203.17	H28. 7. 1
244	元吉田町一里塚東第 6	元吉田町1977－47	157.49	H28. 7. 1
245	酒門町東原第 4	酒門町2980－44	544.35	H29. 1. 1
246	中丸町新切	中丸町500－5	291.07	H29. 1. 1
247	内原町長田第 2	内原町1497－158	150.62	H29. 7. 1
248	笠原町下組第 2	笠原町422－14	204.47	H29. 7. 1
249	笠原町八ツ無地第 9	笠原町884－33	107.63	H29. 7. 1
250	酒門町薊谷原	酒門町2932－14	284.48	H29. 7. 1
251	見川町丹下一ノ牧第 1	見川町2131－2319	552.47	H29. 7. 1
252	元吉田町東組	元吉田町562－13	207.75	H29. 7. 1
253	笠原町下組第 3	笠原町437－20	964.83	H30. 1. 1
254	笠原町下組第 4	笠原町52－37	799.61	H30. 1. 1
255	見川町沓掛第 2	見川町2563－1238	309.31	H30. 1. 1
256	笠原町下組第 5	笠原町8－39	479.12	H31. 1. 1
257	笠原町八ツ無地第10	笠原町841－27	555.64	H31. 1. 1
258	河和田町水窪第 2	河和田町321－25	343.83	H31. 1. 1
259	常磐の杜第 3	元石川町2227－140	695.52	H31. 1. 1
260	常磐の杜第 4	元石川町2224－86	492.68	H31. 1. 1
261	双葉台 4 丁目	双葉台4－562－26	346.70	H31. 1. 1

No.	児 童 遊 園 名	所 在 地	面 積(㎡)	開設年月日
262	見川 2 丁目第 5	見川2-227-6	266.29	H31. 1. 1
263	見川 4 丁目第 1	見川4-414-31	534.41	H31. 1. 1
264	見川 4 丁目第 2	見川4-405-29	958.33	H31. 1. 1
265	見川 4 丁目第 3	見川4-28-54	230.08	H31. 1. 1
266	米沢町代官山下第 1	米沢町477-16	731.26	H31. 1. 1
267	石川町上北谷津	石川町3880-22	154.94	R 1. 7. 1
268	石川 3 丁目第 1	石川3-4149-24	182.63	R 1. 7. 1
269	内原町長田第 3	内原町1497-212	602.04	R 1. 7. 1
270	大塚町大塚	大塚町1519-18	123.79	R 1. 7. 1
271	笠原町下組第 6	笠原町36-24	206.78	R 1. 7. 1
272	河和田 3 丁目	河和田3-2570-11	182.33	R 1. 7. 1
273	酒門町東原第 5	酒門町2976-31	263.11	R 1. 7. 1
274	酒門町東原第 6	酒門町2958-15	1,030.26	R 1. 7. 1
275	西原 1 丁目	西原1-3638-2	119.98	R 1. 7. 1
276	内原町中谷地	内原町1391-22	269.06	R 2. 1. 1
277	鯉淵町五ノ割第 1	鯉淵町4888-535	448.26	R 2. 1. 1
278	鯉淵町五ノ割第 2	鯉淵町4888-488	276.59	R 2. 1. 1
279	西原 2 丁目	西原2-3735-44	131.18	R 2. 1. 1
280	見川町大山台第 2	見川町1820-182	229.82	R 2. 1. 1
281	見川町釜場第 2	見川町2532-1	178.05	R 2. 1. 1
282	見川町丹下	見川町2170-24	152.42	R 2. 1. 1
283	河和田町水窪第 3	河和田町280-25	141.75	R 2. 7. 1
284	千波町原新田第 2	千波町1665-13	121.78	R 2. 7. 1
285	東野町中山	東野町602-15	186.97	R 2. 7. 1
286	米沢町下組第 1	米沢町59-11	95.90	R 2. 7. 1
287	笠原町第 4	笠原町1555-16	156.98	R 3. 1. 1
288	見川町大山台第 3	見川町1822-134	481.38	R 3. 1. 1
289	住吉町第 5	住吉町242-22	190.03	R 3. 7. 1
290	東野町東谷津	東野町669-14	697.50	R 3. 7. 1
291	見川 3 丁目第 1	見川3-564-24	159.81	R 3. 7. 1
292	笠原町下組第 7	笠原町83-16	358.64	R 4. 1. 1
293	笠原町下組第 8	笠原町442-5	126.51	R 4. 1. 1
294	千波町北葉山	千波町1752-29	238.61	R 4. 1. 1
295	千波町十一軒第 6	千波町2057-53	252.10	R 4. 1. 1
296	吉沢町東割	吉沢町799-14	511.03	R 4. 1. 1
297	米沢町逆川	米沢町727-4	375.01	R 4. 1. 1
298	米沢町下組第 2	米沢町62-14	119.53	R 4. 1. 1
299	小吹町釜場	小吹町2456-10	114.76	R 4. 7. 1
300	河和田町東原	河和田町209-8	253.02	R 5. 1. 1
301	小吹町水戸道	小吹町2289-6	201.16	R 5. 1. 1
302	千波町千波原第 6	千波町2877-2	149.53	R 5. 1. 1
303	東野町東谷津第 1	東野町548-11	293.42	R 5. 1. 1
304	東野町東谷津第 2	東野町608-8	890.22	R 5. 1. 1
305	西原 1 丁目第 1	西原1-3481-20	102.06	R 5. 1. 1
306	平須町尾猿塚	平須町1817-19	151.36	R 5. 1. 1
307	米沢町代官山下第 2	米沢町630-17	503.12	R 5. 1. 1
308	新原 1 丁目第 1	新原1-3076-337	221.03	R 5. 7. 1
309	住吉町第 6	住吉町11-21	190.11	R 5. 7. 1
310	米沢代官山下第2	米沢町531-16	704.47	R 5. 7. 1
311	笠原町下組第9	笠原町1-51	294.06	R 6. 1. 1
312	上水戸 2 丁目	上水戸2-3347-6	137.19	R 6. 1. 1
313	上水戸 4 丁目第 3	上水戸4-2898-12	189.67	R 6. 1. 1
314	酒門町下千束	酒門町1480-24	196.19	R 6. 1. 1
315	酒門町太子下	酒門町4879-9	311.37	R 6. 1. 1

No.	児 童 遊 園 名	所 在 地	面 積(㎡)	開設年月日
316	酒門町太子下第 1	酒門町4844－16	449.49	R 6. 1. 1
317	内原町道下	内原町624－9	166.39	R 6. 7. 1
318	笠原町八ツ無地第11	笠原町858-1	306.32	R 6. 7. 1
319	河和田町一丁田	河和田町4958-12	800.90	R 6. 7. 1
320	河和田町丹下二ノ牧	河和田町3891-971	299.99	R 6. 7. 1
321	元石川町堂ノ上	元石川町446-6	120.07	R 6. 7. 1
322	笠原町八ツ無地第12	笠原町1812-42	963.14	R 7. 1. 1
323	住吉町第 7	住吉町157-16	252.16	R 7. 1. 1
324	姫子 1 丁目第 5	姫子 1 丁目787-12	262.26	R 7. 1. 1
計		324か所	109,824.84	

9 植物公園

植物の展示，園芸相談等を通し緑化思想の啓発，植物に関する知識の向上を図るとともに，市民に対して憩いの場を提供する。

(1) 主要施設

ア	敷地面積	約160,500㎡
イ	主要建築物	
	○観賞大温室	建築面積 1,560.75㎡
	内 容	花の回廊，鉢花室，カクタス室，ラン室，大温室
	温室植物	約270種 2,100株（ハイビスカス，ブーゲンビリアほか）
	○熱帯果樹温室	建築面積 341.84㎡
	内 容	バナナ，コーヒーほか 約60種 160株
	○植物館	798.25㎡（1階 555.69㎡，2階 242.56㎡）
	内 容	展示ホール，展示スペース，緑の相談コーナー，ミニライブラリー，セミナールーム，展示ギャラリー
	○ガーデンショップ，レストラン	
	延床面積	207.13㎡
	○料金所	建築面積 43.57㎡
	○展望休憩舎	建築面積 49.74㎡
	○中央休憩舎	建築面積 48.72㎡
ウ	施設及び植栽概要	
	○テラスガーデン（カスケード）	1,500㎡
	○湿生花園	2,000㎡
	○芝生園	8,700㎡
	○水戸 養命酒薬用ハーブ園	1,850㎡
	○植込地面積	45,000㎡
	○水面（流れ・池）	7,350㎡
	○緑陰広場	210㎡
	○植物	上木 2,500本（カツラ，ラクウショウ，ケヤキほか）
		下木 25,000本（アベリア，ユキヤナギ，キンシバイほか）
		草花 146,000本（シャガ，ヘメロカリス，ミソハギほか）
	○駐車場	12,000㎡（350台収容）

(2) 開園時間

午前9時から午後5時まで（入園は午後4時まで）

(3) 休園日

毎週月曜日（祝日・振替休日のときは翌日），年末年始（12／29～1／3）

(4) 入園料

区 分			使用料（１人につき）
個 人	普 通 券	一 般	300円
		小 中 学 生 市 内 高 齢 者	150円
	年 間 利 用 券	一 般	1,000円
		小 中 学 生 市 内 高 齢 者	500円
団 体（30 人 以 上）		一 般	250円
		小 中 学 生 市 内 高 齢 者	100円

10 土地区画整理事業

本市における土地区画整理事業は、昭和20年8月の戦災で焼失した区域のうち、480haの区域を水戸特別都市計画事業として指定を受け、県知事が施行することとなったのが始まりである。その後、戦災復興事業の再検討の結果、区域を131.98haに縮小し、5つの工区に分割して事業を施行することとなり、昭和50年から51年にかけて全工区の換地処分を行い完了した。

市施行の土地区画整理事業としては、戦災区域に隣接した下市地区55.67haが皮切りで、昭和35年に着手した。さらに水戸駅南側の水田を中心とする駅南地区97.47haの区域について昭和39年度に着手し、駅南地区は昭和57年度、下市地区は昭和60年度をもって全て完了している。近年では平成10年度に事業認可を受けた赤塚駅南口地区11.2haが平成16年度に、平成11年度に事業認可を受けた見和2丁目地区2.1haが平成17年度に、平成5年度に事業認可を受けた東前第四地区15.6haと平成15年度に事業認可を受けた内原駅北地区36.7haが平成26年度にそれぞれ換地処分を完了し、平成7年度に事業認可を受けた東前第二地区39.5haが施行中である。

組合施行による土地区画整理事業は、市街地周辺地区を対象に事業化を促進しており、昭和40年に組合設立をした赤塚・石川地区18.27haが昭和44年に換地処分を完了した。さらに昭和61年に組合設立をした酒門千束地区38.28haは、平成5年度に換地処分を完了し、組合解散となった。また、平成3年に組合設立した東前第一地区21.2haは平成10年度に換地処分を完了した。さらには、平成7年に組合設立した河和田2丁目地区11.9haは平成11年度に換地処分を完了し、組合解散となった。内原地区においては、昭和50年に組合設立をした内原第1地区13.41haが、昭和54年度に換地処分を完了し、昭和55年度に組合解散となった。また、平成10年度に組合設立した内原第2スワ地区4.97haは平成17年度に換地処分を完了し、平成18年度に組合解散となった。

その他、都市再生機構施行による土地区画整理事業として、平成11年に事業認可を受けた水戸駅南口地区11.2haが、平成19年度に事業を完了した。

現 状

地 区 名	事業年度	施行面積	事業費(千円)	減歩率	施行者	摘要
戦 災 復 興	S21～S51	131.98ha	871,304	13.1%	県知事	昭和51年10月換地処分
下市(第一工区)	S35～S50	33.08ha	1,066,005	21.9%	水戸市	昭和51年1月換地処分
下市(第二工区)	S43～S60	22.59ha	2,643,639	18.6%	水戸市	昭和60年8月換地処分
駅 南	S39～S57	97.47ha	3,062,432	35.0%	水戸市	昭和57年7月換地処分
赤 塚 ・ 石 川	S40～S44	18.27ha	138,146	27.1%	組 合	昭和44年10月換地処分
内 原 第 1	S50～S55	13.41ha	306,352	24.9%	組 合	昭和54年12月換地処分
酒 門 千 束	S63～H5	38.28ha	4,291,322	38.9%	組 合	平成5年9月換地処分
東 前 第 一	H3～H11	21.20ha	2,546,380	34.5%	組 合	平成10年12月換地処分
東 前 第 四	H5～R1	15.64ha	3,204,000	32.4%	水戸市	平成26年8月換地処分
河和田2丁目	H6～H12	11.90ha	2,298,790	33.9%	組 合	平成12年3月換地処分
東 前 第 二	H7～R8	39.57ha	5,300,000	33.2%	水戸市	施 行 中
新 県 庁 周 辺	H9～H11	33.90ha	3,400,000	15.7%	茨城県	平成11年9月換地処分
赤 塚 駅 南 口	H10～H17	11.20ha	2,610,000	38.2%	水戸市	平成16年11月換地処分
内原第2スワ	H10～H18	4.97ha	695,026	43.0%	組 合	平成18年1月換地処分
水 戸 駅 南 口	H11～H19	11.15ha	10,480,067	43.2%	都市機構	平成19年9月換地処分
見 和 2 丁 目	H11～H17	2.07ha	1,487,894	14.7%	水戸市	平成18年3月換地処分
内 原 駅 北	H15～H26	36.69ha	6,590,635	36.3%	水戸市	平成26年11月換地処分

土 地 利 用 状 況

地 区 名	用途別	商業地域	住居地域	工業地域	公共用地	計
下市(第一工区)	面積(m ²)	139,556.81	77,626.55	57,791.65	55,835.41	330,810.42
	比率(%)	42.2	23.5	17.5	16.8	100.0
下市(第二工区)	面積(m ²)	53,269.00	137,412.15	—	35,244.27	225,925.42
	比率(%)	23.6	60.8	—	15.6	100.0
駅 南	面積(m ²)	262,273.18	246,521.06	18,284.32	347,623.77	974,712.33
	比率(%)	37.2	25.3	1.9	35.6	100.0
赤 塚 ・ 石 川	面積(m ²)	—	141,846.39	—	40,864.32	182,710.71
	比率(%)	—	77.6	—	22.4	100.0
内 原 第 1	面積(m ²)	—	102,921.90	—	31,179.14	134,101.04
	比率(%)	—	76.8	—	23.2	100.0
酒 門 千 束	面積(m ²)	—	180,100.10	95,118.20	107,633.36	382,851.66
	比率(%)	—	47.0	24.9	28.1	100.0
東 前 第 一	面積(m ²)	—	150,921.12	—	61,082.55	212,003.67
	比率(%)	—	71.2	—	28.8	100.0
東 前 第 四	面積(m ²)	—	109,538.53	—	46,876.40	156,414.93
	比率(%)	—	70.0	—	30.0	100.0

地 区 名	用途別	商業地域	住居地域	工業地域	公共用地	計
河和田２丁目	面積(㎡)	—	83,735.94	—	35,242.62	118,978.56
	比率(%)	—	70.4	—	29.6	100.0
赤塚駅南口	面積(㎡)	75,508.34	—	—	36,706.86	112,215.20
	比率(%)	67.3	—	—	32.7	100.0
内原第２スワ	面積(㎡)	—	36,566.40	—	13,094.46	49,660.86
	比率(%)	—	73.6	—	26.4	100.0
水戸駅南口	面積(㎡)	52,954.94	—	—	58,561.41	111,516.35
	比率(%)	47.5	—	—	52.5	100.0
見和２丁目	面積(㎡)	—	14,393.79	—	6,345.55	20,739.34
	比率(%)	—	69.4	—	30.6	100.0
内原駅北	面積(㎡)	221,421.49	24,941.22	—	120,625.10	366,987.81
	比率(%)	60.3	6.8	—	32.9	100.0

(1) 令和７年度事業計画

東前地区においては、快適で安らぎを感じさせる良好なまちづくりを目指し、市街化区域全体を３地区に分け、土地区画整理事業による一体的な整備を実施している。

現在、第二地区が施行中であり、平成７年度に事業認可を受け、平成11年度より工事に着手している。本年度は、区画道路の築造及び造成工事並びに建物等移転補償を行う。

11 市営住宅

(1) 市営住宅の現況

ア 市営住宅

(令和７年４月１日現在)

住 宅 名	棟 数	戸 数	家賃月額
1 花畑	6 棟	40戸	9,000円～11,700円
2 柳河町	4 棟	54戸	24,400円～57,100円
3 平須町	22棟	340戸	7,100円～42,100円
4 大山台	2 棟	48戸	19,400円～63,100円
5 河和田	61棟	1,516戸	11,200円～63,300円
6 双葉台	10棟	320戸	16,700円～31,600円
7 六番池	4 棟	78戸	19,700円～40,900円
8 見和	1 棟	18戸	19,700円～38,600円
9 堀原	7 棟	144戸	18,900円～40,100円
10 桜が丘	4 棟	62戸	23,800円～57,600円
11 見川	6 棟	78戸	23,400円～52,200円
12 元吉田	4 棟	54戸	22,000円～48,500円
13 城東	2 棟	151戸	23,200円～49,700円
14 西堀原	8 棟	78戸	22,400円～48,900円

住 宅 名	棟 数	戸 数	家賃月額
15 南堀原	2 棟	24戸	22,500円～46,200円
16 緑岡第2	9 棟	66戸	23,000円～49,100円
17 千波原第1	3 棟	30戸	23,000円～47,100円
18 千波原第2	4 棟	36戸	22,800円～46,800円
19 堀町	3 棟	54戸	23,100円～48,300円
20 酒門町東原	5 棟	88戸	21,800円～46,900円
21 緑岡第1	8 棟	244戸	26,600円～60,900円
22 西原町	1 棟	15戸	31,200円～62,600円
23 砂久保	1 棟	16戸	30,200円～59,300円
小 計	177棟	3,554戸	

イ 特定市営住宅

住 宅 名	棟 数	戸 数	家賃月額
大山台	1 棟	16戸	72,000円
小 計	1 棟	16戸	

(2) 構造別分類

種 別	構 造	戸 数
市営住宅	高 層 耐 火	463戸
	中 層 耐 火	3,051戸
	簡 耐 2 階 建	40戸
特定市営住宅	中 層 耐 火	16戸
計		3,570戸

(3) 令和7年度事業計画

市営住宅長寿命化型改修事業

市営住宅居住性向上型改修事業

12 水戸市営駐車場

※令和5年度からは無料駐車台数を含む。

・本町駐車場

敷地面積	1,027.99㎡
駐車区画	32
供用時間	午前0時～午後12時
方式	平面自走式
指定管理者	国際警備保障㈱

利用状況

年度	台 数	収入金額
R2	4,863台	1,670,200円
R3	4,537台	2,269,300円
R4	3,909台	3,160,100円
R5	2,784台	924,400円
R6	6,520台	1,294,300円

・水戸駅南口広場駐車場

敷地面積	約857㎡
駐車区画	27
供用時間	午前0時～午後12時
方式	平面自走式
指定管理者	国際警備保障㈱

利用状況

年度	台数	収入金額
R2	34,857台	9,199,600円
R3	40,056台	11,167,100円
R4	44,705台	14,422,800円
R5	150,345台	17,016,500円
R6	232,884台	15,352,900円

・五軒町地下駐車場

敷地面積	6,274.2㎡
駐車区画	217
供用時間	午前7時～午後11時
方式	地下1階自走式
指定管理者	国際警備保障㈱

利用状況

年度	台数	収入金額
R2	30,724台	11,543,510円
R3	36,437台	10,768,370円
R4	48,614台	13,178,570円
R5	73,509台	15,367,570円
R6	76,148台	18,076,150円

※駐車場利用券、プリペイドカード販売収入含む

・五軒町立体駐車場（令和5年4月1日より供用開始） 利用状況

敷地面積	6,982.76㎡
駐車区画	283
供用時間	午前0時～午後12時
方式	地上5階立体自走式
指定管理者	㈱ジェイエスケイ

年度	台数	収入金額
R5	17,717台	8,330,090円
R6	20,658台	10,472,000円

※駐車場利用券販売収入含む

・赤塚駅南口広場駐車場

敷地面積	308㎡
駐車区画	9
供用時間	午前0時～午後12時
方式	平面自走式
指定管理者	国際警備保障㈱

利用状況

年度	台数	収入金額
R2	1,438台	121,500円
R3	1,491台	174,200円
R4	2,135台	350,900円
R5	46,214台	302,800円
R6	76,834台	325,100円

・赤塚駅北口駐車場

敷地面積	13,210.96㎡
駐車区画	521
供用時間	午前0時～午後12時
方式	地上5階立体自走式
指定管理者	(一財)水戸市商業・駐車場公社

利用状況

年度	台数	収入金額
R2	96,806台	46,432,482円
R3	110,768台	49,696,510円
R4	122,621台	56,221,910円
R5	138,983台	68,288,150円
R6	135,130台	64,604,975円

※駐車場利用券、プリペイドカード販売収入含む

・赤塚駅北口広場駐車場

敷地面積	318㎡
駐車区画	10
供用時間	午前0時～午後12時
方式	平面自走式
指定管理者	国際警備保障㈱

利用状況

年度	台数	収入金額
R2	3,664台	374,200円
R3	4,282台	602,200円
R4	5,211台	918,400円
R5	47,207台	1,023,700円
R6	76,982台	1,045,700円

・常磐町駐車場

敷地面積	4,679㎡
駐車区画	160
供用時間	午前0時～午後12時
方式	平面自走式
指定管理者	(一社)水戸観光コンベンション協会

利用状況

年度	台数	収入金額
R2	17,512台	9,349,000円
R3	14,319台	7,565,500円
R4	27,563台	15,230,000円
R5	27,541台	16,068,500円
R6	29,756台	18,938,800円

・内原駅北口広場駐車場

敷地面積	367㎡
駐車区画	11
供用時間	午前0時～午後12時
方式	平面自走式
指定管理者	国際警備保障㈱

利用状況

年度	台数	収入金額
R2	295台	86,200円
R3	335台	149,200円
R4	445台	214,300円
R5	7,945台	233,200円
R6	12,518台	205,400円

教

育

1 水戸市教育施策大綱

令和元年 8 月

教育目標 知性にとみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間（水戸人）の形成につとめる

基本理念 水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成

水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成を図るため、先人の教えである先見性や実践性、国際的な視野を念頭に置き、近世の教育遺産群として日本遺産に認定された弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育を推進する。

基本的方向 1 子どもをしっかりと育てる環境づくりの推進

基本目標 1 人間としての基礎を育む家庭づくり

家庭において、親子などの深い情愛をもったふれあいを通して、社会的なマナーを身につけ、豊かな情操等を育めるよう、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図ります。

基本目標 2 安心で安全な地域づくり

地域住民によるボランティア活動等を通して、地域で子どもを守り育てる体制づくりに努めるとともに、放課後を含めて、安心して過ごせる環境を整備します。

基本目標 3 子どもをしっかりと育てる学校づくり

子どもの心身の健やかな成長と発達を支援するため、安全で快適な教育環境の整備に努めるとともに、人間形成の上で重要な幼児期の教育を基盤として、地域の理解と参画を得ながら、より質の高い学校教育を推進します。さらに、中核市としての特色を生かした研修を実施し、教員の指導力や資質の向上を図るとともに、誇りや生きがいをもって子ども一人一人と確実に向き合える環境を整えます。

基本的方向 2 一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

基本目標 4 確かな学びと学習意欲を高める教育

子どもの「生きる力」の育成を目指し、確かな学力の定着や自ら学ぼうとする意欲を育成する「チャレンジプラン」を推進し、基本的生活習慣の確立や個に応じた学習指導の充実を図ります。

基本目標 5 世界で活躍できる資質を磨く教育

英会話力や情報活用能力の向上を図るとともに、防災リーダーなど次世代リーダーを育成する「グローバルプラン」を推進し、新しい時代を切り拓き、一人一人の夢の実現に向かって世界で活躍できる資質・能力を育成します。

基本目標 6 郷土を愛する心を育てる教育

郷土への理解と関心を深める教育や水戸芸術館を活用して豊かな感性を育む教育を充実するとともに、さまざまな体験学習を通して協調性や自律性を育む「キャリアプラン」を推進し、社会に貢献しようとする態度や困難を乗り越える強い精神力を育成します。

基本目標 7 いのちや人権を大切にする教育

いじめの未然防止や解決に向けて取り組む「ふれあいプラン」を推進し、いのちや人権を尊重する態度やいじめを許さない気運を醸成するとともに、規範意識や思いやりの心を育成します。

基本的方向 3 参画と協働の人づくりの推進

基本目標 8 社会に参画する若者づくり

地域と一体となって、若者の健やかな成長を促し、豊かな人間性や社会性を備え、さまざまな地域活動へ積極的に参画し、社会で躍動する自信あふれる若者を育成します。

基本目標 9 社会や地域のために自ら活動する人づくり

市民一人一人があらゆる場所、機会において、自ら学び、その成果を地域に生かす環境づくりを進め、変化に対応して新たな価値を創造し、地域社会を牽引する人材を育成します。

基本目標10 歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり

市民との協働により、風格ある歴史まちづくりを進め、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、歴史や文化、芸術に親しみ、国際社会で活躍できる人材を育成します。

水戸市長 高橋 靖

2 令和7年度水戸市教育行政方針

本市の教育行政の推進に当たっては、生命・人権尊重の精神を基盤として、知性にとみ、心身ともに健全で、調和のとれた人間の形成を目指し、水戸市教育施策大綱に掲げる基本理念「水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成」のもと、先人の教えである先見性や実践性、国際的な視野を念頭に置き、近世の教育遺産群として日本遺産に認定された弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育の推進に努める。

また、よりよい教育環境の中で、家庭、地域、学校など、社会全体の連携を強化し、未来をリードする子どもの健やかな成長を図るとともに、誰もが生涯を通じて学習できる環境づくりを行い、地域の教育力の向上と地域コミュニティ活動の活性化を図り、地域社会を牽引し、国際社会で活躍できる人材の育成を目指す。

基本的方向1 子どもをしっかりと育てる環境づくりの推進

未来をリードする子どもを健やかで心豊かに育てるため、家庭、地域、学校等が連携、協力し、それぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもをしっかりと育てる体制づくりに努める。

また、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校※¹が互いに連携を深めながら、社会で自立して生きるための基礎を育み、子どもの健やかな成長、発達の支援に努める。

※1 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含むものとする。

基本目標1 人間としての基礎を育む家庭づくり

家庭において、親子などの深い情愛をもったふれあいを通して、社会的なマナーを身につけ、豊かな情操等を育めるよう、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図る。

(1) 家庭の教育力の向上

市民センターや学校、保育所等と連携しながら、子どもの発達段階に応じた学習機会を幅広く提供するとともに、支援を必要とする家庭に対し、個に寄り添った相談対応や情報提供を行うなど、家庭教育を支援するための取組の充実に努める。

[目標指標]

訪問型家庭教育支援事業における個別相談後の状況改善率 100%

[主な施策]

施 策	主 な 内 容
基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせるための家庭教育への支援	・ 学校（園）と家庭，地域との連携強化 ・ 学習習慣確立のための家庭への啓発事業 ・ 家庭教育講座等の充実 ・ 訪問型家庭教育支援事業の拡充

基本目標 2 安心で安全な地域づくり

地域住民によるボランティア活動等を通して，地域で子どもを守り育てる体制づくりに努めるとともに，放課後を含めて，安心して過ごせる環境を整備する。

(1) 地域で子どもを見守る体制づくりの推進

子どもたちが安全，安心な学校生活を送るため，警察，PTA，地域ボランティア等の関係機関・団体と，より一層の連携を図りながら，登下校時の安全対策や不審者対策など，地域ぐるみの学校安全対策の強化に努める。

また，地域人材の活用や地域住民によるボランティア活動等を通して，学校や子どもを支援する取組を推進するなど，地域ぐるみで子どもの健やかな成長を育む体制づくりに努める。

[目標指標]

スクールガード登録者数 6,000人

[主な施策]

施 策	主 な 内 容
安全対策の推進	・ 登下校時における安全対策の充実(通学路安全対策,スクールガード活動の促進等) ・ 安全対策情報（不審者等の情報）の公開 ・ 学校施設内の防犯カメラの設置・更新
地域の教育力の活用	・ 地域人材の活用（ゲストティーチャー，スクールボランティア等） ・ 大学等と連携した学校行事や学習の支援 ・ 地域スポーツ・文化クラブ活動の推進（部活動の地域連携）

基本目標3 子どもをしっかりと育てる学校づくり

子どもの心身の健やかな成長と発達を支援するため、安全で快適な教育環境の整備に努めるとともに、人間形成の上で重要な幼児期の教育を基盤として、地域の理解と参画を得ながら、より質の高い学校教育を推進する。さらに、中核市としての特色を生かした研修を実施し、教員の指導力や資質の向上を図るとともに、誇りや生きがいをもって子ども一人一人と確実に向き合える環境を整える。

(1) 幼児教育の充実

幼児教育においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、子どもの心身の発達や特性を考慮し、健全な発達に適した教育環境の整備を図り、「遊び」を中心とした人との関わりや心身の健全な発達に資する総合的な指導に努める。

また、全ての就学前の子どもが分け隔てなく健やかに育つ環境を整備するため、私立等も含めた幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等で組織する「幼児教育と小学校教育接続のための協議会」において、連携を深めるとともに、職員の資質向上を目指した研修等を実施し、発達や学びの連続性を踏まえた円滑な小学校教育との接続に努める。

[目標指標]

幼稚園等と小学校の合同研修会の実施 15校

[主な施策]

施策	主な内容
幼児教育の推進	・ 小学校への円滑な接続（幼児教育と小学校教育接続のための協議会における研修や情報の共有、小学校への接続のためのカリキュラム「アプローチ・スタートカリキュラム」の実施、新^{※2}「保幼小の架け橋カリキュラム」の策定及び実施） ・ 英語遊びの実施 ・ 幼稚園等への訪問指導の充実

※2 新規事業。

(2) 教育環境の整備，充実

子どもが安全かつ快適な環境で過ごすことができるよう、長寿命化改良事業や屋内運動場空調設備整備及びトイレ洋式化事業をはじめとする学校施設の整備を推進するなど、教育環境の充実に努める。

[目標指標]

長寿命化改良工事完了 校舎 1 校

[主な施策]

施 策	主 な 内 容
学校施設の整備，充実	・長寿命化改良事業の推進（工事：寿小学校校舎，妻里小学校校舎，設計：緑岡小学校校舎） ・校舎増築事業の推進（工事：酒門小学校，第四中学校，設計：吉沢小学校） ・学校施設の緊急安全対策の推進 ・学校施設のバリアフリー化の推進 ・屋内運動場空調設備整備・トイレ洋式化事業の推進（実施設計） ・学校給食施設設備の整備，充実（厨房機器等の計画的な更新） ・新 1 人 1 台端末^{※3}の更新

※3 児童生徒 1 人 1 台の教育用タブレット端末のこと。

(3) 地域とともにある特色ある学校づくり

子どもの教育活動や学校運営に関する情報を家庭や地域に公表するとともに，学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の円滑な運営により，保護者や地域住民等の理解と参画を得ながら，家庭，地域との連携のもと，地域とともにある特色ある学校づくりに努める。

また，市民センターに地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を持たせ，学校運営協議会で協議された課題の解決や提案の実現を図る地域学校協働活動を進め，学校を核とした地域づくりに努める。

各中学校区における教育活動を推進するため，各中学校区が掲げる小中一貫グランドデザインに基づき，系統的・継続的な教育の充実に努めるとともに，少人数での教育のよさを生かした小規模特認校において，英語教育，理科・環境教育など，学校の特色を生かした教育を推進する。

[目標指標]

学校運営協議会で共有された課題の解決に向けた地域との協働活動の実施
全小・中学校（48校）

[主な施策]

施 策	主 な 内 容
地域住民の学校運営への参画	・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動の充実 ・ 地域学校協働活動の段階的な推進
施 策	主 な 内 容
学校への理解を深めるための取組の推進	・ 学校ホームページ等を活用した学校情報の発信 ・ 「学校へようこそ」等の実施による学校公開
小中一貫教育の推進	・ 小中一貫教育の推進（９年間を見通した教育課程の編成，小学校における教科担任制の推進） ・ 「水戸まごころタイム」の充実 ・ 各中学校区における小中一貫グランドデザインの推進
学校の特色を生かした教育の推進	・ 特色ある学校づくりの推進（小規模特認校制度等）

(4) 健やかな心と体の育成

子どもがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため，自己を見つめ，人間としての生き方について考えを深める学習を通して，健やかな心を育成する。

また，子どもの健康の保持・増進と体力の向上を図るため，発達段階や系統性を踏まえながら，生涯にわたって運動に親しむことができる資質や能力の向上に取り組むとともに，定期健康診断等による疾病，異常等の早期発見に努める。

さらに，学校給食を活用した食育の拠点である学校給食共同調理場等において，安全・安心で栄養バランスに優れた給食を提供することはもとより，子どもの望ましい食習慣の形成に向け，研修会を開催するなど，児童生徒をはじめ，広く市民に開かれた食育活動に取り組むとともに，地場産物の活用や大学との連携事業等による食育の推進に努める。

[目標指標]

学校給食での地場産物の活用※⁴ 80%

[主な施策]

施 策	主 な 内 容
道徳教育の充実	・ 重点内容項目を明確にした道徳授業の実施 ・ 「道徳 まごころ」の活用

施 策	主 な 内 容
体力・運動能力の向上	・ 体力アップ推進プランに基づく取組の推進
学校保健・安全の充実	・ 児童生徒の健康保持・増進（小児生活習慣病予防健診，中学生ピロリ菌検査，各種健康診断の実施） ・ 性教育，健康教育（喫煙，飲酒，薬物乱用の防止，生活習慣病，がんの予防）の推進 ・ 避難訓練の実施
食育の推進	・ 食育の充実（有機農産物を含む地場産物の活用拡大，大学との連携，食育講演会の開催，学校給食共同調理場の活用等） ・ 安全で安心な学校給食の提供（衛生管理の徹底，食物アレルギーへの対応等）

※ 4 茨城県の調査「学校給食における地場産物の活用状況調査」による。

(5) 指導・相談体制の充実

問題行動等生徒指導上の諸課題については，家庭，地域，学校，関係機関と連携，協力しながら，適切な指導を行うなど，子どもが社会の一員として生きる基盤を育てる学校づくりを推進する。

また，不登校の未然防止に向け，一人一人の考えを尊重し，互いの良さを認め合う意識の醸成や集団づくりを進めることで，安心して通える魅力ある学校を目指すとともに，子どもの社会的自立に向け，学校及び学校外の専門機関等と連携を図りながら，多様な学びの場の提供や相談体制を強化するなど，一人一人に寄り添いながら，個々の状況に応じた支援に努める。

さらに，特別な教育的支援を必要とする子どもが，その必要とする支援や発達段階等に応じた適切な教育を受けることができるよう，一人一人の教育的ニーズを把握し，個に応じた就学相談体制や指導の充実に努める。

[目標指標]

学校及び学校外の専門機関等とつながっていない不登校児童生徒 ゼロ

[主な施策]

施 策	主 な 内 容
生徒指導の充実	・ 不登校児童生徒の早期発見・早期対応 ・ 教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」の実施（小学校へ拡充）

施 策	主な内容
生徒指導の充実	・教育支援センター（教育相談室・うめの香ひろば）における支援等の充実 ・学校における相談体制の充実（スクールカウンセラー，心の教室相談員の活用促進等） ・家庭的な問題を抱える児童生徒に対する教育・福祉両面からの専門的支援の充実（スクールソーシャルワーカーの活用促進） ・全中学校における校内フリースクールでの支援 ・新 小学校における校内フリースクールの設置（6校） ・民間フリースクール等と連携した支援
特別支援教育の充実	・特別支援教育支援員の配置，特別支援教育コーディネーターを中心とした校内相談等の体制の充実 ・看護職員配置による医療的ケア児への支援 ・特別支援教育専門員による教職員や保護者に対する専門的な助言・相談体制の充実 ・早期支援体制，就学相談体制の充実（心理検査の専門性を有する調査員の配置，こども発達支援センター等との連携強化）

（6）教職員の資質能力の向上・働き方改革の推進

質の高い教育を提供するため，中核市として本市の実情に合ったよりきめ細かな研修等を通して，使命感の醸成や実践的指導力の育成，高度な専門的知識の習得など，さらなる教職員の資質能力の向上に努めるとともに，教育会との連携による研究事業の推進や，訪問指導の充実に努める。

また，教員が子どもと向き合う時間を確保するため，教職員の働き方改革基本方針に基づき，業務改善に取り組むとともに，教職員の意識改革を推進するなど，長時間勤務の縮減に努める。

〔目標指標〕

月あたりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員数の削減 20%

[主な施策]

施 策	主 な 内 容
教職員の資質能力の向上	・市独自の教職員研修（法定研修等）の充実 ・教員のＩＣＴ活用能力の向上（教員の研修・支援体制の充実，ＩＣＴ活用能力調査の実施） ・英語指導力の強化（小学校教員及び英語指導助手（ＡＥＴ）に対するティーム・ティーチング指導法研修等の充実） ・新 指導者用デジタル教科書の効果的な活用 ・教育会（研修事業部）との連携
研究事業の推進	・調査研究事業の推進（研究指定校，学力向上調査研究事業） ・教育会（研究事業部，広報事業部）との連携
指導，助言の充実	・訪問指導（計画訪問，学校支援訪問，要請訪問，随時訪問等）による授業力向上や生徒指導への支援 ・学校事故への迅速な対応
教職員の働き方改革の推進	・職場環境の充実（校務支援システムの活用，学校弁護士相談事業，インターネットバンキングの活用，新 通話録音装置の全小・中学校導入等） ・教職員の意識改革の促進（勤務時間の管理徹底，働き方に関する研修の開催，学校閉庁日の実施）

基本的方向２ 一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

学習指導要領の趣旨を踏まえ，子どもの「生きる力」をより一層育むため，創意工夫を凝らした特色ある教育活動の展開や本市の教育資源を活用した学習等を通して，学びの基礎や確かな学力を身につけるとともに，豊かな感性や思いやりの心の育成に努める。

また，教育ＤＸ^{※５}を推進し，教育環境を取り巻く変化に柔軟に対応しながら，子ども一人一人の良さや可能性を伸ばすことにより，次の時代をリードし，水戸の明るい未来を創造していける人材，国内外で活躍できる人材の育成に努める。

基本目標４ 確かな学びと学習意欲を高める教育 【チャレンジプランの推進】

子どもの「生きる力」の育成を目指し，確かな学力の定着や自ら学ぼうとする意欲を育成する「チャレンジプラン」を推進し，基本的生活習慣の確立や個に応じた学習指導の充実を図る。

(1) 学びの基礎や確かな学力の定着

子どもが主体的に学習に取り組む態度を養い、基礎的・基本的な知識・技能を習得できるよう努めるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等のバランスのとれた育成に努める。

また、家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に努める。

[目標指標]

全国学力・学習状況調査の各教科における平均正答率（対全国平均）

（小6）＋0.5ポイント以上，（中3）＋0.5ポイント以上

[主な施策]

施策	主な内容
確かな学力の定着	・ 基本的な生活習慣の確立（「規律と協働を高める八策」の推進） ・ 個に応じた学習指導の充実（学力向上サポーターによる指導等） ・ 教育データを活用したきめ細かな学習指導・支援（教育ダッシュボードによるデータの可視化（小学校へ拡充）等）
自ら学ぼうとする意欲の育成	・ 数学・学習相談「SPOT in MITO」の実施 ・ 大学との連携事業「つながる学び ひと☆Future College」による授業の充実

※5 教育Digital Transformation。デジタル技術を活用し、学校教育をよりよいものに変革すること。

基本目標5 世界で活躍できる資質を磨く教育 【グローバルプランの推進】

英会話力や情報活用能力の向上を図るとともに、防災リーダーなど次世代リーダーを育成する「グローバルプラン」を推進し、新しい時代を切り拓き、一人一人の夢の実現に向かって世界で活躍できる資質・能力を育成する。

(1) 社会変化に対応した教育の推進

子どもが「Society5.0時代」や「ポストコロナ」をはじめとするこれからの時代を生き抜いていけるよう、ICT教育、国際理解教育の推進とともに、次世代リーダーの育成など、グローバル社会で活躍できる力の育成に努める。

[目標指標]

英検3級相当以上の生徒の割合（中3卒業時） 67%

[主な施策]

施策	主な内容
英会話力の向上	・実践的なコミュニケーション能力の育成（AETを活用した言語活動を中心とする英会話授業や夏季休業期間等における英会話活動プログラムの実施） ・新 市独自の英語学習教材の効果的な活用
情報を活用できる能力の育成	・1人1台端末等を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実（デジタル教材の活用，外部講師との交流授業の実施等） ・情報モラル・セキュリティに関する理解の促進 ・教科等を横断した実生活における課題解決に向けた探究的な学び（STEAM教育※⁶）の実践
次世代リーダーの育成	・市内高等学校等と連携した次世代エキスパート育成事業の充実 ・防災リーダー育成事業の実施

※6 各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育（Science：科学，Technology：技術，Engineering：工学，Arts：芸術文化，生活，経済，法律，政治，倫理等，Mathematics：数学）

基本目標6 郷土を愛し、豊かな感性を磨く教育 【キャリアプランの推進】

郷土への理解と関心を深める教育や水戸芸術館を活用して豊かな感性を育む教育を充実するとともに、さまざまな体験学習を通して協調性や自律性を育む「キャリアプラン」を推進し、社会に貢献しようとする態度や困難を乗り越える強い精神力を育成する。

(1) 郷土を愛する心を育てる教育の充実

水戸の自然や歴史，文化，産業などについて理解を深めるとともに，地域に伝わる文化や伝統芸能の継承活動，副読本を活用した郷土教育などを通して，ふるさと水戸を愛する心の育成に努める。

また，おもてなしボランティア等の活動を通して，もてなしの心や社会に尽くす態度の育成に努める。

[目標指標]

日本遺産現地見学の実施 20校

[主な施策]

施 策	主 内容
郷土への理解を深める教育の充実	・「水戸まごころタイム」における水戸教学の推進 ・社会科副読本を活用した日本遺産の学習
もてなしの心を育む教育の推進	・おもてなしボランティア活動の推進（チーム魁，魁二の丸隊，子ども梅大使の活動，水戸黄門漫遊マラソン）

(2) 豊かな感性の育成

水戸芸術館等との連携による芸術教育，自然体験活動等を通して，心豊かでたくましい子どもの育成に努める。

また，企業等との連携による職場見学や職場体験活動等を通して，学ぶことや働くこと，生きることを実感させ，将来について考えるキャリア教育等の充実に努める。

[目標指標]

職場見学・職場体験の実施 全小・中学校（48校）

[主な施策]

施 策	主 内容
世界に誇る水戸芸術館等と連携した芸術教育の充実 世界に誇る水戸芸術館等と連携した芸術教育の充実	・芸術鑑賞会の開催（演劇・音楽部門） ・「中学校合唱の祭典」の開催（音楽部門） ・水戸芸術館による学校訪問アートプログラムへの参加（美術部門）
体験学習の充実	・民間企業，商工会議所等との連携による職場見学，職場体験の実施 ・船中泊を伴う自然教室の実施

基本目標7 いのちや人権を大切にする教育 【ふれあいプランの推進】

いじめの未然防止や解決に向けて取り組む「ふれあいプラン」を推進し，いのちや人権を尊重する態度やいじめを許さない気運を醸成するとともに，規範意識や思いやりの心を育成する。

(1) いじめ解決に向けた取組の推進

いじめの未然防止及び早期発見に向け，小さいいじめも見逃さない学校づくりに努めるとともに，悩みを抱える子どもが安心して相談しやすい環境を整え，いじめ問題

に組織的に取り組み、迅速で的確な対応を行うなど、いじめの早期解消を図る。

また、人権教育を通して、子ども一人一人が発達段階に応じ、人権課題の正しい理解や確かな人権感覚を養うとともに、あらゆる偏見や差別をなくし、互いの大切さを認め合う心の育成に努める。

[目標指標]

いじめ解消率（次年度フォローアップ値） 100%

[主な施策]

施 策	主な内容
いじめの未然防止	・あいさつ運動の実施 ・いじめ解決フォーラム，ワークショップの実施 ・SNSによるいじめ防止に関する講演会の実施
いじめの早期発見・早期対応	・悩みを相談しやすい環境づくり（いじめ相談ダイヤルの設置，1人1台端末のアンケート機能を活用した校内オンライン相談窓口の開設，教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」の実施（小学校へ拡充） ・いじめの実態調査
学校における人権教育の充実	・人権課題に関する教育，啓発活動の充実

基本的方向3 参画と協働の人づくりの推進

青少年・若者の成長と自立を社会全体で支え、見守り、育てるとともに、市民一人一人が生涯を通じて自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会、場所において学習することができ、その成果を地域に生かすことができるよう努める。

また、歴史的資源を生かした歴史まちづくりを市民との協働で進め、郷土に対する誇りと愛着を深めるとともに、歴史と伝統を基底に、国内外で活躍できる人材の育成に努める。

基本目標8 社会に参画する若者づくり

地域と一体となって、若者の健やかな成長を促し、豊かな人間性や社会性を備え、さまざまな地域活動へ積極的に参画し、社会で躍動する自信あふれる若者を育成する。

(1) 青少年・若者の健全育成

豊かな人間性や社会性を備えた青少年・若者を育むため、家庭、地域、学校、行政

が連携を図りながら、青少年・若者が主体的に活動できる仕組みづくりを進めるとともに、ボランティア活動をはじめ、多様な体験活動の機会を創出する。

また、関係機関・団体と連携し、街頭補導活動や社会環境健全化活動を推進するとともに、電話、来所等による相談活動を通して、青少年の問題行動の早期発見や非行防止に努める。

少年自然の家においては、移動天文車の積極的な活用を図るとともに、現代的な教育課題に対応した体験活動や地域の特性を生かした少年自然の家ならではの事業を推進し、自然体験活動の拠点としての機能充実に努める。

[目標指標]

高校生ボランティア参加者数（年間） 1,300人

[主な施策]

施 策	主 な 内 容
青少年・若者の健全育成のための事業の充実	・青少年・若者の自主的な社会参加活動の促進（高校生社会参加促進事業、青少年育成団体との協働事業等） ・子ども会の活性化に向けた方策の推進 ・少年自然の家における自然体験活動の充実 ・青少年の育成に関する講演会の開催
問題行動の早期発見と非行防止	・青少年相談員による街頭補導 ・電話、来所等による青少年相談

基本目標 9 社会や地域のために自ら活動する人づくり

市民一人一人があらゆる場所、機会において、自ら学び、その成果を地域に生かす環境づくりを進め、変化に対応して新たな価値を創造し、地域社会を牽引する人材を育成する。

(1) 学習機会の充実

市民が自ら学び、豊かな心を養うことができるよう、市民ニーズや社会の要請に応じた多様な学習機会、学習情報の提供に努める。

さらに、学習によって得られた成果をまちづくりや人づくりに生かしていくための環境づくりに努める。

図書館においては、図書や資料の収集等をはじめ、学校図書館と連携し、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるなど、市民の自主的な学習活動の支援に努める。

人権教育においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく基本

計画を踏まえ、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消と人権に関わる問題の解決に努める。

[目標指標]

図書館における図書や資料の個人貸出し点数 1,230,000点

[主な施策]

施策	主な内容
学習環境の充実	・現代的課題や地域が抱える課題解決のための学習機会の提供 ・みと好文カレッジ，市民センターにおける「みと弘道館大学」の充実
みと好文カレッジ事業の充実	・生涯学習サポーターをはじめとする生涯学習推進のための人材の活用 ・生涯学習活動への参加促進
人権教育の充実	・部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題に関する教育，啓発活動の充実
図書館事業の充実	・図書や資料の収集をはじめとする図書館サービスの充実 ・子どもの読書活動の推進 ・学校図書館支援事業の推進 ・新（仮称）南部図書館の整備検討

基本目標10 歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり

市民との協働により、風格ある歴史まちづくりを進め、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、歴史や文化、芸術に親しみ、国際社会で活躍できる人材を育成する。

(1) 歴史的資源の保全と活用

水戸の貴重な財産である歴史的資源を大切に守り、次代へ継承するとともに、水戸ならではの風格ある歴史まちづくりを進め、まちの魅力として高めていくため、文化財の適切な保存、活用に努める。

また、近世日本の重要な教育遺産であり、日本遺産の構成文化財である弘道館と偕楽園の世界遺産登録に向け、関係自治体との推進協議会を通じた広域連携による取組を進めるとともに、学校教育の場での活用や市民との協働による取組の推進に努める。

博物館においては、郷土水戸に関わりのある自然、歴史、民俗、美術等の資料を収

集・保管するとともに，展覧会の開催等を通して，郷土の歴史や文化，自然にふれることのできる機会を提供するなど，地域，学校との連携のもと，市民が楽しむことのできる教育普及事業の充実に努める。

[目標指標]

市指定文化財指定及び市地域文化財認定（年間） 3 件

[主な施策]

施 策	主 な 内 容
文化財の保存，活用	・ 水戸市文化財保存活用地域計画の策定 ・ 市指定文化財の指定及び市地域文化財の認定 ・ 水戸城歴史的建造物の活用 ・ 新 水戸城土塁（法面）の整備の推進 ・ ヒカリモの検証・活用事業の推進 ・ 史跡等整備活用事業の推進（台渡里官衙遺跡群） ・ 埋蔵文化財発掘調査事業及び公開活用事業の推進 ・ 民俗芸能伝承団体への支援
世界遺産登録・日本遺産周知に向けた取組の推進	・ 広域連携による世界遺産登録推進活動と市民との協働による取組の推進 ・ 日本遺産ブランド力向上事業（牛久市，笠間市と連携した茨城県日本遺産 3 市連携事業の開催等）
博物館事業の充実	・ 特別展等の開催（夏休み子どもミュージアム，秋季・冬季特別展） ・ 博物館資料「石河明善日記」刊行事業の推進 ・ 小・中学校との連携事業の推進（体験講座，出前講座，職場体験等）

3 学校教育

(1) 市内教育機関

(令和7年5月1日現在)

区 分	国 立	県 立	市 立	私 立	計
小 学 校	1	—	32	2	35
中 学 校	1	1	15	2	19
義 務 教 育 学 校	—	—	1	—	1
中 等 教 育 学 校	—	—	—	1	1
高 等 学 校	—	8	—	10	18
大 学	1	—	—	1	2
短 期 大 学	—	—	—	1	1
盲・聾・特別支援学校	—	6	—	—	6
計	3	15	48	17	83

(2) 児童生徒数等の状況

(令和7年5月1日現在)

区 分	児 童 生 徒	学 級	教 員	栄 養 職 員	給 食 調 理 員	事 務 補
小 学 校 (32校)	12,489人	571(140)	793人	0人	4人	10人
中 学 校 (15校)	5,998人	242(64)	442人	1人	0人	4人
義 務 教 育 学 校 (1校)	121人	9	23人	0人	0人	0人
計	18,608人	822(204)	1,258人	1人	4人	14人

() 内の数は特別支援学級で内数を示す。
教員数については、栄養教諭を含む。

(3) 水戸市奨学金

対 象 者 市内に引き続き1年以上居住する方の子弟であって、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）に在学し、かつ、経済的理由により、就学が困難と認められることなど、所定の要件に該当する者

支 給 額 奨学生1人につき、月額10,000円

(令和7年5月1日現在)

区 分	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
奨学生数	47人	38人	26人	29人	29人

(4) 交通遺児就学奨励金

対 象 者 交通事故により死亡した保護者に養育されていた義務教育課程を終了するまでの者で、本市に居住している者

支 給 額 1人につき、月額5,500円

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

区分	小学生	中学生	合計
交通遺児数	2 人	0 人	2 人

(5) 学校法人への助成

ア 私立小学校経常的経費補助（2校）は、60万円を限度として予算の範囲内

イ 私立中学校経常的経費補助（2校）は、60万円を限度として予算の範囲内

ウ 私立高等学校経常的経費補助（9校）は、120万円を限度として予算の範囲内

エ 中等教育学校経常的経費補助（1校）は、180万円を限度として予算の範囲内

(6) 水戸市立学校一覧(令和 7 年度)

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

学校名	児童・生徒数(人)			学級数		教 員 数 (人)											その他の職員数				学 校 医 生	学 校 歯 科 医 生	学 校 薬 剤 師
	男	女	計	普 通 学 級	特 別 支 援 学 級	男				女				栄 養 教 諭	計	事 務 職 員	栄 養 職 員	給 食 調 理	事 務 補				
						校 長	副 校 長	教 諭 等	養 護	校 長	副 校 長	教 諭 等	養 護										
三 の 丸 小	214	191	405	13	4	1	1	5			1	15	1	1	25	1				3	1	1	
五 軒 小	91	97	188	7	2		1	4		1		9	1		16	1				3	1	1	
新 莊 小	93	79	172	6	3	1		3			1	8	1		14	1				3	1	1	
城 東 小	81	78	159	6	3		1	3		1		8	1		14	1		2		3	1	1	
浜 田 小	232	202	434	15	6	1	1	9				18	1	1	31	1				4	2	1	
常 磐 小	228	183	411	14	4	1	1	7				20	1	1	31	1				3	1	1	
緑 岡 小	451	455	906	29	7	1		13			2	28	2	1	47	3			1	4	2	1	
寿 小	281	274	555	19	7		1	6		1		24	1		33	1			1	4	2	1	
上 大 野 小	33	34	67	6	-		1	3		1		4	1		10	1				3	1	1	
柳 河 小	32	21	53	5	1		1	2		1		6	1		11	1				3	1	1	
渡 里 小	317	285	602	19	6	1		11			1	17	1	1	32	1			1	4	2	1	
吉 田 小	337	306	643	20	7		1	9		1	1	21	1	1	35	1			1	4	2	1	
酒 門 小	403	393	796	24	8	1	1	11			1	25	2	1	42	2			1	4	2	1	
石 川 小	239	197	436	13	5		1	5		1		16	1	1	25	1				1	1	1	
飯 富 小	81	73	154	7	2		1	2		1		8	1		13	1				2	1	1	
河 和 田 小	224	201	425	14	3	1		5			1	14	1	1	23	1				3	1	1	
上 中 妻 小	85	127	212	9	2	1		4			1	9	1		16	1				3	1	1	
見 川 小	260	269	529	17	8	1		8			1	21	1		32	1			1	4	2	1	
千 波 小	355	322	677	23	4	1	1	14			1	17	1	1	36	1			1	4	2	1	
梅 が 丘 小	319	323	642	19	7		1	8		1	1	21	1	1	34	1			1	4	2	1	
双 葉 台 小	255	217	472	17	5		1	10		1		15	1	1	29	1				4	2	1	
笠 原 小	479	484	963	29	8	1	1	12			1	28	2	1	46	2			1	4	2	1	
赤 塚 小	91	92	183	7	4		1	5		1		8	1		16	1		2		3	1	1	

学校名	児童・生徒数(人)			学級数		教 員 数 (人)												その他の職員数				学 校 医 生	学 校 歯 科 医 生	学 校 薬 剤 師
	男	女	計	普 通 学 級	特 別 支 援 学 級	男				女				栄 養 教 諭	計	事 務 職 員	栄 養 職 員	給 食 調 理	事 務 補					
						校 長	副 校 長	教 諭 等	養 護	校 長	副 校 長	教 諭 等	養 護											
吉 沢 小	372	328	700	22	9	1	1	10			1	23	2	1	39	2			1	4	2	1		
堀 原 小	125	131	256	11	4	1		4			1	15	1		22	1				3	1	1		
下 大 野 小	37	27	64	6	1	1	1	4				5	1		12	1				3	1	1		
稲 荷 第 一 小	155	148	303	12	5	1	1	5				15	1		23	1				3	1	1		
稲 荷 第 二 小	91	87	178	7	3	1		6			1	5	1		14	1				3	1	1		
大 場 小	52	43	95	6	1		1	4		1		5	1		12	1				3	1	1		
鯉 淵 小	117	105	222	8	5	1		9			2	8	1		21	1				3	1	1		
妻 里 小	81	85	166	6	2	1		3			1	7			12	1				3	1	1		
内 原 小	206	215	421	15	4		1	8		1		15	1	1	27	1				3	1	1		
小 学 校 計	6,417	6,072	12,489	431	140	19	22	212		13	19	458	35	15	793	37		4	10	105	44	32		
第 一 中	154	159	313	9	4	1		9			1	12	1		24	1				3	1	1		
第 二 中	154	152	306	9	2		1	10		1		8	1		21	1			1	3	1	1		
第 三 中	160	193	353	11	5	1	1	15				12	1		30	1				3	1	1		
緑 岡 中	226	216	442	13	6	1	1	17				11	1		31	1				4	2	1		
第 四 中	474	508	982	28	11	1	2	36				19	2	1	61	2			1	4	2	1		
飯 富 中	35	35	70	3	3	1		4			1	8	2		16	1				3	1	1		
赤 塚 中	201	175	376	12	3	1		12			1	13	1		28	1	1			3	1	1		
第 五 中	210	183	393	12	2	1	1	11				12	1		26	1				1	1	1		
見 川 中	293	293	586	17	4	1	1	14			1	17	1	1	36	1				4	2	1		
双 葉 台 中	135	134	269	8	3	1		10			1	10	1		23	1				3	1	1		
笠 原 中	333	325	658	18	7	1	2	22				17	1		43	2			1	4	2	1		
石 川 中	105	102	207	6	3	1		12			1	4	1		19	1				3	1	1		
千 波 中	185	151	336	11	3		1	10		1		12	1		25	1			1	3	1	1		
常 澄 中	147	142	289	9	2	1	1	14				6	1		23	1				3	1	1		
内 原 中	199	219	418	12	6	1	1	15			1	17	1		36	2				3	1	1		
中 学 校 計	3,011	2,987	5,998	178	64	13	12	211		2	7	178	17	2	442	18	1		4	47	19	15		
国田義務教育学校	66	55	121	9	-		1	9		1	1	9	2		23	2				3	1	1		

※教諭等：欠員補充の常勤講師含む。(非常勤講師含まず)

※海外・組合等派遣，充て指導主事含まず。

※産休・育休・療休・研修の代替講師含まず。(本務者教諭でカウント)

※調理パート含まず。

4 市立学校施設状況

(1) 小学校

(令和7年5月1日現在)

学 校 名	施 設 状 況		敷 地 (㎡)
	一般校舎 (㎡)	屋体講堂 (㎡)	
三 の 丸 小	4,228	940	18,346
五 軒 小	6,109	1,145	39,391
新 荘 小	5,197	1,121	19,029
城 東 小	6,038	945	21,326
浜 田 小	6,246	800	21,442
常 磐 小	6,522	1,164	28,867
緑 岡 小	6,162	1,414	24,834
寿 小	4,876	922	19,080
上 大 野 小	1,830	800	12,701
柳 河 小	2,390	800	13,896
渡 里 小	6,353	1,049	23,380
吉 田 小	5,602	900	26,821
酒 門 小	5,221	838	16,853
石 川 小	5,477	1,060	17,834
飯 富 小	3,184	531	12,380
河 和 田 小	4,234	1,117	15,583
上 中 妻 小	3,240	725	17,561
見 川 小	6,521	1,213	15,207
千 波 小	5,676	801	21,253
梅 が 丘 小	5,494	936	19,654
双 葉 台 小	6,068	945	28,170
笠 原 小	6,817	800	28,404
赤 塚 小	5,172	945	26,229
吉 沢 小	5,100	945	21,159
堀 原 小	4,614	945	23,899
下 大 野 小	2,495	495	17,720
稲 荷 第 一 小	4,602	1,119	22,929
稲 荷 第 二 小	4,102	1,119	23,817
大 場 小	2,989	1,057	11,738
鯉 淵 小	4,257	641	18,963
妻 里 小	3,601	611	17,448
内 原 小	3,706	938	29,338
計 (32校)	154,123	29,781	675,252

(2) 中学校

学 校 名	施 設 状 況			敷地 (㎡)
	一般校舎 (㎡)	屋体講堂 (㎡)	柔剣道場 (㎡)	
第 一 中	6,715	1,422	380	25,988
第 二 中	6,149	1,332	353	39,183
第 三 中	7,657	1,422	350	30,088
緑 岡 中	5,280	981	374	36,447
第 四 中	6,669	1,020	350	33,370
飯 富 中	2,228	1,030	350	19,754
赤 塚 中	5,673	1,425	357	24,266
第 五 中	6,088	1,232	350	29,107
見 川 中	7,517	1,482	450	30,528
双 葉 台 中	4,411	796	380	27,189
笠 原 中	5,275	1,020	380	32,140
石 川 中	4,780	945	380	27,283
千 波 中	5,303	1,347	379	31,801
常 澄 中	5,445	1,465	429	27,934
内 原 中	5,598	1,085	659	38,400
計 (15校)	84,788	18,004	5,921	453,478

(3) 義務教育学校

学 校 名	施 設 状 況			敷地 (㎡)
	一般校舎 (㎡)	屋体講堂 (㎡)	柔剣道場 (㎡)	
国田義務教育	4,536	1,419	342	29,193
計 (1校)	4,536	1,419	342	29,193

5 学校給食

(1) 実施状況（令和7年5月1日現在）

単 独 校	小 学 校	30校	児 童 数	11,763人
	義務教育学校	1校	児 童 数（前期）	82人
			生徒数（後期）	39人
共同調理場	幼 稚 園	1園	園 児 数	7人
	小 学 校	2校	児 童 数	721人
	中 学 校	15校	生 徒 数	5,986人
合 計		48校・1園		18,598人

(2) 給食費（保護者負担額）

区 分	月 額
幼 稚 園	3,900円
小 中 学 校	—

(3) 水戸市立学校給食共同調理場

【施設概要】

所 在 地	水戸市河和田町796
敷 地 面 積	11,837.13㎡
延 べ 面 積	3,878.44㎡
建 物 構 造	鉄骨造 2 階建
調 理 環 境	ドライシステム
調 理 能 力	1 日 9,000食
稼 動 日 数	年間195日
輸 送	配送車13台（委託）

(4) 水戸市学校給食基本計画（第3次）

ア 計画策定の趣旨

本市では、食育の充実や地産地消の推進に取り組みながら、安全で安心な学校給食の提供に努めているところである。

近年、食生活の多様化のほか、国内外の社会情勢の変化など、児童生徒の食習慣の形成や学校給食へのニーズに変化が見られる。また、本市の学校給食においては、施設・設備の老朽化や機器の経年劣化が課題となっている。

このような中、安全・安心で充実した学校給食を安定的かつ持続的に提供していくため、学校給食が担う役割を確実に果たす指針として、学校給食法の趣旨やSDGsの理念等を踏まえながら、「水戸市学校給食基本計画（第3次）」を策定した。

イ 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5か年

ウ 目指す姿

「魁のまち・水戸の未来をリードするこどもたちを育む安全で安心な学校給食」

エ 基本方針

- (ア) 安全で安心な学校給食の提供
- (イ) 食育の推進
- (ウ) 持続的な学校給食運営の推進

(5) 食育の推進

ア 啓発事業による食育の推進

栄養教諭が中心となり、学官連携に基づく学生食育サポーターを活用しながら、食に関する指導の充実を図る。また、全国学校給食週間における児童生徒の作品展示のほか、市民を対象とした食育講演会・食育イベント等を開催する。

イ 学校給食共同調理場の食育推進事業

施設の見学や学校給食の試食など、学校給食を活用した食育の拠点として、児童生徒のみならず広く市民に開かれた食育活動を推進する。

ウ 地場産物の推進

農業の振興や学校給食における地場産物の利用促進、地産地消、学校給食を通じた食育の推進を図るため、「学校給食における地場農産物の活用促進事業」を実施し、水戸市内で生産された地場産物、特産品及び水戸市産の食材を使用した学校給食開発品を多く取り入れた、水戸市ならではの特色ある献立「M I T Oごはん」を毎月2回以上提供する。

(6) 学校給食食材等の放射性物質測定

安全で安心な学校給食を提供するため、使用する食材及び給食一食分丸ごとの放射性物質の簡易測定を実施し、市ホームページ及び学校給食だより等へ結果を掲載している。

6 生涯学習

生涯学習都市宣言を踏まえ、市民の主体性・自発性を尊重しながら、みと好文カレッジの機能を十分に発揮して、市民の学習ニーズや社会の要請を的確に捉えた諸施策を展開し、一層の生涯学習の振興を図る。また、生涯学習により学んだ成果を地域に還元できる環境、仕組みづくりに取り組み、人づくり・まちづくりにつながることを目指す。

(1) 市民の学習環境の充実

ア 学習機会の充実

- (ア) みと好文カレッジ、市民センターにおける社会教育事業を「みと弘道館大学」と位置付け、より多くの市民が生涯学習に参加しやすい環境をつくる。
- (イ) 現代的課題や地域が抱える課題を取り扱った学習機会の提供に努める。
- (ウ) 家庭教育学級を開催し、家庭の教育力の向上を図るとともに、子育て中の親の悩み、不安などを解消するための交流の場を開設し、支援を行う。
- (エ) 「いきいき出前講座」を通して市民に市政への理解を深めてもらい、地域の課題を市民と行政が一体となって考える機会とするため、講座内容の充実と市民へ積極的に周知を行い、活用の促進を図る。
- (オ) 積極的に学習情報を収集し、大学や関係機関、企業、NPO等との連携を図りながら、各種メディアを活用し、市民へ学習情報を提供する。

- (カ) 人権啓発講演会を開催し、広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図る。
- (キ) 「二十歳のつどい」を開催し、20歳という人生の節目を迎える青年を祝福するとともに、青年が今後の人生に展望を抱き、夢と希望を持って未来を創造する出発点とする。
- (ク) P T A、女性会等の社会教育関係団体が、それぞれの目的に向けて積極的な活動ができるよう支援する。

イ 学校・家庭・地域の連携

- (ア) 学校・家庭・地域の連携強化を図り、社会全体で支える家庭教育の推進に努める。
- (イ) 家庭の大切さ、家庭の役割のすばらしさについて改めて考える「家庭の日」の普及啓発の一環として、「家庭の日」絵画・ポスターと作文コンクールを開催する。
- (ウ) 子どもたちが安全・安心に学校へ通えるように、見守り等を行うボランティアをスクールガードとして登録・養成し、地域ぐるみで子どもの見守り活動を行う「スクールガード活動促進事業」の推進に努める。
- (エ) 学校・家庭・地域の連携強化と、より開かれた学校運営推進のため、「スクールボランティア活用事業」の推進に努める。
- (オ) 地域の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長の支援体制の構築を図り、「学校を核とした地域づくり」を目指す「地域学校協働活動」の推進に努める。

(2) みと好文カレッジ事業の充実

ア 東湖塾の開催

市民センター職員が、生涯学習の基礎となる社会教育の知識や家庭教育の支援の強化など、専門的・実践的な知識、技術を身につけ、職員としての力量を高める研修会を開催する。

さらに、多様化、高度化する市民のニーズに応えるため、市民センターとの連携を強化しながら、現代的課題解決に向けた学習プログラムを研究・開発し、時代に合った新しい講座を先進的な市民センター講座として提案する。

- ・新任職員研修（集合研修，訪問研修）
- ・全体研修（集合研修，ブロック研修，訪問研修）
- ・学習プログラム作成研修（ブロック研修，訪問研修）

イ 好文塾の開催

東湖塾の学習プログラム作成研修等において研究・開発された現代的課題を取り扱った企画講座が市民センター事業として根付くよう、市民センターとみと好文カレッジの共同事業として位置付け、市民センターにおける開催を支援する。

- ・市民センター職員（ブロック単位）とみと好文カレッジ職員で企画した学習講座の開催

- ・市民センター職員（単独）とみと好文カレッジ職員で企画した学習講座の開催

ウ 市民ニーズに対応した学習機会の提供

市民の学習ニーズの把握に努め、「個人の要望」や「社会の要請」に応じた学習をバランス良く提供できるよう市民センターの支援を行う。

- ・市民ニーズを捉えた学習機会の提供
- ・市民センター事業の現状と課題の調査

エ 事業評価の推進

講座や事業に参加した市民が日常生活の中で学習の成果をどのように生かしているのか、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

そのため、市民センターにおいては、実施した講座や事業の自己評価を行うとともに、運営審議会等による自己評価に基づいた第三者評価を行い、より効果的な事業運営を進められるよう事業評価を推進する。

あわせて、みと好文カレッジ等による事業評価を実施していく。

- ・市民センターによる自己評価の実施
- ・市民センター運営審議会委員による第三者評価の実施
- ・みと好文カレッジ等による事業評価の実施

オ みと弘道館大学の開催

急激な社会の変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために人々が学習する必要がある課題、いわゆる現代的課題の解決に向けた学習講座を市民に提供するとともに、学んだ成果がまちづくりや人づくりに生かされるよう内容の充実を図る。

また、時代に合った講座や「水戸市生涯学習サポーター」との協働による先進的な学習プログラムを市民に提供する。

- ・茨城しぐさ
- ・水戸市生涯学習サポーター協働企画講座

カ 子育て応援塾の開催

家庭の教育力の向上を図るため、親としての役割や子どもとのコミュニケーションの取り方を考え、見つめ直す機会を提供する。

- ・家庭教育講座
- ・家庭教育出前講座

キ 「水戸市生涯学習サポーター」活動の推進

市民と行政との協働企画講座の企画・実施への参画をはじめ、「さきがけ塾」での学習成果を生かした活動を推進する。また、研修会の開催など、生涯学習サポーター自身が、日々変化している現代的課題や地域における課題について学習する機会を提供する。

ク パイロット事業の開発・研究

現代社会の課題や人づくりをテーマとしたもの、ICT等の新しい技術を活用した講座など、先進的な講座を開発、研究し、開発した講座を各市民センター等の社会教育施設や地域団体等でも実施できるよう支援する。

ケ パパといっしょに夢らんど、ほっとひといきママたいむの開催

家庭教育支援事業の一環として、未就学児とその保護者を対象に、親子で活動する場や親同士、育児ボランティアとの情報交換の場を提供することによって、育児に対する悩みや不安を解消し、楽しみながら子育てできるよう支援する。

コ 「あなたも師・達人制度」の活用促進

「あなたも師・達人制度」の登録指導者の募集や活用を「広報みと」やホームページ、情報誌などの各種広報媒体により周知を図るとともに、市民センター等の社会教育施設やPTA、ボランティア団体、NPO等が主催する講座や研修会の講師として積極的に紹介し、登録指導者の有効活用を促進する。

サ 育児ボランティア制度の活用促進

子育て中の保護者が生涯学習活動に参加できるよう、講座開催中に別室で子どもを預かる「育児ボランティア制度」の活用促進と登録ボランティアの拡充を図るため、市民センター等の社会教育施設や社会教育関係団体に積極的に紹介し、制度の有効活用を促進する。

シ 学習情報の提供の充実

生涯学習活動を推進するため、みと好文カレッジの事業等を掲載した生涯学習情報誌の発行や新しい情報のホームページへの掲載など、生涯学習活動を積極的にPRする。

ス 学習相談事業の充実

市民やボランティア団体等からの生涯学習相談に対し、適切で有用な助言ができるよう、各種生涯学習情報の収集と整理を行う。

セ 国・県・他市町村・企業・NPO等民間非営利団体・教育機関との連携の推進

国・県・他市町村との連携を図り、相互の生涯学習に関する情報を共有するとともに、企業・NPO等民間非営利団体・教育機関と連携し、それぞれが持つ人的・物的資源の活用を図る。

あわせて、NPO法人やボランティア団体など、多様な人材やネットワークを活用して、協働で現代的課題についての学習プログラムを作成、開催する。

ソ 訪問型家庭教育支援事業の拡充

保健師やソーシャルワーカー、元教員などの家庭教育支援員が、家庭でのしつけなどに悩みを持つ保護者を訪問し、傾聴や情報提供をするほか、必要に応じて専門機関につなぐ。あわせて、市内1～2小学校区の小学1年生のいる世帯への全戸訪問や就学時の健康診断、入学説明会を活用した出張訪問を実施するとともに、新た

に希望する私立幼稚園への出張訪問を実施し、子どもの生活習慣に関する相談等に対応することにより、更なる家庭の教育力の向上を目指す。

7 青少年教育の推進

青少年の健全育成を図るため、水戸市青少年育成推進会議や青少年育成団体、各種団体と連携して、青少年の自立心や社会性を培う事業を推進するとともに、ボランティア活動をはじめ、青少年の自主的な社会参加活動を支援する。

また、学校や民間有志等の協力を得て青少年相談員による街頭補導を実施し、問題行動の早期発見及び非行防止に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら社会環境向上活動を展開する。

(1) 青少年の健全育成

ア 中学生が日頃考えていることや意見を主張することで、社会に対する関心を高め、将来に向けた展望を抱かせるとともに、同世代や大人がその主張を聴きながら共に考える契機とするため、各学校の中学生の代表者による少年の主張大会を開催する。

イ 青少年がお互いに理解し合い、自らが社会の一員であることを自覚し、社会参加への意欲を高めるとともに、幅広い視野を持つことを目的とした意見交換会である中学生交流会を開催する。

ウ 姉妹都市である敦賀市との親睦を深めるとともに、青少年の豊かな知性及び心身の成長と郷土愛の醸成を図るため、姉妹都市親善友好少年交歓研修を行う。

※ 水戸市と敦賀市は、天狗党の争乱を契機にして培われた両市の歴史的経緯を踏まえ、末長く相携え、文化都市として発展を期すため、昭和40年4月30日に姉妹都市の盟約を結び今日に至っている。7月に敦賀市から研修使節団を迎え、8月に敦賀市へ研修使節団を派遣している。

エ 子どもたちが安全に登下校や放課後の生活ができるよう、緊急避難所である「こどもの安全守る家」の登録活動を進める。

(令和7年3月31日現在：2,026か所)

オ 子どもが安全に遊べるよう、「子どもの広場」として認定し、設置管理する地域団体に遊具の貸与等を行う。

(令和7年3月31日現在：12か所)

カ 高校生の主体性や積極性、自己肯定感を高めるとともに、地域への興味や関心を高めるため、水戸市内外の高校と連携し、市主催事業等へ高校生のボランティア参加を支援する。

キ 青少年育成団体等の目的達成のため、育成指導や事業実施の支援を行う。

- ・水戸市子ども会育成連合会
- ・水戸市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会
- ・水戸市サブリーダーズ会

- ・水戸少年少女発明クラブ
- ・みと青年会

(2) 青少年の非行防止及び社会環境向上活動の実施

- ア 青少年相談員による街頭補導を実施し、青少年の問題行動の早期発見及び非行の未然防止に努める。
- イ 青少年の健全育成に向けた協力体制の確立を図るため、青少年相談員と連携して、「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動を進める。
- ウ 青少年を取り巻く有害環境の改善を図るため、白ポストによる有害図書等の回収や、有害図書の自動販売機等の立入調査を実施するなど、地域の環境を向上させる活動を推進する。
- エ 犯罪や非行のない明るい社会を築いていくため、更生保護関係団体等と協力して、「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施する。
- オ 青少年の薬物乱用を防止する社会環境をつくるため、関係機関との連携により、薬物乱用防止の啓発を図る。

8 少年自然の家

近年、都市化が進み、自然に親しむ機会が少なくなりつつある子どもたちが、大自然の中で集団宿泊生活や野外活動など、学校や家庭では得がたい体験を通して、情操や社会性を豊かにし、規律・友愛・協同・奉仕の精神を養い、健全な子どもたちを育成するための集団宿泊施設として更なる魅力を高めるため、平成27・28年度の2か年をかけて耐震補強及び大規模改造工事を実施し、平成29年4月にリニューアルオープンした。

(1) 施設の概要

- ア 所在地 水戸市全隈町80-1 電話 029-254-2200 FAX 029-254-2201
- イ 開所日 昭和50年4月15日
- ウ 敷地面積 25,056.81㎡
- エ 延床面積 5,189.08㎡
- オ 宿泊定員 223名
- カ 休所日 毎週月曜日（5月3日～5日のいずれかが月曜日の場合は5月6日）
国民の祝日（5月3日～5日を除く）
年末年始（12月29日～1月3日）
- キ 設備 和室・・・・・・・・・・・・・・・・全16室、定員111人
（内訳）3人部屋7室、6人部屋7室、24人部屋2室
洋室・・・・・・・・・・・・・・・・全15室、定員112人
（内訳）8人部屋13室、バリアフリー対応4人部屋2室
研修室・・・・大研修室（定員120人程度）、小研修室（定員30人程度）
多目的ホール（体育館）・・・・・・プレイホール、室内営火場
浴室・・・・・・・・・・・・・・・・男1室、女1室（定員各40人程度）

創作のやかた・・・・・・・・・・囲炉裏式ガスコンロ33基（定員180名）
 キャンプ場（テントサイト）・・・・・・・・・・・・・30張
 飯ごう炊さん場・・・・・・・・・・・・・常設かまど36基，180席

(2) 利用できる団体

- ア 幼稚園，保育所，学童等の園児，未就学児及びその指導者
- イ 小学校，中学校及び義務教育学校の児童生徒及びその指導者
- ウ 高等学校，短大，大学，専門学校等の学生及びその指導者
- エ 青少年関係団体等（青少年育成会，PTA，子ども会，スポーツ少年団，ボーイスカウト・ガールスカウト等）
- オ その他教育委員会が適当と認めた方（主に30歳未満の者に対する企業の研修等）

(3) 施設使用料

区分	宿泊（1人1泊）			日帰り（1人1日）		
	市内居住者	市外居住者		市内居住者	市外居住者	
		圏内	圏外		圏内	圏外
幼児	150円	150円	370円	70円	70円	220円
小・中学生	300円	300円	750円	150円	150円	450円
上記引率者						
その他	750円	750円	1,500円	450円	450円	1,200円

※圏内の市町村…笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，城里町，大洗町，東海村

※他に実費徴収するものとして，食事代，シーツクリーニング代（200円），活動プログラム材料代（野外炊さん活動，創作活動など）などがある。

(4) 活動と内容

- ア 活動
 - ・小中学校等の教育活動
 - ・子ども会やボーイスカウト・ガールスカウト，スポーツ少年団等の青少年関係団体の活動
 - ・学校や青少年団体等の指導者研修
 - ・その他
- イ 内容
 - ・ウォークラリー，フォトラリーなど
 - ・キャンプファイヤー
 - ・飯ごう炊さん，鉄板焼き，うどん作りなど
 - ・レクリエーション活動，体育活動など
 - ・各種研修会
 - ・大望遠鏡での星空観察，ドーム型プラネタリウム
 - ・その他

9 歴史的資源の保全と活用

(1) 文化財の保護、保存、活用

- ア 水戸ならではの貴重な財産である文化財について、一層の保護・保存・活用を図り、将来の世代に確実に継承していくとともに、水戸のまちの魅力向上につなげる諸政策を総合的に推進する。
- イ 水戸を訪れる人が水戸の歴史を理解し、親しみを持つことができるよう、文化遺産説明板の設置等を推進する。
- ウ 歴史的風致維持向上計画（第2期）に基づき、水戸城歴史的建造物など、歴史的資源の適切な管理・活用を図り、水戸にふさわしい風格ある歴史まちづくりを進める。
- エ 市指定天然記念物ヒカリモを観光資源として活用するため、移設・保存の手法を検討し、新たな水戸の魅力として広く発信する。
- オ 地域文化財制度により、地域の文化財を幅広い人々に知ってもらい、郷土への愛着を育て後世に伝えていく。

(2) 史跡等整備活用事業の推進

- ア 古代常陸国那賀郡の役所や寺院の跡である国指定史跡台渡里官衙遺跡群^がについて、歴史公園の開設に向け、観音堂山地区内の調査・研究を行うとともに、保存活用計画の策定作業を推進する。

(3) 埋蔵文化財発掘調査等事業の推進

- ア 地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産である埋蔵文化財について、市民の理解と協力を得ながら、文化財保護法に則した適切な保護、保存を図るため、試掘・確認調査及び本発掘調査を実施する。
- イ 国指定史跡大串貝塚の保護、保存に努めるとともに、大串貝塚ふれあい公園等において、市内の埋蔵文化財の魅力を発信するため、出土品の公開を行い、埋蔵文化財等を活用した学習や体験教室等の充実を図る。

(4) 伝統芸能の継承と発展

- ア 無形民俗文化財等の伝承保存及び後継者育成を図るため、市内の民俗芸能伝承団体の活動に対する支援を実施する。

(5) 世界遺産登録・日本遺産周知に向けた取組の推進

- ア 近世日本の重要な教育遺産であり、日本遺産の構成文化財である弘道館・偕楽園の世界遺産登録に向け、関係自治体との推進協議会を通じた広域連携による活動を推進するとともに、市民との協働による取組を進め、登録に向けた機運と郷土愛の醸成に努める。
- イ 日本遺産「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」の魅力を国内外に向けて発信し、弘道館などの国際的な知名度を高めるとともに、観光や教育の振興、地域のブランド力の向上を図る。

(6) 水戸市内における埋蔵文化財包蔵地種別一覧

(単位：件)

集落跡	包蔵地	貝塚	古墳 (群)	塚	寺院・ 官衙跡	生産遺跡 (窯跡)	城館跡	水道跡	火葬墓	その他	合計
158	185	4	107	15	4	17	30	1	2	2	525

(7) 水戸市の文化財一覧

国指定文化財（18件）

(令和7年4月1日現在)

番号	種 別	名 称	所 在 地	管理・所有者	指定年月日
1	建 造 物	八幡宮本殿	八幡町	八 幡 宮	昭29. 9. 17
2		旧弘道館(正庁・至善堂・正門附塀)	三の丸	茨 城 県	昭39. 5. 26
3		薬王院本堂	元吉田町	薬 王 院	昭41. 6. 11
4		中崎家住宅	鯉淵町	個 人 蔵	昭43. 4. 25
5		佛性寺本堂(附旧露盤1個)	栗崎町	佛 性 寺	昭63. 1. 13
6	彫 刻	木造聖徳太子立像	酒門町	善 重 寺	大 4. 8. 10
7	工 芸 品	太刀(銘則包作附糸巻太刀拵)	緑町	茨城県立歴史館	明44. 4. 17
8		朱漆足付盥	六反田町	六 地 蔵 寺	平 3. 6. 21
9	考 古 資 料	茨城県三味塚古墳出土品	緑町	茨城県立歴史館	平30. 10. 31
10	歴 史 資 料	一橋徳川家関係資料	緑町	茨城県立歴史館	令 2. 9. 30
11	特 別 史 跡	旧弘道館	三の丸	茨 城 県	昭27. 3. 29
12	史 跡	常磐公園(偕楽園)	常磐町・見川	茨 城 県	大11. 3. 8
13		吉田古墳	元吉田町	水 戸 市	大11. 3. 8
14		愛宕山古墳	愛宕町	水戸市・愛宕神社	昭 9. 5. 1
15		大串貝塚	塩崎町	水 戸 市	昭45. 5. 11
16		台渡里官衙遺跡群(台渡里官衙遺跡・台渡里廃寺跡)	渡里町	水 戸 市	平17. 7. 14
17	名 勝	常磐公園(偕楽園)	常磐町・見川	茨 城 県	大11. 3. 8
18	天然記念物	白旗山八幡宮のオハツキイチョウ	八幡町	八 幡 宮	昭 4. 4. 2

記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財(国選択)

*	無 形 民 俗 文 化 財	大串のささらと大野のみろく	大串町 下大野町	大串ささらばやし保存会 大野みろくばやし保存会	昭48. 11. 5

県指定文化財(69件)

番号	種 別	名 称	所 在 地	管理・所有者	指定年月日
1	建 造 物	水海道小学校玄関	緑町	茨城県立歴史館	昭33. 3. 12
2		薬王院仁王門	元吉田町	薬 王 院	昭34. 5. 22
3		旧茂木家住宅	緑町	茨城県立歴史館	昭45. 5. 28
4		四脚門	六反田町	六 地 蔵 寺	昭46. 12. 2
5		旧水戸城薬医門	三の丸	茨城県教育委員会	昭58. 3. 18
6		綿引家住宅(主屋・倉)	元吉田町	個 人 蔵	平 3. 1. 25

番号	種 別	名 称	所 在 地	管理・所有者	指定年月日
7	絵 画	絹本著色 弁財天画像	緑町	茨城県立歴史館	昭39. 7. 31
8		絹本著色 両界曼荼羅	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
9		絹本著色 弘法大師像	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
10		絹本著色 真言八祖像	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
11		絹本著色 十二天立像	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
12		絹本著色 六字経曼荼羅	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
13		絹本著色 十三仏図	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
14		絹本著色 釈迦十六善神図	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
15		紙本著色 制吒迦童子像	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
16		絹本墨画 芦雁図 立原杏所筆	緑町	茨城県立歴史館	平14. 1. 25
17		絹本著色 流燈 横山大観筆	千波町	茨城県近代美術館	平16. 1. 8
18		カルピスの包み紙のある静物 中村彝筆 油絵 麻布 1923年	千波町	茨城県近代美術館	平18. 11. 16
19		紙本淡彩 海島秋来 小川芋銭筆	千波町	茨城県近代美術館	平22. 11. 18
20		絹本著色 阿房劫火 木村武山筆	千波町	茨城県近代美術館	平22. 11. 18
21	彫 刻	鍍金仏	緑町	信 願 寺	昭29. 8. 18
22		阿弥陀如来像	緑町	茨城県立歴史館	昭30. 1. 25
23		木造 薬師如来坐像	元吉田町	薬 王 院	昭34. 5. 22
24		木造 釈迦如来坐像	緑町	茨城県立歴史館	昭35. 12. 13
25		銅造 大黒天像	河和田町	報 佛 寺	昭37. 10. 24
26		金銅化仏	千波町	個 人 蔵	昭44. 3. 20
27		木造 阿弥陀如来脇侍三尊像	緑町	茨城県立歴史館	昭47. 12. 18
28		木造 十二神将像	元吉田町	薬 王 院	昭49. 11. 25
29		銅造 大日如来及三十日仏坐像	栗崎町	佛 性 寺	平12. 11. 27
30	工 芸 品	黒韋肩浅葱筋兜	八幡町	八 幡 宮	昭32. 6. 26
31		蒔絵櫃	緑町	茨城県立歴史館	昭33. 3. 12
32		つのたらい	緑町	茨城県立歴史館	昭33. 7. 23
33		軍陣鞍	新莊	個 人 蔵	昭35. 3. 28
34		六地藏石幢	緑町	茨城県立歴史館	昭37. 10. 24
35		鎧（兜，大袖付）	県外	個 人 蔵	昭37. 10. 24
36		鎧（兜，大袖付）	千波町	個 人 蔵	昭37. 10. 24
37		鎧	緑町	茨城県立歴史館	昭37. 10. 24
38		鞍	大町	市 立 博 物 館	昭37. 10. 24
39		大薙刀	緑町	茨城県立歴史館	昭37. 10. 24
40		銅製経筒	天王町	神 崎 寺	昭37. 10. 24

番号	種 別	名 称	所 在 地	管理・所有者	指定年月日
41	工 芸 品	鎧	大町	市 立 博 物 館	昭38. 8. 23
42		太刀（銘吉房）	緑町	茨城県立歴史館	昭38. 8. 23
43		大袖鎧	千波町	個 人 蔵	昭39. 7. 31
44		鎧	千波町	個 人 蔵	昭39. 7. 31
45		金梨地蒔絵鞍	緑町	茨城県立歴史館	昭41. 3. 7
46		灌頂用具	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
47		密教法具	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
48		銅装龍輪宝羯磨文戒体箱	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
49		銅装龍輪宝羯磨文説相箱	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
50		銅板貼山伏笈	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
51		漆塗経櫃	六反田町	六 地 蔵 寺	昭50. 3. 25
52		総毛引紅糸威胴丸具足	緑町	茨城県立歴史館	平10. 1. 21
53		鰐口 如意寺，嘉暦三年在銘	緑町	茨城県立歴史館	平16. 1. 8
54	書 跡	大般若波羅密多經	県外	個 人 蔵	昭38. 8. 23
55		唐本一切經（跋藤原時朝）	緑町	茨城県立歴史館	昭42. 11. 24
56		六地藏寺所蔵典籍・文書	六反田町	六 地 蔵 寺	昭46. 3. 29
57		紙本墨書 神皇正統記 六地藏寺本	六反田町	六 地 蔵 寺	平16. 1. 8
58	考 古 資 料	銅印	緑町	茨城県立歴史館	平 4. 1. 24
59		海後遺跡出土人面付土器	緑町	茨城県立歴史館	平14. 12. 25
60		小野天神前遺跡出土土器	緑町	茨城県立歴史館	平16. 11. 25
61		舟塚古墳出土遺物39点（円筒埴輪16点・朝顔形埴輪5点・人物埴輪17点・器財埴輪1点）	緑町	茨城県立歴史館	平27. 1. 22
62	歴 史 資 料	訂正常陸国風土記版本（附縮板2枚）	緑町	茨城県立歴史館	昭60. 12. 16
63		徳川光圀書翰集	三の丸	茨城県立図書館	平23. 11. 17
64	無形民俗文化財	大串のささらばやし	大串町	大串ささらばやし保存会	昭41. 3. 7
65		大野のみろくばやし	下大野町	大野みろくばやし保存会	昭41. 3. 7
66		水戸大神楽	元山町 常磐町	柳 貴 家 正 楽 社 中 柳 貴 家 勝 蔵 社 中	平 3. 1. 25 平20. 11. 17
67	史 跡	笠原水道	千波町・笠原町・本町・元吉田町	水 戸 市	昭13. 3. 11
68		台渡里官衙遺跡群（台渡里官衙遺跡・台渡里廃寺跡）	渡里町	水 戸 市	昭20. 7. 16
69		水戸城跡（塁及び濠）	三の丸	茨 城 県 ・ 水 戸 市	昭42. 11. 24

市指定文化財（112件）

番号	種 別	名 称	所 在 地	管理・所有者	指定年月日
1	建 造 物	杉崎八幡神社本殿	杉崎町	杉 崎 区	昭57. 7. 1
2		中原不動尊本堂及び厨子	中原町	中 原 区	昭61. 4. 1
3		東光寺薬師堂及び厨子	大場町	東 光 寺	平 2. 3. 2
4		六地藏寺本堂（地藏堂）	六反田町	六 地 蔵 寺	平 2. 3. 2
5		六地藏寺法寶蔵	六反田町	六 地 蔵 寺	平 2. 3. 2
6		和光院不動堂	田島町	和 光 院	平 9. 9. 1
7		八幡宮拝殿及び幣殿	八幡町	八 幡 宮	平 9.11. 7
8		八幡宮神楽殿	八幡町	八 幡 宮	平 9.11. 7
9		八幡宮随神門	八幡町	八 幡 宮	平 9.11. 7
10		薬王院四脚門	元吉田町	薬 王 院	平17. 3.10
11		春日神社本殿 附棟札2枚、扉板2枚	赤尾関町	春 日 神 社	平25. 2. 8
12		水戸東武館（道場、正門附扉）	北見町	水 戸 東 武 館	平25.10.25
13		鹿島神社本殿・拝殿・中門及び瑞垣（附設計図9点）	三の丸	鹿 島 神 社	平29. 2. 3
14	絵 画	三十六歌仙扁額	緑町	茨城県立歴史館	平 5. 4.14
15		紙本著色 不動明王像	田島町	和 光 院	平 6. 2. 1
16		絹本著色 那珂湊口晚望図 立原杏所筆	緑町	茨城県立歴史館	平19. 5. 9
17		絹本著色 雪中小禽・柳下水禽図 立原杏所筆	大町	水 戸 市	平19. 5. 9
18		絹本著色 旭日に波図 狩野興也筆	大町	水 戸 市	平22. 2.18
19		絹本著色 晃嶺群芳之図 五百城文哉筆	大町	水 戸 市	平22. 2.18
20		絹本著色 聖徳太子絵伝(断簡)	酒門町	善 重 寺	平23.10.28
21		絹本著色 阿弥陀如来来迎図	酒門町	善 重 寺	平23.10.28
22		紙本墨画 蜻蛉図 林十江筆	緑町	茨城県立歴史館	令 5. 2.10
23	彫 刻	銅造 阿弥陀如来及両脇侍立像	八幡町	祇 園 寺	昭31.12.17
24		木造 阿弥陀如来立像	吉沼町	吉沼観音堂保存会	昭37. 2.24
25		木造 十一面観音立像	飯富町	個 人 蔵	昭47.11.28
26		木造 薬師如来坐像	大場町	東 光 寺	昭56. 3. 9
27		十一面観音像	鯉淵町	個 人 蔵	昭56.10. 1
28		石造 六地藏	栗崎町	佛 性 寺	昭60. 3.25
29		石造 金剛力士立像	栗崎町	佛 性 寺	昭60. 6. 1
30		銅造 阿弥陀如来立像	飯富町	真 佛 寺	平 5. 4.14
31		木造 金剛力士立像	元吉田町	薬 王 院	平 6. 6. 3
32		木造 神事面	元山町	別 雷 皇 太 神	平 8.11.15

番号	種 別	名 称	所 在 地	管理・所有者	指定年月日
33	彫 刻	木造 阿弥陀如来及両脇侍立像	酒門町	定 善 寺	平16. 2. 6
34		木造 狛犬	八幡町	八 幡 宮	平21. 2. 6
35		木造 菩薩立像	元吉田町	薬 王 院	平23. 10. 28
36	工 芸 品	常葉山時鐘	宮町	東 照 宮	昭28. 9. 10
37		太極砲	常磐町	常 磐 神 社	昭37. 2. 24
38		陣太鼓	常磐町	常 磐 神 社	昭37. 2. 24
39		備人形	大町	水 戸 市	昭47. 5. 19
40		五輪塔	元吉田町	薬 王 院	昭48. 1. 20
41		刀 (市毛徳鄰作)	袴塚	個 人 蔵	昭40. 6. 22
42		刀 (徳川斉昭作)	緑町	茨城県立歴史館	昭40. 6. 22
43		刀 (直江助政作)	宮町	個 人 蔵	昭40. 6. 22
44		刀 (直江助政作)	袴塚	個 人 蔵	平 8. 2. 23
45		刀 (勝村徳勝作)	袴塚	個 人 蔵	平 8. 2. 23
46		安神車	宮町	東 照 宮	昭42. 3. 22
47		銅造 燈籠	宮町	東 照 宮	昭54. 8. 3
48		銅造 釣燈籠	緑町	茨城県立歴史館	昭54. 8. 3
49		陣太鼓附台車	八幡町	八 幡 宮	昭54. 8. 3
50		須恵器壺	塩崎町	水 戸 市	昭57. 2. 22
51		石造 宝篋印塔	大串町	水 戸 市	昭59. 3. 30
52		大串稻荷神社神輿並びに日月鉾	大串町	大 串 稻 荷 神 社	平 4. 2. 5
53		黒漆金銅装八角神輿，台輪付き（附 瓔珞・風鐸 神鏡等裝飾金具，案2脚，銘札2枚）	八幡町	八 幡 宮	平21. 2. 6
54		七面製土瓶（蓋付）・土鍋	見川	個 人 蔵	平22. 2. 18
55		六角宝幢形経筒	六反田町	六 地 蔵 寺	令 4. 2. 10
56	典 籍	左近詠草	緑町	茨城県立歴史館	昭59. 3. 7
57		紙本墨書 傳燈山和光院過去帳	田島町	和 光 院	平22. 2. 18
58	古 文 書	紙本墨書 足利氏満感状	備前町	個 人 蔵	平21. 2. 6
59	考 古 資 料	石枕・立花	内原町	水 戸 市	昭56. 10. 1
60		埴輪武装男子	塩崎町	水 戸 市	平 8. 11. 15
61		三角縁神獸鏡残欠	緑町	茨城県立歴史館	平13. 8. 31
62		大串貝塚出土遺物	塩崎町	水 戸 市	平18. 4. 18
63		大串遺跡第四号住居跡出土遺物	塩崎町	水 戸 市	平18. 4. 18
64		台渡里官衙遺跡出土銅印	塩崎町	個 人 蔵	平23. 10. 28
65		台渡里廃寺跡南方地区第1号工房跡出土資料	塩崎町	水 戸 市	平23. 10. 28

番号	種 別	名 称	所 在 地	管理・所有者	指定年月日
66	考 古 資 料	日新塾跡出土オランダ陶器	塩崎町	水 戸 市	平25. 10. 25
67		水戸台地出土弥生・古墳時代折衷土器群 6点	塩崎町	水 戸 市	平30. 2. 9
68		水戸城二の丸角櫓跡出土鬼瓦	塩崎町	水 戸 市	令 4. 2. 10
69	歴 史 資 料	算額	大場町	東 光 寺	昭59. 3. 30
70		板碑	六反田町	六 地 蔵 寺	昭60. 6. 1
71		板碑	平戸町	個 人 蔵	昭60. 6. 1
72		五輪塔	千波町	個 人 蔵	平14. 4. 5
73		日新塾母屋棟札	大町	水 戸 市	平22. 2. 19
74		石河明善日記 附 学制略1部, 弘道館教育に関する 意見書1部	大町	水 戸 市	平23. 10. 28
75		獨杯集	塩崎町	個 人 蔵	平25. 2. 8
76		加倉井砂山夫妻の墓	成沢町	個 人 蔵	平25. 2. 8
77		慷慨淋漓の碑拓本附台石	元山町	神 應 寺	平27. 2. 5
78		小泉家文書	大町	水 戸 市	令 2. 2. 10
79		海河魚属・山海庶品	大町	水 戸 市	令 5. 2. 10
80		伝三ノ町出土常総系双式板碑	六反田町	六 地 蔵 寺	令 5. 2. 10
81		林十江の墓石	元吉田町	清 巖 寺	令 6. 2. 9
82		大日本史編纂記録	緑町	茨城県立歴史館	令 6. 2. 9
83		笠原水道絵図	田野町	水戸市上下水道局	令 7. 2. 10
84		薬王院扁額	元吉田町	薬 王 院	令 7. 2. 10
85	無形文化財	水府流水術	城東	水府流水術協会	平 6. 6. 3
86		田谷の棒術	田谷町	田谷の棒術保存会	平23. 10. 28
87		北辰一刀流	北見町	水戸東武館古武道保存会	平25. 2. 8
88		新田宮流抜刀術	北見町	水戸東武館古武道保存会	平25. 10. 25
89	無形民俗文化財	水戸の獅子舞	浜田町	個 人 蔵	昭45. 4. 17
90		大根むき花	元石川町	大根むき花保存会	昭50. 6. 19
91		有賀神社の磯渡御	有賀町	有 賀 神 社	昭59. 5. 1
92		吉田神社の秋季祭礼	宮内町	吉 田 神 社	平28. 1. 29
93	史 跡	義公生誕の地	三の丸	常 磐 神 社	昭28. 9. 10
94		藤田東湖生誕の地	梅香	水 戸 市	昭28. 9. 10
95		常磐共有墓地	松本町	常磐共有墓地管理委員会	昭29. 7. 10
96		水戸殉難志士の墓	松本町	水戸殉難志士の墓保存会	昭29. 7. 10
97		会沢正志斎の墓	千波町	本 法 寺	昭29. 7. 10
98		武田耕雲斎の墓	見川	妙 雲 寺	昭29. 7. 10

番号	種 別	名 称	所 在 地	管理・所有者	指定年月日
99	史 跡	酒門共有墓地	酒門町	酒門共有墓地管理委員会	昭30. 7. 23
100		千束原追鳥狩本陣跡	元石川町	常 磐 神 社	昭54. 8. 3
101		日新塾跡	成沢町	日 新 塾 精 神 頭 揚 会	平21. 2. 6
102		横山大観生誕の地	城東	水 戸 市	平22. 2. 19
103		唯円道場跡伝承地	河和田町	報 佛 寺	平23. 3. 7
104		水戸城跡	三の丸	水戸市・茨城大学	平28. 1. 29
105	天然記念物	光藻	備前町	水 戸 市	昭28. 9. 10
106		かたくりの里	有賀町	有 賀 北 区	昭56. 10. 1
107		六地藏寺のスギ	六反田町	六 地 蔵 寺	昭58. 3. 16
108		六地藏寺のイチョウ	六反田町	六 地 蔵 寺	昭58. 3. 16
109		六地藏寺のシダレザクラ	六反田町	六 地 蔵 寺	昭60. 6. 1
110		愛宕山古墳のコブシ	栗崎町	芳 賀 神 社	昭61. 3. 25
111		水戸城跡の大シイ	三の丸	水 戸 市	平10. 8. 5
112		八幡宮の大ケヤキ	八幡町	八 幡 宮	平31. 2. 8

【指定文化財数】

(単位：件)

区 分	有 形 文 化 財										無 形 文 化 財	民 俗 文 化 財		記 念 物			合
種 別	建 造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡	典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	小 計		有 形 民 俗 文 化 財	無 形 民 俗 文 化 財	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	計
国指定	5		1	2				1	1	10				6	1	1	18
県指定	6	14	9	24	4			4	2	63			3	3			69
市指定	13	9	13	20		2	1	10	16	84	4		4	12		8	112
計	24	23	23	46	4	2	1	15	19	157	4		7	21	1	9	199

【登録有形文化財】

種 別	名 称	数量	所 在 地	管 理 者	登録年月日
建 造 物	茨城県立水戸商業高等学校旧本館玄関	1	新 荘	茨 城 県	平 8. 12. 20
建 造 物	水戸市水道低区配水塔	1	北見町	水 戸 市	平 8. 12. 20
建 造 物	祐月本店雛蔵	1	末広町	(株)祐月本店	平27. 11. 17
建 造 物	和田家住宅延年楼	1	自由が丘	個 人 蔵	平27. 11. 17

【地域文化財】

種 別	名 称	数量	所 在 地	管 理 者	登録年月日
史 跡	河和田城跡	1	河和田町	水 戸 市	平31. 3. 20
無 形 民 俗 文 化 財	薬師堂の民間信仰資料群	1	上国井町	上国井自治会薬師樹林を 再 生 す る 会	平31. 3. 20
名 勝	保和苑	1	松本町	水 戸 市	令 2. 3. 11
建 造 物	満蒙開拓幹部訓練所 事務 棟・講義棟	2	鯉淵町	鯉淵学園農業栄養専門学校	令 4. 3. 22
歴 史 資 料	木村家住宅 水戸空襲遺構 (附焼夷弾 1 点)	1	松本町	個 人	令 4. 3. 22
天然記念物	見川小学校のシダレザクラ	1	見川	水 戸 市	令 4. 3. 22
有 形 民 俗 文 化 財	見川一本松の供養塔	1	見川	住みよい見川をつくる会	令 5. 3. 23
無 形 民 俗 文 化 財	向井町の散々楽	1	元山町	向井町散々楽保存会	令 5. 3. 23
彫 刻	木造 如意輪観音坐像	1	内原町	江川鹿島神社氏子会	令 6. 3. 22
歴 史 資 料	D51形515号蒸気機関車	1	千波町	水 戸 市	令 6. 3. 22
無形文化財	水戸の座敷舞	1	八幡町	一般社団法人水戸芸能士協会	令 7. 3. 19
史 跡	親鸞聖人御田植の伝承地	1	飯富町	個 人	令 7. 3. 19

10 水戸市立博物館

市立博物館は、市内に存する数多くの貴重な文化遺産を保存・保護して後世に伝承していくとともに、郷土の自然・歴史・文化を正しく理解するための資料の収集・保存・展示を行い、市民文化の向上に努める。

(1) 施設の概要

自然・歴史・民俗・美術の4つの部門からなる総合博物館で、市制施行90周年を記念して建設された。

水戸に関する各種資料の収集・保存・展示を行い、郷土の歴史と文化について分かりやすく紹介している。

所 在 地	水戸市大町 3 - 3 - 20
電 話	029 - 226 - 6521
構 造	鉄筋コンクリート造，地下1階・地上4階
敷地面積	2,708.13㎡（中央図書館を含む。）
建築面積	1,618.48㎡（中央図書館を含む。）
延床面積	1,922.72㎡

竣 工 昭和55年 5 月31日
 工 費 1,026,018千円（中央図書館を含む。）
 開館時間 午前 9 時30分～午後 4 時45分
 休 館 日 月曜日（祝日と重なった場合は翌日），国民の祝日（特別展開催時は開館），年末年始
 入 館 料 無料（特別展は一般のみ有料）

〔大塚農民館〕

米作りの道具とその変遷や農民の暮らしをテーマとし，農家の土間や囲炉裏の周りなどで使われていた民具や代表的な農具を展示している。この建物は，昭和61年に大塚町出身の安蔵勉氏より本市に寄贈されたものである。

所 在 地 水戸市大塚町1223－ 2
 電 話 029－251－9402（上中妻市民センター）
 構 造 木造（ヒノキ材による校倉造），平屋
 敷地面積 493.03㎡
 延床面積 77.76㎡
 竣 工 昭和61年 2 月25日
 開館時間 午前10時～午後 4 時
 休 館 日 月曜日，年末年始
 入 館 料 無料

(2) 展覧会

ア 常設展

自然・歴史・民俗・美術の 4 部門で，水戸に関する展示を行っている。

イ 特別展・企画展

特別展は，水戸に関するさまざまなテーマで資料を集め，年 2 回程度開催している。また，夏休み期間中には子どもを対象として，ワークショップをおりませた企画展を開催している。

特別展・企画展名	会 期	入館者数	内 容
企画展 「夏休み子どもミュージアム そらとぶいきもの大集合！」	令和 6 年 7 月20日 ～ 8 月25日 (32日間)	6,586人	館蔵の鳥類のはく製や昆虫標本を中心に展示し,空を飛ぶことで繁栄してきた生物の生存戦略を子どもにもわかりやすく解説した。

特別展・企画展名	会 期	入館者数	内 容
特別展 「常陸山谷右衛門 ― 「角聖」の 生きた時代 ―」	令和 6 年 10月19日 ～ 11月24日 (32日間)	1,955人	水戸出身で、明治時代から大正時代にかけて活躍した大相撲力士・常陸山の生涯をたどり、相撲界に果たした役割、水戸市や茨城県との関わりを紹介した。
特別展 「人形百花譜 ― 雛人形を中心 とした節句人形たち ―」	令和 7 年 2 月 1 日 ～ 3 月 9 日 (32日間)	2,977人	雛人形や節句人形、節句飾りなどを展示し、節句行事の由来や成り立ち、時代の流れによる変遷を追った。
特別公開 戦国武将書翰集の世界	令和 7 年 3 月 22 日 ～ 5 月 25 日 (56日間)	413人 ※ 3 月 31日時点	近年水戸で発見された戦国大名の書状を全国初公開し、古文書のもつ歴史情報をわかりやすく展示した。

(3) 教育普及事業

ア 学校連携事業

行事名	学校数	人数・件数	内 容
見学・体験講座	6 校	401人	小学 3 年生の社会科に対応する体験付き見学
博物館見学	4 校	23人	小学生から中学生までの団体見学
資料の貸出し	5 校	63件	戦争関係資料、昔の道具

イ 参加体験型事業

行事名	期 日	内 容	参加者数
自然観察会	令和 6 年 4 月 28 日	「春の植物観察会」(逆川緑地)	23人
	令和 6 年 7 月 27 日	「夏の昆虫観察会」(逆川緑地)	8 人
	令和 6 年 10 月 6 日	「秋の植物観察会」(逆川緑地)	15人
	令和 7 年 1 月 19 日	「冬芽・葉痕の観察会」(逆川緑地)	15人
	令和 7 年 2 月 1 日	「野鳥観察会」(大塚池)	16人
みと歴史講座	令和 6 年 12 月 1 日	「筑波山に集った者たち」	116人
	令和 6 年 12 月 21 日	「村・町から見る水戸藩の幕末騒乱」	111人

ウ その他の講座

講座名	期 日	対 象	参加者数
令和6年度基本研修第1部課程 前期研修「水戸の歴史」	令和6年4月3日	新規採用職員	58人
那珂川流域から見た戦国時代の 江戸氏	令和6年5月18日	一般	80人
ふるさとの歴史を学ぶ 「初代藩主頼房と太田」	令和6年6月8日	一般	10人
戦国時代の江戸氏と水戸地域	令和6年7月13日	一般	24人
私たちの近くにもあった!?お城 のなぞを調べよう!～吉田城の 巻～	令和6年7月28日	一般	110人
佐竹南家と戦国時代の太子	令和6年9月1日	一般	28人
拠点から見る戦国時代の江戸氏 —知られざる地域支配の実像—	令和6年9月10日	一般	70人
常陸山谷右衛門の生涯とその実 像	令和6年10月25日	一般	22人
水戸大空襲にいたる道一昭和20 年の水戸—	令和6年11月30日	一般	24人
戦国時代の江戸氏—佐竹氏との 関係から—	令和6年12月3日	一般	50人
中世笠間氏研究の最前線 「戦国 末期の笠間氏—内紛,そして改易 へ—」	令和6年12月7日	一般	30人
那珂川流域から見た戦国時代の 江戸氏—城里町との関わりを中 心に—	令和6年12月15日	一般	50人
地域領主から見る茨城の戦国時 代—県央・県西編—	令和6年12月28日 令和7年1月25日 令和7年2月22日	一般	150人
郷土の大横綱「常陸山谷右衛門」	令和7年3月1日	一般	80人

(4) 平和事業

行事名	期 日	内 容	参加者数
わたしは戦争を忘れない ー伝えたい思いー	令和 6 年 8 月 2 日・8 月 12 日	実際に戦争を体験された方々からお話を伺い、当時の様子を知るとともに平和の大切さについて考えた。	236 人

(5) 資料収集（資料収蔵状況）

（令和 7 年 3 月末現在）

部 門	歴 史	民 俗	自 然	美 術	計
点 数	18,654点	11,068点	30,488点	954点	61,164点

11 水戸市内原郷土史義勇軍資料館

内原郷土史義勇軍資料館は旧内原町内の遺跡から出土した埴輪類の展示や内原の自然、文化、民俗を紹介、伝承するための郷土史ゾーンと、昭和13年に国策として満州開拓のため全国唯一、内原に設置された満蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所（昭和20年終戦まで）の史実を後世に伝えるための義勇軍ゾーン、また、義勇軍や郷土史関連の図書閲覧ができる交流ゾーンから構成されている。

また、郷土の歴史資料、義勇軍関連資料の収集、保存を行う。

(1) 施設の概要

所 在 地	水戸市内原町1497－16
電 話	029－257－5505
敷地面積	3,664.81㎡
延床面積	568.07㎡（資料館） 93.40㎡（復元日輪舎）
構 造	鉄筋コンクリート 平屋
開館時間	午前 9 時～午後 4 時45分
休 館 日	月曜日（祝日と重なった場合は翌日），年末年始
入 館 料	無料
駐 車 場	8 台

12 水戸市立図書館

(1) 運営方針

図書館においては、生涯学習の推進に向けて、図書や資料の収集等をはじめ、学校図書館と連携し、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるなど、市民の自主的な学習活動の支援に努める。

(2) 施設の概要

		中央図書館	東部図書館	西部図書館
所在地	位置	大町3-3-20	元吉田町1973-27	堀町2311-1
	電話 F A X	226-3951 225-2769	248-4051 248-2405	255-5651 255-5669
	HP	https://www.library-mito.jp		
施設	敷地面積	2,708.13㎡ (博物館含む)	4,815.12㎡	21,283.66㎡ (体育施設含む全体面積)
	構造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階 (博物館含む)	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階	鉄筋コンクリート造 地上2階
	建築面積	1,618.48㎡ (博物館含む)	1,345.74㎡	1,791.00㎡
	延床面積	4,840.68㎡ (図書館2,917.96㎡ 博物館1,922.72㎡)	1,802.42㎡	1,991.28㎡
	蔵書収容能力	25万冊	6万冊	7万冊
	開館	昭和55年7月1日	平成元年4月26日	平成4年4月23日

		見和図書館	常澄図書館	内原図書館
所在地	位置	見和2-500-2	大串町2134	内原町1497-16
	電話 F A X	350-2051 350-2751	269-1751 269-1139	291-6451 259-6810
	HP	https://www.library-mito.jp		
施設	敷地面積	5,158.80㎡		6,180.44㎡
	構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨 鉄筋コンクリート造 地上一部2階		鉄筋コンクリート造 地上1階
	建築面積	2,264.01㎡		1,915.57㎡
	延床面積	1,994.12㎡	550.15㎡	1,873.34㎡
	蔵書収容能力	15万冊	4.5万冊	24.5万冊
	開館	平成18年4月24日	平成20年4月20日	平成22年4月16日

(3) 事業の概要

ア 利用時間

区分	中央図書館	
	開架室	視聴覚室
月曜日～木曜日	午前9:30～午後8:00	午前9:30～午後8:00
土・日・祝日	午前9:30～午後8:00	午前9:30～午後8:00

区 分	東部図書館・西部図書館	
	開 架 室	視聴覚室・創作室・会議室
火 曜 日 ～ 金 曜 日	午前9:30～午後8:00	午前9:30～午後10:00
土 ・ 日 ・ 祝 日	午前9:30～午後8:00	午前9:30～午後10:00

区 分	見和図書館・内原図書館		常澄図書館
	開 架 室	視聴覚室	開 架 室
月 曜 日 ～ 木 曜 日	午前9:30～午後8:00	午前9:30～午後10:00	午前9:30～午後8:00
土 ・ 日 ・ 祝 日	午前9:30～午後8:00	午前9:30～午後10:00	午前9:30～午後8:00

イ 休館日

- ・月曜日（東部図書館・西部図書館に限る。）
- ・金曜日（中央図書館・見和図書館・常澄図書館・内原図書館に限る。）
- ・毎月（11月を除く。）の第1木曜日
- ・年末年始（12月29日～1月3日）
- ・図書整理期間（14日以内）

ウ 図書・視聴覚資料等の貸出

項 目		個 人		団 体	
		貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
図 書		1人10冊以内 (全館合計)	15日以内	1団体600冊以内	4か月以内
視聴覚資料等	カセットテープ レコード・CD・紙芝居	1人5点以内 (全館合計)	15日以内	1団体10点以内	15日以内
	ビデオ・DVD				
	映写機・16ミリフィルム OHP・スライド等			1団体5点以内	5日以内

※ただし、貴重図書、郷土資料、行政資料、参考図書のうち一部貸出をしないものもある。

エ 参考事務（レファレンスサービス）

調査研究のために必要な資料、質問や相談に対しての情報を提供する。

オ 予約サービス

探している図書館資料が見当たらない場合、利用者の希望に応じ予約を行うサービス。図書館で所蔵し貸出中のものについては、返却されるのを待って提供する。

また、所蔵していないものについては、購入したり他の図書館から借用したりして、可能な限り貸出をする。

カ 複写サービス

希望者には、個人の調査研究の目的の場合に限り、図書館資料の一部分を著作権法の範囲内で複写して提供する。利用料金は、実費を徴収する。

キ インターネットによるサービス

利用者がパソコンや携帯電話から市立図書館のホームページにアクセスすることで、図書館資料の検索や予約、貸出期限の延長、貸出等の利用状況の確認ができる。

ク 郵送貸出制度（中央図書館のみ）

水戸市内に住み、身体障害者手帳（１級から３級）の交付を受けた者、及び療育手帳（Ａ及び㊤）の交付を受けた者で来館が困難な方に対し、郵送（郵送料は無料）により図書の貸出を行う。

ケ 視聴覚室，創作室，会議室等の利用

読書会，研究会，工作教室，実験教室等の創作活動などのために，市内の読書団体等が利用できる。

コ 小学校，市民センター等への団体貸出

市内の市民センター図書室，幼稚園・小学校及び老人ホーム等へ図書の貸出をする。

サ 貴重資料電子化事業

図書館の貴重な資料を電子化し，図書館ホームページ等で公開する。

シ 学校図書館支援事業

学校図書館支援員が小中学校の学校図書館へ出向き，図書館オリエンテーションの開催支援や読み聞かせ，学習単位に関連したブックトークなど，学校図書館の利用及び読書活動を推進していく。

また，学校図書館運営に関する提案や蔵書管理システム活用をサポートなどを通して学校図書館の円滑な運営を促進するとともに，選書・除籍のアドバイスやデータベース化作業など，学校図書館環境の充実に向けた支援を行う。

ス 親子で絵本事業

各図書館の窓口や市役所等において，ボランティアの方々の協力の下，絵本の読み聞かせと絵本及び推薦絵本リスト等を配布し，子どもの読書活動を推進する。

(4) 資料保有状況

ア 図書

（令和７年３月31日現在）（単位：冊）

館別 内訳	中 央 図書館	市民センター 図書室等	東 部 図書館	西 部 図書館	見 和 図書館	常 澄 図書館	内 原 図書館	合 計
一般書	207,728	82,952	80,584	67,880	87,641	47,910	64,343	639,038
児童書	21,299	125,289	40,109	35,346	83,482	27,482	35,300	368,307
合 計	229,027	208,241	120,693	103,226	171,123	75,392	99,643	1,007,345

(5) 令和 6 年度利用実績

ア 登録者総数 個人 199,839人 団体 624団体

イ 貸出点数等

区 分 館 別	個人貸出 点数(点)	個人貸出 人数(人)	入館者数 (人)	開館日数 (日)	団体貸出	
					団体数	点 数
中央図書館	120,280	34,673	93,580	291	73	23,906
東部図書館	285,598	68,155	199,197	301	0	0
西部図書館	141,652	34,190	125,990	173	2	50
見和図書館	367,401	93,825	244,409	294	0	0
常澄図書館	83,961	18,106	47,816	293	1	73
内原図書館	148,853	33,082	87,518	293	5	706
計	1,147,745	282,031	798,510		81	24,735

※貸出点数は、図書、雑誌、紙芝居、CD等の貸出総数。

※インターネットによる個人貸出点数及び個人貸出人数は、貸出館へ集計。

13 水戸市総合教育研究所

総合教育研究所は、学校教育に対する時代や社会の要請と生涯学習の理念に立った今日的課題を的確に把握しながら、学校教育の活性化を実現していくことを目的に、平成6年4月に開所した。総合教育研究所では、本市学校教育の充実を図るため、調査研究、教職員の研修、教育情報の収集・提供、教育相談、各学校（園）の課題や要請に対応した的確な指導・助言等を総合的、効果的に推進する。また、青少年相談を行い、青少年の健全育成に努める。

(1) 施設概要

- ・所在地 水戸市笠原町978-5
- ・電 話 029-244-1331
- ・構 造 鉄筋コンクリート造、地下1階・地上3階
- ・敷地面積 9,892.66㎡
- ・建築面積 1,945.27㎡
- ・延床面積 3,993.42㎡
- ・竣 工 平成6年3月25日
- ・工 費 1,928,519千円

(2) 運営概要

ア 次世代をリードする子どもたちを育成するため、小中一貫教育を推進しながら、子どもの「生きる力」の育成を目指し、確かな学力の定着や自ら学ぼうとする意欲を育成するチャレンジプランをはじめ、英会話力や情報活用能力の向上を図るとともに、防災リーダーなど次世代リーダーを育成するグローバルプラン、郷土への理

解と関心を深める教育や水戸芸術館等を活用して豊かな感性を育む教育を充実するとともに、さまざまな体験学習を通して協調性や自律性を育むキャリアプラン、いじめの未然防止や解決に向けて取り組むふれあいプランを柱とする水戸スタイルの教育を推進する。

イ 学校（園）教育の抱える今日的課題及び教育実践上の諸問題の中から研究課題を設定し、教育の充実，進展を図るための調査研究を進め，その成果を各学校（園）の教育活動の資料として提供する。また，教職員の資質向上を図るため，調査研究の成果を生かしながら，法定研修・基本研修・専門研修・特別研修の4体系による研修を実施する。

ウ 人間性豊かな幼児，児童生徒の育成と地域に根ざした特色ある教育活動の推進を図るため，学校訪問を行い，各学校（園）の課題や要請に対応した指導・助言や特色ある教育活動の企画及び指導・助言を行うとともに，各学校（園）との連携を図り，積極的な協力体制の下で生徒指導の充実を図る。

エ 児童生徒の教育上の諸問題について，本人や保護者，教職員を対象に教育相談を実施するとともに，教育相談についての研究や研修を行う。また，各学校との連携を図り，積極的な協力体制の中で，不登校，集団不適應，友人関係等の教育上の諸問題の解明に努め，その対応に当たる。さらに，特別支援教育において，障害のある児童生徒（発達障害等を含む。）が，その障害の特性や発達段階等に応じた適切な教育が受けられるよう，一人一人の教育的ニーズを把握し，幼児期からの就学相談の充実にも努めるとともに，特別支援教育支援員の配置や随時の学校訪問等による教育環境の整備と指導の充実を図る。

オ 青少年に関する諸問題について，適切な指導・助言を行うため，「いじめ・青少年相談窓口」を設置し，相談員による本人や保護者等を対象とした来所相談，電話相談を行う。

上 下 水 道

1 沿革

(1) 笠原水道

本市の水道は、寛文3年（1663年）に第2代藩主徳川光圀公（義公）により敷設された「笠原水道」がその前身である。

その施設は、笠原不動谷（現笠原町）の湧水を水源とし、千波湖に沿って藤柄町、十町目、新町、細谷（現城東5丁目）に至る総延長5,913間2尺（当時の1間は6尺3寸）約10,751mで本線は岩樋、支線は木樋を敷設し、寛文3年7月に竣工したものである。この工事に費やした人夫は、延べ25,014人、総工費554両3分780文（当時の人夫賃1人1日約60文）であったといわれている。

(2) 創設水道

近代水道の創設は、大正14年に全市水道調査臨時委員会を設け、那珂川沿岸数か所の地質等について調査した結果、渡里村（現渡里町）地先那珂川中州から伏流水を取水することに定め、昭和5年11月に起工し、緩速ろ過法による芦山浄水場を建設し、高区及び低区配水塔から旧水戸市全域を給水区域として、昭和7年7月に竣工、通水した。

(3) 拡張事業等

昭和27年度から9か年の継続事業で第一期拡張事業を、昭和37年度から5か年の継続事業で第二期拡張事業を、さらに昭和41年度から10か年の継続事業で第三期拡張事業を施行し、増加する水需要に対処してきた。引き続き、昭和49年度から給水区域面積144.03km²、給水人口215,000人、1日最大給水量110,000m³の第四期拡張事業を昭和54年度に竣工した。

しかし、市勢の進展と市民生活環境の改善等による水の需要の増大に対処するため、計画給水人口256,600人、1日最大給水量144,210m³、給水面積を147.01km²に拡大する第五期拡張事業を昭和55年度から6か年の継続事業で施行し、市内田野町地内に、総事業費約178億円で、総貯水量197万m³の原水貯水池と浄水施設を築造し、昭和61年度に竣工した。さらに、変更事業として、芦山・枝内浄水場の浄水施設の老朽化と施設分散による維持管理費の増などにより、その代替施設を平成3年度から2か年の継続事業で楮川浄水場に増設し、平成4年度に竣工した。

また、平成6年6月に策定された水戸市第4次総合計画に基づき、目標年次を平成15年とし、計画給水人口300,000人、1日最大給水量158,000m³の基本計画を策定し、あわせて水道施設の合理的運用と安定給水の確保を図るため、平成7年度からの3か年継続事業により施設整備事業を施行し、平成9年度に竣工した。

平成17年2月1日に内原町と合併し、事業統合を行い、計画給水人口317,100人、計画1日最大給水量165,310m³となった。さらに、内原地区への安定した給水を図るため、

合併建設計画に基づき、水戸地区と内原地区を結ぶ送水管及び連絡管の布設工事を平成17年度から平成19年度までの3か年継続事業で実施した。

開江浄水場の浄水処理工程において、カビ臭物質及び消毒副生成物の低減を図るため、令和4年度に粉末活性炭処理設備の追加整備事業を施行することとした。そのため、令和3年度に認可変更（届出）を行い、計画給水人口270,000人、一日最大給水量113,100m³とし、あわせて休止していた常澄浄水場及び内原浄水場を廃止した。

2 創設及び拡張事業等の推移

種 別	起 工	竣 工	給水人口	1日最大 給水量	1人1日 最大給水量	事業費	主要施設
創 設	昭和5年度	昭和7年度	人 80,000	m ³ 8,880	ℓ 111	千円 1,500	芦山浄水場 高区配水塔 低区配水塔
第一期	昭和27年度	昭和34年度	85,000	31,875	375	323,000	芦山浄水場拡張 枝内取水塔 枝内浄水場
第二期	昭和37年度	昭和40年度	110,000	41,250	375	678,000	枝内浄水場拡張
第三期	昭和41年度	昭和50年度	200,000	80,000	400	3,124,186	枝内取水場 開江浄水場 開江配水池 最高区配水池
第四期	昭和49年度	昭和54年度	215,000	110,000	511	3,154,711	開江浄水場拡張 千波配水池 国田配水池
第五期	昭和55年度	昭和61年度	256,600	144,210	562	17,785,098	ダム導水ポンプ場 楮川ダム 楮川浄水場 楮川第一配水池
第五期 (変更)	平成3年度	平成4年度	256,600	144,210	562	2,623,710	楮川浄水場拡張
統合施設 整備事業	平成7年度	平成9年度	300,000	158,000	527	1,271,083	楮川第二配水池 常澄浄水場 常澄配水池
事業譲受	平成17年度	平成19年度	317,000	165,310	521	1,175,910	内原浄水場 内原配水池
浄水方法 の変更	令和4年度	令和4年度	270,000	113,100	419	79,200	開江浄水場 活性炭処理設備

3 主要施設

(令和7年4月1日現在)

施 設 名 (所在地)		規 模 能 力			
枝 内 取 水 塔 (渡里町1328－2)		鉄筋コンクリート1棟 (小判型)			
枝 内 取 水 場 (渡里町1328－1)		鉄筋コンクリート1棟 198.0㎡ 沈砂池 (鉄筋コンクリート) 2池容量 500㎡			
ダ ム 導 水 ポ ン プ 場 (渡里町3791)		ポンプ棟 (鉄筋コンクリート) 1棟 沈砂池 (鉄筋コンクリート) 3池容量 720㎡			
開 江 浄 水 場 (開江町465)		水源 (那珂川表流水) 施設能力 64,750㎡			
楮 川 浄 水 場 (田野町1662－14)		水源 (那珂川表流水) 施設能力 66,000㎡			
楮 川 ダ ム (田野町1662－12)		型式：重力式コンクリート、堤高35m、堤頂長：364m 堤体積：99,000㎡ 貯水池面積：0.230km ² 総貯水量：1,970,000㎡			
配 水 場	開江配水池	(P Cコンクリート)	4池	有効容量	21,200㎡
	千波配水池	(P Cコンクリート)	1池	有効容量	10,000㎡
	国田配水池	(P Cコンクリート)	1池	有効容量	1,500㎡
	楮川第1配水池	(P Cコンクリート)	1池	有効容量	14,400㎡
	楮川第2配水池	(P Cコンクリート)	1池	有効容量	12,000㎡
	常澄配水池	(P Cコンクリート)	1池	有効容量	2,500㎡
	内原配水池	(P Cコンクリート)	1池	有効容量	3,000㎡
	最高区配水池	(鉄筋コンクリート)	1池	有効容量	154㎡
	水戸西流通センター配水池	(鉄筋コンクリート)	2池	有効容量	400㎡

4 給水状況

(令和7年4月1日現在)

行政区域内人口		給水人口	給水件数	現況施設能力		年間給水量
265, 583人		264, 009人	143, 059件	130, 750m³		32, 054, 431m³
1 日最大給水量	1 日平均給水量	有 収 率	供 給 単 価	給 水 原 価	職 員 数	
95, 214m³ (12月17日)	87, 820m³	88. 2%	181円31銭	177円74銭	113人	

5 水道料金

料 金（1 か月につき）																
装給 置水	用 途	量水器 口 径	基 本 料 金		従 量 料 金											
			基本 水量	金 額	水量 区分	1 m ³ につき	水量 区分	1 m ³ につき	水量 区分	1 m ³ につき	水量 区分	1 m ³ につき	水量 区分	1 m ³ につき	水量 区分	1 m ³ につき
専 用 給 水 装 置	一 般 用	13mm	6 m ³	893.20 円	基本水 量を超 え10 m ³ まで	51.70 円	使用水 量 10 m ³ を超え 20 m ³ ま で	181.50 円	使用水 量 20 m ³ を超え 30 m ³ ま で	200.20 円	使用水 量 30 m ³ を超え 50 m ³ ま で	218.90 円	使用水 量 50 m ³ を超え 200m ³ まで	261.80 円	使用水 量 200 m ³ を超 えるも の	284.90 円
		20mm	6 m ³	1,347.50 円												
		25mm	6 m ³	1,733.60 円												
		40mm		3,526.60 円	使用水 量 20 m ³ まで	181.50 円										
		50mm		6,457.00 円												
		75mm		14,179.00 円												
		100mm		24,147.20 円												
		150mm		49,579.20 円												
	湯 屋 営 業 用	13mm	6m ³	893.20 円	基本水量を超えるもの 1 m ³ につき 51.70円											
		20mm	6m ³	1,347.50 円												
		25mm	6m ³	1,733.60 円												
		40mm		3,526.60 円	1 m ³ につき 51.70円											

〈加入金〉

量水器口径	加入金
13mm	41,800円
20mm	114,400円
25mm	187,000円
40mm	550,000円
50mm	858,000円
75mm	2,090,000円
100mm	3,520,000円

下 水 道

1 公共下水道整備事業

(1) 概要

公共下水道計画は、平成12年度に単独公共下水道区域の一部を流域関連公共下水道区域に編入するなど全体計画の変更を行い、水戸市浄化センターを終末処理場とする第1号公共下水道（単独公共下水道）、水府・青柳浄化センターを終末処理場とする第2号公共下水道（特定環境保全公共下水道）、那珂久慈浄化センターを終末処理場とする第3号公共下水道（流域関連公共下水道）により整備を進めている。

平成16年度には旧内原町と合併したことに伴い、内原浄化センターを終末処理場とする第4号公共下水道（単独公共下水道）による整備を進めている。

全 体 計 画 の 概 要

（令和7年3月31日現在）

区 分	処 理 区 名	処 理 面 積 (ha)	処 理 人 口 (人)	処 理 水 量 (m ³ /日平均)	処 理 施 設	敷 地 面 積 (m ²)	処 理 能 力 (m ³ /日平均)
第 1 号 公 共 下 水 道	水 戸 北 処 理 区	3,510	115,900	49,176	水 戸 市 浄化センター	56,300	62,800
第 2 号 公 共 下 水 道	水府・青柳処理区	140	2,700	1,137	水 府 ・ 青 柳 浄化センター	3,900	1,140
第 3 号 公 共 下 水 道	水 戸 南 処 理 区	3,492	89,220	39,534	那 珂 久 慈 浄化センター (県 事 業)	(350,000)	(190,900)
	常 澄 処 理 区	915	12,880	5,503			
	十 万 原 処 理 区	128	5,100	2,091			
	計	4,535	107,200	47,128			
第 4 号 公 共 下 水 道	内 原 処 理 区	413	8,500	4,185	内 原 浄化センター	32,000	4,190
計		8,598	234,300	101,626			

(2) 整備状況

公共下水道事業は昭和28年に戦災復興事業の一環として着手してきたが、その後、市街地の拡大や市民要望の高まりに応えるため、事業計画区域を拡大しながら整備を進めてきた。平成21年4月には、那珂久慈流域下水道水戸幹線の供用開始により、那珂久慈浄化センターでの水戸南処理区の処理が開始され、下水道普及率は飛躍的に向上した。

令和6年度末現在で、水戸北処理区、水戸南処理区（流域関連公共下水道水戸南処理分区）、常澄処理区（流域関連公共下水道常澄第1～4処理分区）、十万原処理区（流域関連公共下水道十万原処理分区）、水府・青柳処理区、内原処理区のそれぞれの処理区について整備を進めている。

ア 全体の整備状況

（令和7年3月31日現在）

面 積 (ha)				整 備 率
行 政 区 域 A	全 体 計 画 区 域 B	事 業 計 画 区 域 C	整 備 区 域 D	計 画 区 域 に 対 する 割 合 (D/C)
21,732	8,598	5,736	5,069	88.4%

イ 各処理区の整備状況

（令和7年3月31日現在）

処 理 区 名	事 業 計 画 区 域		整 備 区 域		事業計画区域に 対する整備率
	面 積 (ha) A	計画人口 (人)	面 積 (ha) B	整備人口 (人)	面積 (ha) (B/A)
水戸北処理区	2,668	109,763	2,369	107,598	88.8%
水府・青柳処理区	79	1,520	63	1,043	79.7%
水戸南処理区	2,381	78,866	2,208	95,228	92.7%
常 澄 処 理 区	179	4,501	130	5,163	72.6%
十万原処理区	128	5,100	37	913	28.9%
内 原 処 理 区	301	6,797	262	6,127	87.0%
計	5,736	206,547	5,069	216,072	88.4%

ウ 人口普及率及び水洗化率

（令和7年3月31日現在）

人 口 (人)			普 及 率	水 洗 化 率
住 民 基 本 台 帳 人 口 A	整 備 人 口 B	水 洗 化 人 口 C	住 民 基 本 台 帳 に 対 する 割 合 (B/A)	整 備 人 口 に 対 する 割 合 (C/B)
266,390	216,072	191,027	81.1%	88.4%

(3) 処理施設の概要

令和6年度末現在で3つの処理場が稼働しているが、このうち水戸市浄化センターでは、処理の工程で発生した汚泥を利用して消化ガス発電を行っている。ここで発電された電気を水戸市浄化センター内で使用することで、電気使用量の削減を図るとともに、環境問題に対する取組としてのCO₂の削減にもつながっている。

また、汚泥の処理については、県的那珂久慈流域下水道とその周辺の公共下水道から発生する汚泥を共同で処理する、那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業において広域的に焼却処分することで、事業の効率化を図っている。

処理施設計画（事業計画）（令和7年3月31日現在）

処理施設の名称	位 置	敷地面積 (㎡)	処理方法	処理能力	
				日 平 均 (㎥/日)	計画処理人口 (人)
水 戸 市 浄化センター	若 宮 1 丁 目	56,300	標 準 活 性 汚 泥 法	62,800	109,763
水 府 ・ 青 柳 浄化センター	青 柳 町	3,900	オキシデーション デ ィ ッ チ 法	1,140	1,520
内 原 浄化センター	鯉 淵 町	30,000	＜1系・2系＞ オキシデーション ディッチ法+凝集剤 添加+急速ろ過法 ＜3系・4系＞ 高度処理オキシデ ーションディッチ 法+凝集剤添加 + 急 速 ろ 過 法	4,190	6,797

(4) 下水道使用料について

昭和49年7月に浄化センターの処理を開始すると同時に使用料を徴収している。その後、昭和56年、平成元年、平成14年、平成17年、平成20年、平成24年及び平成27年に改定を行い、令和7年4月1日現在では次のような料金体系となっている。

下水道使用料は、水道料金とあわせて徴収している。

種別	基本料金（1か月につき）		超過料金（1か月当たり排除汚水量1m ³ につき）	
	排除汚水量	料金	排除汚水量	料金
一般汚水	8m ³ まで	1,170.40円	8m ³ を超え10m ³ まで	57.20円
			10m ³ を超え20m ³ まで	170.50円
			20m ³ を超え30m ³ まで	182.60円
			30m ³ を超え50m ³ まで	200.20円
			50m ³ を超え200m ³ まで	225.50円
			200m ³ を超えるもの	258.50円
公衆浴場汚水	8m ³ まで	1,170.40円	8m ³ を超えるもの	50.60円

※料金には消費税相当額を含みます。

(5) 受益者負担金・分担金について

受益者負担金の制度は都市計画法、受益者分担金の制度は地方自治法に基づいている。昭和37年度に初めて負担区を設けて以来、令和6年度末までに16負担区1分担区を設定している。

徴収方法は、内原第1負担区については5年分割（年4回納付）、その他の負担区・分担区については3年分割（年4回納付）、又は、一括払いとしている。

負担区・ 分担区名	設定 年度	単 価 (1m ² 当たり)	負担区・ 分担区名	設定 年度	単 価 (1m ² 当たり)
上 市 負 担 区	S 37	44.16円	南部第1負担区	H 10	290円
城 東 負 担 区	S 54	141円	北部第1負担区	H 11	290円
浜田・駅南負担区	S 61	210円	水戸第2負担区	H 13	310円
東部第1負担区	S 63	230円	東前第2負担区	H 15	300円
水戸第1負担区	H 3	250円	水戸第3負担区	H 20	320円
水府・青柳負担区	H 3	250円	水戸第4負担区	H 22	320円
東 前 負 担 区	H 7	260円	水戸第5負担区	R 4	320円
内原第1負担区	H 9	550円	水戸第1分担区	R 4	320円
西部第1負担区	H 9	270円			

2 都市下水路整備事業

都市下水路は、市街化区域の雨水排除を主目的に整備を進めている。

昭和36年度からは、国庫補助事業による整備に着手し、平成5年度までに14都市下水路を整備している。

(1) 国補都市下水路の整備状況

(令和7年3月31日現在)

都市下水路名	町名	工事期間	集水面積	構 造 延 長
第1号都市下水路	西原	S36年度 ～S38年度	115ha	1,000×1,200 ～1,200×1,200 1,510m
第2号 "	赤塚	S39年度 ～H5年度	105ha	1,000×1,200 1,950m
第4号 "	千波	S44年度 ～S48年度	75ha	φ1,800 ～1,600×1,350 1,640m
第5号 "	堀	S46年度 ～S48年度	44ha	1,000×700 ～1,300×1,350 1,210m
第7号 "	姫子	S48年度 ～S52年度	48ha	1,000×900 ～1,600×1,350 1,820m
第8号 "	堀	S51年度 ～S54年度	53ha	1,050×1,050 ～1,650×1,600 1,320m
第9号 "	河和田	S51年度 ～S55年度	39ha	φ1,200 ～1,500×1,500 1,190m
第10号 "	中丸	S52年度 ～S55年度	56ha	φ1,700 ～1,550×1,550 1,220m
第11号 "	朝日	S54年度 ～S61年度	40ha	φ800 ～1,250×1,600 2,040m
第13号 "	大塚	S55年度 ～H元年度	41ha	φ1,350 ～1,400×1,500 1,770m
第14号 "	見川	S54年度 ～H2年度	62ha	1,350×1,350 ～1,650×1,600 1,500m
第15号 "	見川	S56年度 ～H4年度	32ha	φ900～φ1,350 760m
第16号 "	堀	S57年度 ～S61年度	40ha	1,350×1,200 ～2,400×1,200 890m
第17号 "	見川	S59年度 ～H元年度	38ha	φ1,000 ～1,800×1,500 1,240m

(2) その他

従来の国補事業によらない都市下水路は、令和6年度末までに総延長283,464.37mを整備しており、市街化区域の浸水解消を目的に整備を進めている。

3 排水路整備事業

排水路は、市街化調整区域の雨水排除を主目的に整備を進めており、令和6年度末までに総延長188,479.70mを整備している。

4 農業集落排水整備事業

(1) 概要

農業集落排水事業は、農業集落内の生活環境改善と公共用水域の水質保全を主目的としている。

本市の農業集落においても生活様式の多様化等により農業用排水の水質汚濁が進行したため、水質汚濁防止に向け、昭和62年以降整備を進めてきた。また、内原町との合併による地区の追加や農村下水道の編入等を行ったほか、事業効率化に向けた統合を行い、現在では12地区の処理施設を供用している。

ア 各地区の概要

(令和7年3月31日現在)

地区名	計画区域 (ha)	計画人口 (人)	計画汚水量 (m ³ /日)	放流水域	供用開始
平須	68	2,130	576	涸沼	1991(平成3)年
下入野	31	640	173	涸沼	1994(平成6)年
飯富	122	2,200	594	那珂川	1995(平成7)年
上国井	75	1,400	378	那珂川	1998(平成10)年
大場森戸	60	1,270	343	涸沼	1998(平成10)年
加倉井※	83	1,610	435	桜川	2000(平成12)年
藤井岩根成沢	91	2,420	654	那珂川	2008(平成20)年
下大野上大野	131	2,000	540	那珂川	2011(平成23)年
大足	42	1,050	284	桜川	1991(平成3)年
宿根古屋	45	650	270	涸沼	1995(平成7)年
筑地赤尾関	75	1,050	284	涸沼	2002(平成14)年
内原北部	48	1,350	365	桜川	2013(平成25)年
計	871	17,770	4,896		

※令和元年に「金谷」地区を統合

イ 人口普及率及び水洗化率

(令和7年3月31日現在)

人 口 (人)			普 及 率	水 洗 化 率
住 民 基 本 台 帳 人 口 A	整 備 人 口 B	水 洗 化 人 口 C	住 民 基 本 台 帳 に 対 す る 割 合 (B/A)	整 備 人 口 に 対 す る 割 合 (C/B)
266,390	8,754	7,927	3.3%	90.6%

(2) 農業集落排水使用料について

農業集落排水事業の使用料は、令和5年4月1日から下水道使用料の料金体系と統一し、水道料金とあわせて徴収している。

消

防

1 消防行政の現況等

近年、気候変動等により自然災害は、激甚化・頻発化するとともに、社会情勢の変化等により、複雑多様化する災害が増加している。

こうした災害に対して迅速かつ的確に対処するため、最新の技術を積極的に取り入れながら、消防施設や機械力の整備を着実に推進するとともに、消防組織体制の充実・強化を図る必要がある。

また、市民への広報活動や防災教育の充実、事業所に対する訓練指導の推進等により、市民の防火・防災意識の更なる高揚を図り、市民協働による地域防災力の向上に努めることも消防機関の重要な役割である。

本局では、次のような内容を優先的かつ集中的に取り組むとともに、中・長期的な視点による事業の推進を図り、総合防災体制の構築を目指す。

(1) 施設整備

南消防署緑岡出張所及び第12分団の改築事業に伴う設計委託及び緊急車両の確実な給油を目的とした自家用給油取扱所の整備事業を進め、消防防災拠点施設の機能強化に努める。

(2) 消防機械力整備

消防車両及び資機材の計画的な整備・更新を行い、消防機械力の充実強化に努める。

(3) 消防救助業務

各種災害に対応する装備の充実、技術の向上を図るとともに、通信管制業務及び消防救助体制の強化に努める。

さらに、地域防災力の中核となる消防団の役割の多様化へ対応するため、消防団の充実強化を図る。

(4) 救急業務

市内コンビニエンスストアに設置しているAEDの認知度を上げ、利用促進に努める。また、小学6年生を対象に「ジュニア救命士」の育成を図るとともに、普通救命講習会等の開催数を増やし、適切な応急手当のできるバイスタンダーの土台づくりを推進する。

(5) 火災予防業務

危険物施設の保安管理及び防火対象物への立入検査を強化するとともに、防火管理体制の充実や違反是正指導を徹底し、火災発生の防止、並びに被害の軽減を図る。また、住宅火災による死者を低減するため、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を促進し、感震ブレーカーの周知を図ることで、より一層の住宅防火対策の推進に取り組む。

さらに、地域における防火安全体制を図るため、民間防火組織等と連携した火災予防広報を推進する。

2 消防職員配置状況

(令和7年4月1日現在)

階級等 所属		消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	消防主事	計	摘 要
消防局	消防局長	1									1	
	消防次長		1								1	
	参事		1								1	
	消防総務課			3							3	
	総務係				1	2	3				6	
	火災予防課			2							2	
	予防係				1	2	1				4	
	査察係				1	3	5	1	1		11	
	違反対策係				1	1	1				3	
	消防救助課			5						1	5	
	消防救助係				1	1	2	1			5	
	指令センター係				1	2	1			1	5	
	通信係				1	3	5				9	
	救急課			2							2	
	救急係				1			2			3	
小計		1	2	12	8	14	18	4	1	1	61	
消防北署	署長		1								1	
	副署長			2							2	
	副署長補佐			2							2	
	庶務係				3	3	3	1	4		14	
	消防救助係				3	4	4	3	5		19	
	救急係				2	3	3	2	4		14	
	飯富出張所				2	6	7	1	5		21	
	赤塚出張所				2	8	5	4	7		26	
	桜の牧出張所				2	5	1	1	3		12	
	内原出張所				2	6	8	1	4		21	
	城里出張所				2	7	7	1	4		21	
小計			1	4	18	42	38	14	36		153	
消防南署	署長		1								1	
	副署長			2							2	
	副署長補佐			2							2	
	庶務係				2	5	3	3	3		16	
	消防救助係				2	4	5	3	2		16	
	救急係				3	4	4	1	4		16	
	城東出張所				2	4	2	1	3		12	
	緑岡出張所				2	6	5	3	5		21	
	住吉出張所				2	5	3	5	6		21	
	常澄出張所				2	4	3	6	6		21	
小計			1	4	15	32	25	22	29		128	
合 計		1	4	20	41	88	81	40	66	1	342	採用職員11名含む

実 員 344名（県立消防学校派遣1名，県防災航空隊派遣1名を含む）

3 消防局及び消防署の消防機械器具一覧表

(令和7年4月1日現在)

所 属	種 別	車 名	年式	排気量 (ℓ)	ポンプ級別	備 考
消 防 局	連 絡 車	ト ヨ タ	H24	1.79		
	連 絡 車	日 産	H17	1.99		
	連 絡 車	ト ヨ タ	H24	0.99		
	連 絡 車	日 産	H25	1.48		
	連 絡 車	ス ズ キ	H20	0.65		
	連 絡 車	ト ヨ タ	H24	0.99		
	連 絡 車	ト ヨ タ	H28	1.49		
	連 絡 車	ス ズ キ	H20	0.65		
	連 絡 車	日 産	H23	1.49		
	連 絡 車	日 産	H24	1.49		
	連 絡 車	ス ズ キ	H20	0.65		
	連 絡 車	ス ズ キ	H19	0.65		
	連 絡 車	ス ズ キ	H19	0.65		
	広 報 車	三 菱	H17	0.65		
	広 報 車	ト ヨ タ	H18	1.99		
	広 報 車	日 産	H27	0.65		
	広 報 車	ダイハツ	H23	0.65		
	緊 急 広 報 連 絡 車	ト ヨ タ	R 5	0.65		消防無線付
	指 揮 隊 車	ト ヨ タ	H24	2.69		都道府県指揮隊車(消防庁) 消防無線付
	指 揮 隊 車	ト ヨ タ	H30	2.69		統合機動部隊指揮隊車 消防無線付
	資 機 材 搬 送 車	日 野	H31	4.00		支援車 消防無線付
	燃 料 補 給 車	三 菱	H24	2.99		消防無線付 (消防庁)
	人 員 輸 送 車	ト ヨ タ	H25	4.00		消防無線付 (消防庁)
北 消 防 署	指 揮 隊 車	ト ヨ タ	H24	1.99		消防無線付
	救 助 工 作 車	日 野	R 5	5.12		Ⅲ型 消防無線付
	化 学 消 防 車	い す ゞ	H20	5.19	A 2 級	水槽1,000ℓ薬液300ℓ 消防無線付
	は し ご 車 (40m)	日 野	H 8	20.78	A 2 級	消防無線付
	ド ク タ ー カ ー	日 産	R 1	2.48		救急無線付
	高 規 格 救 急 車	ト ヨ タ	H30	2.69		救急無線付
	高 規 格 救 急 車	ト ヨ タ	H24	2.69		救急無線付
飯 富	水 槽 付 消 防 車	日 野	R 5	4.00	A 2 級	水槽700ℓ消防無線付
	高 規 格 救 急 車	日 産	R 5	2.48		救急無線付

所 属	種 別	車 名	年式	排気量 (ℓ)	ポンプ級別	備 考
赤 塚	水 槽 付 消 防 車	い す ゞ	H19	7.16	A 2 級	水槽1,500ℓ消防無線付
	は し ご 車 (30m)	日 野	H17	10.52		消防無線付
	高 規 格 救 急 車	日 産	R 3	2.48		救急無線付
桜 の 牧	水 槽 付 消 防 車	三 菱	H15	8.2	A 2 級	水槽1,500ℓ消防無線付
	水 槽 付 消 防 車	日 野	H10	7.96	A 2 級	水槽1,500ℓ消防無線付
	大 型 水 槽 車	日 野	H29	7.68	B 2 級	水槽10,000ℓ消防無線付
内 原	水 槽 付 消 防 車	日 野	H26	6.40	A 2 級	水槽1,500ℓ消防無線付
	消 防 ポ ン プ 車	い す ゞ	H 8	4.75	A 2 級	消防無線付
	高 規 格 救 急 車	日 産	R 5	2.48		救急無線付
城 里	水 槽 付 消 防 車	い す ゞ	H19	7.16	A 2 級	水槽1,500ℓ消防無線付
	資 機 材 運 搬 車	い す ゞ	H19	2.99		消防無線付
	可 搬 積 載 車	ダ イ ハ ツ	H18	0.65	B 2 級	消防無線付
	高 規 格 救 急 車	日 産	H31	2.48		救急無線付
南 消 防 署	指 揮 隊 車	ト ヨ タ	H26	1.99		消防無線付
	水 槽 付 消 防 車	日 野	H28	6.40	A 2 級	水槽1,500ℓ消防無線付
	屈折はしご車(20m)	日 野	H11	7.96	A 2 級	消防無線付
	救 助 工 作 車	日 野	H22	7.68		Ⅱ 型 消防無線付
	高 規 格 救 急 車	日 産	R 3	2.48		救急無線付
	高 規 格 救 急 車	ト ヨ タ	H26	2.69		救急無線付
城 東	水 槽 付 消 防 車	日 野	R 2	4.00	A 2 級	水槽900ℓ消防無線付
緑 岡	水 槽 付 消 防 車	日 野	R 5	4.00	A 2 級	水槽700ℓ消防無線付
	高 規 格 救 急 車	ト ヨ タ	R 2	2.69		救急無線付
住 吉	化 学 消 防 車	日 野	H24	6.40	A 2 級	水槽1,500ℓ薬液300ℓ 消防無線付
	水 槽 付 消 防 車	日 野	H14	7.96	A 2 級	水槽1,500ℓ消防無線付
	高 規 格 救 急 車	ト ヨ タ	R 7	2.69		救急無線付
常 澄	水 槽 付 消 防 車	日 野	R 3	5.12	A 2 級	水槽1,500ℓ消防無線付
	高 規 格 救 急 車	日 産	H30	3.49		救急無線付
	高 規 格 救 急 車	ト ヨ タ	H29	2.69		

4 消防機構人員及び現有機械器具

(常備消防)

(令和7年4月1日現在)

区分 所属	人 員	車 両 配 置 数								計
		はしご車	屈折はしご車	化学車	水槽付消防車	高規格救急車	救助工作車	指揮隊車	その他	
消 防 局	61							2	21	23
北 消 防 署	52	1		1		3	1	1		7
飯 富 出 張 所	21				1	1				2
赤 塚 出 張 所	26	1			1	1				3
桜 の 牧 出 張 所	12				2				1	3
内 原 出 張 所	21				1	1				2
城 里 出 張 所	21				1	1			2	4
南 消 防 署	53		1		1	2	1	1		6
城 東 出 張 所	12				1					1
緑 岡 出 張 所	21				1	1				2
住 吉 出 張 所	21			1	1	1				3
常 澄 出 張 所	21				1	2				3
計	342	2	1	2	11	13	2	4	24	59

(非常備消防)

分 団 数	人 員		車 両 関 係	
	定 員	現 員	消防ポンプ車	そ の 他
28	564	509	28	1

5 火災発生件数・焼損面積・損害額

事項 年別	火災件数(件)	焼損面積			損害額(千円)
		建物床面積(㎡)	建物表面積(㎡)	林野(a)	
令和4年	94 (17)	4,092 (1,643)	164 (0)	53 (44)	182,729 (63,399)
令和5年	99 (19)	2,121 (533)	267 (18)	21 (17)	115,556 (23,020)
令和6年	88 (18)	2,533 (629)	268 (81)	0 (0)	134,888 (19,357)

() 内は城里町の計で内数

6 火災発生状況

種別 年別	火災種別						焼損棟数				り災世帯数			り 災 人 員	死傷者	
	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	合 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	全 損	半 損	小 損		死 者	負 傷 者
4	44 (7)	4 (3)	6 (0)	0 (0)	40 (7)	94 (17)	19 (11)	3 (1)	16 (2)	29 (11)	12 (4)	1 (0)	30 (3)	88 (16)	2 (0)	12 (3)
5	51 (7)	5 (3)	12 (1)	0 (0)	31 (8)	99 (19)	28 (7)	6 (2)	19 (2)	43 (6)	14 (5)	1 (0)	34 (3)	117 (11)	5 (0)	9 (1)
6	44 (4)	1 (0)	9 (2)	0 (0)	34 (12)	88 (18)	26 (5)	2 (0)	21 (3)	34 (4)	9 (1)	2 (0)	34 (4)	105 (8)	2 (0)	7 (1)

() 内は城里町の計で内数

7 救急出動件数及び搬送人員

種別 年別	出 動 件 数	出 動 件 数 内 訳 (件)											搬 送 人 員
		火 災 事 故	自 然 災 害	水 難 事 故	交 通 事 故	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害 事 故	自 損 行 為	急 病	そ の 他	
4	16,515 (1,059)	57 (8)	0 (0)	12 (0)	1,075 (64)	130 (13)	102 (2)	2,117 (162)	72 (3)	199 (12)	11,024 (731)	1,727 (64)	13,382 (864)
5	18,228 (1,153)	63 (10)	1 (0)	2 (0)	987 (56)	136 (8)	144 (6)	2,136 (118)	63 (1)	202 (11)	12,445 (841)	2,049 (102)	14,571 (908)
6	18,468 (1,071)	53 (8)	0 (0)	8 (2)	998 (58)	138 (7)	162 (5)	2,345 (134)	66 (3)	193 (10)	12,285 (751)	2,220 (93)	15,048 (852)

() 内は城里町の計で内数

そ の 他

振興財団」に変更した。

(7) 施設

芸術館は、国道50号沿いに発展してきた水戸の市街が、今後面的に発展し、都市としてより充実していくきっかけとなるよう計画された。敷地（五軒小学校跡地）は、水戸駅から国道50号を西へ1 km余り進み、北へ1本入った1ブロックである。

街の中心地にあって、芝生張りの広場が大きくとられ、3本のケヤキ、カスケード、そして回廊に囲まれた都市広場で、市民はいつでも憩うことができる。

この都市広場を取り囲む形で、東側には水戸市制100周年（1989年）を記念する高さ100mの塔が、西側にはエントランスホールをはさんでA C M劇場、コンサートホールA T M、北側には現代美術ギャラリーが配置されている。

音楽、演劇、美術の各分野が、それぞれの施設で独立した活動を行う専用空間を持つと同時に、お互いにクロスオーバーし合うこの施設は、水戸の芸術活動の本拠地として、また、世界にその活動を発信する場所として設計、建設された。

名 称	水戸芸術館（ART TOWER MITO）	
設 計 期 間	1986年12月～1988年 2 月	
施 工 期 間	1988年 3 月～1990年 2 月	
建 築 主	茨城県水戸市	
設計・監理	水戸市芸術館建設事務所 （株）磯崎新アトリエ	
敷 地 面 積	13,259.90㎡	
地域・地区	商業地域、準防火地域	
主 体 構 造	鉄骨造（塔）、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	
建 築 面 積	6,873.91㎡	
床 面 積	16,138.34㎡	
階 数	地下2階、地上4階	
施設の概要	コンサートホール A T M	620～680席
	A C M劇場	472～636席
	現代美術ギャラリー	9 室
	会議室	78席
	塔	高さ 100m
	地下駐車場	収容 217台

(8) 運営

館運営の基本理念である

- ・新しい芸術文化を創造する芸術館
- ・国際的な視野にたって芸術文化の交流を行う芸術館
- ・楽しみながら考える芸術館

- ・市民の芸術文化活動の拠点となる芸術館
- ・都市の活性化に寄与する芸術館

の具現化のため、活発かつ円滑な活動を展開し、新たな都市の個性の創出と芸術文化の創造を図れるよう館を運営し、事業を展開していく。

運営の特色

◎自主企画を中心に

音楽、演劇、美術各分野の専用空間が空洞化しないよう、館長を中心に芸術館の自主企画による事業を行う。

◎専属の楽団と劇団を編成

館から発信する芸術文化活動を象徴するものとして、専属楽団「水戸室内管弦楽団」、「新ダヴィッド同盟」、「カルテット AT 水戸」演劇の創造活動を行う専属劇団ACM (Acting Company Mito) を編成している。

◎財団による運営と市予算1%の管理運営費

芸術館構想を実施するに当たり、水戸市は「水戸市芸術振興財団」を設立し、芸術館の管理運営について、毎年度予算の1%を充てるという方針を立て、その活動を保障している。

(9) 令和6年度事業

○音楽部門(公演及び教育普及事業等回数116回、入場者及び参加者数29,883人、館外の公演数及び教育普及事業等回数9回、館外の入場者及び参加者数6,248人)

ア 企画事業

(ア) 専属楽団企画

- ・水戸室内管弦楽団（以下「MC0」）
第113回(MC0・別府アルゲリッチ音楽祭共同制作)、第114回定期演奏会
- ・カルテット AT 水戸 第2回演奏会
- ・新ダヴィッド同盟 第7回演奏会
ースティーブン・イッサーリスを迎えてー



水戸室内管弦楽団第113回定期演奏会
撮影：大窪道治

(イ) オリジナル企画

- ・茨城の名手・名歌手たち
第32回出演者オーディション、演奏会
- ・ルイジ・ノーノの肖像
- ・鈴木優人(チェンバロ)「J. S. バッハをとりまく音楽のシリーズ」
第1回「イタリア VS フランス」
- ・水戸の街に響け!300人の《第九》2024
- ・クリスマス・プレゼント・コンサート2024

- ・第14回佐川文庫 茨城の名手・名歌手たち 藝文コンサート【佐川文庫】
- ・小菅 優「ソナタ・プロジェクト」Vol.3 神秘・魅惑

(ウ) 招聘企画

- ・やのとあがつま 矢野颯子&上妻宏光
- ・セバスチャン・ジャコー&吉野直子
- ・バンジャマン・アラール オルガン・リサイタル
- ・樫本大進(ヴァイオリン)&ラファウ・ブレハッチ(ピアノ)(中心市街地活性化事業)【水戸市民会館】
- ・大西順子 SOLO PIANO
- ・サイトウ・キネン・オーケストラ ブラス・アンサンブル(中心市街地活性化事業)【水戸市民会館】

(エ) 茨城の演奏家による企画

- ・第42回日本フルートフェスティバル in 茨城
- ・茨城県民オペラ協会 音楽で巡る日本&世界一周の旅コンサート
- ・NHK水戸児童合唱団 20周年記念事業 NHK水戸児童合唱団 第7回定期演奏会 平和への願いと希望をハーモニーにのせて
- ・宮田悠貴 ハープ・リサイタル
- ・第2回 Corodia コンサート 想いは咲くうたとなり～女性作曲家を歌う～
- ・川又千世 ソプラノリサイタル
- ・小林日和 ヴァイオリンリサイタル
- ・兼氏規雄 クラリネットリサイタル
- ・Duo la Bilancia 長澤順×清水美和 ピアノ・デュオ・リサイタル

(オ) 水戸芸術館音楽紙「ヴィーヴォ」の編集・発行

(カ) ラジオ放送「水戸芸術館presents みんなのクラシック」【LuckyFM茨城放送】

イ 教育普及事業

- ・ちょっとお昼にクラシック
大西宇宙(バリトン)
中ヒデヒト音楽隊
前橋汀子(ヴァイオリン)&荘村清志(ギター)
- ・0歳からのわくわくオルガン・コンサート なつ★オルガン
- ・ぴ〜すプロジェクト 平和作文朗読会とパイプオルガン・コンサート
- ・MC0子どものための音楽会[参加校:市内37校, 県央連携都市8市町村12校]【リリーアリーナMITO】
- ・中学校 合唱の祭典 芸術館で歌おう Sing! Sing! Sing! ～5年ぶりに灯る歌声～
[参加校:市立全中学校及び国田義務教育学校]
- ・市内小中学校 芸術館コンサート2024
[参加校:常磐小学校, 双葉台中学校, 千波中学校, 千波小学校, 第二中学校, 茨城大

学教育学部附属中学校, 第三中学校, 笠原小学校, 笠原中学校]

- ・MC0メンバーによる公開レッスン&ミニコンサート【高正U&Iセンターホール】
[受講: 鹿島高等学校・附属中学校吹奏楽部・清真学園高等学校・中学校音楽部合同バンド]
- ・中学生のための音楽鑑賞会2025 中ヒデヒト音楽隊[参加校: 市内中学校19校の1年生]
- ・MC0メンバーによる小中学生吹奏楽セミナー[受講: 酒門小学校金管バンド部, 笠原小学校金管バンド部, 千波中学校吹奏楽部, 笠原中学校吹奏楽部]
- ・MC0セミナー・ウインズ2025 MC0の管楽器メンバーとセミナー受講者の合同コンサート[受講: 茨城高等学校吹奏楽部(フルート四重奏), Ibaraki Wind Quintet(木管五重奏), WINDS-9(木管九重奏)]
- ・合唱セミナー2025
- ・市民のためのオルガン講座, 実技レッスン受講生による発表会
- ・パイプオルガン・プロムナード・コンサート, プロムナード・コンサートEXTRA
- ・幼児のためのパイプオルガン見学会

ウ 館外公演

- ・新ダヴィッド同盟 東京公演【紀尾井ホール】

○演劇部門 (公演及び教育普及事業等回数213回, 入場者及び参加者数18,280人)

ア 企画事業

- ・伝統芸能のススメ〔狂言〕
野村万作抄30「文荷」「小傘」
萬狂言水戸公演「才宝」「名取川」
〈関連企画〉
 - ・狂言のいろいろ体験ワークショップ
「はじめての狂言」
- ・ゆうくんとマットさんの
「かいじんハテナ？」
〈関連企画〉
 - ・ゆうくんとマットさんのおはなし
キャリーボックス
- ・伝統芸能のススメ〔落語〕
立川志の輔独演会, 桂宮治独演会, 柳家三三独演会, 春風亭昇太独演会, 柳家花緑独演会, 柳家さん喬独演会
- ・深作組+水戸芸術館 プロデュース公演 「ノラーあるいは, 人形の家ー」
- ・未来サポートプロジェクトvol.16 <伝統芸能スペシャル"講談">
神田真紅改め"三代目松林伯知" 真打昇進襲名披露公演
- ・岩波ホール発 白石加代子「百物語」シリーズ アンコール公演第5弾



ACMファミリーシアター

「リトルセブンの冒険」

撮影: 刑部アツシ (おさかべ写真館)

- ・ACMファミリーシアター

「リトルセブンの冒険～白雪姫去りし後の“こびとたち”の物語～」

- ・リーディング・プロジェクト “ケストナーを読む” 「飛ぶ教室」リーディング公演
〈関連企画〉

・リーディング・プロジェクト “ケストナーを読む” 「飛ぶ教室」ワークショップ

- ・「モンスター」

- ・「ラヴ・レターズ」

- ・新しいシェイクスピア劇の創造事業 水戸芸術館プロデュース公演

「世界のすべては、ひとつの舞台 ～シェイクスピアの旅芸人」

〈関連企画〉

・ひとつの舞台、 旅するワークショップ ～シェイクスピアの劇世界

- ・劇団た組「ドードーが落下する」

イ 教育普及事業

- ・朗読スタジオ

〈関連企画〉

・朗読スタジオ番外編 ボイス部 ～声で伝える物語～

・発表公演「声のギャラリー」

- ・水戸子どもミュージカルスクール

〈関連企画〉

・発表公演「雪のプリンセス」

・卒業式

- ・小学生のための演劇鑑賞会

「リトルセブンの冒険～白雪姫去りし後の“こびとたち”の物語～」[参加校:市立小学校32校の小学4年生]

- ・地域交流プログラム

・体験型ワークショップ「伝わる声のつくり方」

基礎編「クリアな声の集中レッスン」

応用編「『論語』を声に出してみよう！」

・体験型ワークショップ 伝わる声のつくり方・番外編

「朗読を通して「戦争」を考えるワークショップ」

・ことばと、あそぼう ～谷川俊太郎のことば～

・遊び心をはぐくむ「PLAYROOM」PROJECT

・体験型ワークショップ「伝わる声のつくり方」

基礎編「大きな声を出してみよう！」

基礎編「クリアな声を目指す！」

応用編「アニメソングの「歌詞」を朗読！」

○美術部門（開館日：222日，入場者及び参加者数29,693人，館外の教育普及事業等回数11回，館外の入場者及び参加者数627人）

ア 企画事業

(7) 須藤玲子：NUNOの布づくり

〈関連企画〉

- ・担当学芸員による ギャラリーツアー
- ・つぎつぎ布ワークショップ
- ・1/5こいのぼりをつくろう

(イ) 山下麻衣＋小林直人

他者に対して，また他者と共に

〈関連企画〉

- ・オープニング・アーティストトーク
- ・アーティストによるギャラリーツアー
- ・《人が花に対して，また花と共にいる営み》花壇クラブ募集説明会及び活動【水戸芸術館，水戸市植物公園】
- ・「大」，「丈」，「夫」の花植え会
- ・花の譲渡会



展示風景：「近藤亜樹：我が身をさいて、みた世界は」
水戸芸術館現代美術ギャラリー，2025年

写真提供：水戸芸術館現代美術センター

(c)The Artist. Courtesy of ShugoArts.

Photo by Shigeo Muto.

(ウ) 田村友一郎 A T M

〈関連企画〉

- ・アーティストトーク
- ・環境芸術学会連携企画 田村友一郎 アーティスト・トーク「つながりと発見」
- ・田村友一郎 《テイストレス》上映

(エ) 近藤亜樹：我が身をさいて，みた世界は

〈関連企画〉

- ・オープニング・トーク
- ・担当学芸員によるギャラリーツアー
- ・ザ・オーケストラの部屋（出演：UA w/ピアノ 鈴木正人）
- ・ザ・オーケストラの部屋（出演：会田莉凡）

(オ) クリテリオム100 沼田侑香，クリテリオム101 渡邊拓也

(カ) 日比野克彦「HIBINO CUP」(中心市街地活性化事業)

(キ) 日比野克彦「明後日朝顔プロジェクト2024水戸」(中心市街地活性化事業)【水戸芸術館，水戸市民会館，京成百貨店】

(ク) ホーム・ムービング！8ミリフィルム鑑賞会「古澤さんちのホームムービーをみてみよう！」(中心市街地活性化事業)

(ケ) 続・水戸空間診断(中心市街地活性化事業)

イ 教育普及事業

(7) 高校生ウィーク2024, 2025

〈関連企画〉

- ・フフのワークショップ
- ・本棚からはぐれて ZINEと古本市
- ・ZINE制作ワークショップ

(イ) 造形実験室

(ウ) アーティストワークショップ

- ・夏のこらぼ・らぼ2024

花を描いて植えよう ー花に対して, また花と共に

⑧タワー見学と模型づくり

植物のまわりにあるもの

ブリコラージュ・プリンティング

- ・アトリエ訪問と制作 つくりてくらして【studioZWEI, どこかの他】

(エ) 小中学生のための学校訪問アートプログラム

- ・塩川 岳「エアドーム」【稲荷第二小学校, 赤塚小学校】
- ・津田翔平「遊びのようなもの ～オリジナル障害物競走」【常磐小学校】
- ・学校版「造形実験室」【柳河小学校, 石川小学校】
- ・視覚に障害のある人との鑑賞プログラム「session! 学校版」【千波中学校】
- ・松原容子「自分定規」【千波中学校】
- ・学芸員によるレクチャー【千波中学校】

(オ) 視覚に障害がある人との鑑賞ツアー「session!」

(カ) ブリッジ ーアートとケアをつなぐ

- ・ブリッジカフェ
- ・ブリッジ勉強会2025
- ・赤ちゃんと一緒に美術館散歩
- ・特別支援学校との連携【内原特別支援学校】

(キ) 共創拠点(みんなのアートセンター)

- ・CACギャラリートーカー
- ・CACギャラリートーカーによるウィークエンド ギャラリートーク
- ・造形ボランティア
- ・乳幼児ケアサポート
- ・カフェスタッフ
- ・部活動
- ・ふえいすらぼ

(ク) よみものアーカイブ

(ケ) 博物館実習

(コ) インターンシップ

(サ) 団体対応

ウ 椿昇＋室井尚《飛蝗(プロジェクト・インセクト・ワールド)》修復・公開事業

エ 他団体との共催事業

- ・ 関東甲信越地区視覚障害教育研究会 図工美術部会教職員研修
- ・ いまここで起きている
- ・ 障害者芸術文化活動支援センター 南東北・北関東ブロック研修
- ・ まちのイバダイ2025 哲学カフェ「アートで問いづくり」with茨城大学教育学部倫理学ゼミ

○吉田秀和賞事業

音楽を中心に芸術評論に多大な功績のあった吉田秀和初代館長の名を冠した、第34回吉田秀和賞の審査を行い、受賞者に表彰状と賞金を贈呈した。

受賞者及び受賞作品：

鈴木 晶『ニジンスキー 踊る神と呼ばれた男』

(みすず書房, 2023年7月)

審査員：片山杜秀, 堀江敏幸

○音楽・演劇・美術共通事業

ア 中心市街地活性化事業

水戸市民会館, 京成百貨店(ミトリオ地区)との連携事業などを実施することにより、中心市街地の活性化を図った。

- ・ Mitori0ラッピングバス運行【市内, 周辺地区】
- ・ 水戸芸術館フラワーアートイベント -MIX&PASSAGE-
- ・ 水戸芸術館・水戸市民会館見学ツアー【水戸芸術館, 水戸市民会館】
- ・ 日比野克彦「HIBINO CUP」(美術部門企画事業)
- ・ 日比野克彦「明後日朝顔プロジェクト2024水戸」(美術部門企画事業)【水戸芸術館, 水戸市民会館, 京成百貨店】
- ・ Mitori0ライトアップ2024【水戸芸術館, 水戸市民会館, 京成百貨店】
- ・ 樫本大進(ヴァイオリン)& ラファウ・ブレハッチ(ピアノ)(音楽部門企画事業)【水戸市民会館】
- ・ サイトウ・キネン・オーケストラ ブラス・アンサンブル(音楽部門企画事業)【水戸市民会館】
- ・ 水戸芸術館・水戸市民会館 名建築を撮影しよう！Vol.3【水戸芸術館, 水戸市民会館】
- ・ ホーム・ムービング！8ミリフィルム鑑賞会「古澤さんちのホームムービーをみてみよう！」(美術部門企画事業)
- ・ 続・水戸空間診断(美術部門企画事業)

イ 椿昇＋室井尚《飛蝗(プロジェクト・インセクト・ワールド)》修復・公開事業

ウ 追悼展

- ・小澤征爾水戸芸術館館長と水戸室内管弦楽団との歩みを振り返る展示

○地域共催事業

- ・第55回水戸市芸術祭関連事業

いけばな展, 美術展覧会第1期＋第2期, 謡と仕舞の会, 三曲各流演奏会, バレエフェスティバル, 市民音楽会, 合唱フェスティバル CHORUS de MITO, 演劇フェスティバル, ジュニアオーケストラ演奏会, 交響楽演奏会

- ・その他の地域共催事業

第128回水戸の梅まつり第77回写真コンテスト入賞作品展, 第56回花の絵コンクール作品展, 第39回水戸映画祭, 水戸市立第二中学校清流祭合唱コンクール, MOA美術館水戸児童作品展, 第48回水戸・高松親善都市児童生徒美術展覧会, 第23回大手橋プラムコンサート, 水戸市立三の丸小学校吹奏楽部演奏会, 水戸市立常磐小学校吹奏楽部演奏会, 水戸市立千波小学校吹奏楽部演奏会, 水戸市立酒門小学校金管バンド部演奏会, 水戸市立第四中学校吹奏楽部演奏会, 水戸市立第一中学校吹奏楽部演奏会

- ・広場での催事

あおぞらクラフトいちSpring in 水戸, 水戸まちなかフェスティバル2024～帰ってきたストリート文化祭～, アカペラフェスティバル in 水戸2024, ART TOWER MITO NIGHT YOGA, 水戸市環境フェア2024, 第35回五軒サマーナイトコンサート&ふれあいまつり, 茨城県警察音楽隊「金曜コンサート」, 全国ねぎサミット2024 in みと, 新春楽市・楽座 IN 水戸芸術館, Mitori0ローカルフェス飯祭

2 一般財団法人水戸市公園協会

(1) 設立年月日

平成2年3月29日

(2) 所在地

水戸市千波町508-59

(3) 基本財産

50,000千円（市の出資・出捐率100%）

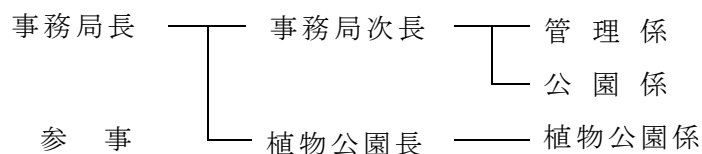
(4) 役員等

理事11人, 評議員12人, 監事2人
（常勤役員 理事長1人）

(5) 職員数

市派遣職員1人, 協会職員13人, 再雇用職員1人, 嘱託職員19人, 臨時職員5人

(6) 事務局組織



(7) 業務内容

○都市公園等（植物公園を除く。）

ア 維持管理に関すること

(ア) 植物管理業務

公園内の植栽樹木，草花，芝生等の維持管理を行う業務

(イ) 清掃業務

公園内の建物内，園路，芝生及びトイレ等の清掃業務

(ウ) 保守点検業務

公園内の施設・設備及び機械等の専門的な保守点検を行う業務

(エ) 警備業務

巡回等により危険箇所並びに不審者及び不審物等を発見し，公園内の安全を確保する業務

(オ) 日常点検業務

目視点検等により，施設・設備・遊具等の日常点検を行う業務

(カ) 修繕業務

公園内の施設・設備など破損，損壊，老朽化等した場合の修繕方法の検討，見積書の徴収，修繕の実施及び修繕データを保存する業務

(キ) 苦情・要望等対応業務

公園の維持管理等における苦情・要望等の対応を検討し，実施する業務

(ク) 備品管理業務

公園の管理に必要な備品について，適切な状態に保持・管理する業務，並びに公園の管理に必要なものとして新たに備品を購入し，適切な状態に保持・管理する業務

(ケ) 帳簿の記帳業務

公園の管理に係る収入及び支出について，帳簿に記帳する業務

(コ) 公園利用等調査業務

水戸市が公園利用等を把握するために行うアンケート等の調査を補助する業務

(サ) その他

高病原性鳥インフルエンザウイルス等各種感染症発生時における公園内の対応業務，大雨や台風等の荒天時の冠水対策，不法駐車対策，公園内での事件・事

故発生時の対応業務，鳥や野生生物に関する対応業務

イ 使用・利用に関すること

(ア) 公園使用調整業務

行事について，使用者から使用希望計画表を徴収し，年間使用調整を行う業務

(イ) 受付・案内業務

使用者等から，口頭，電話，ファクシミリ及びメール等による問い合わせに対して受付・案内する業務

(ロ) 申請書の受付及び予備審査業務

都市公園における行為の制限の許可に関する申請を受理し，予備審査等を行う業務

(ハ) 使用方法等指導業務

施設・設備や遊具等の使用方法を指導する業務

(ニ) 不正使用等指導業務

公園内の迷惑行為，不正使用等について調査し，指導を行う業務

(ホ) 使用許可台帳整理業務

使用の許可に係る内容を台帳に記帳する業務

(ヘ) 公園利用の促進業務

パンフレット作成・配布及びホームページの作成等を行う業務

ウ 事業に関すること

(ア) 公園愛護会の育成及び指導業務

公園周辺の市民から構成される公園愛護会による清掃及び除草作業等への支援，公園が新規開設された時の公園愛護会の編成等の育成及び指導に関する業務

(イ) 緑化愛護団体等の活動への協力業務

街を花と緑でいっぱいにする会，千波湖周辺の公園と自然を愛する市民の会，大塚池公園を愛する市民の会及び水戸藩にまつわる薬草園の会等の緑化愛護団体による都市公園等での活動に協力する業務

(ロ) 緑化推進事業

公園施設等を活用し，緑化思想の普及，啓発を図る業務

○植物公園

ア 展示業務

(ア) 観賞大温室・熱帯果樹温室・植物館・園内の植物展示・解説展示・作品展示を行う業務

(イ) 植物の収集保存業務

イ 普及啓発業務

ボランティア・文化団体の育成及び運営，教室・体験コーナー，園芸相談等を行う業務

ウ 維持管理業務

(ア) 植物維持管理業務

植物公園，芝生広場の植物管理，緑地保全用地の下草刈を行う業務

(イ) 施設管理業務

安全で快適な公園利用ができるように定期的に巡視を行い，異状箇所が発見された場合は速やかに補修や改修に努め，措置を講ずるまでの間に事故が発生しないよう対応する業務

a 施設の補修・修繕業務

b 施設の保守点検と運転管理業務

c 日常管理業務

清掃業務，巡回警備業務

エ 都市公園の運営業務

(ア) 利用・使用に関する業務

a 利用料の徴収業務

b 利用・使用についての受付・案内業務

c 申請書の受付及び予備審査業務

d 不正使用等指導業務

e 使用許可台帳整理業務

(イ) 利用の促進業務

パンフレット作成・配布及びホームページの作成等を行う業務

(ロ) 対策・緊急対応業務

a 地震災害等緊急時の利用者の避難，誘導，安全確保及び通報等についての的確に対応する業務

b 消防計画や緊急時対応に必要な計画を策定し，見直しを行う業務

c 緊急時に的確な安全対策・緊急対応ができるように職員に指導を行う業務

(エ) 苦情・要望対応業務

公園の維持管理等における苦情・要望等の対応を検討し，実施する業務

(オ) 公園利用等調査業務

水戸市が公園利用等を把握するために行うアンケート等の調査を補助する業務

オ 入園者確保業務

イベント，施策等の実施により入園者を確保するための業務

カ 水戸の花絵巻事業関係業務

(ア) セツ洞公園秘密の花苑の管理

ボランティアと連携して秘密の花苑の植栽を良好に管理すること。花が見ごろの時期に合わせイベントを行いPRに努めること。

(イ) はなふるたうん事業等の花の植栽指導を行うこと。

キ 管理業務

備品管理・帳簿の記帳に関する業務

ク 売店・喫茶の運営業務

3 公益財団法人水戸市スポーツ振興協会

(1) 設立年月日

昭和61年4月1日

(2) 所在地

水戸市見川町2256

(3) 基本財産

30,000千円（市の出資・出捐率100%）

(4) 評議員会

評議員18人

(5) 役員等

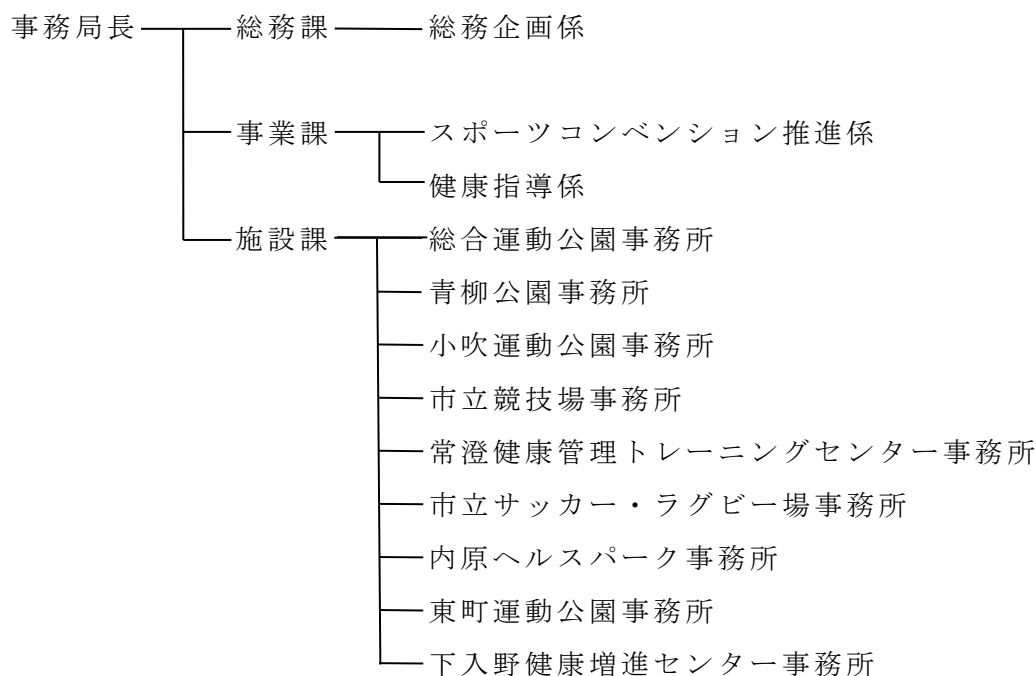
理事18人，監事2人

（常勤役員 理事長1人）

(6) 職員数

協会職員50人，再雇用職員6人，嘱託職員19人，臨時職員14人

(7) 事務局組織



(8) 業務内容

ア 目的

協会は、水戸市及び水戸市教育委員会との連携の下に、体育施設の効果的・効率的な活用を促進するとともに、広く体育・スポーツの振興に関する事業等を行うこ

とにより，心身ともに健全な市民の育成及び明るく豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

イ 事業

- (ア) 各種スポーツ教室及びスポーツサークルの育成並びにスポーツボランティア及びスポーツ指導者の養成
- (イ) 競技会等スポーツ大会の開催
- (ウ) 体育施設の管理運営
- (エ) その他目的を達成するために必要な事業

(9) 管理・運営を行う施設（28か所48施設）

- ア 総合運動公園 市民球場，軟式球場，体育館，テニスコート，第2テニスコート，相撲場
- イ 青柳公園 屋内プール，市民体育館，スケートボード場
- ウ 小吹運動公園 屋内プール，体育館，野球場
- エ 市民運動場 田野，東野，柳河，城東，ちとせ，上中妻，元石川，元吉田，若宮，石川，河和田，上大野，鯉淵，中妻，内原
- オ 千波公園 テニスコート
- カ 大塚池公園 野球場
- キ 市立競技場 主競技場，補助競技場
- ク 常澄健康管理トレーニングセンター 体育館，テニスコート，ミニグラウンド
- ケ 常澄運動場 野球場，陸上競技場
- コ 大串貝塚ふれあい公園 テニスコート，プール
- サ 市立サッカー・ラグビー場 天然芝1面，人工芝1面
- シ 内原ヘルスパーク 健康増進センター，テニスコート，多目的広場
- ス 東町運動公園 体育館，テニスコート
- セ 下入野健康増進センター 温浴施設，屋内プール，グラウンドゴルフ場

(10) 事業内容（令和7年度事業）

ア 自主事業

- (ア) スポーツ教室の開催
 - a 種目別スポーツ教室……………13施設13種目 74教室
 - b 健康づくり教室……………8施設57種目149教室
 - c 水泳教室……………3施設13種目 34教室
 - d スポーツコンベンションの誘致及びスポーツボランティアの育成

・スポーツコンベンションMITOパートナーシップを活用し地域と一体となって、スポーツを核とした協力体制を構築し、地域が有する豊かなスポーツ資源を有効に活用しながら、スポーツイベントの誘致等による交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともにスポーツに参加する機会の拡大やスポーツを支える環境の充実を図る。

・スポーツを支える活動に自発的・自主的に参加できる体制・組織づくりを図り、スポーツボランティアの養成と共に各種イベントの派遣を行う。

e スポーツ指導者の養成

スポーツ指導に従事、もしくは将来スポーツ指導を志す者に役立つ知識・情報を提供し、スポーツ指導者の養成を図る。

f その他

体力テスト及びスポーツ相談などの指導・助言を行う。

(イ) 一般行事

- a 水戸市長杯第31回選抜古希軟式野球大会
- b 第41回水戸市元旦マラソン大会
- c 第55回水戸千波湖ロードレース大会
- d 第23回東日本U15中学生ラグビーフットボール選抜大会
- e 令和7年度水戸市陸上記録会

イ 受託事業

(ア) スポーツ教室の開催

- a 障害者（児）水泳教室
- b 障害者ジョギング教室

(イ) 各種行事

- a 飛田穂洲旗第38回中学校野球大会
- b プレースポーツみと2025 4th
- c 国民皆泳第60回水戸市水泳大会
- d 第49回水戸市軟式野球大会

(ウ) 夏季プール無料開放事業

(エ) 東部公園サッカー場運営事業

ウ 特別事業

(ア) 日本グランプリシリーズ 水戸大会 2025水戸招待陸上

(イ) 水戸黄門まつり第35回那珂川遠泳大会

(ウ) 水戸市長旗第15回東日本少年軟式野球大会

(エ) 太陽生命カップ2025第16回全国中学生ラグビーフットボール大会

(オ) 第33回全日本古希軟式野球大会

(カ) 水戸市長旗第33回東日本軟式野球選手権大会

エ スポーツイベント事業

(ア) Fun! Fan スポーツフェスタinみと2025

(イ) チャレンジカップ

(ウ) 第35回ダンロップ杯茨城ジュニア大会

4 一般財団法人水戸市農業公社

(1) 設立年月日

平成元年12月26日

(2) 所在地

水戸市赤塚2-27

(3) 基本財産

130,000千円（出捐金：水戸市65,000千円，JA水戸65,000千円）

(4) 役員等

理事14人，評議員14人，監事2人

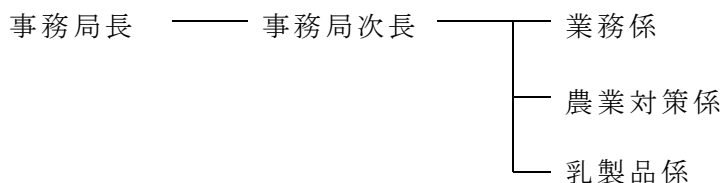
（常勤役員 専務理事1人）

(5) 職員数

市派遣職員1人，JA水戸派遣職員1人，公社職員4人

嘱託職員8人，臨時職員5人

(6) 事務局組織



(7) 農業公社の概要

水戸市農業公社は，水戸市及びJA水戸から基本財産の寄附を受けて，「都市近郊農業」の発展に寄与することを目的に設立された。設立以来，農業機械リース事業や農地の流動化対策などを講じることで，水戸市の農業振興に努めてきており，近年では，農業者の減少・高齢化が進んでいることから，公社自らが農作業や農地管理を受託することで，農地の荒廃を防いでいる。

また，水戸市森林公園内「森のシェーブル館」において，チーズなどを製造・販売し，水戸の魅力向上に努めている。

(8) 業務内容

ア 認定農業者等担い手の育成・確保

イ 農業補助労働力の確保

ウ 担い手農家への農地集積の促進

エ 農業機械のリース

オ 農作業受託

5 公益社団法人水戸市シルバー人材センター

(1) 設立年月日

昭和56年6月8日

※ 平成24年4月1日に公益社団法人へ移行

(2) 所在地

水戸市大塚町1863-169

(3) 基本財産

— 円（市の出資・出捐率0%）

(4) 役員等

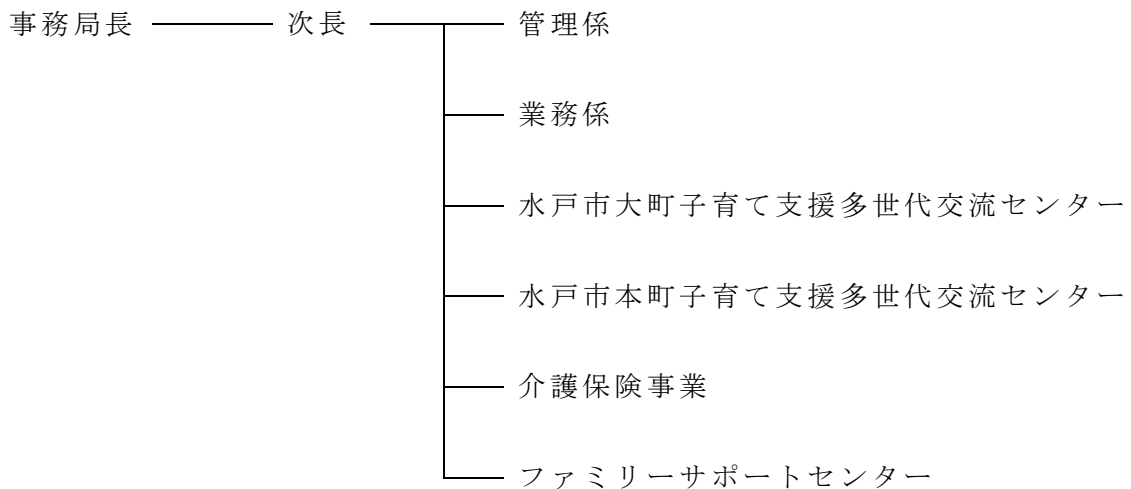
理事14人，監事2人

（常勤役員1人）

(5) 職員数

センター職員4人，嘱託職員23人，臨時職員29人（うち会員22人）

(6) 事務局組織



(7) 会員数・会費

会員数 939人（男619人，女320人）

会費 3,000円（正会員年会費2,400円，会員互助会費600円）

(8) 事業目的

当センターは，高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の規定に基づき設立された法人で，60歳以上の高齢者を会員（社員）とする公益社団法人である。

会員に働く機会を提供することを通して，会員の生きがいの充実や生活の安定，また，地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目的としている。

(9) 事業内容

- ア 経理事務，一般事務
- イ 襖・障子・網戸張り，植木の手入れ
- ウ 整理事務，パソコン文書作成，毛筆宛名・賞状書き，調査事務
- エ 建物・駐車場管理，商品・在庫管理，販売，集金
- オ 除草，屋内外の軽作業
- カ 福祉・家事援助（清掃・洗濯・買い物・調理等）
- キ 介護保険事業（訪問介護・第一号訪問事業）
- ク 労働者派遣事業
- ケ 水戸市子育て支援・多世代交流センター指定管理業務
- コ 水戸ファミリー・サポート・センター事業

(10) 主な事業実績及び収支状況

		令和４年度	令和５年度	令和６年度
会 員 数（人）		895	918	939
就業実人員（人）		683	641	581
就業率（％）		76.3	69.8	61.9
就業延人員（人日）		65,005	63,026	55,570
	請負（人日）	44,688	41,721	35,877
	派遣（人日）	20,317	21,305	19,693
受注件数（件）		6,112	4,868	4,298
	請負（件）	5,996	4,742	4,176
	派遣（件）	116	126	122
契約金額（千円）		367,858	357,854	356,795
	請負（千円）	255,291	238,287	231,535
	派遣（千円）	112,567	119,567	125,260

6 一般社団法人水戸観光コンベンション協会

(1) 設立年月日

昭和45年 7 月 10 日

(2) 所在地

水戸市三の丸 1－5－38 茨城県三の丸庁舎 1 階

(3) 基本財産

— 円（市の出資・出捐率 0％）

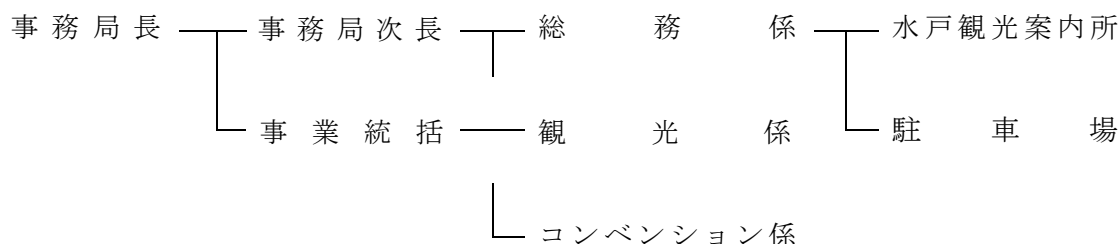
(4) 役員等

顧問 3 人，理事 27 人，監事 3 人
（常勤役員 専務理事 1 人）

(5) 職員数

市派遣職員 3 人，協会職員 5 人，嘱託職員 15 人

(6) 事務局組織



(7) 事業

- ア 国内外からの観光客の誘致並びにコンベンションの誘致及び支援
- イ 水戸市及び周辺地区の観光地並びにコンベンション施設の紹介宣伝
- ウ 観光及びコンベンション情報の収集及び提供
- エ 観光及びコンベンションの関係機関，関係団体及び関係事業者との連絡協調
- オ 観光及びコンベンションに関する調査研究
- カ 観光施設の整備運営及び受託運営並びに観光地美化の推進
- キ 観光及びコンベンション事業者及びその従事者の資質向上並びに接遇改善の指導
- ク 国内外観光客及びコンベンション関係者の受入体制の整備促進
- ケ 観光及びコンベンションに関する出版物の刊行
- コ 水戸観光案内所等の運営
- サ 観光土産品の宣伝及び販路拡大並びに改善指導
- シ 水戸のまつり及びイベント等の開催並びにその他年中行事の育成保存
- ス 駐車場・売店・飲食店の運営
- セ レンタサイクル事業及びシェアサイクル事業の運営
- ソ 国または地方公共団体に対する献策及び協力
- タ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

7 公益財団法人水戸市国際交流協会

(1) 設立年月日

平成 7 年 3 月 28 日

(2) 所在地

水戸市備前町 6－59

(3) 基本財産

100,000 千円（市の出資・出捐率 100％）

(4) 役員等

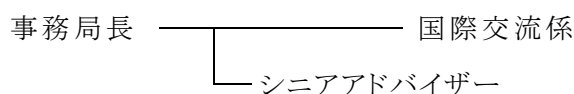
理事 14 人，評議員 20 人，監事 2 人

（常勤役員 常務理事 1 人）

(5) 職員数

協会職員 4 人，嘱託職員 4 人，臨時職員 2 人，特別嘱託員 1 人

(6) 事務局組織



(7) 事業計画

ア 海外諸都市との国際交流事業

- (ア) 国際親善姉妹都市アナハイム市との交流事業
- (イ) 友好交流都市重慶市との交流事業
- (ウ) 友好交流都市台南市及びその他の海外諸都市との交流事業

イ 市民の国際交流活動に対する支援事業

- (ア) 国際交流のつどいの開催
- (イ) 国際交流団体活動紹介展の開催
- (ウ) 国際交流団体連絡会の開催
- (エ) 外国人に日本語指導をしているボランティア団体への支援

ウ 国際交流に関する講座等の実施事業

- (ア) 国際理解講座の開催
- (イ) 国際交流パーティーの開催
- (ウ) 国際理解のための外国人紹介

エ 外国人市民に対する支援事業

- (ア) こどものための日本語ボランティア
- (イ) 多文化共生のための日本語教育等支援事業
- (ウ) 外国人市民からの聞き取り
- (エ) 外国人のための防災対策事業の実施
- (オ) 外国人市民のための生活情報紙(Culture Pot Mito)の発行
- (カ) 生活ガイドブック
- (キ) 外国人市民のための日本文化体験等事業の実施
- (ク) 英文地図の提供
- (ケ) 相談窓口の常設

オ 国際交流に関する情報・資料の収集及び提供事業

- (ア) 協会機関紙の発行
- (イ) 資料の収集及び提供
- (ウ) 広報活動促進事業

カ 水戸市・重慶市友好交流都市提携 25 周年記念事業

- (ア) 記念事業の開催

- (イ) 記念小冊子の発行
- キ 水戸市国際交流センターの管理及び運営の受託
- (ア) 水戸市国際交流センターの管理及び運営
- (イ) 使用料の徴収

8 一般財団法人水戸市商業・駐車場公社

(1) 設立年月日

平成9年8月26日

(2) 所在地

水戸市赤塚 1 - 1

(3) 基本財産

50,000千円（市の出資・出捐率100%）

(4) 役員等

理事10人，評議員8人，監事2人
(常勤役員 理事長1人)

(5) 職員数

公社職員 3 人，囑託職員 7 人

(6) 事務局組織

事務局長 ———— 商業振興係
————— 施設管理係

(7) 設立目的の実現のために実施する主な事業

ア	商業振興のための調査研究及び指導に関する事業
イ	商業振興のための人材育成事業
ウ	情報提供事業
エ	商業振興のための支援事業
オ	まちなか活性化推進事業
カ	駐車場の設置及び管理運営に関する事業
キ	駐車場の管理受託
ク	ミオス店舗床賃貸借事業
ケ	ミオス管理運営事業

(8) 公社営駐車場の運営状況

- ア 水戸駅南パーキング（平成10年3月開設）
- | | |
|------|---------------|
| 敷地面積 | 4801.48㎡（市有地） |
| 供用台数 | 256台 |
| 供用時間 | 24時間 |
| 方式 | 平面自走式（一部2層） |

利用状況

年度	台 数	金 額
R4	77,785台	53,134,398円
R5	86,730台	60,045,772円
R6	104,243台	77,287,030円

イ 梅香高架下パーキング（平成11年6月開設）

利用状況

敷地面積 1792.39㎡（道路敷地）

供用台数 47台

供用時間 24時間（定期専用）

方式 平面自走式

年度	台数	金額
R4	527台	5,638,900円
R5	528台	5,649,600円
R6	511台	5,467,700円

(9) 市営駐車場の管理受託

令和3年4月1日より指定管理者の指定を受け、市内1か所の市営駐車場の管理を行っている。

ア 水戸市赤塚駅北口駐車場

供用台数 521台

9 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会

(1) 設立年月日

昭和44年3月27日

(2) 所在地

水戸市赤塚1-1

(3) 基本財産

4,000千円（市の出資・出捐率0%）

(4) 役員等

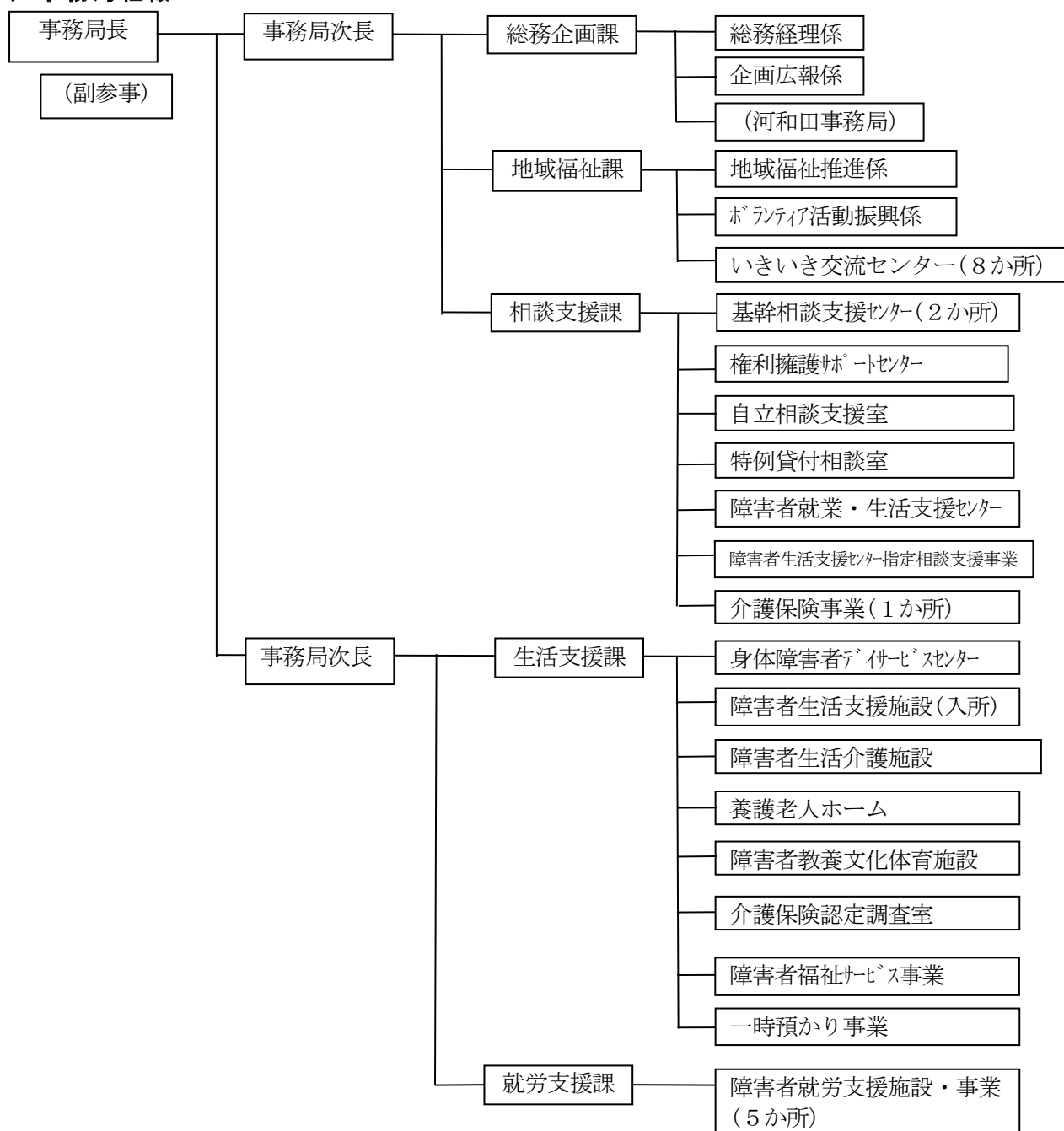
理事14人，評議員27人，監事3人

（常勤役員 常務理事2人）

(5) 職員数

協議会職員102人，嘱託職員159人，任用職員62人

(6) 事務局組織



(7) 実施事業

ア 法人経営部門〔法人運営・事業経営／社協事業全体のマネジメント業務〕

(ア) 理事会，評議員会，委員会等の機能強化

(イ) 第4次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）及び第4次水戸市社会福祉協議会中期経営計画の推進

(ウ) 広報啓発事業

- ・ 第56回水戸市社会福祉大会の開催
- ・ 社会福祉功労者等の顕彰
- ・ 様々な媒体を活用した積極的な広報活動

- ①広報紙「みんなのしあわせ」を活用した情報提供（年４回）
- ②ホームページを活用した情報提供
- ③ＳＮＳ・動画を活用した情報提供
- ・みんなの福祉のまちづくり憲章の活用
- (エ)「水戸市福祉ボランティア会館」の運営
- (オ)役職員研修会の開催及び参加
- (カ)働き方改革への取り組み
- イ 地域福祉部門〔地域福祉活動推進事業・ボランティア活動振興事業〕
- (ア)水戸市社会福祉協議会会員会費募集
- (イ)水戸市社会福祉協議会支部活動・地域でつながる支えあい活動の推進
- (ウ)生活支援体制整備事業
- (エ)地域福祉推進・敬老慶祝事業『「福寿のつどい」～出会い ふれあい ささえあ
い 感謝とともに～』
- (オ)高齢者福祉関係
 - ・第52回金婚祝賀会の開催
 - ・高齢者慶祝事業
 - ・愛の定期便事業
 - ・高齢者クラブ事業補助
 - ・「水戸市いきいき交流センター」の運営（８施設）
 - ・福祉台帳の整備
- (カ)児童・母子父子福祉関係
 - ・交通遺児就学奨励金贈呈
 - ・次世代人財育成推進事業補助
 - ・生活困窮者支援事業補助
- (キ)障害者（児）福祉関係
 - ・ふれあいのひろば補助
 - ・ふれあい交流会（機能回復訓練事業）補助
 - ・肢体不自由児者野外訓練事業補助
 - ・水戸市パラスポーツ・レクリエーション大会
 - ・盲導犬等飼育管理補助
- (ク)福祉機器貸与事業
- (ケ)「心配ごと相談所」の運営
- (コ)歳末たすけあい援護事業
- (サ)地域福祉活動団体支援
- (シ)ふれあいサロン・子育てサロン・多世代交流サロン助成
- (ス)地域ささえあい活動助成事業

(セ) 社会福祉関係団体等事業への参加協力並びに補助

(ソ) 共同募金運動の協力

(タ) 水戸地区社会福祉法人連絡会の運営

(チ) 「ボランティアセンター」の運営

(ツ) ボランティア振興事業

- ・ボランティア相談の開設
- ・ボランティアセンター広報啓発事業
- ・ボランティアサークル等研修会・連絡会の開催
- ・ボランティア養成講座の開催
- ・福祉体験教室・パソコン相談の開催
- ・福祉活動機材等貸与事業
- ・ボランティアサークル等活動費助成事業
- ・水戸市ボランティア連絡協議会の支援及び助成
- ・ボランティアサークル活動パネル展の開催
- ・ボランティア活動保険及びボランティア行事保険加入促進
- ・物品の預託及び配分
- ・茨城県央ボランティア連絡会の参加協力
- ・障害者グループ外出支援奉仕員養成・派遣事業

(テ) 「災害ボランティアセンター」の運営

ウ 相談支援・権利擁護部門

(ア) 「水戸市基幹相談支援センター」の運営

- ・水戸市基幹相談支援センター
- ・水戸市障害者生活支援センター指定相談支援事業所

(イ) 「水戸地区障害者就業・生活支援センター」の運営

- ・雇用安定等事業
- ・生活支援等事業

(ウ) 生活困窮者自立支援事業

- ・「生活困窮者自立相談支援室」の運営

- ① 自立相談支援事業
 - ② 住居確保給付金
 - ③ 就労準備支援事業
 - ④ 家計改善支援事業
 - ⑤ 居住支援事業
 - ⑥ 子供の学習・生活支援事業
 - ⑦ 住まいの総合相談支援事業
- ・その他生活困窮者支援事業

- ①子ども食堂「Cookぼーの」との連携による食支援
- ②子どもフードパントリー水戸実行委員会への支援
- (エ) 相談支援及び資金貸付事業
 - ・生活福祉資金貸付事業
 - ・貸付金償還督促業務の実施
 - ・生活福祉資金特例貸付フォローアップ支援事業
- (オ) 「権利擁護サポートセンター」の運営
 - ・県央地域成年後見支援事業（広域中核機関を含む）
 - ・日常生活自立支援事業
- (カ) 「在宅福祉サービスセンター」の運営
 - ・指定居宅介護支援事業
- エ 介護・生活支援サービス部門
 - (ア) 「水戸市身体障害者生活支援施設いこい」の運営
 - (イ) 「水戸市立開江老人ホーム」の運営
 - (ウ) 「水戸市福祉作業所むつみ」の運営
 - (エ) 「水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか」の運営
 - (オ) 「一時預かり事業所あかつかスマイルキッズ」の運営
 - (カ) 「水戸市障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズ」の運営
 - (キ) 「介護保険認定調査室」の運営
 - (ク) 「訪問サービス事業所みらい」の運営
 - (ケ) 第37回愛パーク祭の開催
- オ 就労支援サービス部門
 - (ア) 「水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ」の運営
 - (イ) 「水戸市知的障害者就労支援施設はげみ」の運営
 - (ウ) 「水戸市知的障害者就労支援施設みのり」の運営
 - (エ) 「就労支援事業所水戸市リサイクルセンター」の運営
 - (オ) 「就労支援事業所あかつか」の運営
 - (カ) 知的障害者等生活訓練事業

10 一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンター

(1) 設立年月日

平成8年9月5日（法人化）

(2) 所在地

水戸市白梅3-9-31

(3) 基本財産

50,000千円（市の出資・出捐率100%）

(4) 役員等

理事11人，評議員12人，監事 2 人
（常勤役員 常務理事 1 人）

(5) 職員数

センター職員 3 人，嘱託職員 1 人

(6) 事務局組織

事務局長 —— 事務局次長 —— 管理共済係

(7) 事業計画

ア 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業

会員ニーズに沿った事業展開を行うため，他のサービスセンター事業の調査研究及び事業参加者の要望等の集約を図る。

イ 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業

事業主や従業員向けの情報について，県・市及び関係機関から提供を受け，サービスセンターニュース，L I N E，ホームページに掲載する。

ウ 中小企業勤労者に対する福利厚生事業

(ア) 給付事業

結婚祝金，出産祝金，入学祝金，成人祝金，結婚記念祝金，永年勤続祝金，還暦祝金，傷病見舞金，死亡弔慰金等の慶弔給付を行う。

(イ) 自己啓発事業

そば打ち体験教室，サンドアート作り体験教室，観劇ツアー等を実施するとともに，各種コンサートチケットや映画鑑賞等への助成を行う。

(ウ) 余暇活動事業

バスツアー，ハゼ釣り体験，クリスマスパーティー等を実施するとともに，各種チケットの斡旋，ホテル宿泊への助成を行う。

(エ) 健康維持増進事業

理事長杯ゴルフ大会，ボウリング大会，日帰りハイキング等を実施するとともに，人間ドックや定期健康診断等に対する受検料への助成を行う。

(オ) 老後生活安定事業

退職準備，老後生活設計に関する情報提供を行う。

(8) 会報の発行

実施事業の案内や勤労者向けの情報提供を図るため，会報である「エンジョイライフみと」を年 6 回（隔月，奇数月）発行する。

(9) 企画運営委員会の活動

会員の中から20名以内に委嘱し，一部の事業について企画から実施までを行い，センター事業の計画的かつ円滑な推進を図る。

(10) 会員拡大の推進

サービスセンターニュース，市広報等を有効活用してのPRをはじめ，会員事業所による紹介運動，拡大月間の設定，推進員による事業所訪問を実施する。

市政概要 ー令和7年度版ー

発 行 令和7年8月
編 集 水戸市議会事務局
